

平成 19 年第 4 回定例会会議録

平成19年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期17日間）

| 月 日 | 曜日 | 区 分 | 日 程 | |
|--------|----|-------|--------------------------------------|---|
| 12月 4日 | 火 | 本 会 議 | 開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明 | |
| 12月 5日 | 水 | 休 会 | 議案調査（一般質問・質疑通告締切、正午） | |
| 12月 6日 | 木 | | 議案調査 | |
| 12月 7日 | 金 | | 議案調査 | |
| 12月 8日 | 土 | | （市の休日） | |
| 12月 9日 | 日 | | （市の休日） | |
| 12月10日 | 月 | | 議案調査 | |
| 12月11日 | 火 | | 本 会 議 | 質疑・委員会付託・一般質問 |
| 12月12日 | 水 | 一般質問 | | |
| 12月13日 | 木 | 一般質問 | | |
| 12月14日 | 金 | 委 員 会 | 常任委員会 | （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室） |
| 12月15日 | 土 | 休 会 | （市の休日） | |
| 12月16日 | 日 | | （市の休日） | |
| 12月17日 | 月 | 委 員 会 | 常任委員会 | （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室） |
| 12月18日 | 火 | 休 会 | 議事整理 | |
| 12月19日 | 水 | 委 員 会 | 小川会館建設特別委員会 | |
| 12月20日 | 木 | 委 員 会 | 議会運営委員会 | |
| | | 本 会 議 | 委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告 | |

平成19年第4回菊池市議会定例会会議録（目次）

| | |
|---|----|
| 12月4日（火曜日）本会議 | 頁 |
| 1. 議事日程第1号 | 19 |
| 2. 本日の会議に付した事件 | 21 |
| 3. 出席議員氏名 | 23 |
| 4. 欠席議員氏名 | 24 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名 | 24 |
| 6. 事務局職員出席者 | 25 |
| 7. 開 会 | 26 |
| 8. 諸般の報告 | 26 |
| 9. 開 議 | 27 |
| 10. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 27 |
| 11. 日程第2 会期の決定 | 27 |
| 12. 日程第3 議案第116号上程・説明・質疑・討論・採決 | 27 |
| 13. 日程第4 議案第117号から議案第126号まで一括上程・説明・質疑・ 討論・採決 | 31 |
| 14. 日程第5 議案第127号から議案第145号まで一括上程 | 36 |
| 15. 日程第6 議案第146号上程・説明・質疑・討論・採決 | 48 |
| 16. 日程第7 請願第3号から陳情第5号まで一括上程 | 49 |
| 17. 日程第8 報告第18号から報告第22号まで一括上程・報告 | 49 |
| 15. 日程第9 休会の議決 | 51 |
| 16. 日程第7 散会 | 51 |
| 12月5日（水曜日）休会 | |
| 12月6日（木曜日）休会 | |
| 12月7日（金曜日）休会 | |
| 12月8日（土曜日）休会 | |
| 12月9日（日曜日）休会 | |
| 12月10日（月曜日）休会 | |
| 12月11日（火曜日）本会議 | 頁 |
| 1. 議事日程第2号 | 55 |

| | |
|----------------------|-----|
| 2. 本日の会議に付した事件 | 55 |
| 3. 出席議員氏名 | 55 |
| 4. 欠席議員氏名 | 56 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名 | 56 |
| 6. 事務局職員出席者 | 57 |
| 7. 開 議 | 58 |
| 8. 日程第1 質疑 | 58 |
| (1) 怒留湯健容君質疑 | 58 |
| (2) 森 隆博君質疑 | 60 |
| 9. 日程第2 委員会付託 | 68 |
| 10. 日程第3 一般質問 | 71 |
| (1) 松本 登君質問 | 71 |
| 「財政新法と第三セクターについて」 | 71 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 73 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 75 |
| 松本 登君再質問 | 76 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 79 |
| 松本 登君再々質問 | 81 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 82 |
| 昼食休憩 | 85 |
| 開 議 | 85 |
| (1) 怒留湯健蓉さん質問 | 85 |
| 「二学期制決定についての諸問題について」 | 85 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 87 |
| 怒留湯健蓉さん再質問 | 88 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 91 |
| 怒留湯健蓉さん再々質問 | 93 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 97 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 99 |
| (1) 泉田栄一郎君質問 | 100 |
| 「菊池市天然水で街のアピールを」 | 100 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 101 |
| (2) 泉田栄一郎君質問 | 102 |
| 「地域に根ざしたイベントで市の活性化を」 | 102 |

| | |
|-----------------|-----|
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 102 |
| 泉田栄一郎君再質問 | 103 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 103 |
| 泉田栄一郎君再質問 | 103 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 103 |
| 休 憩 | 104 |
| 開 議 | 104 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 104 |
| (1) 本田憲一君質問 | 105 |
| 「本市の農業行政の対応は」 | 105 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 105 |
| 本田憲一君再質問 | 106 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 107 |
| 本田憲一君再々質問 | 108 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 109 |
| (1) 栃原茂樹君質問 | 110 |
| 「農業振興について」 | 110 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 111 |
| 栃原茂樹君再質問 | 112 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 113 |
| (2) 栃原茂樹君質問 | 114 |
| 「生活環境整備について」 | 115 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 115 |
| 栃原茂樹君再質問 | 116 |
| 休 憩 | 118 |
| 開 議 | 118 |
| (1) 中山繁雄君質問 | 118 |
| 「農業振興区域の解除について」 | 118 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 119 |
| 中山繁雄君再質問 | 120 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 121 |
| 中山繁雄君再々質問 | 121 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 122 |
| (2) 中山繁雄君質問 | 123 |

| | |
|----------------|-----|
| 「市の交通網と体系について」 | 123 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 123 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 123 |
| (3) 中山繁雄君質問 | 125 |
| 「市の経済発展について」 | 125 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 126 |
| 中山繁雄君再質問 | 127 |
| 11. 日程通告 散会 | 128 |

| | |
|-----------------------|----------|
| 12月12日（水曜日）本会議 | 頁 |
| 1. 議事日程第3号 | 131 |
| 2. 本日の会議に付した事件 | 131 |
| 3. 出席議員氏名 | 131 |
| 4. 欠席議員氏名 | 132 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名 | 132 |
| 6. 事務局職員出席者 | 132 |
| 7. 開 議 | 134 |
| 8. 日程第1 一般質問 | 134 |
| (1) 隈部忠宗君質問 | 134 |
| 「鞠智城の国営公園化について」 | 134 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 136 |
| 隈部忠宗君再質問 | 136 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 137 |
| (2) 隈部忠宗君質問 | 137 |
| 「中世の菊池城の整備について」 | 138 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 138 |
| 隈部忠宗君再質問 | 139 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 139 |
| (3) 隈部忠宗君質問 | 141 |
| 「本市の農業の活性化について」 | 141 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 141 |
| 隈部忠宗君再質問 | 142 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 142 |
| 隈部忠宗君再々質問 | 143 |

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 東 裕人君質問 | 144 |
| 「保健行政について」 | 144 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 144 |
| 東 裕人君再質問 | 146 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 146 |
| (2) 東 裕人君質問 | 147 |
| 「国民健康保険について」 | 147 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 148 |
| (3) 東 裕人君質問 | 148 |
| 「同和行政について」 | 148 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 149 |
| 東 裕人君再質問 | 149 |
| ○代表監査員 宮川貞雄君答弁 | 151 |
| 東 裕人君再々質問 | 152 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 152 |
| (1) 奈田臣也君質問 | 153 |
| 「市税の滞納状況と対策について」 | 153 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 153 |
| 奈田臣也君再質問 | 153 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 154 |
| 奈田臣也君再々質問 | 154 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 155 |
| (2) 奈田臣也君質問 | 156 |
| 「市営住宅の運営と家賃滞納対策について」 | 156 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 157 |
| 奈田臣也君再質問 | 158 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 159 |
| 奈田臣也君再々質問 | 159 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 160 |
| 昼食休憩 | 161 |
| 開 議 | 161 |
| (3) 奈田臣也君質問 | 161 |
| 「学校給食について」 | 161 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 162 |

| | |
|------------------|-----|
| 奈田臣也君再質問 | 163 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 163 |
| 奈田臣也君再々質問 | 164 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 164 |
| (1) 森 清孝君質問 | 165 |
| 「市道について」 | 165 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 166 |
| 森 清孝君再質問 | 166 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 167 |
| 森 清孝君再々質問 | 168 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 168 |
| (2) 森 清孝君質問 | 168 |
| 「情報通信の高度化推進について」 | 168 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 169 |
| 森 清孝君再質問 | 170 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 170 |
| 森 清孝君再々質問 | 170 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 171 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 172 |
| (3) 森 清孝君質問 | 172 |
| 「ゴミ処理について」 | 172 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 173 |
| 森 清孝君再質問 | 174 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 174 |
| 森 清孝君再々質問 | 174 |
| (1) 坂本昭信君質問 | 175 |
| 「県道菊池赤水線について」 | 175 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 175 |
| 坂本昭信君再質問 | 175 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 175 |
| 坂本昭信君再々質問 | 176 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 176 |
| (2) 坂本昭信君質問 | 176 |
| 「教育について」 | 176 |

| | |
|----------------|-----|
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 176 |
| 坂本昭信君再質問 | 177 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 178 |
| 坂本昭信君再々質問 | 178 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 178 |
| (3) 坂本昭信君質問 | 178 |
| 「新市建設計画について」 | 178 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 179 |
| 坂本昭信君再質問 | 179 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 179 |
| 坂本昭信君再々質問 | 180 |
| 休 憩 | 180 |
| 開 議 | 180 |
| (1) 坂井正次君質問 | 180 |
| 「企業誘致について」 | 181 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 181 |
| 坂井正次君再質問 | 182 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 183 |
| 坂井正次君再々質問 | 184 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 185 |
| (2) 坂井正次君質問 | 186 |
| 「主要道路整備について」 | 186 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 186 |
| 坂井正次君再質問 | 186 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 186 |
| 坂井正次君再々質問 | 187 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 188 |
| (3) 坂井正次君質問 | 188 |
| 「人築について」 | 188 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 188 |
| 坂井正次君再質問 | 189 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 189 |
| 坂井正次君再々質問 | 190 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 190 |

| | |
|-------------------------|-----|
| (4) 坂井正次君質問 | 191 |
| 「学校教育について」 | 191 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 191 |
| 坂井正次君再質問 | 192 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 192 |
| (5) 坂井正次君質問 | 193 |
| 「人づくり市づくりについて」 | 193 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 193 |
| (1) 樋口正博君質問 | 194 |
| 「総合体育館の空調設備について」 | 194 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 195 |
| 樋口正博君再質問 | 195 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 195 |
| (2) 樋口正博君質問 | 196 |
| 「各種競技大会等出場児童・生徒派遣費について」 | 196 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 197 |
| (3) 樋口正博君質問 | 197 |
| 「各教育基金について」 | 197 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 198 |
| 樋口正博君再質問 | 198 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 199 |
| (4) 樋口正博君質問 | 199 |
| 「本庁総合受付デスクについて」 | 200 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 201 |
| 樋口正博君再質問 | 202 |
| 9. 日程通告 散会 | 202 |

| | |
|-----------------------|----------|
| 12月13日（木曜日）本会議 | 頁 |
| 1. 議事日程第4号 | 205 |
| 2. 本日の会議に付した事件 | 205 |
| 3. 出席議員氏名 | 205 |
| 4. 欠席議員氏名 | 206 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名 | 206 |
| 6. 事務局職員出席者 | 206 |

| | |
|---------------------|-----|
| 7. 開 議 | 208 |
| 8. 日程第1 一般質問 | 208 |
| (1) 二ノ文伸元君質問 | 208 |
| 「学童保育の現状について」 | 208 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 208 |
| 二ノ文伸元君再質問 | 209 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 209 |
| 二ノ文伸元君再々質問 | 210 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 210 |
| (2) 二ノ文伸元君質問 | 210 |
| 「スクールバス民間委託について」 | 210 |
| 休憩 | 211 |
| 開 議 | 211 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 211 |
| 二ノ文伸元君再質問 | 211 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 212 |
| 二ノ文伸元君再々質問 | 213 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 213 |
| (3) 二ノ文伸元君質問 | 213 |
| 「入札制度について」 | 213 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 214 |
| 二ノ文伸元君再質問 | 215 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 215 |
| 二ノ文伸元君再々質問 | 216 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 216 |
| (1) 森 隆博君質問 | 217 |
| 「総合支所の機能及び事務分担について」 | 217 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 217 |
| 森 隆博君再質問 | 218 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 219 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 220 |
| (2) 森 隆博君質問 | 221 |
| 「地域審議会の現状について」 | 221 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 222 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 森 隆博君再質問 | 222 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 223 |
| (3) 森 隆博君質問 | 224 |
| 「国道325号線四車線改良工事及び道路沿線見直しについて」 | 224 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 225 |
| 森 隆博君再質問 | 225 |
| ○建設部長 岡崎俊裕君答弁 | 226 |
| 森 隆博君再々質問 | 226 |
| 休憩 | 226 |
| 開議 | 226 |
| (1) 木下雄二君質問 | 226 |
| 「都市間交流について」 | 227 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 227 |
| 木下雄二君再質問 | 228 |
| ○企画部長 石原公久君答弁 | 228 |
| 木下雄二君再々質問 | 229 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 229 |
| (2) 木下雄二君質問 | 230 |
| 「市民の安全対策について」 | 230 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 231 |
| 木下雄二君再質問 | 231 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 231 |
| 木下雄二君再々質問 | 232 |
| ○総務部長 緒方希八郎君答弁 | 233 |
| (3) 木下雄二君質問 | 233 |
| 「観光振興について」 | 233 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 234 |
| 木下雄二君再質問 | 234 |
| ○市長 福村三男君答弁 | 235 |
| (4) 木下雄二君質問 | 236 |
| 「地籍調査について」 | 236 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 237 |
| 木下雄二君再質問 | 237 |
| ○経済部長 稲葉公博君答弁 | 238 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 木下雄二君再々質問 | 238 |
| 昼食休憩 | 239 |
| 開 議 | 239 |
| (1) 外村國敏君質問 | 239 |
| 「民間委託について」 | 239 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 240 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 242 |
| 外村國敏君再質問 | 243 |
| ○教育長 田中忠彦君答弁 | 244 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 245 |
| (2) 外村國敏君質問 | 245 |
| 「高齢者への看・介護等について」 | 246 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 246 |
| 外村國敏君再質問 | 246 |
| ○市民部長 村山 隆君答弁 | 247 |
| 外村國敏君再々質問 | 248 |
| 10. 日程通告 散会 | 249 |
| | |
| 12月14日（金曜日）常任委員会（総務・文教・厚生・経済・建設） | |
| 12月15日（土曜日）休会 | |
| 12月16日（日曜日）休会 | |
| 12月17日（月曜日）常任委員会（総務・文教・厚生・経済・建設） | |
| 12月18日（火曜日）休会 | |
| 12月19日（水曜日）休会 | |
| | |
| 12月20日（木曜日）本会議 | 頁 |
| 1. 議事日程第5号 | 253 |
| 2. 本日の会議に付した事件 | 253 |
| 3. 出席議員氏名 | 254 |
| 4. 欠席議員氏名 | 254 |
| 5. 説明のため出席した者の職氏名 | 254 |
| 6. 事務局職員出席者 | 255 |
| 7. 開 議 | 256 |
| 8. 日程第1 各常任委員長報告 | 256 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| ・ 総務常任委員長報告 | 256 |
| ・ 文教厚生常任委員長報告 | 257 |
| ・ 経済常任委員長報告 | 259 |
| ・ 建設常任委員長報告 | 261 |
| 委員長報告に対する質疑 | 263 |
| （1）二ノ文伸元君質疑 | 263 |
| （2）本田憲一君質疑 | 264 |
| （3）奈田臣也君質疑 | 265 |
| 討 論 | 266 |
| 採 決 | 268 |
| 9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について | 270 |
| 採 決 | 271 |
| 休 憩 | 271 |
| 開 議 | 271 |
| 10. 追加議事日程（第5号の追加1） | 272 |
| 日程第1 意見書案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決 | 272 |
| 日程第2 意見書案第5号 上程・説明・質疑・討論・採決 | 273 |
| 日程第3 意見書案第6号 上程・説明・質疑・討論・採決 | 276 |
| 日程第4 意見書案第7号 上程・説明・質疑・討論・採決 | 278 |
| 11. 閉 会 | 280 |

第 1 号

1 2 月 4 日

平成19年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成19年12月4日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第116号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成19年度菊池市一般会計補正予算一第6号)

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第117号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第118号 平成19年度菊池市一般会計補正予算（第7号）

議案第119号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第120号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）

議案第121号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第122号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第123号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第124号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第125号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）

議案第126号 平成19年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第5 議案第127号 菊池市老人福祉施設福祉サービス相談委員会条例の制定について

議案第128号 特別職等の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第129号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第130号 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第131号 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第132号 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第133号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第134号 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第135号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第136号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第137号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)
- 議案第138号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第139号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第140号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第141号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第142号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)
- 議案第143号 平成19年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第144号 財産の取得について
- 議案第145号 字の区域の変更について

まで一括上程

- 第6 議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

- 第7 請願第3号 後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願
- 請願第4号 日本の「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願
- 請願第5号 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦・販売法の抜本的改正に関する請願書
- 陳情第5号 学校・幼楽園の駐車場設置に関する陳情書

まで一括上程

- 第8 報告第18号 専決処分の報告について

報告第19号 専決処分の報告について

報告第20号 専決処分の報告について

報告第21号 専決処分の報告について

報告第22号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

第9 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第116号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成19年度菊池市一般会計補正予算 第6号)

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第117号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第118号 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第7号)

議案第119号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2
号)

議案第120号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第
2号)

議案第121号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第
2号)

議案第122号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算(第1号)

議案第123号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予
算(第1号)

議案第124号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

議案第125号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
(第2号)

議案第126号 平成19年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第127号 菊池市老人福祉施設福祉サービス相談委員会条例の制定に
ついて

- 議案第128号 特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第129号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第130号 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第131号 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第132号 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第133号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第134号 平成19年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第135号 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第136号 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第137号 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
- 議案第138号 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第139号 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第140号 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第141号 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第142号 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 議案第143号 平成19年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第144号 財産の取得について
- 議案第145号 字の区域の変更について

まで一括上程

- 日程第6 議案第146号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第7 請願第3号 後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願
請願第4号 日本の「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願
請願第5号 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦・販売法の抜本的改正に関する請願書
陳情第5号 学校・幼稚園の駐車場設置に関する陳情書

まで一括上程

- 日程第8 報告第18号 専決処分の報告について
報告第19号 専決処分の報告について
報告第20号 専決処分の報告について
報告第21号 専決処分の報告について
報告第22号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 日程第9 休会の議決



出席議員（27名）

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健蓉 | さん |
| 11番 | 坂本 | 昭信 | 君 |
| 12番 | 隈部 | 忠宗 | 君 |
| 13番 | 奈田 | 臣也 | 君 |
| 14番 | 葛原 | 勇次郎 | 君 |
| 15番 | 木下 | 雄二 | 君 |
| 16番 | 坂井 | 正次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆博 | 君 |

| | | | |
|-----|----|----|---|
| 18番 | 山瀬 | 義也 | 君 |
| 19番 | 本田 | 憲一 | 君 |
| 20番 | 栃原 | 茂樹 | 君 |
| 21番 | 松本 | 登 | 君 |
| 22番 | 工藤 | 恭一 | 君 |
| 23番 | 境 | 和則 | 君 |
| 24番 | 北田 | 彰 | 君 |
| 25番 | 外村 | 國敏 | 君 |
| 26番 | 徳永 | 隆義 | 君 |
| 27番 | 横田 | 輝雄 | 君 |

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

| | | | |
|----------------------|----|-----|---|
| 市長 | 福村 | 三男 | 君 |
| 副市長 | 村上 | 建二 | 君 |
| 収入役 | 高本 | 信男 | 君 |
| 総務部長 | 緒方 | 希八郎 | 君 |
| 企画部長 | 石原 | 公久 | 君 |
| 市民部長 | 村山 | 隆 | 君 |
| 経済部長 | 稲葉 | 公博 | 君 |
| 建設部長 | 岡崎 | 俊裕 | 君 |
| 七城総合支所長 | 平野 | 國臣 | 君 |
| 旭志総合支所長 | 水上 | 泉 | 君 |
| 泗水総合支所長 | 上林 | 正章 | 君 |
| 市民部総括審議員 | 大場 | 美範 | 君 |
| 企画部首席審議員 | 鳥井 | 修 | 君 |
| 財政課長 | 川上 | 憲誠 | 君 |
| 教育長 | 田中 | 忠彦 | 君 |
| 総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 | 中村 | 鉄男 | 君 |
| 水道局長 | 後藤 | 定 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 五島 | 千秋 | 君 |
| 代表監査委員 | 宮川 | 貞雄 | 君 |
| 監査委員事務局長 | 田島 | 伸正 | 君 |

事務局職員出席者

| | |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 樋口 昭彦 君 |
| 議事課 長 | 永田 哲士 君 |
| 議事係 長 | 上田 敏雄 君 |
| 議事係主事 | 本田 昇 君 |

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開会

○

○議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年第4回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

9月28日から30日にかけて、全国ポート場所在地市町村協議会第3回議長懇話会が福島県喜多方市において開催されましたので出席しました。

10月3日から4日にかけて、第235回熊本県市議会議長会が宇土市が開催されましたので、副議長と出席してまいりました。

10月11日から10月13日にかけて、韓国忠清南道百済祭に各委員長とともに出席してまいりました。

10月28日、東京菊池会の設立総会が都市センター開催されましたので出席いたしました。

また11月2日、広域行政市議会協議会理事会がルポール麹町で開催されましたので出席しました。

11月4日は、阿蘇市で開催されました全国育樹祭に出席しました。

11月9日から10日にかけて、全国温泉所在地都市議長協議会第71回役員会が東京のルポール麹町で開催されました。また10日には首都圏七城会総会がKKRホテル東京で開催されましたので出席しました。

次に、各常任委員会研修がっております。10月23日から25日にかけて、建設常任委員会が北海道壮瞥町のPFI事業、壮瞥町管理型浄化槽整備事業について、函館市の都市景観について。

10月24日から26日にかけて、総務常任委員会が北海道の室蘭市の入札制度について、北海道夕張市の財政再建について。

同じく10月24日から26日にかけて、文教厚生常任委員会が京都府南丹市のすこやか子育て医療制度について、滋賀県近江八幡市の早寝・早起き・朝指導について。

11月13日から15日まで経済常任委員会が岩手県花巻市のトータルアドバイザー事業について、岩手県奥州市の蔵の街、音・水・緑のまちづくりについて。

以上、各常任委員長より報告書が提出されております。

また監査委員から平成19年8月から10月の一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますのでご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時03分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、森隆博君及び山瀬義也君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る11月27日の議会運営委員会におきまして、本日から12月20日までの17日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの17日間と決定しました。

○

日程第3 議案第116号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議案第116号についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。平成19年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議に出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月20日までの17日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、先の議会以降の市行政の動向につきましてご報告申し上げます。九州東海大学並びに熊本県立大学と本市との交流協定及び包括協定を10月と11月に、それぞれ締結・調印をいたしました。本市と九州東海大学との間では、これまで農業分野において菊池の特産品となったヤーコンの導入をはじめ、有機栽培の茶、米及び雑穀栽培において活発な総合交流が行われており、熱心な指導と助言をいただいております。今回、当大学と菊池市の相互理解の促進、地域との連携による各種事業の研究協力、研究者、学生と市民の交流研修等を通じて、本市の農業振興と人材育成に寄与することを目的に、10月22日農業に関する交流協定の締結に合意をし、調印を行いました。一方、熊本県立大学とは、これまで本市総合計画の策定をはじめ、各教授陣には審議会、協議会における専門的な知識を有する委員として、それぞれの分野でお世話になっておりました。今回、市街地の活性化、人材育成、地域づくり、環境・食育に配慮したまちづくりなどについて、包括的な連携の下に相互に協力することを目的に11月22日に協定を締結したところです。両大学とは、今後この協定を期に、なお一層の連携を深めてまいりたいと、このように考えております。

次に、鞠智城の国営化についてでございますが、ご案内のとおり、鞠智城は歴史的価値が非常に高く、国指定史跡に指定をされております。この鞠智城を今まで以上に、より多くの人に知ってもらい、さらに整備しながら利活用してもらうためには、国営公園化することが最も有効でございます。このため本年3月に市内各種団体の代表者25名で組織した国営公園化に向けた期成会を発足させ、熊本県をはじめ山鹿市と連携して各種活動に取り組んでいるところでございます。特に鞠智城は朝鮮半島の歴史とかかわり合いが深く、本市が取り組んでいます韓国との交流と相通じるものがあります。このつながりを基本として、国営公園化に向けた活動を進めており、先の韓国百済文化祭への視察訪問や駐福岡大韓民国総領事館の協力によります日韓シンポジウムの開催など、期成会としての活動を行っているところでございます。去る11月5日には全国育樹祭出席のため来熊されておりました皇太子殿下が鞠智城を訪れられ、さらに12月1日には国営公園を所管する冬柴国土交通大臣が鞠智城を視察され、期成会として国営公園化を要望したところでございます。今後も引き続き市民の皆様と一丸となって国営公園化を目指してまいります。

それでは、ただいま上程をされました議案についてご説明を申し上げます。

議案その1でございます。議案第116号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、四季の里旭志の温泉ポンプ落下事故に係る公訴費用及び法人市民税に還付金の不足額を生じ、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案の説明をいたします。議案その1の1ページになりますけれども、議案第116号、専決処分の報告及び承認を求めることについて説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、2ページが専決第20号、専決処分書でございます。開けて4ページをお願いしたいと思います。平成19年度菊池市一般会計補正予算（第6号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億1,407万9,000円とするものでございます。今回の専決処分は、去る10月30日に四季の里旭志、貸し切り風呂建築工事のポンプ等落下事故の第1審判決が言い渡されました。判決内容としましては、相手方の主張をほぼ認める内容でございましたが、本市は判決を不服として11月9日に福岡高裁へ控訴いたしました。その控訴費用等及び法人市民税について、市内の法人2社より確定申告及び更正通知書が提出され、還付加算金を含めた還付の必要が生じたので専決処分をしたものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入につきましては、前年度繰越金1,470万2,000円で、今回の補正財源に充てるものでございます。下段が歳出でございます。款2総務費、目1一般管理費306万6,000円の補正は、四季の里ポンプ落下事故の控訴費用等で、委託料90万5,000円は、控訴着手金78万円と弁護士の旅費及び雑費でございます。また補償補てん及び賠償金200万円は、今回の第1審判決に伴います原告側の仮執行を免れるための供託金でございます。一番下の目2賦課徴収費1,163万6,000円の補正は、市内の法人2社の確定申告等に伴いまして、過誤納還付金1,121万6,000円と、それに掛かります還付加算金42万円でございます。

以上、議案第116号の説明でした。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） おはようございます。

今の議案のその1の中の四季の里のポンプ落下事故のことでございますが、先の

熊本地検の方より、裁判所の方より10月30日に一応結果が出たというようなことで、11月8日に全員協議会の中に報告を受けたわけであります。その中身につきましては理解しておりますけれども、今後心配しますのが菊池市にあと裁判問題が2件起きておりますし、そういったことでもありますので、今後この裁判に対します弁護士の費用といえますか、そういったものにつきまして、供託金を200万円積んでこれから福岡高裁の方で、多分1年以上かかるんじゃないかならうかと思いますが、それまでの裁判に掛かります弁護士費用等がどれだけ見込まれているかということをお聞きしておきたいと思っておりますので、今までの結果が出るまでの弁護士費用と、今後福岡高裁での判決が出るまでの弁護士費用、2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 経過につきましては、今、森議員おっしゃられたとおりでございます。10月31日判決、また2週間以内にとすることで11月13日とその控訴期限でございました関係で、その間に判断をしなければならないということで、11月8日に全員協議会でお諮りし、またその以前には委任弁護士であります野口弁護士の方と協議しながら、その判断を仰いだところでございます。これを受けまして、9日に熊本地方方法務局、山鹿支局の方に200万円を供託いたしましたところでございます。これまでの訴訟費用でございますけれども、第1審の訴訟委任弁護士費用が126万円、反訴時の印紙代が5万9,000円、コピー代・切手代等の雑費で1万1,500円、合計の133万500円でございます。

また、今後でございますけれども、今回の福岡高裁における費用でございますが、現在確定いたしておりますものでは、控訴着手金が78万円、裁判費の旅費、日当として10回分31万5,000円、その他雑費で10万円、合計119万5,000円です。このうち今年度に掛かる経費を今回の116号で専決処分をお願いしたものでございます。

また、今後考えられますその他の費用といたしましては、全面勝訴をしたときには、その成功報酬として281万円が必要になる。また全面敗訴した場合は、当然成功報酬は要りませんので0円と。またその割合で50%、50%等になった場合は、その判決の割合でその分が減額されたりするものというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○(森 隆博君) 費用の面については十分理解できました。やはりまだ温泉ドームの屋根の落下の問題と、あそこの元菊池市の育成牧場跡の鶏小屋の問題といった形で裁判の大きな金額等も出ておりますし、今後はやはり市民の税金を充てるわけでありますので、この前の説明のとき、そういったところまで説明いただいおくならばと思っておりましたけれども、時間的にそういった説明がありませんでしたのでお聞きしたわけであります。

以上で終わります。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) これで質疑を終わります。

議案第116号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第116号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は原案のとおり承認することに決定しました。



日程第4 議案第117号から議案第126号まで一括上程・説明

○議長(北田 彰君) 次に、日程第4、議案第117号から議案第126号までの10議案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) それでは、議案その1の13ページをお願いしたいと思います。

議案第117号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について説明申し上げます。今回の改正は、平成19年度の人事院勧告に伴う国家公務員に準じた改定を行うため、地方公務員法第24条第6項で職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めることとなっております。このため、本市職員の給与につきましても、国家公務員の給与の改定に準じて条例改正をお願いします。なお、平成10年以降の給与の人事院勧告の推移を見ますと、平成10年度は対前年度プラス勧告、平成11年度から昨年の平成18年度までは勧告なしの前年度据え置きあるいは対前年度マイナス勧告となっております。合併前の4市町村におきましても、合併後の新市におきましても、今日まで人事院勧告に沿った改正を行ってきたところでございます。

それでは、開けていただきまして14ページをお願いします。条例の一部を改正する条例で、今回の改正は、第1条及び第2条よりなっております。第1条が、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行日を公布の日からとし、適用を給与等につきましても平成19年4月1日に、勤勉手当につきましても平成19年12月1日に遡及し、実施するものでございます。第2条が同条例の施行日を平成20年4月1日とする改正でございます。

それでは、第1条の条例の一部改正について説明申し上げます。第7条第3項の改正は、扶養手当の額の改正でございます。少子化対策の推進に配慮したもので、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額を500円引き上げまして、現行の6,000円を6,500円に改正するものでございます。

次に、第8条第3項の改正であります。第7条第3項の改正に伴い、扶養親族たる配偶者の要件が必要でなくなったため、条文の整理を行う改正でございます。第16条第2項の改正は、平成19年4月以降に支給する勤勉手当を改正する規定でございます。民間の支給状況を踏まえ、支給月数を0.05月引き上げ4.5月分とするもので、平成19年12月1日に遡って適用するものでございます。また、行政職給料表を別表第1に改めるものでございます。今回の改正は、民間給与との格差を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定し、平成19年4月1日に遡及し、給料表を改定するものでございます。平均で0.35%の改定になります。なお、改定の対象となる職員でございますが、一般職の職員で136名、調理師、介護士等の技能労務職員で14名で、年齢的には32歳以下の職員が対象でございます。

次に、18ページをお願いします。第2条が、平成20年4月1日より施行となる改正規定でありまして、この改正により平成20年4月以降、来年度以降の勤勉手当においても6月及び12月の勤勉手当が均等になるように配分をすることとする改正でございます。附則の第1条で、この条例は公布の日から施行し、ただいまの第2条の改定につきましても、平成20年4月1日から施行することといたしてお

ります。附則の第2項以降は、経過措置を定めたものでございます。

以上が、議案第117号でございます。

続きまして、21ページをお願いしたいと思います。議案第118号、平成19年度菊池市一般会計補正予算（第7号）から103ページをお願いしたいと思います。103ページ、議案第126号、平成19年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）までにつきましては、ただいま説明いたしました議案第117号の菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴います各会計の人件費の補正でございますので、一括して説明申し上げます。なお、今回の給与改定によります必要予算額でございますが、給料については約290万円、期末勤勉手当につきましては勤勉手当のみの改正で、全職員が対象でございますが、約1,200万円、扶養手当につきましては約310万円でございます。その他、共済への跳ね返り約200万円、時間外手当が約20万円で、総額が2,020万円程度になると予想しております。その財源につきましては、前年度繰越金及び他会計からの繰入金等を充てておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。また、歳出の説明につきましても、各会計の給与費明細でいたしますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、まず21ページをお願いします。議案第118号、平成19年度菊池市一般会計補正予算、開けていただきまして22ページ、一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出予算の総額に1,847万7,000円を追加し、総額を220億3,255万6,000円とするものでございます。46ページの給与費明細書をお願いします。上の欄の（1）総括表をご覧くださいと思います。一般会計の対象職員500名で、今回の条例改正に伴いまして、下の比較の欄を見ていただきたいと思っておりますが、給料の欄で251万円、職員手当等が1,324万3,000円の増となります。またそれに伴います共済費の増が172万円となるものです。そのほか、今回の補正には各特別会計への繰出金100万4,000円がありまして、補正総額が1,847万7,000円となるものでございます。

以上が、議案第118号でございます。

次に、右の議案第119号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算を開けていただきたいと思っておりますが、48ページをお願いします。補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に15万6,000円を追加し、総額を40億6,253万8,000円とするものでございます。

54ページをお願いします。給与費明細書でございます。対象職員でございますが、5名でございます。今回の条例の改正に伴いまして、給料が1万6,000円、職員手当等が14万円の増となるものでございます。

以上が、議案第119号でございます。

続きまして、右の議案第120号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算でございますが、開けていただきまして56ページをお願いします。簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に14万6,000円を追加し、総額を3億8,145万7,000円とするものでございます。

62ページの給与費明細書をお願いします。対象職員が4名でございます。今回の条例改正に伴い、給料が2万4,000円、職員手当等が10万2,000円の増となるものでございます。それに伴います共済費の増が2万円となるものでございます。

次に、右側の議案第121号、平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算でございます。開けていただきまして64ページ、補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に30万6,000円を追加し、総額を9億1,722万3,000円とするものでございます。70ページの給与費明細をお願いします。対象職員が8名でございます。今回の条例の改正に伴い給料が4万8,000円、職員手当等が23万8,000円の増となるものでございます。それに伴います共済費の増が2万円となるものでございます。

次に、右の議案第122号、平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、開けていただきまして72ページが補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に18万7,000円を追加し、総額を5億2,718万9,000円とするものでございます。

給与費明細をご覧いただきたいと思いますが、78ページをお願いします。対象職員が4名で、今回の条例改正に伴います給料が3万3,000円、職員手当が12万4,000円、それに伴います共済費の増が3万円となるものでございます。

右の議案第123号でございますが、平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算でございます。開けていただきまして81ページ、補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に2万6,000円を追加し、総額を1億6,050万7,000円とするものでございます。

80ページをお願いします。給与費明細書でございますが、対象職員が1名で、今回の条例改正に伴います職員手当等が2万6,000円増となるものでございます。給料は、対象職員がいないということでございます。

次に、右側の議案第124号、平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算、開けていただきまして88ページ、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に18万3,000円を追加し、総額を6

億9,627万2,000円とするものでございます。94ページの給与費明細をお願いします。対象職員が4名でございます。今回の条例改正に伴いまして給料が2万3,000円、職員手当等が14万円の増となるものでございます。それに伴います共済費の増が2万円となるものでございます。

右の議案第125号、平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算でございます。開けていただきまして96ページ、補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に136万6,000円を追加し、総額を7億8,399万7,000円とするものでございます。給与費明細をご覧いただきたいと思いますが、102ページになります。対象職員が49名でございます。今回の条例改正に伴い給料が21万円、職員手当等が100万6,000円の増となるものでございます。それに伴います共済費の増が15万円となるものでございます。

最後に、103ページ、議案第126号、平成19年度菊池市水道事業会計補正予算、開けていただきまして104ページ、水道事業会計補正予算（第1号）でございます。第2条で収益的支出に35万3,000円を追加し、予定額を4億1,753万7,000円とするものでございます。

106ページをお願いします。106ページの下段、下の方の欄をご覧いただきたいと思いますが、給与費明細書でございます。対象職員が8名で、今回の条例の改正に伴い給料が8万7,000円、職員手当等が21万円の増となるものでございます。それに伴います一般会計で申します共済費にあたる法定福利費の増が4万円で、計の33万7,000円となるものです。そのほか、右のページ、107ページになりますけれども、一番下の退職手当組合負担金1万6,000円がございまして、今回合計で35万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第118号から議案第126号まで、今回の人事院勧告に伴う人件費関係の補正予算でございました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第117号から議案第126号までの10議案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから議案第117号から議案第126号までの10議案について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第117号から議案第126号までについて、一括採決します。議案第117号、議案第118号、議案第119号、議案第120号、議案第121号、議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、以上の10案件について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の10案件については、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第127号から議案第145号まで一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第127号から議案第145号までの19議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

議案その2でございます。議案第127号、菊池市老人福祉施設福祉サービス相談委員会条例の制定は、本市の老人福祉施設、3施設における福祉サービスに関し、利用者等からの苦情に適切に対応するため、附属機関として委員会を設置するものです。

議案第128号、特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定は、市行政の透明性を確保するため、すべての特別職の報酬額について明記するとともに、各条項の文言を整理するため条例の一部を改正するものです。

議案第129号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定は、特別徴収に係る事項について規定するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第130号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定は、特別養護老人ホームつまごめ荘の改築に伴い、ユニット型個室等の3種類の居住区分となるため、それぞれの区分に応じた利用者負担額とするため条例の一部を改正するものです。

議案第131号、菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定は、前議案で申し上げましたように特別養護老人ホームつまごめ荘の改築に伴いまして、短期入所者、ショートステイの負担額の改正をお願いするものです。

議案第132号、菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定は、泗水町豊水の合志川河川公園を都市公園として供用するため、条例の一部を改正するものです。

議案第133号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定は、市営住宅戸城団地の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第134号、平成19年度菊池市一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に3,840万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を220億7,096万3,000円とするものです。

議案第135号から議案第142号までの8議案は、各事業特別会計の補正予算で、各事業の確定によるもの、異動に伴います人件費の補正等が主なものです。

議案第143号、平成19年度菊池市水道事業会計補正予算は、収益的収支及び資本的収支の各補正のほか、平成20年度から水道事業を民間委託するための債務負担行為を計上いたしております。

次に、議案第144号、財産の取得については、県営花房中央地区経営体育成基盤整備事業の実施に伴い、創設換地による土地を協定により農業関連施設整備事業用地として取得いたしたく、本市条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

最後に、議案第145号、字の区域の変更については、花房北部地区区画整理事業の実施に伴い、本市の字の区域に変更が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

以上、議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重ご審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案その2の1ページになりますけれども、議案第127号、菊池市老人福祉施設福祉サービス相談委員会条例の制定についてでございますが、提案理由でございますが、執行機関の附属機関として設置する委員会、協議会については、地方自治法第134条の4、第3項の規定によりまして、条例で定める必要があるため制定するものでございます。

開けていただきまして、2ページになりますが、福祉サービス相談委員会条例で

ございます。今回の改正は、社会福祉法におきまして福祉サービスの適正な利用という条文が追加され、1つに社会福祉事業経営者による苦情解決の責務の明確化、2点目に都道府県の区域内における苦情解決のための運営適正化委員会の設置、この2条が新たに規定され、福祉サービスにおける苦情解決が明確化されたために、本市においても条例の制定を行うものでございます。第1条が設置でございましてつまごめ荘、ふじのわ荘、こすもす荘の3施設につきまして、利用者等の苦情に対する円滑かつ円満な解決の促進並びに施設の信頼の確保等を図ることを目的に委員会の設置をするものでございます。第2条が所掌事務で、1号から第4号に掲げる事項について審議することといたしております。第3条が組織で、5人以内の委員で組織し、各号に掲げるものをもって市長が委嘱することといたしております。以下、第4条から第9条までとなっております、附則で平成20年1月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第127号でございます。

5ページをお願いします。議案第128号、特別職等の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成18年度におきまして、市で設置しています各種の委員会、協議会について、行政評価を実施したところでございます。それらの委員会、協議会の委員の方々には非常勤の特別職として報酬及び費用弁償が支払われておりますが、行政評価の中で、その設置目的や必要性について検討を行い、設置の根拠となります条例等や委員の数の整理、適正化を図ってきたところでございます。今回、別表のとおり、すべての非常勤特別職の名称、報酬額を明記することによりまして、さらなる公金支出の透明性の確保を図るため条例の一部を改正するものでございます。あわせまして、条例中の条文の整理を行ったものでございます。

以上、議案第128号でございます。

次に、11ページをお願いします。議案第129号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、国民健康保険法施行令及び地方税法施行規則の一部改正によりまして、平成20年4月1日から65歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者のみの世帯の世帯主の国保税について、特別徴収、いわゆる年金からの天引きという形で行うために改正するものでございます。

開けていただきまして、12ページが条例の一部を改正する条例で、条例の内容につきましては、特別徴収に関する事項について新たに第12条から第18条までを追加するものでございます。そのほか、条文中の整理を行ったものでございます。

附則で、平成20年4月1日から施行することとし、第2項、第3項で適用区分、第4項、第5項で経過措置を設けております。

以上が、第129号でございました。

17ページをお願いします。議案第130号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けていただきまして18ページが一部を改正する条例でございます。今回の改正は、つまごめ荘の利用者負担額の改定をするもので、施設入所者の利用者負担額につきまして、現行では現在の多床室より各所得階層ごとに利用者負担額を設定しておりますけれども、今回の施設改築工事によりまして、多床室8室、従来型個室10室、ユニット型個室102室の3種類の居室ができ、それに伴いましてそれぞれの居住区分に応じた利用者負担額を設定する必要があるため条例の一部を改正するものでございます。別表を次のように改めるものですが、改正内容につきましては、添付書類として配布いたしております新旧対照表の26ページを参照いただければというふうに思います。

附則として、平成20年4月1日から施行することといたしております。

次に、右のページでございますが、議案第131号、菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも今回の改正はつまごめ荘の短期入所利用者、いわゆるショートステイでございますが、その利用者負担額を改定するもので、施設改築工事により現在の多床室、従来型個室に加え、新たにユニット型個室ができたことによりまして、それぞれの居住区分に応じた利用者負担額を設定する必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

20ページが一部を改正する条例でございます。別表を次のように改めるものでございますけれども、改正内容につきましては、新旧対照表の27ページになりますけれども、ご参照いただければというふうに思います。

附則として、平成20年4月1日から施行することといたしております。

次に、右の議案第132号、菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けて22ページが一部を改正する条例でございます。今回の改正は、合志川河川公園を都市公園として供用するための一部改正でございますが、現在、本市は菊池公園を含む5つの都市公園を設置し、維持管理をいたしております。このたび、その他の公園として規定管理してあります公園から合志川河川公園を削除し、新たに都市公園として改正するものでございます。

附則として、公布の日から施行することといたしております。

次に、右の議案第133号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、今回菊池市営住宅であります戸城団地の用途廃止により条例の一部を改正するもので、開けていただきまして24ページが一部を改正する条例でございますが、別表中「戸城団地」を削るものでございます。

附則として、平成20年1月1日から施行することといたしております。

次に25ページ、右の25ページでございますが、議案第134号から、185ページの議案第143号の各会計の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、25ページの議案第134号、平成19年度菊池市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。開けていただきまして26ページ、一般会計補正予算(第8号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,840万7,000円を追加し、総額を220億7,096万3,000円とするものでございます。

事項別明細書で主なものを説明いたします。38ページをお願いします。歳入でございますが、款9地方特例交付金、目1特別交付金1,580万円の補正は、恒久減税に伴います地方減収補てんの確定によるものでございます。また款10地方交付税2億6,107万円の補正は、普通交付税の確定によるものでございます。次に、款14国庫支出金、目3民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金1,771万5,000円の減額補正の主なものは、障害者自立支援等負担金の事業費の減及び私立保育園の運営費負担金の増によるものでございます。下段も同じく款14国庫支出金、目5農林水産事業費国庫補助金1,940万円の補正は、新規事業の農山漁村活性化事業プロジェクト支援交付金でございます。菊池森林組合の補助金でございます。開けていただきまして、40ページをお願いします。上段の目9教育費国庫補助金2,922万5,000円の補正でございますが、これは泗水小学校の耐震補強事業の補助基準額の決定による増でございます。下段の款15県支出金、目5農林水産業費県補助金のうち、農業費補助金1,290万9,000円の補正の主なものは、農業生産総合対策事業補助金でございます。JA花卉部会への育苗施設導入及び原油高騰対策事業としてJAいちご部会に対するハウス二重カーテン導入のための県補助金756万円の増額補正、また畜産業費の補助金は、泗水コントラクター利用組合の自給飼料生産事業の事業中止による2,502万5,000円の減額補正でございます。

開けていただきまして、42ページをお願いします。款16財産収入、目2利子及び配当金の補正の主なものは、財政調整基金及び土地開発基金等の各種基金の利子収入1,265万5,000円でございます。款18繰入金、目1財政調整基金繰入金4億1,742万2,000円、目2減債基金繰入金1億7,978万4,000円の減額補正は、その下の款19繰越金、目1繰越金3億664万9,000円の前年度繰越金及び普通交付税の確定による財源調整を行うものでございます。

次に、46ページをお願いします。歳出でございますが、全体に給料、職員手当等並びに共済費の補正が出てまいります。人事院勧告による人件費補正を除く4月、本年4月の人事異動に伴います人件費の補正と育児休業、休職職員の人件費の

補正でございますので、その部分につきましては説明を省略させていただきます。
それでは、主なものの説明を申し上げます。款2総務費、目1一般管理費のうち主なものは、委託料850万円の減額補正でございます。法令等検索システム料で、当初専門業者へ委託することといたしておりましたが、職員がそのシステムを開発いたしましたために委託料850万円が不要となったものでございます。目4財政管理費885万円の補正は、財政調整基金及び減債基金に預金利子相当分を積み立てるものでございます。

次に、50ページをお願いします。下段の款3民生費、目1社会福祉総務費、開けていただきまして52ページ、53ページになりますが、右のページの53ページの節28繰出金1,276万9,000円の補正でございますが、これは保険基盤安定繰出金及び出産育児一時金繰出金として国保特別会計へ繰り出すものでございます。中段の目3障害者福祉費の補正のうち主なものでございますが扶助費で、それぞれの事業につきまして利用者の減による5,284万3,000円の減額補正と、節になりますけれども節の23、償還金利子及び割引料1,416万3,000円の補正でございます。障害者自立支援費等の確定によります国庫及び県支出金返納金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いします。款3民生費、右のページの節19負担金補助及び交付金4,785万7,000円の補正のうち主なものでございますが、私立保育園の年間運営費負担金が乳幼児等の入所園児の増加により増額となる見込みのため補正をするものでございます。下段の款3民生費、目2扶助費1,298万9,000円の補正でございますが、平成18年度分の生活保護の収入認定調査に伴います国庫支出金の返納金でございます。一番下の款4衛生費、目1保健衛生総務費のうち、開けていただきまして右のページの中ほどになりますけれども、節の20扶助費3,274万2,000円の補正は、重度心身障害者医療費及び乳幼児等の医療費の伸びが見込まれるための増額補正でございます。

開けていただきまして60ページ、款4衛生費、目3塵芥処理施設費1,091万8,000円の補正は、エコビレッジ旭のコンベアーチェーンスクレパー破碎機等の機械故障に備える部品購入のための原材料費でございます。款5農林水産業費、目2農業総務費のうち主なものは繰出金657万4,000円の減額補正でございます。特別会計におきます消費税還付に伴う一般会計繰入金を減額するものでございます。

開けていただきまして63ページ、上から3行目の節19、負担金補助及び交付金1,403万1,000円の補正は、JA花卉部会、いちご部会、ゴボウ部会並びに七城メロン青壮年組合への施設導入等補助金でございます。目6の畜産事業費の

2,891万円の減額補正は、泗水コントラクター利用組合の自給飼料生産事業の事業中止による補助金2,502万5,000円の減額補正が主なものでございます。

開けていただきまして64ページでございますが、款5農林水産業費、目2林業振興費2,044万7,000円の補正のうち主なものは新規事業でございます農山漁村活性化プロジェクト支援交付金で、菊池森林組合へ機械・備品等購入に対し交付されるものでございます。

開けていただきまして66ページ、款7土木費、目3道路橋りょう維持費の補正のうち主なものでございますが、工事請負費1,600万円で、花房台地区の生活雨水排水整備及び北原袈裟尾線歩道整備について、平成20年度施工分を前倒して施工するものでございます。

開けていただきまして68ページ、目6まちづくり交付金事業費の補正のうち工事請負費の1,207万9,000円は、高質空間事業であります回遊道路の増額補正と街路事業の設計見直しによる減額補正でございます。

開けていただきまして70ページ、款7土木費、目1特別会計繰出金753万円の減額補正は、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計の繰出金で、事業費の減に伴うものでございます。その下の目1住宅管理費のうち修繕料700万円の補正は、市営住宅入居者の退去後の改修費及び住宅の老朽化による修繕料でございます。款11公債費、目1元金、利率7%以上の財政融資資金の補償金免除に伴います繰上償還金でございます。開けていただきまして72ページ、下段になりますけれども、下の方になります。款9教育費、項3中学校費、目1の学校管理費のうち各種競技会等出場生徒派遣費補助金206万4,000円の補正は、全国・九州大会へ出場します生徒派遣費を補助するものでございます。

31ページに戻っていただきたいと思っております。第2表繰越明許費でございます。掲げております2事業につきましてお願いするもので、まず旧クリーンセンター解体工事につきまして、実績を持ったゼネコンの入札を予定しておりましたが、入札有資格者のゼネコン各社が国の指名停止措置を受け、本市もそれに順次指名停止措置としました。このことにより、リサイクルセンター建設事業について年度内竣工ができませんので、翌年度へ繰り越すものでございます。また、岩瀬三万田線道路改良工事につきましては、地権者との用地交渉に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったために繰り越すものでございます。

開けていただきまして32ページ、33ページ、第3表債務負担行為補正でございまして、掲げております11件の委託及び用地取得を追加し、期間及び限定額の設定をお願いするものでございます。

開けていただきまして34ページ、第4表地方債の補正で、起債の目的別に限度

額を補正額を変更し、補正後の限度額を21億7,336万3,000円とするもの
でございます。

以上が、議案第134号の説明でございます。

次に、85ページをお願いします。議案第135号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算について説明申し上げます。86ページを開けていただきたいと思います。補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に2億9,958万2,000円を追加し、総額を65億8,070万8,000円とするものでございます。

事項別明細で説明申し上げます。92ページをお願いします。歳入でございます。款3国庫支出金、目2療養給付費負担金のうち療養給付費負担金5,812万6,000円の増額補正は、療養費が当初見込みより増となったものでございます。老人医療費拠出金負担金2,467万8,000円は、医療費拠出金等の決算見込みによる増額補正でございます。款5療養給付費交付金9,072万6,000円の補正は、退職被保険者等の療養費の増及びそれに伴います交付金の増が主な要因でございます。また過年度分につきましては、確定に伴う交付分でございます。

開けていただきまして94ページ、款8繰入金、目1財政調整基金繰入金7,556万2,000円の補正は、税率の平準化に伴います税収不足を補てんするもの
でございます。

次に、開けていただきまして96ページ、歳出でございます。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費8,309万4,000円の補正及び目2退職者被保険者等療養給付費1億2,097万4,000円の補正は、保険者数全体で前期高齢者数が対前年度比で約250名の増となり、団塊の世代を迎えた退職者の国保加入が増えたことによる療養費の増が主な要因でございます。款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費104万円の補正及び目2退職者被保険者等高額療養費1,456万3,000円の補正は、平成19年4月の医療制度改正によりまして、高額療養費支払方法が申請方式から限度額適用による自動支払方式になったために申請漏れがなくなり、増額が生じたもの
でございます。款3老人保険拠出金、目1老人保健医療費拠出金7,258万3,000円の補正は、老人医療費の増に伴う拠出金の増
でございます。

次に、101ページをお願いします。議案第136号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算についてでございます。開けていただきまして102ページが介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に37万8,000円を追加し、総額を40億6,291万6,000円とするもの
でございます。

106ページをお願いします。事項別明細で説明いたします。歳入でございますが、款6財産収入、目2利子及び配当金30万円の補正は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。下段が歳出でございます。主なものは4月の人事異動に伴います人件費の補正と介護給付費準備基金積立金の利子30万円を積み立てるものでございます。

以上が、議案第136号でございます。

111ページをお願いします。議案第137号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算、開けていただきまして112ページが補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に2,560万円を追加し、総額を4億705万7,000円とするものでございます。

118ページの事項別明細で説明いたします。118ページ、歳入でございます。款6繰入金、目1一般会計繰入金449万2,000円の補正は、今回の補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。款8市債、目1市債1,700万円の補正は簡易水道事業債で、繰上償還に伴う借換債の発行によるものでございます。

開けていただきまして120ページ、歳出でございます。款1総務費、目2事業費のうち補正の主なものは、修繕料で水源迫間簡易水道分の流量計と水位計の取り替え費用771万4,000円と、一番下段にあります長期債の繰り上げ償還金1,704万2,000円でございます。

戻っていただきまして、115ページ、115ページが第2表地方債の補正でございます。起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を1億8,700万円とするものでございます。

以上が、議案第137号でございます。

続きまして125ページ、議案第138号、平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算、開けていただきまして126ページ、補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に7億9,595万6,000円を追加し、総額を17億1,317万9,000円とするものでございます。

132ページをお願いします。事項別明細でございますが、歳入でございます。款3国庫支出金、目1公共下水道事業費補助金740万円の減額補正は浄水センター改修実施設計委託料でございます。3系列目の実施計画を次年度へ先送りしたことによる減、それに款8市債8億520万円の補正は、繰上償還に伴う借換債の発行と事業確定に伴う減額でございます。

開けていただきまして134ページ、歳出でございます。款1事業費、目1事業費2,290万8,000円の減額補正は、浄水センター改修の3系列目の実施設計を次年度へ先送りしたことによる委託料1,090万円の減と、工事請負費の入札残

1,270万円を減額、及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。款2公債費、目1元金8億1,770万3,000円の補正は、長期債の繰上償還元金でございます。

戻っていただきまして128ページ、第2表債務負担行為補正でございます。浄水センター運転業務委託及び施設清掃業務委託の2件の業務委託につきまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。右のページが第3表地方債の補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額11億8,420万円とするものでございます。

以上が、議案第138号でございます。

139ページをお願いします。議案第139号、平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、開けていただきまして140ページ、補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額から206万円を減額し、総額を5億2,512万9,000円とするものでございます。

146ページの事項別明細をお願いしたいと思います。146ページ、歳入でございます。款5繰入金で、一般会計からの繰入金568万6,000円の減額補正と、目2の雑入として消費税の課税ミスに伴う還付金362万6,000円を受け入れるものでございます。下段が歳出となりますが、4月の人事異動に伴う人件費補正と、泗水桜山地内の測量設計委託料の入札残を工事費に組み替えるものでございます。

戻っていただきまして143ページが第2表債務負担行為でございます。七城中央浄化センター管理業務委託及び泗水浄化センター管理業務委託の2件の業務委託につきまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上が議案第139号でございます。

151ページをお願いします。151ページ、議案第140号、平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算、開けていただきまして152ページ、補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の総額に3万円を追加し、総額を1億6,053万7,000円とするものでございます。156ページの事項別明細で説明いたします。上段の歳入は、款7諸収入で消費税の課税ミスによる還付金94万1,000円、これに伴います一般会計繰入金91万1,000円を減額補正するものでございます。下段が歳出でございます。人事異動に伴う人件費補正及びコピー機の使用料を消耗品に組み替えたものでございます。

以上が、議案第140号でございます。

159ページでございますが、議案第141号、平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算、開けていただきまして160ページ、補正予算（第3号）

でございます。歳入歳出予算の総額から6,872万円を減額し、総額を6億2,755万2,000円とするものでございます。

166ページをお願いします。歳入でございます。款3国庫支出金、目1農業集落排水事業費補助金2,878万5,000円の減額補正は、事業費の減によるもの、款5繰入金、目1一般会計繰入金657万4,000円は、事業費の減による繰入金を減額補正するものでございます。款7諸収入、目1雑入833万9,000円の補正は、消費税の還付金でございます。款8市債、目1市債4,170万円の減額補正は、三万田地区の補助事業の減によるもの。次に下段の歳出でございますけれども、目1事業費の減額補正で、人事異動に伴う人件費の補正と富の原西地区の処理施設機能強化実施設計を平成20年度へ延期したことによる委託料及びこれに伴う工事請負費の減でございます。

163ページに戻っていただきたいと思えます。第2表が債務負担行為でございます。処理施設管理業務委託について、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。下段が第3表地方債の補正で、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を8,470万円とするものでございます。

次に、171ページをお願いします。171ページ、議案第142号、平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算、開けていただきまして172ページ、特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に170万2,000円を追加し、総額を7億8,569万9,000円とするものでございます。

176ページをお願いします。歳入でございます。主なものは、財政調整基金繰入金で134万2,000円でございます。開けていただきまして178ページが歳出でございます。款1総務費、目1一般管理費の補正の主なものは、非常勤職員報酬326万6,000円で、平成20年4月からユニット介護施設の開始に伴います介護嘱託員10名と介護士2名分の来年、平成20年2月、3月分の2ヵ月分の人件費と、それに伴います社会保険料及び4月の人事異動に伴います人件費補正及び委託料100万円は入札残を減額するものでございます。

以上が、議案第142号でございます。

次に、185ページをお願いします。議案第143号、平成19年度菊池市水道事業会計補正予算、開けていただきまして186ページをお願いします。水道事業会計補正予算（第2号）でございます。説明の方は、右の187ページの実施計画でいたします。今回の補正予算は、収益的収支におきまして既決予定額4億1,753万7,000円から378万5,000円を減額補正し、支出予定額を4億1,375万2,000円とするものでございます。項1営業費用、目1原水及び浄水費を3

53万円減額補正、また目4総係費で28万円の増額補正は、人事異動に伴う人件費補正でございます。項2の営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費53万5,000円の減額は、企業債支払利息の不用額を減額するものでございます。下段の資本的支出については、既決予定額3億6,529万8,000円に企業債の公的資金補償金免除繰上償還を行うため、企業債償還金を1億2,597万9,000円増額補正し、支出予定額を4億9,127万7,000円とするものでございます。また左側の186ページになります。第5条をご覧いただきたいと思いますが、債務負担行為でございます。水道事業民間委託について、平成20年度から平成22年度、それぞれ5,000万円、総額で1億5,000万円を計上いたしております。

以上が、議案第143号でございました。

次に、191ページをお願いします。議案第144号、財産の取得についてを説明申し上げます。今回、県営花房中央地区経営体育成基盤整備事業の創設換地により土地を取得いたしたく議会の議決をお願いするものでございます。取得いたします土地、菊池市七城町亀尾字東上原2596番1、面積が2万3,417㎡、取得予定額5,385万9,100円、取得の目的、農業関連施設整備事業用地、取得の相手方でございますが、七城土地改良区理事長、緒方奨。提案理由でございますが、予定価格が2,000万円以上かつ1件5,000㎡以上の不動産を買い入れる場合には、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要がありますのでお願いするものでございます。次ページ以降に位置図を添付いたしております。ご参照いただきたいと思っております。

以上が、議案第144号でございました。

次に、93ページをお願いします。193ページ、議案第145号、字の区域の変更についてでございますが、菊池市の字の区域を変更するもので、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定によりまして議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。今回の変更は、花房北部地区の区画整理事業の実施に伴うものでございます。

194ページを開けていただきたいと思いますが、その表につきましては、字区域変更調書でございまして、変更する字につきまして変更前の大字、字区域も変更後の大字、字を表に整理し記載いたしております。右に位置図、その次は大字、字区域の変更図を添付いたしておりますので参照いただきたいと思っております。

以上、議案第127号から議案第145号まで一括して説明申し上げました。よろしく願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

○

日程第 6 議案第 1 4 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（北田 彰君） 次に、日程第 6、議案第 1 4 6 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本案について、地方自治法第 1 1 7 条の規定にかかわる議員は除斥する必要がございますが、第 1 1 7 条に関する議員はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第 1 4 6 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。議案書その 2 の 1 9 5 ページでございます。現在、本市の区域には 1 4 名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事をされております。その中のお一人であります高山和子さんが平成 2 0 年 3 月 3 1 日をもって 3 年間の任期が満了いたします。今回その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦にあたりましては、人権擁護委員法の規定により、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされており、十分検討いたしました結果、高山和子さんを再度推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 1 4 6 号については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより起立により採決します。お諮りします。議案第146号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

○

日程第7 請願第3号から請願第5号まで及び陳情第5号まで一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第7、請願第3号から請願第5号まで及び陳情第5号が今定例会まで提出されました請願・陳情であります。その内容については、お手元に配布しているとおりであります。

○

日程第8 報告第18号から報告第22号まで報告

○議長（北田 彰君） 次に、日程第8、報告第18号から報告第22号までの5案件について、一括議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案のその2、197ページをお願いしたいと思います。197ページ、報告18号、専決処分の報告について説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

開けていただきまして、198ページが専決処分書でございます。事故の発生日、平成19年7月12日。相手方は記載いたしておりますとおりでございます。事故の概要でございますが、市道森北線を走行中、道路陥没箇所にて車両が接触し、その衝撃でタイヤ及びホイールを破損し損害を与えたものでございます。損害賠償の額20万5,035円。決定事項として、記載のとおりでございます。

以上が、報告第18号でございます。

次に、右側の199ページ、報告第19号、専決処分の報告について説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により次のとおり報告いたします。

開けていただきまして、200ページでございます。専決処分書でございます。市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第18

0条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したものでございます。専決処分日は、平成19年9月28日でございます。

専決処分の内容でございますが、提訴対象者5名は、市営住宅家賃の滞納が長期かつ多額に及んでおり、再三の督促、催告にもかかわらず納入もなく、また誠意ある行為も示さない悪質な滞納者であります。このような滞納者を放置すれば、滞納家賃の増額を招くこととなりますので、今回の法的措置によりまして、滞納額の解消をするため住宅明け渡し及び滞納家賃の支払いを求め、法手続きを行うものでございます。当事者につきましては、記載のとおりでございます。事件の概要についても、記載のとおりでございます。3で請求の趣旨、被告らは原告に対し、前項記載の建物を明け渡しこと。2つ目に、被告らは前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から、前項記載の建物明け渡し済に至るまでの家賃相当の倍額を損害金として支払うこと。3に仮執行宣言でございます。

以上でございます。

次に、203ページをお願いします。報告第20号、専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので報告をするものでございます。

開けていただきまして204ページでございますが、事故の発生日、平成19年8月20日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますが、菊池地域振興局内において公用車を後方へ異動する際、通路に停車してあった相手方の車両の右前部に接触し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額15万2,181円、決定事項として、記載のとおりでございます。

次に205ページでございますが、報告第21号、専決処分の報告について説明申し上げます。地方自治法の規定に基づき、専決処分しましたので報告するものでございます。

開けていただきまして、206ページが専決処分書でございます。事故発生日、19年7月10日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますが、相手方は市道住吉橋横線を深夜走行中、道路陥没箇所にも車両を接触し、その衝撃でホイールとサスペンション等を破損する損害を与えたものでございます。損害賠償の額は15万6,334円、決定事項として記載のとおりでございます。

最後に、207ページ、右側でございますが、報告第22号、専決処分の報告について、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので報告するものでございます。

開けていただきまして、208ページが専決処分書でございます。事故の発生日が平成19年10月25日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でござ

ございますが、市道村田出田線を深夜走行中、道路陥没箇所に車両を接触し、その衝撃でホイールを破損し損害を与えたものでございます。損害賠償の額12万4,362円、決定事項として記載のとおりでございます。

以上、報告第18号から報告第22号まで、一括説明申し上げました。よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第18号から報告第22号までの5案件は、地方自治法第180条第2項の規定により報告にとどめます。

○

日程第9 休会の議決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第9、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日5日から7日まで及び10日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、明日5日から7日まで及び10日は休会とすることに決定しました。

なお、8日及び9日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日5日から10日までは休会ですので、会議を来る11日に午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。一般質問及び議案に対する質疑を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、明日5日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午前11時32分

第 2 号

1 2 月 1 1 日

平成19年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成19年12月11日（火曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

出席議員（27名）

| | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健蓉 | さん |
| 11番 | 坂本 | 昭信 | 君 |
| 12番 | 隈部 | 忠宗 | 君 |
| 13番 | 奈田 | 臣也 | 君 |
| 14番 | 葛原 | 勇次郎 | 君 |
| 15番 | 木下 | 雄二 | 君 |
| 16番 | 坂井 | 正次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆博 | 君 |
| 18番 | 山瀬 | 義也 | 君 |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 19番 | 本 | 田 | 憲 | 一 | 君 |
| 20番 | 栃 | 原 | 茂 | 樹 | 君 |
| 21番 | 松 | 本 | | 登 | 君 |
| 22番 | 工 | 藤 | 恭 | 一 | 君 |
| 23番 | 境 | | 和 | 則 | 君 |
| 24番 | 北 | 田 | | 彰 | 君 |
| 25番 | 外 | 村 | 國 | 敏 | 君 |
| 26番 | 徳 | 永 | 隆 | 義 | 君 |
| 27番 | 横 | 田 | 輝 | 雄 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 福 | 村 | 三 | 男 | 君 |
| 副 | 市 | 村 | 上 | 建 | 二 | 君 |
| 収 | 入 | 高 | 本 | 信 | 男 | 君 |
| 総 | 務 | 緒 | 方 | 希 | 八 | 郎 |
| 企 | 画 | 石 | 原 | 公 | 久 | 君 |
| 市 | 民 | 村 | 山 | | 隆 | 君 |
| 経 | 済 | 稲 | 葉 | 公 | 博 | 君 |
| 建 | 設 | 岡 | 崎 | 俊 | 裕 | 君 |
| 七 | 城 | 平 | 野 | 國 | 臣 | 君 |
| 旭 | 志 | 水 | 上 | | 泉 | 君 |
| 泗 | 水 | 上 | 林 | 正 | 章 | 君 |
| 市 | 民 | 大 | 場 | 美 | 範 | 君 |
| 企 | 画 | 鳥 | 井 | | 修 | 君 |
| 財 | 政 | 川 | 上 | 憲 | 誠 | 君 |
| 教 | 育 | 田 | 中 | 忠 | 彦 | 君 |
| 教 | 育 | 山 | 口 | 正 | 司 | 君 |
| 総 | 務 | 中 | 村 | 鉄 | 男 | 君 |
| 管 | 理 | 後 | 藤 | | 定 | 君 |
| 水 | 道 | 五 | 島 | 千 | 秋 | 君 |
| 農 | 業 | 田 | 島 | 伸 | 正 | 君 |
| 監 | 査 | | | | | |

事務局職員出席者

| | |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 樋口 昭彦 君 |
| 議事課 長 | 永田 哲士 君 |
| 議事係 長 | 上田 敏雄 君 |
| 議事係主事 | 本田 昇 君 |

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 質疑

○議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。質疑は一括質疑とし、3回までとなっております。質疑は提出議案に対し疑義を正すものであり、一般質問と違って自己の意見を申し述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） おはようございます。質疑をいたします。

議案2の53ページだと思います。議案第134号、平成19年度菊池市一般会計補正予算についてです。説明によりますと、障害者自立支援法施行による利用者減ということでした。障害者自立支援法は、高齢者・後期医療制度とともに利用者への負担増を強いる問題の大きい法律として、政府与党も見直しの必要性を表明しているほどの悪法です。しかし、厚生労働省の官僚の抵抗が強いことや与野党間の調整が付かないことで改正の見通しが立っていません。そのような中で利用者減という状況は、深刻に受け止めなければならないと思います。その理由を、利用者減の理由は何であると当局は分析していらっしゃるのでしょうか。まずお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） おはようございます。

障害者自立支援法施行に伴うところの利用者の減ということですが、平成19年度当初予算編成にあたりましては、障害者自立支援法が平成18年10月に全面的に施行されまして、まだ間もないこともありまして、前年度の旧法による実績等を単純に比較ができない状況にありました。特に新たなサービス等や平成19年度からの特別対策事業につきましては、予測することが非常に困難であり、前年

度の実績で予算査定ができず、大変苦慮したところでございます。そのようなことから、予測困難なサービスにつきましては、利用をある程度見込み、サービス提供が柔軟に対応できるように予算計上を行ったところでございますけれども、一部のサービスにつきましては、本年度も半年余りを経過し、現在の利用状況の確認を行ったところ、当初想定していた利用者数等が見込めないと思われることなどから減額補正をお願いするものでございます。法改正に伴いますところの利用減も若干あるかもしれませんが、当初予算の利用見込み数の減少による減額補正でござい

います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 利用者減というふうに聞きましたので大変心配したんですけれども、新法に伴ってその積算根拠がきちんと取れなかったということですか。それで、見込み予算を多く取ったということですか。最初の質問は、そういうふうに理解していいですね。今年度当初予算で見ると、障害者福祉扶助費は8つの事業に対して6億1,622万1,000円計上されていますね。この8つの事業というのは、利用者さんにとっては、どれも切実なものばかりだと私は思うんです。1つが身体障害者等福祉年金が580万円ですね。障害者等住宅改造事業費が450万円、それから特別障害者手当が1,800万8,000円、地域生活支援事業が2本ありまして、補助があるもので3,529万円ですね、補助なしで市単独のもので351万3,000円か。介護給付事業というのが、これがいろいろサービスを含まれるものだと思いますが4億8,841万円、それから更生医療費給付事業で4,020万円、それから補装具給付等の事業費で2,050万円、この8つの事業ですけれども、先ほども言いましたように、この中で利用減ということがいくらかあるというふうに思いますけれども、法の施行前と後の利用者数の推移をお知らせ下さい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 法施行前と後の利用実数の変化ということですが、障害者自立支援法の施行前と施行後の利用実数等につきましては、全く比較ができない新しいサービスや同じようなサービスでも以前と若干取扱い等が違うものがございまして、単純にデータ比較での結果ではなく、データの分析をしなければ比較判断はできないと思いますけれども、相当の時間を要しますので、本市では、まだその分析は行っておりません。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 分析を待たなければなりませんけれども、利用者減という説明がありましたから、勉強会やいろんなところでそういう話をしたんですね。そうしましたら、利用者さんの方から、いやとんでもないと、私たちは順番待ちだという話もありましたし、それから負担が大きくなったこととか、今まであったサービスがなくなったので非常に困っているという報告がたくさんあったんですね。これは施設入所の方も、通所の方も、在宅の方、いずれにも共通している声でありました。質疑ですので、詳細については時を改めます。今、施設の方とか利用者さんに聞き取りを行っておりますので、追って質問をいたしますけれども、現にこの法によって生活の厳しい人ほど、また小さな施設ほど逼迫した状態にあるということは間違いありません。今後の救済改善のためには、利用を控えられたであろう利用者さんの実態の調査とそれに基づく対策が必要だと思うんですね。減額補正をされた後の当局の方針といたしましょうか、施政をここでは伺っておきます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 障害者自立支援法につきましては、施行後1年も経たないうちに国の特別対策として様々な事業が打ち出され、利用者負担につきましても一定の軽減が図られたところでございますけれども、現在も国では法改正を含めまして検討しているようでございまして、まだまだ流動的要素もございまして、今後は国及び県の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） では、時を改めて伺います。

○議長（北田 彰君） 次に、森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質疑を行ってまいります。

まず始めに、議案第134号です。31ページになると思いますが、一般会計補正予算書の中の繰越明許費であります。リサイクルセンター建設事業の1億9,261万2,000円についてお尋ねをいたします。議案の説明がこの本定例会の初日、4日の日に説明がありました。説明の内容は、解体業者の選定が困難なために入札が遅れたということでありましたけれども、明くる日の熊日新聞に、阿蘇広域

行政組合の清掃センターの焼却炉の解体、撤去工事に着工したという記事を見ましたので、菊池市の今日までの取り組み状況を確認しておきたいということでお尋ねをいたします。確認のために、遅れた理由をお聞かせいただきたい。

併せまして、地元地区の説明会の開催状況についてもお示しいただきたいと思います。それに関連します一般会計補正予算書の61ページにあたりますけれども、その衛生費の中に塵芥処理施設費ということで、原材料の方で1,091万8,000円が挙げられています。年間の修理費ということでありますけれども、修理費の増額ということでありますが、年間にどれだけ修理費を見込んでこのRDFの開始後、年度別にどれだけ組んでおられたかということをお示しいただきたい。

さらに、分別の状況についてであります。RDFの建設時から分別については徹底した取り組みを行うというようなことで、大体リサイクルセンターの建設がされておったわけですが、それまでの分別の、今日まで分別の状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、議案第130号であります。17ページに戻っていただきたいと思いますが、菊池市介護老人福祉費施設の条例の一部を改正する条例であります。施設の改築に伴う入居者の利用負担額についてであります。利用者の負担額を増額した場合、この改正を認めた場合ですね、年金の枠内で入居可能な方がどれだけおられるかということ。つまごめ荘の建設時は、当初から老人ホームということでスタートしております。老人ホームの内容は、身内がない方、面倒を見る方がいないという人を受け入れておったわけですので、生活保護の方もおられますし、入所後に構成市町村単位で保護費が出されておるような状況でもありました。年金の掛金が少ない方がおられると思います。年間に20万円から40万円、そういう台の方が多くおられるんじゃないかならうかと思っておりますので、その入居者の割合を示していただきたい。

次に、議案第143号です。186ページになりますけど、菊池市水道事業会計補正予算の第2号です。第5条に、債務負担することができる事項ということで、期限と限度額についてということで載っておりますが、補正予算でいきなり債務負担計上をされたわけですが、ちょっと理解を求めたいと思いますのでお尋ねをいたします。水道事業の一部を民間に委託すると、委託するための債務負担であるならば、やはり職員の削減計画、年次ごとに明確に示し、さらに苦情処理、滞納処理、検針業務とか、メーター管理業務、そういったものに民間に委託した場合のメリットも示していただきたい。特に旧泗水町におきましては、以前より水道事業に対しましては徹底した管理を行ってまいりました。水道事業を民間に委託するというふうなことで、そういうことが情報が流れただけで、本当に大きな問題に発展

しかねませんので、生命の水を管理するという重要な水道局でありますので、明確に民間委託への内容説明を求めます。

以上、お願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず1点目のリサイクルセンター建設事業の遅れた理由と地元に対する説明状況についてお答えします。今地区にあります旧クリーンセンター、いわゆる焼却処理施設ですけれども、につきましては、平成18年3月の一般質問で閉鎖後の対応について、解体後の跡地にリサイクルセンターを建設したいと答弁をいたしており、その後地元の皆様にご理解をいただくために何度も説明会に努めてまいりました。そのような中におきまして、平成19年2月、本年2月ですけれども、地元区長連名で要望書を提出されましたので、その要望書に答えるべく再度説明会等を行い、ご理解をいただくことに時間を要しました。また、その後の入札事務を検討する時期になりまして、焼却施設を解体する資格等を有する業者が指名停止等で困難になり、本年度内に解体工事を竣工することができなくなりましたので、今回繰越明許をお願いするものでございます。

次に、地元に対する説明会の状況についてでございますけれども、説明会は平成18年5月から区長会と協議を行い、戸崎校区全体の説明会を2回、戸崎校区の各行政区や河原の中原区にも説明会を行いました。中でも施設に一番隣接している今区におきましては3回行い、3回目の本年8月には市長出席の上、ご理解を求めてまいりました。今後の事務処理につきましては、本会議の議決を踏まえまして、入札事務を進めてまいりたいと考えています。

また、エコヴィレッジ旭の機械修理費につきましては、平成19年度予算で8,448万5,000円となっています。内訳としましては、メンテナンス料が4,342万1,000円、脱臭装置のカートリッジ取り替え修繕等が約2,100万円、緊急時修繕が2,000万円となっております。今回、原材料費の補正をお願いしていますのは、本年見込んでおりました修繕以外に夏場に緊急トラブルが多発し、メンテナンス時の主要部品や緊急時の修繕に伴う部品の在庫が残り少なくなっております。なお、主要部品は特殊部品であるために、発注から納品まで2ヵ月以上を要します。このままでは緊急時の事故に対応できなくなり、運転ができなくなる恐れがありますので、本会議において補正予算をお願いするものであります。

次に、エコヴィレッジ旭建設計画時からの分別の取り組みについてでございますけれども、現在市で統一して処理する施設がないため、合併前の分別方式を継続しているのが現状であります。分別の周知徹底につきましては、広報や出前講座等で

行っていますけれども、まだまだ不十分なところがございますので、今後早急にリサイクル施設を建設するとともに、分別の周知徹底に努めてまいりたいと考えています。

菊池市特別養護老人ホームつまごめ荘におきましては、平成19年度末に施設改築を完了し、国・県が推奨するユニット型の施設となります。抛出の内訳につきましては、ユニット型個室が120室、従来型個室が10室、2人部屋である多床室が4室できる予定です。つまごめ荘の改築につきましては、施設の老朽化による雨漏りや漏電等が著しく、また個室や4人以内の居室が県内の施設の多くを占める中、6人部屋による狭い空間での処遇など、入所者の生活環境の改善と向上を視野に入れ、施設改築を検討してきたところです。施設改築につきましては、当初これまでの施設を継続した従来型を基本として計画いたしましたでしたが、改築にあたり、これからの時代の新しい介護施設を見据えたユニットケア化への変換を国が推奨しており、建設補助金交付の関係等を含めまして県の承認と推奨を基に計画してきたところでございます。なお、ユニット型個室の利用者の負担額につきましては、厚生労働省が示すそれぞれの基準費用額を考慮しておりますが、利用者の居住費負担額は全体的に増額となります。議員ご指摘の件につきましては、国の示す補助金を基本に基準額を想定しております。この指針の中の1つに、近隣の類似施設料金を考慮する旨の記載があり、既にユニット型個室を導入している施設に確認したところ、いずれの施設も国の基準費用額を設定しており、つまごめ荘においても同額としたところです。生活保護者等の方は、これまでと同額の多床室への案内で負担を増やさない考えでおりますけれども、それ以外の段階の方は、一部入院観察者を除き、基本的にユニット型個室の案内となります。利用者の負担につきましては、個人の年金等の取得により第1段階から第4段階以上まで厚生労働省より示されております。したがって、所得段階層ごとに現在の料金と比較した場合、1ヵ月の差額は第1段階は生活保護者等の方や介護保険制度の始まる以前に入所しておられた旧措置の方など、個人ごとに異なりますが、0円からおよそ2万5,000円の範囲で、第2段階はこれまでの3万6,000円から1万5,000円程度増の5万1,000円、第3段階はこれまで5万3,000円程度から4万円増の9万3,000円程度、第4段階はこれまでの7万5,000円程度から5万円増の12万5,000円程度の予定となります。なお現入所者の全体の85%が第1段階及び第2段階の方となっております。現在、つまごめ荘におきましては、家族会を通じて順次細かく建築状況とユニットケアの目的、料金の方向性等を説明してまいりました。利用者負担額の増につきましては、これまでの施設介護とは違う個別介護を基本とするユニットケアの目的、仕組みを十分ご理解いただき、地域に貢献できる社会福祉施設づく

りに努めてきたところでございます。

次に、実際の入所者の年金等の所得で、その費用が賄えるかのご質問でございますけれども、現在国の施設給付の低所得者対策としまして、第1、第2、第3段階までの方には、それぞれに負担の上限額が決められております。これを現在の施設入所者に当てはめますと、施設が把握している方に限りませんが、単純に年金のみで賄える方が現在の75%からユニット後45%へ、年金のみで賄えない方が現在の25%からユニット後55%になると考えられます。なお、ご家族が年金を管理されている場合やそれ以外の年金を受給されている方もおられるため、推測の範囲となります。利用者負担は本人の年金等を基本とされておりますけれども、これまでも年金額を超えて負担が生じる場合は、その分をご家族様に負担をお願いしております。そのためにも入所契約の際には、ご家族に対しまして介護サービスの内容及び入所者負担について十分な説明を行い、その同意に基づきまして入所契約を取り交わしております。今後改築後の料金変更につきましては、先ほど説明しましたとおり、家族会、役員会、総会等を通じまして、今後の方向性の説明を十分重ねてまいりましたので、現段階ではご理解をいただいているものと考えておりますけれども、今後もさらに細かく説明し、ご同意をいただけるよう努めます。また、利用料の減額制度である利用者負担軽減制度の周知も図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 水道局長、後藤定君。

[登壇]

○水道局長（後藤 定君） それでは、3点目の水道事業の民間委託に伴います債務負担行為についてお答えいたします。

民間委託につきましては、行政改革の一環といたしまして重要な懸案事項として受け止めておりまして、平成18年3月に策定しました集中改革プラン、水道事業におきましては中期経営計画でございますが、これを公表いたしまして、それに基づき改革を推進しているところでございます。なお、平成14年4月には水道法が改正されまして、第三者委託が可能になっているところでもございます。

以上のことを踏まえまして、水道事業の中長期的な経営の健全化と効率性を高め、併せましてお客様満足度の向上、あるいは窓口サービスの向上を図ることを目的としまして、民間委託による運営を計画したところでございます。業務委託の範囲といたしましては、上水道事業及び簡易水道事業と下水道等料金に係る徴収業務の一部といたしておりまして、今回の委託範囲は総務的な業務となります。主な業務といたしましては、1つ目に窓口業務における収納、あるいは給水の開始、休止及び

電話による問い合わせ等の対応がございませう。2つ目に検針業務がございませう。現在、14名の方に個人委託してありますが、引き続き雇用していただけるよう働きかけてまいりませう。3つ目としまして、お客様の申請に基づく開・閉栓業務が日常的にございませう。4つ目としまして、給水の執行停止あるいは個別訪問等によりませう滞納整理業務がございませう。5つ目としまして、メーター管理業務がございませう。メーター管理につきましては、計量法によりませう8年の有効期限がございませうので、毎年計画的に交換していくことになりませう。また、ただいま申し上げました業務に関連いたしませう電算処理業務や毎月の納付書発行業務等、諸々の関連業務が発生してまいりませう。なお、水道施設の維持管理業務及び水質の管理等につきましては、引き続き行政対応において管理してまいりませう。

次に、効果面及び削減計画でございませうが、民間委託によりませう3ヵ年で約2,300万円の費用対効果を見込んでいませう。内訳といたしませうは、3ヵ年間のトータルで職員4名の減としまして、20年度で3名減、22年度で1名減の計画でまいりませうと、人件費で約8,670万円の減、また給水停止等に係る職員の時間外手当等の人件費及び嘱託職員2名を減らすことによりませう、約2,670万円の減を見込んでいませう。人件費以外では、メーター検針委託料で約4,520万円、庁用車燃料費、電話料、減価償却費等で約1,520万円の削減を見込みまして、全体で約1億7,380万円の削減効果を見込んでいませう。3ヵ年の委託料1億5,000万円で試算した場合は、先ほど申し上げましたように約2,300万円の効果があるものと見込んでいませう。また、市民のサービス向上といたしませうは、1つ目に平日の窓口時間の延長及び休日等における窓口の開設。2つ目に、体の不自由な方や高齢者等に対する集金業務、3つ目といたしませうは、水道の使用開始等に伴いませう電話受付等を行うことによりませう、今まで以上にサービスの向上が図られるものと考えていませう。

次に、受託者の選定方法といたしませうは、菊池市型指名プロポーザル実施要領に基づきまして、特定委員会を設置し、提案内容及び見積金額等を評価いたしませうして、業者選定を行ってまいりませう。この見積額を算定する際に契約期間につきまして単年契約か、複数年契約かによって、当然見積額に差異があるものと判断していませうして、複数年契約によりませうコストダウン、あるいは業務の継続化が図られるものと考えていませうして、期間といたしませう3年間と設定したところでございませう。このようなことから、今回3年間の複数年を補償する債務負担行為をお願いするものでございませう。限度額といたしませうは、単年度で5,000万円、3年間で1億5,000万円としていませう。なお、委託料の歳出予算につきましては、20年度の当初予算でお願いすることになりませう。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、RDF事業計画時点でありませうけれども、分別の徹底を行うというようなことでリサイクルセンターの建設というのは、平成13年だったと思ひますけど、その時点で計画されておったと思ひます。今、合併しましたので合併後3年というような説明でありましたが、広域行政事務組合当時はそういったことでありませうので、実際はもう7年以上経っておるといふのは現状であろうと思ひます。分別の徹底ができるということではませうと、RDFの削岩機といひますか、あの機械の刃物関係が相当石が入ったり、鉄分が入ったりということでは故障が起きておるといふのが現状で、そういうことによりませう今回の補正予算だろうと思ひますので、やはり早急に取り組まなければならぬ問題だろうと思ひます。そういうことで、この事業、明許繰越をされるのは構ひませうけれども、確実にその繰越した後です、年度をぴしと明確に示していただきたいと思ひます。そして徹底した分別処理を行っていただくことをお願ひしておきます。

2点目のつまごめ荘の利用者負担額、増額についてであります、当然入居者の家族全員の了解を取られておるといふと思ひます。親といひますか、入所をさせられてもう30年以上が経過しておるといふようなことではありますので、家族の平均年齢といひますか、子どもさんに当たる方がもう65歳以上といふ方が相当おられます。おられると思ひておりますし、おられます。入所者のそういった不足額を支援する方が、実際年金生活であるといふふうな状況であるときにです、これだけの増額になりますと、第1段階で2万5,000円、第2段階で1万5,000円といふ増額になるわけではあります、そういった方々のパーセントといひますか、先ほど部長の方から現状では約55%の方が支払いが厳しくなるといふような説明がありました、そういった点についてです、ぴしとした内訳といひますか、大体つまごめの中にその第1段階がどれだけ、第2段階がどれだけといふような形の数字も、再度説明をいただきたいと思ひます。本当にこう家族会の方が心配されておりますのは、自分の親がどの段階におるかということを示してないと。ですから、どれだけの負担が発生するかということが全くわかっていないということではありますので、そういった段階ごとの詳しい説明を再度お願ひしたいと思ひます。

それと、水道事業につきましては、やはりこういった議案のただ説明といひますか、その所管の委員会の説明だけではなくてです、やはり全員協議会あたりにぴしとした数字を示して、今後はやっぱりやっていただきたいと思ひます。そうで

ないと、ただ年間5,000万円、3年間で1億5,000万円を認めて下さいと言われてもですね、やはり認識取れない議員さんもおられますし、今ここで局長の方から説明があったということで理解されたと思いますが、やはりメリッ特的があれば賛成できますけど、いきなり1億5,000万円の債務を認めろと言われても、やっぱり納得いかない点がありますので、今後はその点にご注意いただきたいと思っています。

その2点です。リサイクルセンターの計画の確認とつまごめ荘の入所者の負担額割合等を宜しくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 先ほど答弁の中で、第1段階、第2段階につきましては約85%と申しましたけれども、大体入所者が120名ですので100名前後になると思います。一応資料的にいきますと、第1段階が8名、第2段階が78名、第3段階が14名、第4段階が2名、合計102名ということに相成ります。よろしいでしょうか。

リサイクルセンターの繰越明許につきましては、20年度で事業を完了いたします。分別につきましても、早急に進めていきたいと思っています。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） では、最後に市長にお尋ねをしたいと思いますが、今、部長の方から説明がありましたように、現在つまごめ荘入所者の方、116名というふうに聞いております。議案第130号ですね、この改正によりますと、やはりこう相当な増額が発生するというふうに思います。そういうことで、今、現在で年金の不足する方が25%という説明がありました。1人当たり5万円の不足が出ますと140万円、この改正後には不足額が860万円ほど出るような計算方法になりますが、やはりその不足分を、もし先ほど私が申しましたように家族が年金生活で支払いができない方々はどのように今後考えておられるかということと、それと2点目がやはりこの施設的には素晴らしい施設になりました。確かに1人当たり計算しますと年間75万円あたりになってきておりますし、月に直しますと約6万3,000円ほどの施設費というような形になっておりますので、やはりこういった運営状況を考えますと、やはり相当な数字の赤字が出るんじゃないかならうかと思っています。来年度からやはり決算も連結決算というような形になりますので、どのようなところでこういった処理といたしますか、対応を考えておられるか、お尋ねをしたいと思っています。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 先ほど答弁をいたしましたけれども、年金だけでは賄いきれない方が推定ではございますけれども半分近くいらっしゃいます。一応先ほどから申し上げておりますように、ご家族の方にご負担をお願いするしか現在のところございませんので、今後とも十分ご説明をしながら、ご理解を求め、同意に基づく入所契約を進めてまいりたいと考えております。

また、今後におきましても、国・県等に関係機関を通じまして他の関連施設と連携を図りながら介護報酬等、あるいは介護保険制度見直し等の利用者負担増については、減額になるよう要望していきたいと思っております。なお、基金関係等につきましては、施設改築等の財源に充当してきましたものですから、基金残高につきましても6,000万円程度しかございません。これにつきましては、今後施設運営に必要な財源として役立てたいと考えていますので、現在のところ不足額についての補填は考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 以上で、質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第127号から議案第145号まで及び請願第3号から請願第5号まで、並びに陳情第5号の23案件をお手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成19年 第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|---------------|---------|--|
| 総務 常任委員会 | 議案第128号 | 特別職等の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第129号 | 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第134号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第8号) |
| 文教厚生 常任委員会 | 議案第127号 | 菊池市老人福祉施設福祉サービス相談委員会条例の制定について |
| | 議案第130号 | 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第131号 | 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第134号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第8号) |
| | 議案第135号 | 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第136号 | 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第142号 | 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号) |
| 経済 常任委員会 | 請願第3号 | 後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願 |
| | 陳情第5号 | 学校・幼稚園の駐車場設置に関する陳情書 |
| | 議案第134号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第8号) |
| | 議案第144号 | 財産の取得について |
| | 議案第145号 | 字の区域の変更について |
| 建設 常任委員会 | 請願第4号 | 日本の「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願 |
| | 請願第5号 | 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦・販売法の抜本的改正に関する請願書 |
| 建設 常任委員会 | 議案第132号 | 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第133号 | 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第134号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第8号) |

平成19年 第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|-------------|---------|---|
| 建設 常任委員会 | 議案第137号 | 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 (第3号) |
| | 議案第138号 | 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) |
| | 議案第139号 | 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号) |
| | 議案第140号 | 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補 正予算(第2号) |
| | 議案第141号 | 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予 算(第3号) |
| | 議案第143号 | 平成19年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号) |

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時39分

開議 午前10時48分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第3 一般質問

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） おはようございます。通告をしておりました財政新法と第3セクターについてお尋ねをいたします。

地方財政健全化法が本年6月に成立し、平成20年度決算から適用となります。市町村財政の健全化が法律に基づき評価されるということでもあります。地方財政、特に市町村への国の監視が一段と強化されることとなります。従前の一般会計、特別会計に加えまして、第3セクター、土地開発公社等を含め、連結決算として財政状況を国へ報告するというのが法により義務付けられたということでもあります。法によりますと、市町村財政の健全性を、1つに実質赤字比率、2つ、連結実質赤字比率、3つ、実質公債費比率、4つ、将来負担比率で判定をし、その悪化度合いに応じ早期是正措置として、再建第1段階の財政健全化団体、再建第2段階の財政再生団体の2段階に認定し、再建を促すというものでありますが、ご案内のように北海道の夕張市の財政破綻の現実を踏まえての国の対応であります。平成20年度の決算からの対応でありまして、市は現在、新年度予算の編成中であり、市財政の将来にわたる財政計画への影響もありまして、当然連結ベースを前提として予算編成作業を進められているものと思います。

さて、第3セクターであります。地方公共団体第1セクター、民間第2セクターの両者が共同で出資し設立する企業体、これが第3セクターであります。本市の現況は8施設が創設され運営がされております。平成16、17年度決算資料によりますと、1つ、ファーム菊池、市出資額5,000万円、出資割合97.8%、

2つ、きくち観光物産館520万円、54.2%、3つ、七城町特産品センター6,520万円、86.9%、4つ、七城町銘柄米センター8,000万円、95.2%、5つ、七城町振興公社6,800万円、85%、6つ、四季の里旭志5,100万円、51%、7つ、旭志村ふれあいセンター1,630万円、66.9%、8つ、有朋の里泗水820万円、51.3%となっておりまして、出資額の合計は3億4,390万円。なお、累積損益は4,281万2,000円と示されております。この8件の第3セクターにおける市の出資額はすべて51%以上であり、平均で76%となっております。率直に申し上げまして、市直営に限りなく近いところであります。以上が第3セクター8施設に対する市財政の関わりであります。なお、総務省によりますと、全国に第3セクター、地方公社等は9,200団体あり、うち出資額25%以上が7,900団体で、そのうち38%が赤字、430団体が債務超過とあります。

次に、市費で建設されております施設建設費の状況であります。8施設の建設費、財源内訳、補助金、起債、市費、それに償還の推移、残額、これは借金でございますが、これについて明らかにしていただきたいと思っております。

加えて、公設民営となっております夢美術館、龍龍館も併せてお示し下さい。

新法によりますと、連結決算に市土地開発公社の経営状況が加わります。企業誘致を目指し土地を先行取得し団地が造成されておりますが、見込みどおりには進展せず、塩漬け状態の土地、約20.3ha、借入金約21億円、さらに金利負担、年間1,590万円あります。この公社保有土地は、購入時の価格の評価ということではありますが、現在では地価も下落の傾向にあります。現在の価格で評価する、いわゆる現存会計を適用すればどうなるのか。さらに、塩漬けの状態が続けば、その時期は別として、市財政より損失補償となります。ただし、今まではこの損失補償が認められておりましたが、今回の新法と連動して、国では新たにガイドラインを作成しております。特別な事情がない限り損失補償はできなくなります。すなわちガイドラインは、第3セクター、土地開発公社等が破綻となれば、即、市財政より損失補償となり、市財政が悪化するという流れの歯止め策ということのようになります。またガイドラインは破綻時に備えての引当金相当の基金積立の提言もあります。連結決算には、第3セクター、土地開発公社に加え国民健康保険、これは特別会計であります。決算の通常は単年度であります。この累積赤字も加えられるようになります。従前では、例年、9月議会で地方自治法に基づく決算報告のみでありました。質疑もできませんでした。私の今回の一般質問は連結決算、そして市行政改革による計画書を前提として伺いをしているところであります。ただ、第3セクター等の運営、経営につきましては、発言できないと理解をしております。

す。第3セクターの施設は、市有財産であります。施設の建設、増設、改修等は市費による対応となります。加えて起債等の償還の実態の把握も、これは議会の責務であろうと思います。ところで、第3セクター8施設の経営者は市長であり、責任を負っておられます。そして代表取締役社長でもあります。社長は、運営経営の莊責任者でありまして、当然第3セクターの社長として監査を受け、今度は市長として法に基づき議会に対して決算報告をされます。法的には、何ら問題はありませんが、今日の厳しい世相の中で、施設も多種多様であります。日々分刻みの激務であります市長が社長として現実的に経営に関する指導、監督が物理的にできるのか。申し上げたいことは、組織の風通しを含め、その道の専門家をトップに据えることが望ましいのではないかという思いであります。このことにつきましては、合併後の平成17年9月議会において同僚の水上議員が同様の発言をされております。発言の趣旨は、市長は激務であり、負担軽減を目指してはどうかということでありました。答弁では、類似施設間の競争激化、第3セクターを取り巻く状況は厳しく、経営管理の改善組織の見直しに取り組む。社長職については、実状を見極めながら検討したいとありました。検討すると言われて2年2ヵ月が経過をいたしております。

お尋ねいたします。1つは、平成20年度からスタートします連結決算並びに財政健全化法への対応に基づく新年度の予算編成方針をお示し下さい。

2つ目に、第3セクターの経営状況とともに、第3セクターの8件、8施設プラス公設民営2件の建設費、その財源内訳、償還の状況、起債の残額、借金ですね、これについて伺います。なお借金はどの会計に属しているのか、併せてお願いいたします。

3番目、全国的に第3セクターは財政悪化の標的となっております。指定管理者制度等による民間活用も多くなっておりますが、本市の場合、現在それぞれの施設のがんばりの姿が見えますが、ここはやはり将来を見据えて運営にあたらなければなりません。第3セクターのトップ人事については、市長は経営内容の異なる8件の経営を司っておられますが、隅々まで目が届くのか。企業体はトップの経営感覚で状況ががらりと変わると聞いております。市長には、大所高所からの指導が望ましいと思いますが、市としての率直なご意見をまずお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、1点目の平成20年度の予算編成方針につきまして、国におきましては経済財政改革の基本方針2007に則り最大限の削減を行いつつ効率化を徹底

し、政策課題に的確に対応した予算編成を行い、揺るぎない歳出改革を進めることとしており、先の三位一体の改革では税源移譲が行われてきたものの、国庫補助金等の見直し、交付税の減により、全体的にはマイナスになるなど一般財源額は年々減少し、市財政は厳しい状況下であり、既存事業を見直すことなく年々変化し、多様化している市民の要求、期待に対応していくことは困難でございます。また、地方財政健全法が公布され、早期健全化計画策定や外部監査の義務付け、起債制限など、新しい法制の時代を迎えております。このことを踏まえて、平成20年度の予算編成にあたりましては、財政環境、課題を十分に認識し、1つの必要性、効率性、有効性、優先性を考慮し、コスト意識を持った予算編成に心掛けること。1つに、国の財政健全化等を背景に地方税財政改革が大きく進められているため、これまで以上に国・県の予算動向を十分注視し、的確に予算対応を図ること。1つに、市民が負担しなくて済むサービスがよいサービスという固定観念に立たず、適正負担に基づく市民サービスの充実に努めること。1つに、積算根拠、方法、価格の妥当性など十分に精査し、実態に即した予算要求に努めることを留意事項としております。

歳入に関しましては、一般的に歳出と比較して軽視される傾向にございますが、特に歳入の確保に注意を払い、地方税については財政運営上極めて重要な財源でありますので、今後の経済動向、国の動向に留意し、税源のより一層の的確な把握、課税客体の完全補足、徴収率の向上を図り、税源配分の見直しやふるさと納税等の税制改正に留意し、収入の確保に万全を期することといたしております。市債については、健全財政運営のため、将来にわたる財政負担等を考慮しながら、事業費補正、交付税措置等の適用がある事業を優先的に計上し、平成26年までは合併特例債を充当できますけれども、安易に財源として用いることがないように留意すること。

次に、歳出についてでございますけれども、限られた財源を有効に活かすため、経費全般について徹底した見直しを行い、行財政運営の合理化、効率化に努め、限られた予算を重点的・効率的に編成するため、昨年引き続き枠配分による予算編成を実施いたしております。その中で、人件費は今後とも事務改善に努め、人員の重点的適正配置を行い、節減を図ること。扶助費は、法令で義務付けられているもの以外は支給水準や自己負担のあり方について十分検討し、計上し、社会保障関係費については、国の抜本の見直しが進められているので算定基準及び単価を的確に把握し、その動向に注意すること。投資的経費は、本市の新市建設計画に基づくものを基本といたしまして、投資効果、緊急性等を勘案して優先順位を設定し計上することとし、特に新規事業につきましては費用対効果、ランニングコスト等を明示

すること。委託料につきましては、委託契約相手及び委託内容等を十分に精査し、契約価格の交渉にあたり、行政評価による改善提案を十分に検討することとし、複数年度の契約をすることでコストダウンができるものにつきましては長期継続契約を行うこと。補助費等につきましては、行政評価による改善提案を基本とし、規定の補助金、負担金の整理合理化を図るほか、その目的を達したものの、補助効果が乏しいもの、社会的実状にあわなくなったものがないかを見直しを行うことを新年度の予算方針といたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） おはようございます。2つ目、3つ目についてお答えいたします。

まず、議員ご意見のとおり、バブル崩壊後、経済環境が変化する中で、民間企業においても経営が深刻化するなど、一段と厳しさを増しており、地方公共団体においてはこのような社会経済情勢の変化等に的確に対応し、関係する第3セクターにおいて、その運営改善に積極的に取り組むことが求められております。このような中、各セクターにおいても現状の経営状況を踏まえ、独自イベントの実施や集客、販売効果の向上に向けた様々な取り組みを自社内で検討し、さらなる経営改善、経営安定に向け努力をされているところでございます。これまでの第3セクターを管理運営しております施設の建設費につきましては、まずきくち観光物産館が約7,500万円、その財源内訳につきましては、地方債5,600万円と一般財源1,900万円で、起債の償還は終了いたしております。七城町特産品センターにつきましては、建設費約15億7,900万円、財源内訳は国庫補助金7億4,500万円、地方債が7億8,400万円、一般財源で5,000万円と3億2,000万円の起債残高となっております。次に、七城町リバーサイドパークにつきましては、建設費約21億1,000万円、財源内訳は国庫支出金6,600万円、県が2,300万円、地方債18億4,800万円、一般財源で1億7,300万円となっております。次に、四季の里旭志につきましては、建設費が約21億7,400万円、国庫補助金5,200万円、地方債が17億700万円、基金等の繰り入れを含めた一般財源が4億1,500万円となっており、約1億8,900万円の起債残高となっております。次に、旭志村ふれあいセンターにつきましては、建設費約2億6,300万円、うち国庫6,000万円、県が5,000万円、地方債8,800万円、一般財源が6,500万円となっており、償還は完了しております。泗水町特産物センターの建設費が約1億7,

600万円、その財源内訳は国庫1億4,000万円、一般財源が3,600万円
で、地方債の借入はありません。泗水町第2特産物センターにつきましては、
建設費約1億1,400万円。その財源内訳は、地方債が8,600万円と一般
財源が2,800万円によるもので、約4,800万円の起債残高となっております。
次に、夢美術館につきましては、建設費約1億円。その財源内訳は、県補助金
の3,000万円と寄付金が1,000万円、一般財源が6,000万円となっており、
地方債の借入はございません。龍龍館につきましては、建設費約1億6,00
0万円、うち8,000万円が国庫補助、県が1,400万円、6,600万円が一
般財源となっており、起債の残額はございません。

以上、第3セクターの運営する施設等の事業費と財源内訳についてご報告申し上
げましたけれども、事業費につきましては施設周辺の整備も含まれているものもご
ざいまして、また地方債においては借入区分による按分にて算出していますこと
をご理解いただきたいと思います。また地方債の償還につきましては、一般会計の公
債費に含まれており、償還計画に基づき返済を行っているところでございます。そ
れから3つ目につきましては、合併当初、本市8つの第3セクターは旧4市町村で
各市町、首長が就任しておられた社長、会長職を市長が引き継いでいる状況であり
ます。その中で、有限会社七城町銘柄米センターの代表取締役社長はJA菊池七城
中央支所担当理事が務められておりますので、市長が就任しておりました代表取締
役会長を平成18年6月14日より、また有限会社ファームきくちの代表取締役社
長を平成19年3月6日より市長に代わって副市長が就任をいたしております。後
の物産館、温泉施設につきましては、市長が引き続き代表取締役社長であります。
第3セクターのトップ人事につきましては、出資者、取締役の方々がおられ、それ
ぞれ独立した企業体でございます。第3セクターの実状を見極めながら、役員会等
との調整も考えていけたらと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） 新年度の予算編成方針を伺ったところでありますが、財政健全化法
が施行されたということで、財政健全化計画書の策定、あるいは外部監査の義務付
け、あるいは起債制限等々の対応が新しく始まるということを前提として取り組ん
でいるというふうな受け止めたところであります。さらに国の税財政の改革は進み
ます。一方、市民の市財政に対する厳しい目もあります。市政の、これはもう義務
であります市民サービスについて、今の答弁によりますと適正負担という表現がご
ざいました。これは厳しい表現であるなという受け止め方をいたしました。そのよ

うな財政環境の中での予算編成作業は大変だろうと思いますけれども、方針に沿って、これは頑張ってくださいいただくほかはありません。第3セクターの建設費につきましては、なぜお伺いしたかと申しますと、これまでは法律に基づきまして、いわゆる経営の報告のみでございまして、施設建設はどのような形になっているのかというのが、その姿が見えなかったということがございましてお伺いをしたところでございます。起債の残高については、ちょっとメモ的に見ますと9億円程度あったかなという思いでございしますが、これにつきましては一般財源で包含されているということでございました。連結決算を前提として、改革を論ずる場合に、市借金の内容把握は、これは当然であるというふうに理解をしておるところでございます。第3セクターのトップ人事につきましては、私8施設ということで市長の対応を申し上げていたところでございますが、今の答弁によりますとファームきくちと七城町銘柄米センターについては、副市長さんがトップというふうなことでありました。つきましては、8施設のうち6施設が市長が代表取締役社長であられるということになります。なお、トップ人事につきましては、ただいまの答弁によりますと企業体であるということで、それぞれ役員さんがおられるということで、実状を見ながら調整を図るというような答弁であったと思いますが、これは前回の答弁と全く同様であります。

さて、第3セクターの改革であります。市の行政改革によりますと、第3セクターの見直しについて随分と具体的に踏み込んで示されております。施設の統廃合でありますとか、民間譲渡、民営化、職員数の見直しまで言及されております。第3セクターは企業体でありまして、合理化だけで収益が上がるのか、経営につきましては専門的判断、知識が重要であり、ポイントであろうと思います。ただ第3セクターは市直営に近いこともありまして、市の行政改革の中で改革を進められることは、これは大歓迎であります。企業としての専門知識を駆使しながら進めていただきたいと思っております。第3セクターの現在の市の計画について触れてみますと、まず集中改革プランというのがありますが、これは国に報告済みでありまして、市にとりましては改革の最上位の計画でございます。改革のポイントとして、外部専門家による監査体制の強化、議会への状況説明、統廃合、民間譲渡、完全民営化、組織機構のスリム化等々、的確な指摘がっております。具体的計画によりますと、平成19年度、本年度でございしますが、外部監査制度の導入というのが掲げられております。平成20年度で民営化もしくは統合に向けた検討ということが国にこの計画は報告をされておるということでございます。

さて、その上位計画に基づきますところの市の行政改革大綱によりますと、第3セクターの見直しについては、事業内容、経営状況の公表、今後統廃合、民間譲渡

を検討するとあります。さらに、その大綱の具体的取り組みとなります実施計画によりますと、第3セクターの見直しについて、その問題点として、第3セクターの必要性、役割を再認識する必要あり。経営状況を市民にわかりやすく公表する。経営悪化の場合の法的整備等の検討、健全運営の確保と具体的に指摘をされております。平成19年度の計画、本年度の計画でございますが、この中で市の関与のあり方の検討、市民への公表、経営内容の検証とありますが、私が注目いたしておりますのは、市の関与、いわゆる第3セクター、さっきから申し上げておりますように企業体であります。その企業体の改革見直しについて、市の関与のあり方を検討する、どのようなことを検討されているのかなという思いであります。平成20年度も大体平成19年度と同様な計画であります。率直に申し上げまして、集中改革プランにより市行政改革の内容はトーンダウンしております。しかし、各計画に第3セクターの改革見直しについて掲げられておりますことは、現状に甘んじることなく改革を実行するという気概であろうと思います。そこで、現時点における取り組みと進捗状況について、具体的にお示しいただきたいと思っております。また、今後の第3セクター等の改革方針について、市の行政改革が示す方向で進められるのか、これは明確に示していただきたいと思っております。

次に、先の議会でお伺いをいたしました連結決算による試算であります。答弁では法が示す4つの指標の健全化、判断比率、いわゆる基準値の設定について、国において検討中であるということで、試算ができないということでありましたが、現在はどのような状況になっているのか。実は、去る12月7日、熊日紙によりますと、総務省は地方財政健全化法に基づき市町村の財政の健全化を示す4つの指標の数値基準を決定し、市町村に通知したとありました。基準値が具体的に示されたところであります。また同時に、平成20年度決算から適用するということが明確となったということでもあります。一方、自治体の対応としては、新法導入時期が早すぎる、あるいは連結決算に対する厳しい受け止め方等々の声が続出しており、総務省においては適用の先送り、あるいは経過措置、暫定基準等の案が検討されているようではありますが、これは見守るしかできません。それほど市町村の厳しい受け止め方が感じられるところでもあります。さらに、特別会計であります。新たにスタートいたします公共下水道の改築事業費53億円を含めての試算が求められるところであります。なお、平成19年度当初予算に基づく市の借金総額は、一般会計、特別会計併せまして411億円であります。申し上げるまでもなく、償還金の元金利子については、地方交付税による算入があります。当然のこととして、411億円すべてが市民の負担でないことは承知をしておりますが、市民の皆さんは市が発行いたしております平成19年度ことしのしごと予算説明書によって、大半の

方々は411億円も借金があるとだろうかという思いが常識ではないかというふう
に受け止めているところであります。この数字に加え、公共下水道改築も含めての
試算はどうしても必要なことであります。さらに、この411億円の数字に加わる
であろう4つの指標の健全化判断比率基準値が決定を見ておるということでござい
ます。直ちに試算は厳しい、難しいと思えますけれども、連結決算の施行、基準値
の決定を前提として、将来を見据え、市の財政へどのように影響があるのか。当然
であります。その市財政計画の見直し、これについての可否について明確に示し
ていただきたい。併せて、市財政の見通しについてもお願いをいたしたいと思いま
す。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 第3セクターは、本来地方公共団体が有している信用力
と公共性、民間企業が有している効率性・機動性というそれぞれの長所を活かして
事業経営を行うことが期待されていますが、現実には事業経営に関する責任体制が
不明確となりやすく、また議会や住民の監視が働きにくいという短所もございま
す。このことから、総務省は平成15年に第3セクターに関する指針を公表し、全
国の地方公共団体の改善を促してきたところでございます。この指針によります
と、第3セクターの活用にあたっては指定管理者制度の創設等を踏まえ、セクター
の意義、費用対効果、収支の見通し、自治体の関与のあり方などについて絶えず検
証すること。2点目として、第3セクターの経営悪化は設立団体の財政運営に大き
く影響を及ぼすケースもあり得ることから、地方公共団体は第3セクターの健全な
運営の確保に万全を期し、もって住民の信頼に添えていくことが不可欠であり、点
検評価の結果を踏まえつつ、必要に応じて事業の見直し、廃止、民間譲渡、完全民
営化などを行うこと。3点目といたしまして、経営悪化が深刻化し、第3セクター
の存続は危ぶまれる場合には、問題解決を先送りすることなく、法的整理を含め抜
本的な対応をすることとなっております。このことから、本市におきましても集中
改革プランや市行政改革大綱にも第3セクターの改革を掲げてきたところでござい
ます。現時点までの取り組みと進捗状況といたしましては、平成17年度に行政財
産使用料の調整を行い、18年度から統一した使用料を徴収しております。またセ
クターの財務状況等について情報公開様式例により資料を作成しておりますので、
市民に向けた財務状況の公表について検討を行っております。民営化及び統合に向
けた検討といたしましては、類似施設の情報収集を行い、第3セクターの設立の目
的、施設の建設目的、そして地域振興への貢献度など総合的に勘案しながら進めて
まいりたいと考えております。

次に、連結決算を前提とした市財政の見通しについてでございますけれども、平成20年度決算から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の適用となります。この法律には4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が示され、財政悪化の判断基準として設けられております。決算後に監査委員の審査を付した上で、議会への報告、公表を義務づけております。ここでその指標について概略を説明申し上げます。第1指標の実質赤字比率とは、現在の実質収支比率と同じようなものであり、黒字か赤字かを判断するものでございます。平成18年度一般会計決算におきます実質収支比率は3.6%の黒字となっております。第2指標の連結実質赤字比率とは、一般会計に国民健康保険や下水道事業特別会計などの公営事業会計までを加えた全会計の運営状況を把握するもので、赤字額から黒字額を差し引いた額、連結実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。ここで言う連結とは、第3セクター、一部事務組合、土地開発公社、広域連合等は連結の対象外となっております。第3指標であります実質公債費比率につきましては、一部事務組合や広域連合の負担金のうち、公債費相当の繰出金につきましても算定の基準となっております。平成18年度決算においては、3ヵ年平均で14.9%となっております。第4指標の将来負担比率は、従来の起債残高や債務負担行為から土地開発公社の債務、一部負担組合の地方債、元利償還金負担金、第3セクターの損失補償額等まで拡大し、充当可能な基金や交付税措置分を差し引いたものが基準となっております。この4つの指標の基準値につきましては、12月7日の新聞紙上等において報道されたとおりでございます。早期健全化基準といたしまして、実質赤字比率は11.25%から15%、連結実質赤字比率16.25%から20%、実質公債費比率25%、さらに自治体全体の実質的負担と償還能力を比較する将来負担比率は350%となっております。また財政再建基準につきましては、実質赤字比率20%、連結実質赤字比率30%、実質公債費比率は現行制度と同じく35%となっております。各指標の比率が1つでも早期健全化基準値以上になりますとイエローカードとして財政健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付けと毎年実施状況の議会への報告と公表が求められており、議員ご指摘のとおり、地方債発行も制限されます。さらに財政再生基準値以上のレッドカードとなった場合には、財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができ、国の管理下となり、地方分権からはほど遠いものとなります。これらの指標の算定方法につきましては、会計原則の違う会計を連結することや一般会計が将来において負担する可能性のある第3セクターなどの債務に対する損失補償の評価や算入方法等不確定要素が多く、諸問題について、さらに検討されているところでございます。公共下水道の改善に伴います影響につきましても、改築後の起債償還について一般

会計からの繰り出しとなれば、各指標の悪化へとつながります。なお、実質公債比率の算定におきましては、交付税額が根拠となっておりますので、交付税総額の減額に加え、合併特例であります交付税算定外による優遇措置が段階的に削減されます本市といたしましては、さらに基準値に近づくものと推察されます。今後も住民生活に不可欠な施策を基準とし、将来にわたる厳しい財政状況を下、事業の延期、見直し等を含め、総合計画を基本とした財政計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） 財政健全化法による連結決算が目指す4つの指標の基準値が決定をみたところでありますが、算入方法といいますが、運用に関する事柄につきましては不確定な要因も多くあるようでございますが、これからの市財政は、この4つの指標を前においての運営となるようであります。市財政は厳しさの真っ直中にあります。これは全市町村に言えることではございますが、法施行後の見通しも従前より特段に厳しくなることは間違いありません。また公共下水道の改築事業でございますが、事業は新規ではなく改築ということでございます。新規と改築では、いわゆる交付税算入の基準が全く違います。先の議会で私お尋ねいたしましたところ、交付税のいわゆる充当率、算入基準は20%ということで、非常に低いということでありました。起債等の償還については、一般会計からの繰り出しは、これは100%あるのではないかと、そういうふうを受け止めております。当然、指標への影響は避けられないというふうなことであろうと思います。将来にわたる厳しい財政を踏まえ、財政状況を踏まえ、現財政計画の見直しにも言及をされたところであります。連結決算の基準値、さらには公共下水道改築事業を前提とした財政試算は、これはなるべく早くお示しをいただきたいと思っております。

第3セクターの8施設の規模につきましては、確かにテーマパーク的な大型の施設ではありませんが、小規模とはいえ、経営状況によりましては厳しい局面に至ることは当然予測をされるところであります。現在は関係者の皆さんの頑張りにより運営されておりますが、自治体の運営とは異なり、結果が評価されるのが企業体であります。この際、さらに前向きに上昇気流を目指し、経営の安定化、菊池ブランドの発掘等への取り組みは焦眉の急であり、併せて分権化の進展は地域に独自の自立あるいは独立的発想というものが求められております。今日の時代、市政において第3セクターの創設は常識であります。その経営については、やはり独創的、あるいは先見性というものが必要ではないかなという思いを持つものであります。

第3セクターへの出資比率がすべて51%以上ということが市長のいわゆる第3セクターへの関与、いわゆる社長職ということをお願いしておりますが、すべてではないかなという思いがいたします。市長がトップでなくても経営には発言できますし、人事権もあります。企業体はトップの姿勢で大きく変わります。今すぐ企業経営のわかる人材を発掘し、すべてを委ねるといふ、そういうことはできないものか。プロパーにも有望な人材はあると思いますし、あるいは公募もありますでしょう。どうでしょうか。この辺のところについては、市長の率直なる答弁をお願いいたします。また、今後は第3セクターについては、市改革の状況は議会へ必ず報告をしていただきたいと思います。これはお願いでございます。市長、よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 第3セクターのトップ、いわゆる社長としての職務、そしてその職務が大変公的な市長という立場にありまして、激務であろうと大変心遣いをいただいております、またご理解をいただきありがとうございます。この第3セクターの問題につきましては、先ほども部長が答弁に申し上げましたように、水上議員の方からも一度ご質問をいただき、またご示唆をいただいたことがございます。現在、この8つの第3セクターがある中で、私が6つの会社の社長ということに今なっております。これは、水上議員がご質問がございましたその後に、いずれにしましても、この今現在、第3セクターの私が社長をしている分だけでも約30億円程度の売上を上げております。その毎月の決算内容というのを月次試算表を見ながらどこがどう売上になったと。今日の状況の中で、この10月、11月現在における状況はどうなっているんだという、しょっちゅうそういったものを頭にひらめきながら、中においてはこの資金繰りの問題を含めまして、大変厳しい状況にあって、この忘・新年会にかけていると。そういう中で、忘年会でもこのぜひひとつやってほしいといったものを巷に申し上げるようなことであります。しかしながら、地元というものにおきましては、地元の観光振興というものを進めていかなければならない。第3セクターが民業圧迫にはなってはならないという一面もあるわけがあります。そこでこの連結決算によりまして、第3セクターというものが非常に懸念されているという趣が1つはあると思いますが、この連結をした場合に、第3セクターとしての試算というのは、もうほとんど皆無といってもいいと思います。いわゆる公設で第3セクターでやっているということですから、いわゆる資産と言われる固定資産の部分については、すべて役所のものであるということ、役所はそのことを連結していかなければならないと。会社の方の収支というものにつまみし

ては、会社の方の責務であって、連結の中にはこれは入らないんじゃないのかなと。ただし、やはりいろんな意味で補償をしているというものがあれば、これは債務補償という形でございますので、損失補てん、損失補償の責務があるということですが、これは議会の方でのご承認をいただいなければなりません。そういったことは、第3セクターの中では現在はないということでもあります。ただ、この第3セクターの経営の内容において、この収支バランスが崩れつつあるところがあります。現実崩れているところがある。それについて、これを一端民間に移管すると、あるいはまたこの何かと精算をするといった場合におきましては、少なくとも行政が出している3億数千万円の中の市が持分として出しております資本金というものが減額になるのか、あるいは利益を持っているところによってこれがプラスになってくるのか、これは精算の段階でなければわかりませんが、一部においてはこの元金が戻ってこないという会社も出てくる可能性は高いということでもあります。そこで、今度はその時代背景の中で設立をされた意義、そういったものを考えました場合に、一部においては行政の方が深く関わって民間の方々に出資を募ったと。そういった経過もあるというふうに聞いておりますので、そういうことの中からは、道義的なひとつの行政責任というのがあるのかどうなのかといったものもあります。それをことなしとすれば、結果的にはその会社が精算をして、自分たちが出している、役所が出している、個人が出している、そういったものが減額になって、あるいは元が戻らなくてといったことになる可能性はないではないということになります。また一部においては申し上げますように、株価が大変この時価としましては収益を上げているために資産が多いということによって、何倍かの株価になって戻ってくるということもないのではないかなと、このように思っております。第3セクターの損金をなるべく出さないようにしなければならないということでございます。それで、私の方としては、この2社だけを身をひいてまいりましたけれども、その後も何もしてなかったわけではありませんで、お耳に達しているかもしれないけれども、菊池の物産館をはじめといたしまして一部の会社については社長交代ということで、社長が就任をいたしましてもうまくいかなかったりとか、あるいはまたお願いしてもどうしても引き受けていただけないとかといったものがあります。本来、基本的にやはりこの第3セクターというものについては、首長がすべきことではないという思いの中でありましたが、合併の中でそれぞれの首長さんが努めておられました社長が一気に8つになって、それを2つ今減らして、あと2つがそういったことで、1つは完全に移行したかなと思ったんですけども、また手戻りになってきております。その企業企業の中において、おっしゃっていましたがプロパーの中にも全くいないと言い切れるわけではありません。や

はりこの常勤取締役として経営責任をちゃんと果たしてくれている人もおりますし、またこの素晴らしいこのアイデアを持っていると言いながらも、相当のこの資産運営をやっていく、そして長期的にやって頑張っていかなければならないということになりますときに、今、非常に第3セクターが民間に対しますこの指定管理制度に基づきます市場化テストということになっておりますので、今、新たにこの身を捨ててこれから会社をどんどん大きくしていこうというのには、もう後数年後には、またお辞めになってもらわなければ困りますということになる可能性が非常にあるということもあります。それで、社員という立場においてはアイデアを持った人たちがおられましても、経営責任となった場合に、市の行政が出資をしておりますお金というものを考えた場合に、相当の責任というものを被っていけるというような現在の取締役会の中から、ぜひひとつお願いしたいというのが、つい先日までそういったことをやっていたわけでありました。新たな雇用者としてその採用してやるというのには、いささか不安が伴うということもあります。しかし、いずれにいたしましてもこの後の会社につきましても、極力民間の方々などをお願いできればと。それは、先ほどの部長答弁にありましたように、やっぱり取締役会に諮っていかねばなりません。これまでそういったことを言って、ぜひひとつ皆さん方の中で社長になってほしいということをお願いするわけでありまして、容易にお引き受けをできる状態になっていないということでありまして、非常に私自身としてもこれは何とかしなければならぬという思いを強く持ちながらも、なかなか前に進めない状況でやっておりますが、まだまだ今からそういったことについて頑張っていきたいと思っております。

また、龍龍館、夢美術館のお話しも出ておりましたけれども、これは第3セクターから外れるということでもあります。しかしながら、龍龍館はご案内のとおり、その山村振興として設置をされて、地元の皆さん方の大変強い熱望でありました。今は閉館状況でございますけれども、過日地元の皆さん方との懇談に参加をさせていただきまして、その後の御返事といたしましては、4月からオープンをしたいというようなお話しであります。これには、また議会ともいろんな意味でご相談を申し上げながら、支援すべきところを支援していかなければいけないと。このまま閉館状態になった場合のこと、あるいはまた市が直営でしなければならないことなどを背景に考えながら、できるだけのことを支援していかなければならないというように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君）　ここで、昼食等のため暫時休憩します。

○

休憩 午前 11時44分

開議 午後 零時57分



○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 一般質問をいたします。私は、2学期制決定についての諸問題について通告をいたしておりましたので、それについていたします。

去る9月議会の最終日、議会全員協議会において、来年4月より本市の全小中学校に2学期制が導入されることが報告されました。突然な、しかも決定の報告に協議会が紛糾したことは、むしろ当然でありました。私はこの件については大変重要な問題が存在すると思っています。今日の公教育は、一時期猛威を振るった教育再生会議の存在やこのたびの中教審の答申に見るように、100年の体系を見失い、あらゆる分野で混迷を深めています。現場では、子どもたちも教師たちも四苦八苦し、多忙や管理強化からくる疲労により慢性的な閉塞感に覆われています。ここに1つのデータがあります。平成13年から17年までの教職員の病気休職者及び定年前退職者数の調査書ですが、それによりますと平成10年ごろから急にいずれの数値も跳ね上がっています。ちなみに、平成10年のデータでは、病気休職者の割合が全体の4.6%。そのうち精神疾患の割合が30.8%を占めています。これは、病気休職者10人に対して3人弱の教職員が精神疾患ということになります。数字は、年次を追うごとに増え続け、15年では病気休職者0.65%に対して精神疾患が69.2%、17年では病気休職者0.76%に対して精神疾患が70.5%となっています。これは、病気休職者10人の中の7人強が精神疾患ということになります。熊本県の実数では、病気休職者88人のうち62人までが精神疾患といえます。62人ですね。近年の職場でのメンタルヘルスは、これは去る議会で職員のメンタルヘルスも取り上げてきた経緯があるんですけども、社会問題化していますが、まさにこれらの数字は教育現場の過酷な状況を物語っていると言えます。そんな中であって、教師たちは体調を崩し、心を病み、子どもたちもまた大人社会のゆがみをもろにかぶり、やる気を失い、いじめや不登校という減少を引き起こしています。未来そのものである子どもたちに思いを馳せるときに、現状を是とする人は1人もいないでしょう。誰もが何らかの改革が必要と思っている、私もその1人です。しかし、改革といっても今回の2学期制の導入の経緯に見るような論議不在や当事者不在の安易な手法は感心しません。そのことが、結果的に寝耳に水という嫌な言葉をあちこちで聞くように、多くの市民に不信感を与えることになり

ました。教育委員会の議事録を見てみますと、県内にも先行している地域があるからでしょうか、当局はなぜか非常に急いでいます。教育長が教育委員会に提案されたのが7月ですが、その提案の時点で、既に翌月の8月の教育委員会では、導入の決定をしてほしいと強い熱意が述べられています。私は、7月、8月、9月の教育委員会の議事録を読みましたが、そこではそれぞれの委員さんが識見を活かした相互討論というよりも、通知表が2回になることやテストの回数が減ることなどを心配する、いわば素朴な疑問が出され、大方は教育長に対するお尋ねになっていることがわかります。委員会構成からして、それは一面的には致し方ないとしても、教育委員会が教育行政の最高機関であれば、そこにはそれなりの論議が求められます。例えば、教育長が2学期制導入の目的とされている授業日数200日を確保することと時期的に集中する事務や行事をならして教師にゆとりを持たせ、児童生徒により細やかな指導ができるようにするという論拠に対して、これが問題解決策としてベストかどうかということ。そして、これは誰が導き出した結論かということ。現場はこれを望んでいるかということ。保護者や教師たちがこれを知っているかということ等々、導入に関わる基本的な議論が見あたりません。そればかりか、そういう議論を、論議を喚起するような投げかけも見あたりませんが、これはなぜでしょうか。はじめに導入ありき、しかも施行なしの来年度一斉にという強い論調に誘導され、委員の皆さんはわずか一月で決定に持ち込まれています。そのためか、その駆け足決定の後、委員さんの中にはこれでよかったんだろうかと揺らぐ気持ちを感じられている方もあります。こういう状況を教育長はどうお考えだったのでしょうか。私は9月の全員協議会のときも申し上げましたように、2学期制のご提案には一理あると思っています。しかしその運び方、進め方には疑問を呈せざるを得ません。教育長は、私が以前に取り上げました全国学力学習状況調査にも、放課後児童教室にも誠実にお答え下さいました。私は、近年の教育長の中では最も現場に明るく、理解のある方だと思っています。今議会では、その信頼に立ってお尋ねをいたしております。

質問を続けますけれども、市内の定年前退職者数、病気休職者数、そのうち精神疾患患者数を17年度、18年度でお知らせ下さい。

同時に、これに対するご認識と対応及び労働安全、労働衛生委員会のような役割はどこが果たすのでしょうか。

5番目に、通常一般社会では、何事かを決めるときはいろんな意見を聞き、それを反映させようと努めます。ところが、2学期制検討委員会の校長先生たちは、教師にも下ろさず、保護者にも下ろさず、秘密裏に報告書をまとめられています。なぜ学校や保護者に意見を聞くなり、要望を聞くなり、条件を聞くなりされなかった

のでしょうか。

それから学校では、校長から報告という形で職員会議で話があったそうです。何かありますかと一応言われたんですが、その後すぐに、ここで言っても始まりませんがと釘を刺されたといえます。このように校長が職員に物を言わせなかったのはなぜでしょうか。教育委員会からそのような指示でもあったのでしょうか。

7番目に、こんな大事なことを有無を言わず下ろしていく、現場が納得していないのに強引に進める、こういう手法がまかり通るとすると、空恐ろしい気がいたします。子どもは少なくとも保護者、教師、教育行政の信頼関係の中で育てられるべきです。今、残念ながら教育行政への信頼が損なわれつつあります。なぜこのような手法を取られたのでしょうか。

最初に、以上7点をお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この2学期制導入までの経緯ですけれども、昨年学校の先生方や校長先生方から、今の学校の状況として一時期に行事が集中したり、評価活動の煩雑さや生徒指導の課題などで、学校現場が多忙感、疲弊感にあえいでいる、じっくりと子どもたちと向き合えない、どうにかならないかとの声を聞きました。そこで早急にできることは何かということで、教育課程でのゆとりの創出、部活動の改善及び2学期制の導入の検討を考えまして、今年の4月、校長会で3つのプロジェクトチームをつくり検討していただいたところです。2学期制検討委員会からは、7月初めに数回の審議・研究の結果、2学期制が望ましいとの報告を受けました。並行して、事務局でも先進各地の状況や資料を収集いたしまして、7月の教育委員会で提案し、教育委員の先進地研修を経て、8月の教育委員会議で保護者及び学校の不安要件に対し十分対策を講じることを前提に導入の決定をいたしました。駆け足での決定と言われればそのとおりで、この取り組みが特効薬とは思いませんけれども、1日でも早い教育環境の整備をという思いからで、早々の思いもありました。

次に、教育委員会議の審議状況についてでございますが、その過程におきましては、子ども、保護者及び先生の立場で審議されますので、予想される問題や不安に応えられる内容であるかどうか、納得するまでは揺れ動く気持ちがあるのは当然だと思います。その意味で、議事録に残されております委員さん方の発言は、この課題に対して真剣に、そして慎重に考えている結果だと理解しています。

次に、17年度における定年前退職者数、いわゆる自己の都合による退職者数は5名です。18年度で7名でございます。

次に、病気休職者数でございますが、平成17年度で2名、平成18年度で4名でございます。そして、このすべての方が精神疾患による休職者でございます。また、この状況に対する認識と対応はというお尋ねですが、これらは教職員自身の自己の指導力に対する自信の喪失、あるいは多忙感やそれによる教師間のコミュニケーション不足、また保護者等への対応の苦慮から来るものと認識しております。対応につきましては、本人に対する観察や声掛けと校内及び校外における相談体制の確立、職場での人間関係の構築及び勤務条件等への配慮、また市や県の相談窓口及び関係医療機関との連携が必要であると考えております。

また、労働安全委員会の設置についてのご提案ですけれども、現在そのような名称の組織はありませんが、管理職にその機能を課し、対応をしているところです。今後、組織や内容について検討し、機能の強化に努めてまいりたいと思います。

次に、なぜ検討委員会の校長が職員会議等の中で先生方や保護者に意見を聞かなかったかのご質問ですが、当然、何かを決めようとする際には、広く情報や意見を収集して検討いたします。検討委員会の校長先生方も、既に2学期制を導入された先進地事例の中で得られた課題や問題について情報収集されておりますので、それで十分把握できたという意識から、今回事前の説明や意見徴収が不十分だったと考えます。

次に、それ以外の校長に対し、先生方に伝えるだけの報告で済ませるような指示を委員会からしたのかとの質問ですが、そのような指示はしておりません。

最後に、教育は子ども・学校・家庭・行政の信頼関係で成り立つ、このことにつきましては議員ご指摘のとおりでございます。不安を与えたことには、十分反省をいたしております。

以上です。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） ご自分の言葉で質問をはぐらかさずにお答えいただいたと。いつものように係長が書いたりしたものではないなという印象を受けましたが、答弁の中で不十分であったとか、反省の意も表明されました。誠実なご答弁でありましたけれども、ちょっとそれに対する私の所感を2、3述べさせていただきます。定年前退職者というところでは、自己の都合によってという括りがございましたけれども、定年を何年か残した方については、もうだんだん条件が悪くなるからもう辞めるかという方もいらっしゃいますけれども、私が気にしたのは、若い方なんです。若年の退職者のことです。この方々に二、三回って話をしてみましたけれども、やっぱりその教育の中に理想を持って入ってきたけれども、なかなか現場でそ

の自分の理想が実現できないと。非常に管理が強かったり、物が言えなかったりという中で挫折をする、やっていけないというところで辞めていく方が多いということです。若い方の定年前の退職者については、そういうそのご配慮といいたまいませんか、自己の都合でという一括りの中に入らないという見方が大事ではないかというふうに思いました。それから精神疾患のこのデータについては、私も専門医に少し聞いてみました。そうしましたところによりますと、精神疾患はこの場合ですね、ほとんどのケースが過労による反応性鬱というのだそうです。つまり個人の資質によるものではなくて、対人関係とか労働密度といった職場環境や労働条件によるというお話でした。特に教職員の場合は、対象が成長期の子どもということでございますので、条件整備には配慮が求められると思うんですね。余裕を持って子どもに向き合えるような時間を保障していただくことで、学校再生と教育への希望をお示ししたいと思っております。それから反応性鬱は、一般の私傷病休暇とは区別した対策が求められているということです。労働安全とか労働衛生についても、管理職を中心に機能を強化するという話でありましたけれども、管理職だけではなくて、養護教諭とか人権の先生とかも含めた相談しやすい環境ということがとても肝要ではないかと思っておりますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

それから、校長が物を言わせなかったというのは、そういう指示を教育委員会がされたとは私も思っておりません。しかし、これは管理職による一種のパワーハラメントではないかと思われまます。だから見過ごせないと思ったわけです。学校こそ、伸びやかな民主的な教育現場でなければなりませんので、そのために厳格なご指導を求めておきたいと思っております。

次に進みますが、教育長のご提案を受け、審議決定をされたのは4人の教育委員さんですが、そこまでの準備をされたのは菊池市教育改革プロジェクトの皆さんです。プロジェクトは、プロジェクトチームと呼ぶ方がいいんでしょうか、市内の小中学校長19名と学校教育指導員2名、それに教育審議員1名の計22名から構成されています。その22名の皆さんが、2学期制検討委員会、部活動のあり方検討委員会、ゆとりの創造検討委員会の3つの委員会に分かれ、それぞれの検討結果を教育長に報告しています。私は、そのそれぞれの3本の報告書に目を通しましたが、中でも2学期制検討委員会の報告者は、実に簡単なものです。報告書は結論と結論に至った理由の2項からなっており、結論の項は、2学期制の導入が望ましいと考えるの1行のみで、結論に至った理由の項は、7つの分野でそれぞれに考えが述べられていますが、全編を通してたった26行、数え方によりますと25行か27行かというふうにもなりますけれども、そのぐらいで、実にあっさりしたものです。そこからは、2学期制でなければならない切実な理由は伝わってきません。

はじめに導入ありきの論調で貫かれています。この報告書を基に教育委員さんが審議をしなければならなかったとすると気の毒というほかありません。報告書としては、むしろゆとりの創造検討委員会のものの方が2学期制の本質に踏み込んでいます。お伺いしたのは、菊池市教育改革プロジェクトの存在です。これは、いつからどのような目的で設置されたのでしょうか。メンバーが市内小中学校長19名と学校教育指導員2名、それに教育審議員1名ですが、これは全部いわば身内ばかりの構成ですね。今日的な教育の課題を考えると、非常にバランスが悪く思われます。なぜ保護者や教師や一般識者といった方々が入れていないのでしょうか。

3番目に、学校教育指導員及び教育審議員とは何でしょうか。どういう役割を担って、どういう仕事をこなしておられるのでしょうか。また皆さん、元校長であったと聞いていますが、事実でしょうか。

4番目に、事実であれば、菊池市教育改革プロジェクトのメンバーは、現職の校長と元校長のみで構成されていることになります。菊池市教育改革という非常に重要な上位の政策を方向づけていくこのプロジェクトチームは、大きな責任がある役割を担っていることになります。現場に対する客観的な実態把握と問題に対する総合的な視野が求められますが、そもそもこの方々の専門は何でしょうか。検討委員会ごとにお知らせ下さい。

5番目に、菊池市教育改革プロジェクト及び3つの検討委員会の設置期限はいつでしょうか。継続されるとすると、今後はメンバーに保護者や教師や一般の識者が必要と思われませんが、どうお考えでしょうか。

6番目、私は今回、教育委員会の議事録の一部を情報公開条例を使って手に入れました。私どものこの議会の方は、インターネットや広報で議事録や日程等を開示し、傍聴も呼びかけています。それに比べて、教育委員会は、むしろ議会よりも閉鎖的です。少なくとも議会なみに情報公開をされるべきだと思われませんが、いかがでしょうか。

7番目です。教育委員会は、市長部局から独立した教育行政の最高府、その責任は重く考えます。ご苦労が多いと思われませんが、高度の専門職として教育長は教育委員会が本来の機能を発揮するためにどのような点を考慮されて運営にあたっていらっしゃるでしょうか。

8番目に、菊池市教育改革プロジェクトの中の3つの検討委員会がそれぞれに報告書を出しています。部活動のあり方検討委員会とゆとりの創造検討委員会の報告書は、そろって10月15日付けで出しています。しかし2学期制検討委員会の報告書だけは、他より2ヵ月以上も早い7月11日付けで出されています。7月の教育委員会は17日に開会されているようですが、これに間に合わせるように、特に

急がせたものではありませんか。

9番目に、3つの検討委員会には、それぞれが得意分野へ手を挙げられたのでしょうか。それとも、教育長のご意向が働いているのでしょうか。

10番目に、保護者からの通報や民間の学習会で体罰事件やいじめを受けているという訴えをよく聞きます。親御さんとどうしたものかととても悩んでいらっしゃるのに、学校側にはその把握がない。したがって、教育委員会にも上がっていないという事例に度々出会ってきました。私が実際に関わった事例ですが、現に数件の体罰があった。しかし、公式にはなかったということになっているといいます。また別の件ですけれども、あったという報告も実際より少なく報告されているといいます。闇に葬られたこれらの事件は、数年経った今でも、あのときはひどかったというようにささやかれています。なぜこういうことになるのか。私は1つの相談を受けておりました。たまたま当該校の校長先生にお会いしましたので尋ねました。ところが校長先生は、ご自分の学校で起きていることをご存じなかった。私はすぐに学校に赴き、実はこういうことですよとお話しをし、解決へのリーダーシップを発揮していただくようお願いしましたが、この事例に見るように、実態がこうであるということです。そしてこういう実態は、何もこの校長先生に限った話しではありません。これまで校長先生の学校運営や労務管理、あるいは障害児教育に対する認識の低さが度々問題になってきました。しかし、それらは恐らく教育委員会にはすべては上がっていないでしょう。外部へ漏れないよう最大限の注意が払われているからでしょう。申し上げたいのは、よく教育長は校長会で協議をしてとか、校長に伝えてとおっしゃいますが、私は校長そのものに限界があると思うのです。校長先生は管理職のトップとしてしっかりおやりになっているとは思いますが、人間として校長1人の力、校長1人の目配りには限界があります。そこから、複雑な学校現場の全体像は浮かび上がってきません。そうであれば、それを過信してはいけないということです。これについては、どうお考えでしょうか。

それから、保護者や子どもたち、そして教師たちと直接つながっていただくために、仮に教育長との対話の日、あるいは教育委員との対話の日のようなものが現状見ていると必要であると思われませんが、いかがでしょうか。

たくさんございます。11点、お尋ね申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、教育改革プロジェクトの目的でございますけれども、菊池市が目標にしております文武両道、廉恥・礼節たる児童生徒の育成と文教菊池

の再興に向け学力向上と豊かな心の育成及び生徒指導や進路指導の充実のために、学校現場の多忙感、疲弊感の解消を図ることでございます。設置は、4月16日の校長会でございます。

次に、検討委員会のメンバーでございますが、今回の検討内容が学校現場のことが主であり、その内容を一番理解、認識している校長、学校教育指導員及び教育審議員が委員会の諮問に応える最適のメンバーと判断いたしましたところです。学校教育指導員の役割ですけれども、学力向上や生徒指導、人権教育の指導・助言及び幼・保・小・中連携や特別支援教育、食育等の新規事業の企画や研修事項の企画運営にあたっております。また、教育審議員につきましては、学校教育の指導と管理運営に指導的識見を持つ現職の校長を市で雇用いたしております。そして、教育全般の指導助言及び校長会や教頭会、初任者研修等の計画運営を行っております。なお、学校教育指導員及び教育審議員、いずれも退職校長及び現職校長であり、まさに学校教育の専門家であります。

次に、各検討委員会のメンバーの専門教科でございますが、まずゆとりの創造検討委員会の6名は、小学校免許と数学、社会が2人、英語、音楽でございます。次に、部活動のあり方検討委員会の8名は、小学校のほか、保健体育2名、国語、社会2名、技術、美術でございます。最後に、2学期制検討委員会8名は、同じく小学校のほか、英語2名、国語2名、理科、数学、保健体育でございます。なお、このうち4人の校長は他の市町村の学校において2学期制の経験者でございます。

次に、検討委員会の設置期限でございますが、報告を受けた時点で終了でございます。今後は、実施後、検証・改善等を行いますが、別組織で検討いたします。その際、校長、一般教諭、保護者、教育委員会の代表等での検討を考えております。

続きまして、教育委員会の情報公開についてでございますが、委員会の実施日や内容の要旨等につきましては公開していく方向で考えてまいります。ただ内容によりましては、個人情報保護の観点から配慮すべきものもございまして、既に実施している他の自治体を参考に、今後研修を深めてまいりたいと考えております。

なお、教育委員会の運営について考慮している点についてはとの質問でございますが、教育委員会としましては市の教育の充実推進に向け、常に課題解決への提案、論議、審議を真剣に緊張感を持って進めているつもりであります。今後は、より専門性が高まるよう、当面する課題等について定期的に研修を深めていきたいと思っております。

次に、各検討委員会の報告についてですけれども、報告の期限は検討委員会を立ち上げた4月にお願いしたものであります。部活動やゆとり創造検討委員会についての報告は、その提言について次年度の準備に十分間に合う11月ごろまで報告し

てほしいとお願いいたしました。また、2学期制につきましては、もし導入が望ましいという方向であれば、20年度に間に合うために1学期中には報告してほしいとお願いしたものであります。あくまでも並行的に検討いただいたものであり、意図的な作為はありません。なお、検討委員会のメンバーは、それぞれ得意分野で市内校長会の方に組織していただいたものであります。

次に、校長だけを過信してはいけないのご提言ですが、私は校長を信頼していますので、それを尊重することはもちろんですが、情報収集は広くアンテナを掲げることは当然と思います。学校の最高責任者としてのリーダーシップを発揮していただくことと同時に、教育委員会としては窓口をそこだけに限らず、他の先生方や保護者等関係の意見を広く聴取する努力をしていきたいと思っております。そういう意味で、ご提言の教育長との対話の日の提言ですが、前向きに考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 多くの質問をいたしました。概ねかみ合った答弁をいただいたと思っております。いくつかまた所感をまた申し上げたいと思っておりますけれども、検討委員会は報告の時点で終了したということで、今後の検証改善は別組織で、校長先生をはじめ一般教諭、保護者等の参画が可能になるということですね。ありがとうございます。

対話の日については、前の木下教育長もその用意があると私の質問に対してお答えいただいておりますけれども、任期中にはその実現を見ませんでした。市長は就任以来、市民の声を直接聞く機会として、ふれあいトークを今日も続けておられるというふうに聞いております。ぜひ教育委員会の方でも体制を立ち上げられまして、市民と教育行政に、その間にある溝を埋めていただきたいと思います。

それから、八代も新聞によりますと2学期制を検討するようになったようですね。しかし、その中には保護者も最初から入ることが言われていました。やっぱり幅広い論議が必要というのが市民感覚だろうと思っております。今度、本市の2学期制導入に関わって、たくさんのメールやお手紙やファックスや電話をいただいたんですけれども、その中に60代の男性からこういうメールがございました。行政には広く乖離を興し、万機公論に決すべしという姿勢が欠けていますねという話、メールだったんですね。私も全くそのとおりでございまして、今回の件は禍根を残したと言えれば大げさですけれども、実際まずかったなと断じざるを得ません。

それから、今年の3月から4月にかけて、県教委から運動部活動の指針と早日勤

務時間の縮減に関する指針というのが出されていると聞いていますけれども、県教委の方も学校の多忙化とか教職員の疲弊については見過ごせないとは思っているようです。そうであれば、本市ではどのように2学期制によってゆとりをつくり出していくのかをもう少し具体的に伺いたいと思います。

完全学校5日制と新学習指導要領の施行に伴い、ここ数年、学力低下の不安が叫ばれてきました。教育長も学力の保障をしっかりとつちやっつけて下さっています。そういう背景があつて削減された授業時数を始業式や終業式などの行事を簡素化することでカバーしようという狙いが生まれて、2学期制導入の気運が高まってきたものと思われます。また、地方分権の一環で公立小中学校の学期が市町村の学校の管理運営に関する規則で独自に決められるようになったことも、これに拍車を掛けているのではないのでしょうか。このようにくるくる変わる国の制度によって、教師も、子どもたちも付いていけない状況です。本当に多忙感や疲労感を取り除き、教師たちが子どもたちに向き合う時間をより確保したいというのであれば、2学期制もさることながら、細々と制度をいじるよりも、もっと抜本的な対策を講じることこそ重要です。私は、教育長の今回のご提案には、度々申し上げますけれども、傾聴の価値があると今でも思っています。しかしそれはあくまでも当事者間の合意形成と同意が前提であり、その上でシステム構築が当事者参画の下でなされるのが基本であると考えます。その立場で、教育委員会の議事録も読みましたし、菊池市教育改革プロジェクトの報告書も読みました。その中で、ゆとりの創造検討委員会の報告書は、2学期制を子どもにとっても、教師にとっても真にゆとりのあるものにするには十分な、その前に十分な準備と工夫がいると言っています。そのとおりだと思います。だから時間を掛けた合意形成が必要であつたし、その上で準備をする、工夫をするという姿勢が求められたわけです。そういう切り口の論議や提案があつたならば、教育委員会の審議も待たなしの2学期制選択という一方向のみには走らなかつたかもしれません。

質問に移りますが、2学期制への移行が具体的な動きになる前に、例えば30人学級にするとか、市の研究指定校を整理するということはどうでしょうか。

2番目に、本市教育委員さんは当局の強い要望で大急ぎ大津町を視察されていますが、その大津町の保護者や現場の話によれば、これは直接私聞きましたけれども、試行期間はその間に準備や調整ができ、それなりに意味があつたと、有益だつたと言っています。しかし本市では、視察後すぐに試行なしの実施に踏み切られました。急がれた理由と大津町での視察先及びその内容をお知らせ下さい。

3番目に、学校現場を多忙にしている理由に、現場の生の声として全国共通しているのが、単なる時間的な忙しさだけでなく、子どもや保護者対応をはじめ、非

常に気を遣うデリケートな問題が多く、質的、精神的な面での負担が増大してきたということです。学力向上にしても、生徒指導にしても、短期間での成果を求められるといいますし、特別支援教育にキャリア教育、心の教育、情報教育、図書館教育、食育、安全指導、地域との連携、幼・保・小連携などなど、次々に新しい内容が入ってきて、学校現場はそのたびに研修会出席、計画作成、実践報告、職員研修というように追いまくられています。事業にはそれぞれ大切な内容も含まれているでしょうが、限られた時間、職員数では、結局現場の職員に負担が強いられることになります。教育長は、時期的に集中している行事をより長いスパンの中でなのであって、教師の仕事量が減るものではないとおっしゃっていますので、そうであれば2学期制に移行するだけでは、実際に教師がゆとりを実感し、即、それが子どもへ還元されるかという期待はできないでしょう。真にゆとりをつくり出したいのであれば、これらの行事群を思い切って見直し、職員数を増やさなければ、それはできない話です。この点についてのご見解をお聞かせ下さい。

4番目に、また部活動のあり方検討委員会は、部活動も子ども、教師両者のゆとりを奪う形態であり、学力にも大いに関連していると報告しています。2学期制へ移行することにより、総合的なゆとりを生み出すということですから、部活動のあり方も根本的な見直しが必要であればなりません。他で生み出されたゆとりが部活動に振り向けられるようになれば、本末転倒です。そういう視点で部活動の見直しにも手が付けられるのでしょうか。

5番目です。報告物が多いということも多忙化の原因としてあげられています。ゆとりの創造検討委員会の報告書の1の6によれば、諸調査への対応、これはファックスメールによって提出期限の迫った調査、2、3日で返答せよというのがほとんどだそうですが、それと教育機関からだけではなく、知事部局などからのポスター、作文、標語などの作品募集や依頼が急増し、対応に多忙であるというわけです。しかし、いずれもこれらは子どもたちの教育にとって、その学校の内側から発生した必要行事ではありません。であれば、現場に必要なものでないもの、なじまないものは前段でカットすべきですが、どれぐらいカットできるのでしょうか。

それから6番目です。テストの日程配分について、例えば夏休みの後に期末テストがあることになり、そうすると夏休み前の授業が思い出せず、9月に入って夏休み前の復習をしなくてはならないということや、テストの範囲が広がって生徒の負担が大きくなることから、これに対する対策として、補習授業等が考えられていると聞いています。また、通知表が2回では心配という懸念に対して、個人面談や予備通知表のようなものが考えられていると聞きます。そうすると、教師たちは以前に増して忙しくなり、疲労は募ると思われませんが、この矛盾についてはどうお考

えでしょうか。

7番目です。生徒指導の体制は、ゆとりを生み出すために関係機関との合理的な連携と簡素化が必要だと、そういう認識が示されていますが、実際そのための交渉は関係機関と始まっているのでしょうか。見通しは立っているのでしょうか。

8番目です。季節のいい秋にわざわざ休ませなくてもとか、保護者がそのときは休まれないのでは困るという悩みにはどうお答えになるのでしょうか。

9番目です。今回は、新聞への非常に真摯な投書がございました。当局は11月13日の保護者の考え聞いてほしいと投書された方、11月15日の来年度から2学期制、メリットがわからないと投書された方に、それぞれどうお答えになるのでしょうか。

10番目です。議会が紛糾した後、アンケートを採れという話になって、急ぎ実施されたというそのアンケートを見せていただきました。予想どおり、一見してこの期に及んで何のためのアンケートだろうかと驚いたのですけれども、アンケートは3つに分かれておりまして、1が理解できた、2が大体理解できた、3が理解できなかったと、この3つから選ぶようになっており、3の理解できなかったに○を付けた人だけが、どこが理解できなかったかということと、2学期制への要望を書くようになっているようです。これでは、2学期制を受け入れるしかない聞き方です。第一、理解できなかった人に要望など書けるわけないと私は思いました。非常に雑な、言ってみれば高圧的なアンケートだなという印象ですが、それでもアンケートに理解できなかったと書いた保護者は、当然2学期制に対して了解したわけでも、納得したわけでもないわけですから、集約にはそれなりの意味が発生すると思います。結果はまだということでしたが、集約できたら結果をお知らせ下さい。保護者に意見を聞くとすると、その2学期制の直接の担い手である教師の意見も聞かなければなりません。それは、いつ、どういう形で教師の考えを聴取し、集約なさいますでしょうか。これについては、結果もお知らせ下さい。

12番目、今後2学期制を含めた教育改革に関する話があるときは、現場の教師、保護者、児童生徒等が具体的に関われる機会を保障すべきです。具体的な保障の機会をお示し下さい。

以上、12点になりましたが、お答えをお願いいたします。

最後に、市長にお伺いをいたします。教育長は、常々現場に人を増やすことができれば大方は解決するとおっしゃっています。予算査定の山場と思われませんが、教育予算に対しては特段のご配慮をお願いしたいところです。私のただいま指摘しました質問を通しまして、市長のご所見をお聞かせ下さいますようお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この教師の多忙感、疲弊感の解消とか、あるいはまた30人学級と教職員との人的配置等につきまして、日常的に教育委員会の中では話は出ておりましたが、研究指定校の見直しとか、または整理も含めまして、改めてその議題で論議したということはありません。しかし、あくまでもこれまで学力向上とか豊かな心の育成や生徒指導等の問題解決に向け、これまでもすぐにでも実施できるものは何かという視点から、例えば学力向上につきましては家庭学習の手引きと、あるいは補助教員の配置など、豊かな心や生徒指導につきましては幼・保・小・中の連携の設立、相談員の配置、そして学校問題解決支援チームを設置するスクールサポート事業、不登校児童生徒を対象としたサマースクール事業など、また学校教職員の課題につきましては、各種研修、評価、行事等の見直しや相談窓口の設置、定時退校日の徹底等の実施及び検討を話題としてまいりました。もちろん、このゆとり創造や部活、2学期制のプロジェクトチームも、その設置の1つでございます。

次に、大津町での視察先は大津小学校でございます。内容としましては、実施しての感想、課題等について、学校及び保護者の意見を聞いております。その中で、課題等については準備を十分講じていけば大丈夫だという確信をしたところでございます。

次に、行事の精査についてでございますが、行事の精選と職員の増員というのは、解決策の切り札の1つであると思っております。行事には、学校行事と校外行事がありますが、校内行事につきましては、学校週5日制の完全実施時点で各学校で十分検討され、現時点ではこれ以上の削減、整理統合は無理だろうと考えております。一方、校外行事や研修につきましては、廃止、整理統合にこれまでも努力してきたところであり、現在も常に機会あるごとに県や関係機関に働きかけているところでございます。また教職員の増員につきましても、これまで何度となく県への働きかけをしておりますし、市独自でも市長のご理解で毎年少しずつではありますが、学力充実のための補助教員の増員を図っているところでございます。

次に、部活動についてでございますが、これも検討委員会の報告を基に次年度から改善できるよう指導してまいります。

次に、報告や提出についてでございますが、このことにつきましては、私が教育長になりましてから県や関係機関、そして教育委員会の事務局の中におきましても、常にお願いや指導をしてきたことで、いつも頭の中にある課題であります。先日、文部科学省も調査報告物を整理統合し、これまで28件の報告物があったわけですが、7件削減し21件にするという報道があったところでございます。今後ともその軽

減、削減に努力してまいりたいと思います。

次に、2学期制におけるテスト範囲の件についてですが、結論から申し上げますとテストの回数は変わりませんので、その範囲が特別広くなるとは考えておりません。もしそのような問題が出てきた場合には学校にお願いし、児童生徒に極端な負担とならないよう措置していきたいと考えます。また、個人面談や連絡表作成による教職員への負担増になることは、この2学期制導入の目的にそぐわないものですので、そのようなことにならないよう対策を講じています。児童生徒の日ごろの状況を入力していけば、より簡易に、かつ客観性のある簡単に評価ができるソフトを開発中であります。これにより、観点別評価や単元別評価の作業負担が軽減され、絶対評価の下での通知表作成や指導要領等での評定が楽になり、先生方の負担軽減につながるものと思います。

次に、生徒指導関係についてですが、これまでもその整理統合に向けて働きかけは行ってきています。今後も教育長会議等で提案し、関係機関、校長会とも連携して働きかけを行っていきます。

次に、秋休みについてですが、気候的なこと、そして保護者につきましては課題の1つであります。ただ1年を通しての休み全体の日数としましては変わらないことですので、どうか理解とご協力をお願いしたいと思います。また、学童保育の実施等につきましても、関係各課へお願いしてきたいと思っております。

また、新聞の読者投書欄についてですが、総じて当事者の意見を踏まえて決定され実施すべきとの意見であると理解しました。そのことにつきましては、これまでも申し上げているように、今学校は、学力、評価の問題、またいじめ、不登校問題、問題行動など、生徒指導上の問題と課題が山積しています。今回、この状況を早急にどうにかしなければならぬ、また教師が元気でなくては子どもたちへのよい教育はできないという思いが焦りになったと反省しております。この制度が子どもたちのために、そして先生方のためによいと確信を持っておりますので、どうか市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、アンケートについてでございますが、このアンケートは保護者全員に対して実施しております。これは、理解を得られたのか、また不安や要望を聞き、今後の取り組みに反映させるために実施しているものであります。また、教職員の意見については、これまで出された要望については、その意見を尊重しているところで

す。

これからも2学期制に向けての作業部会等で現場の先生方の声を反映しながら進めていきたいと思っております。なお、結果については、全校の集約ができておりませんが、意見としては本日議員が質問された内容がほとんどでございます。また2学期

制については、約96%が概ね理解できたという結果でございます。来年度から実施いたしますが、子どもたち、先生方に不都合な面が生じましたら見直していくことは当然でございます。これからも保護者や学校の意見を十分聞いて、柔軟に進めてまいりたいと思います。

最後に、今後のプロジェクトについてでございますが、現在考えておりませんが、あるとしましたら、議員のご意見を十分尊重してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 今回の2学期制の導入につきましては、ただいま教育長の方がそれぞれのご質問の具体的な内容につきましてお答えをいただいたところであります。これまでの3学期制ということにつきまして、子どもとじっくり向き合うことができないと。このままではいけないという、どがんかせんといかんというふうな、そんな思いでそれぞれ2学期への新しい制度への期待というものが強く膨らんで、そしてそれぞれの学校におきます校長先生をはじめとする皆様方もいろんな情報を得ながら、2学期制というのは今の3学期制に代わるものであっていいのではないかという、そういったことの思いを温めてこられていたのではないのかなと思います。そのことを踏まえて、先進地の事例などを参考に、それぞれ専門的な、先ほどご紹介がありましたけれども、2学期制を経験した方々も含めたところで、専門的に検討を加えて、学校教育現場におきまして決定を見ていないのかなと思っております。関係者の一部には、このことについて大変な不安や、あるいはまたこの疑問というものがまだまだあるというふうなことはご指摘のとおりではないのかなと思います。しかし、いずれにいたしましても、これまでの制度に代わるものとしてこちらの方がいいであろうということが校長先生をはじめとする皆さん方が判断、決断をされるということであれば、それはまずはやはり取り組んでいく必要性があるのではないかなと私は思います。そして、ただいま答弁にありましたように、直すべきものは直していかなければならないと、こういった思いを持っているところであります。先ほど、万機は公論に決すべしというお話がありました。菊池は菊池の家憲の中におきまして、寄合衆内談の事ということで、いろんな事型を決するにおいては、広く万機公論に決すべきということは、もう当然のことです。しかしながら、今はまた時代が変わって民主主義の時代として議会があり、あるいはまたいろんな組織団体があって、その中で検討を限られた専門家の皆様方、あるいは専属的な方々によって検討されて方針が打ち出されると。そのことについて、是非は是非として通っていかねばならないのではないのかなと、こう

いった思いもいたすところであります。怒留湯議員の方が私の方に対しまして、この教育委員会として人的配置というものが非常に悩みの種になっているということで、予算編成の時期を迎えて、なんとかその辺については予算を裏打ちするようにといった、そういった思いについてどう思うかということであろうかと思えます。人的配置につきましてご心配があると思えますけれども、私といたしましては、ただいまのご質問等と、また社会的な1つの背景にありますところの特別教育支援制度というのがスタートしていくということにおきまして、教育予算の確保につきましては、これからいよいよ来年度予算大詰めに入ってまいりますけれども、最大限補助教員の確保のために予算措置をできるだけやっていきたいと、このようにお答えをさせていただきたいと、このように思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 次に、泉田栄一朗君。

[登壇]

○（泉田栄一朗君） こんにちは。菊池市総合計画基本構想は、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちになっております。大変素晴らしいテーマになっております。行政で発行している冊子やパンフ、広報など、あらゆる機関誌で、菊池市の水の素晴らしさを訴えています。私たちはきれいな水に恵まれているという恩恵を再認識する必要があると思えます。阿蘇外輪山の緩やかな傾斜に位置し、菊池川の源である菊池溪谷は、熊本県はもちろん、日本でも有名な溪谷です。先月、岩手県の遠野市に研修に行かせていただきました。遠野市の人たちは、田舎であることを嘆くのではなく、逆にその返境な地を武器にして、市興しを市民の知恵と努力によっていきいきと生活されておりました。今や田舎暮らしは非常に有名になり、訪れる人が年々増えておられました。遠野市は、菊池市と遠い歴史的な関係があり、人口の4分の1の人が名前が菊地さんということで、名刺交換をしたとき、どの人もどの人も菊地さんだったので、大変びっくりしました。その菊地さんたちが言うには、東北には奥入瀬溪谷という、かの有名な溪谷がありますが、菊池溪谷はもっと素晴らしいよと口々にそういうことを言われました。改めて菊池市のよさを感じた次第でございます。

さて、質問の本題に入りますが、私は菊池市の天然水を市の看板としてもっとアピールしたいと考えております。まず1点目は、今現在、菊池市の水として市内で販売されているのか。また、販売されているとしたら、どのくらいの量が販売されているのか、質問いたします。

2番目に、菊池の水を全国にペットボトルで販売する考えがないか、お尋ねします。

3番目に、各種イベントに菊池の水を積極的に取り入れて、菊池のブランド化を

図る考えがないか、お伺いします。

以上、3点をお伺いします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。

水は生命の源であると同時に、私たちの身の回りの飲み水、炊事、洗濯などの日常生活に直接必要とするばかりでなく、農業、水産業、工業などの産業活動を支える重要な資源であり、水の利用が複雑化し、水の価値が多様化している近年においては、きれいな水や自然のままの水を求める国民が増えてきております。このような中、本市におきましては「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をまちづくりの理念として掲げていることから、菊池溪谷に代表される本市固有の優れた水環境を内外に広くPRし、併せて地域資源として産業振興に活用することは、活力のあるまちづくりを推進していく上で極めて重要な課題であると認識いたしております。現在本市には環境省の名水百選に選ばれている菊池水源をはじめ、県の熊本名水百選の選定を受けている旧菊池市の若木水源、清水川水源、大滝水源、木柑子水源群、七城町の前川・清水水源、それから旭志の杉井川の水源地と6ヵ所が点在をいたしております。その優れた水環境は、県内外にも広く知られているところがございますし、休日の水源地には愛好者でいっぱいのところもあるようでございます。現在では健康ブーム等も相まって、こうした地域の名水を活用したミネラルウォーター類が全国でも700種類程度商品化されておるようでございます。九州では、全国的にも有名な日田の天領水をはじめ100種類程度が、また熊本県におきましても、先ほどご意見のように阿蘇天然水を利用したものを中心に10数種類が商品化されているようでございます。その製造販売につきましては、南阿蘇の白川水源のような第3セクター方式によるものも数例見られますけれども、ほとんどが民間業者によるものでございます。自治体での製造販売となりますと、水道局が一般の水道水用の原水を加熱滅菌処理だけを施して、ペットボトルに詰めたものが名所やラベル、デザイン等にも工夫を凝らして商品化されており、その数は横浜市の「はまっごどうし」、また札幌市の「さっぽろの水」など、全国で30種類程度あるようですが、どれも好評で、収益性よりも防災用の備蓄、観光PR等の話題づくりを目的として商品化に取り組む自治体が多く見られるようでございます。本市における商品化等の条件につきましては、旧菊池市におきまして物産振興協同組合が菊池の名水のブランド名で十数年間製造販売を行ってございましたけれども、経費、採算性の問題等から販売中止に至った経緯がございます。現在、旭志におきまして、誘致企業である民間業者が主流である500mmℓや2ℓなどのポットボトル詰め

の商品の製造販売ではなくで、5ガロンの大型容器に詰めて、家庭や事務所、店舗等に宅配する水のデリバリー業務を行っており、菊池の天然水というふれこみで福岡、北九州方面を中心に2,000件程度を超える需要があると聞いております。こうした水の宅配事業、デリバリー事業は、大手企業の進出により、既に全国でも40万世帯に普及しており、今後その需要はさらに増えていくものと考えられます。

以上のような状況を踏まえた上で、本市といたしましては設備投資した際の費用対効果の問題、あるいは商品事故が発生した際の補償問題等もあることから、市または第3セクターによる商品化、販売よりも各種イベントや物産施設等での商品PR及び販路拡大等における民間事業者の支援といった方法に重点を置き、菊池の水のブランド化について検討していきたいと考えております。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 今、お聞きしまして、市として採算ベースが合わないということで、私としては要望でございますが、民間事業者には販路経路を拡大するなど積極的に支援をしていただきたいと思っております。また全国で、各地で30種類ほどの水が商品化されていると、どれも好評であるということですので、菊池市でも将来的にぜひ企業とタイアップして、菊池の誇りとも言える菊池の水をペットボトルに商品化する方向で考えていただけることを要望して、1番目の質問を終わります。

次の質問です。まず、合併後も旧市町村のイベント、祭りについて整理統合されていますが、旧市町村のときは予算がついていたイベントと、祭りの中で合併後予算が削減されたものに何があるかお聞きいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） お答えいたします。

旧市町村の祭り、イベントで商工観光に関わるものが13ありましたが、旧市町村で特長であり、しかも地域に根付き育まれてきた祭りに重きを置く中で整理統合した結果、菊池の春まつりイベント、七城夏まつり、泗水夏まつりを廃止といたしました。それぞれの理由としては、菊池の春のイベントは規模も小さく、費用対効果も少ないので、公園のぼんぼり設置のみとしております。また、夏の花火大会については、2週間の短期間に菊池、七城、泗水で花火の打ち上げが開催されている状況でございましたので、集客力等を総合的に勘案して菊池市民広場で開催の一本化としたところでございます。観光物産については、第3セクターの物産館等も充

実しており、それぞれに物産フェア等のイベントが開催されている状況でありましたので廃止としております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 旧菊池市、旧泗水町、旧七城町で実施していた花火大会については、地域の交流、連携に大きな役割を果たしておられます。泗水町では2年前、予算が削られてから商工会青年部が中心にスポンサーを募り、1軒1軒回って花火大会の資金を集めました。この功績は大変大きなものだと思います。そのおかげで年々観光客も増えて、合志市や熊本市内からもたくさん来られています。ぜひそれらの努力を認め、予算を付けていただきたいと考えております。前回、樋口議員の質問したときに、市長答弁で全体的に検証をすると言っておられましたが、その後どうなっておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 商工観光に関わる祭り、イベントの検証といたしまして、各総合支所と商工観光課において協議を重ね、祭りの意義や祭りに関わる関係機関の意見等を聴取し、今までの祭り、イベント調整事項も踏まえながら検証してまいりました。その結果、今後の方向といたしましては、見直し後2年しか経過していないために、調整してきた祭りについては現状を維持しつつ、その運営等に商工会の関わりが大きなウエイトを占めるイベント等につきましては、現在商工会の合併協議がなされておりますので、合併後の動向を踏まえながら、さらなる調整が必要であると考えております。また、地域住民が主体となって総合支所を単位とするような広域的で地域振興に大きな効果を発揮するものについては、何らかの支援をしていく必要があるとの結論に達しています。今後、広域的祭りとしての要件等を整理しながら、その支援方法等について、さらに検討を深めてまいりたいと思います。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 最後に、市長、イベントの方向性について、市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま経済部長の方が答弁いたしましたように、地域連携の

ひとつの祭りにつきましては、それぞれの地域におきます歴史的なひとつの背景があったり、また文化的なひとつの高さがあったりすると思います。そういった意味で、広域的な連携というものを考慮した上に検討していきたいというようなことでございます。私の基本的な考え方におきましては、歴史とか文化とかといったことの側面から考えました場合に、祭りというものとイベントというものは自ずから違うんじゃないのかなと思っておりまして、祭りはまさしく故事古来に由来があるような、そんな地域の祭りというものがあると思います。これは最も大切にしていかなければならないことだろうと思います。しかしイベントと言われて、単に例えば花火ということ捉ええた場合に、これが歴史的な背景があるのかということ考えた場合に、ひとつ考えさせられるものがあると思います。ただ、やはりこの住民の皆様方、あるいは観光、そういった側面から見れば、これは非常に集客力のあつたひとつのイベントであるということもありますので、これを見捨てていくわけにもいけないということがあります。地域の振興をひとつの主眼とするこのような祭りであったり、イベントであったりということでもありますけれども、地域の住民がみんなの手で盛り上げていこうというような意欲、それについてはやはり一定の枠をはめながら支援をしていかなければならない。ただその一定の枠というものの中におきまして、一定の期間を定めて支援をしながつ、まさにこの地元の手づくりによる祭り、イベントというふうにして、育っていくことを念頭に置きながら支援をしていかなければいけないのではないかなと、このように思つております。そのため必要なひとつの要件というものはどんなものを必要な要件とするかというものを、今後またさらに具体的に検討を進めていかなければならないというふうに思つます。そして、この要件を満たすものであれば積極的に支援をしていきたいと、このように思つます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時04分

開議 午後2時13分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで経済部長より発言の申し出があつておりますので、これを許します。

経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 先ほど松本議員さんにお答えいたしました第3セクターの施設の建設費の財源内訳の中で、一部金額に誤りがありましたので、お詫びして訂

正させていただきます。泗水町特産物センターの建設費の財源内訳で、国庫補助金1億4,000万円、一般財源3,600万円と申し上げましたが、国庫補助金6,200万円、一般財源1億1,400万円の誤りでしたので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（北田 彰君） 次に、本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） それでは、一般質問をさせていただきます。私は、本市の農業を守る議員の会、17名で結成されておりますが、その中の1つとして、農業問題に対して一般質問をさせていただきます。

昨今の農業を取り巻く状況は、市長もご承知のように、大変厳しさを増しているのが現状であります。穀物相場の高騰による農耕飼料費の大幅なアップ、また異常気象による海外粗飼料の品薄による高値、そして国内の燃料の高値による経費の増で、今まで経験したことのない厳しい畜産農家の現状でございます。市長は、本市の基幹産業は農業といつも言われます。西日本一を誇る本市の畜産業、行政としてどのように支えていかれるか、お尋ねいたします。

まず、畜産対策についてお聞きします。バイオエタノール燃料による穀物相場の高騰により、大変飼料高が農家の経営を圧迫しているのが現状であります。このことにつきまして、行政はどのような考えをお持ちか、お聞きいたします。

2つ目に、優良牛導入事業の助成について増額はできないのか、お聞きいたします。

次に、施設園芸対策についてお尋ねいたします。重油燃料の高騰によります大幅な値上げにより、施設園芸農家の厳しさが大変増しているのが現状であります。行政としてどのような対策をお考えか、お聞きいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） トウモロコシ、シカゴ相場の上昇に伴い、配合飼料価格も上昇し、18年4月にt当たり4万3,600円であったものが本年4月には5万4,000円と1万円以上も高くなり、現在もその価格で高止まりをいたしております。これに対して現行の基金からの基金安定制度が施行されておりますけれども、現行の配合飼料価格安定制度は一時的な救済制度にはなりませんけれども、恒久的な救済制度ではありませんので、県や農業団体と連携し、価格安定制度の見直しを要望してまいりたいと考えております。飼料自給率向上に向けた市の具体的な取り組みといたしまして、1つ目が耕畜連携による水田を活用した飼料用稲作付けの

推進でございます。本年度の作付け実績は約90haでしたが、来年度は110haに作付けされる予定でございます。2つ目に、飼料作物収穫作業を請け負う受託組織、コントラクターの育成と作業機械等の導入でございます。現在3つの組織、七城、泗水、旭志が活動しております。特に旭志では20戸の酪農家がTMRセンター（飼料供給センター）を建設し、自給率向上に取り組んでいるところでございます。3つ目が稲わら等地域資源の活用と周年放牧や広域放牧など、熊本型放牧の推進でございます。これらを重点的に推進してまいりたいと思います。

次に、家畜導入事業の実績と計画でございますけれども、18年度実績は導入頭数が246頭、うち市の単独が165頭、県補助事業が81頭、補助金にしまして1,395万円、うち市の単独が650万円でございます。19年度計画は、市単独の導入事業が130頭で650万円、県補助事業が92頭で947万円、合計1,597万円の予算計上いたしております。

次に、施設園芸の件でございますけれども、輸入農産物の増大等による価格の低迷や生産コストの上昇に加え、議員ご意見のように平成17年から暖房用燃料となる重油価格の高騰を受け、生産農家では所得の低下をはじめとした打撃を受けているのが現状であります。暖房用燃料となるA重油については、農業卸売り物価指数によりますと、平成12年を100としますと平成16年まで比較的安定しておりましたけれども、17年より上昇傾向となり、本年8月には164まで上昇し、今後の価格の推移についても不透明な状況と言われております。今後原油価格の高止まり傾向が続く中で施設園芸では、より一層のきめ細かな省エネルギー対策に取り組むことが必要でございます。熊本県が示す基本的な考え方にに基づき、きめ細かな管理の積み重ねが大きな効果につながりますので、まずは基本技術について再確認し、その励行により節油に努めることを農業団体側でも技術指導されております。また、国・県の補助事業においても、原油高騰対策に対応する補助事業の仕組みがありますので、昨年に引き続いて本年度も農家組織の農家の要望に応じまして二重カーテンの導入やハウス内循環扇の導入事業費を今回の補正予算に計上させているところでございます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） 再質問いたしますが、私の手元に畜産経営で18年度の飼料代と比較しましてですね、これは1つの農場当たり200頭の頭数規模で算定してあります飼料をJAの方からいただきました。この資料に基づいていきますと、19年度では実質的な負担額がホルスの200頭肥育で110万円、F1でやっぱり200頭で175万8,000円、黒の200頭肥育で107万5,000円。これが20

年度負担の配合飼料が高止まりした場合、補填金がありませんものですから、農家負担がホルスで849万円、F1で1,061万3,000円、黒で827万8,000円という農家負担が強いられます。経済事業をやっておりますから、行政にこれをおんぶされるわけにはいきませんが、ぜひとも行政、また私たち一緒になって国の方に要望をしていただきたいと、これは私の要望でございます。

次に、施設園芸の方で申し上げます。JA菊池でイチゴ部会、平年の使用料が10a当たり3,912円あるようでございます。これで19年度の予想で、今の現在の重油価格でいたしますと、単価が81円だそうですので、総金額が31万6,872円かかるようでございます。この重油価格、本当に燃料の高騰によりまして園芸農家、本当に困っているのが現状でございますので、これを二重カーテンという方法、変えます。これは国の原油高騰対策事業に乗りますから半額の助成がございします。この半額の助成でこの二重カーテンを導入した場合、重油代は約3分の1の1,300円ということで、この補助事業をなんとかJA以外の地域の施設園芸農家、花、それからメロン、イチゴは当然ですが、園芸農家おります。JAはそういう形で80%の方がイチゴ部会は取り組んでいるそうですが、残りのJAに出荷されていない農家の方々の救済、これについてどれぐらい行政の方で面積、あるいは事業費あたり採算されているか、お伺いし、またこれに対して市の助成はないものか、お聞きします。

それから、家畜導入事業についてお尋ねいたします。先ほど部長の方から18年度の数字が述べられましたが、隣の山鹿市の家畜導入事業と比較いたしますと、山鹿市の場合は導入金額の4分の1で、上限が10万円でございます。本市の場合は、導入金額10分の1の上限が5万円でございます。各自治体で財政状況、いろいろ異なることがあると思いますが、できますならば西日本一の本市の畜産業でございます。ぜひとも上乘せの計画がないか、執行部の方にお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） まず、施設園芸の方でございますけれども、現在まで県・市の補助事業等の取り組みにつきましては、農業者組織等の必要に応じた自発的な組織の計画によりまして相談があった場合に要件を満たす補助事業に乗せ、事業を実施してきているのが現状でございます。ただいまも言われましたように、やっぱり部会等未加入の個人の農家への周知が不十分だったという点多々あったかもしれません。今後は周知徹底のために各総合支所等との連携を密にしながら、区長会等も通じながら周知の徹底を図っていきたいと思っております。

また、部会等に入っておられない方の面積、事業費等につきましては、ただいま

手元に持っておりませんので、後ほど調査をしてご報告を申し上げたいと思います。

それから、家畜の導入につきましては、畜産農家の現状とただいまおっしゃられたとおりでございます。価格の低迷、消費の低迷に加えて飼料高の高騰が追い打ちを掛け、非常に厳しい状況であると認識しております。このまま飼料の高止まりが続くと、今まで以上の打撃が畜産農家を襲い、廃業を余儀なくされる農家も増加することが予想されます。しかし、飼料の高騰に対する市単独の補助は金額も多額になり、財政的にはむずかしいと思われまますので、先にもお答えしましたように、国等への制度見直しの要望をしてまいりたいと考えております。

また、導入補助金の増額等については、県にも割当頭数の増頭を強く要望してまいるとともに、市単独事業につきましても、さらに支援をしていきたいと考えております。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） J A菊池で本年度の導入事業の頭数の取りまとめを行ったところ、19年度は496頭の申し込みがあったそうです。しかしながら、県の導入事業、これに103頭、それから国の優良導入事業で104頭と。207頭しか該当せんだったそうでございます。県あるいは、国は別としまして、頭数の枠はあると思いますが、ぜひとも本市の方からも県の方に要望していただき、この導入事業を活用していくように農家の指導をお願いするものであります。そして、先ほどお願いしましたように、山鹿市並みとはいかなくても、本市の助成金の増額、これが今後の菊池市の畜産につながるものだと思います。私も畜産農家でありますので、同じ牛でも経費は一緒でございます。やっぱり血液のいい牛を飼うとなれば、優良牛は納入金額が高額になります。ぜひとも10分の1じゃなくて、やっぱり事業費の山鹿市並みの4分の1、あるいは導入金額の上限の10分の1、これが本当の菊池市の今後の畜産の将来に、私は大いに貢献するものと思っておりますので、どうぞ執行部の方もその辺をもう一回再度洗い直していただきまして、県にもそうですが、本市の増額のほどをよろしくお願い申し上げます。

それから、園芸農家対策でございますが、この二重カーテンの導入が私は今後の燃料の高騰に対してどうしても必要になってくる施策ではなかろうかと思っております。この国の補助事業を積極的に活用していただいて、園芸農家の救済、これを執行部の方も一緒に取り組んでもらいたいと思っております。

私、本当に質問趣旨をもう少し申し上げたいと思っておりますが、今度はあまり勉強してきませんでしたので、これぐらいにします。どうぞよろしくお願いしておきま

す。最後に執行部の考えがございましたら、市長でも部長でも結構ですから、もう一度お願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 部長の答弁でもありましたように、大変この畜産農家の現状というのは非常に厳しい状況であると、このように認識をいたしております。これは、ご指摘のとおり原油高というのが大きな原因だろうと思ひますし、また穀物飼料高ということが、これがまた追い打ちを掛けているということだろうと思ひます。非常にこの原油高ひとつを取ってみましても、もうコストが大幅に上がっているということでありまして、これを転嫁することができないのが、また農業であろうと思ひます。ガソリンが値上がりになった、110円が150円になったと、40円上がったといったら、スタンドの方は40円いわゆる上乗せすることができるわけでありまして、同じ1割のマージンがあれば110円的时候は11円だったけど150円になれば15円利幅があるといったことになりましたが、農業はそういったことで転嫁ができないというのが1つ大きなことだろうと思ひます。そして、また逆に収支のアンバランスになってくるということで、コストはどんどんかかってくる、そして今度はいわゆる流通、乗せている価格というのは下がってくるということで、いわゆる国外の農産物が入ってくるために価格が頭打ちになっているということもあって、経営の厳しさがあるんじゃないのかなと、このように思ひます。こういった意味で、本田議員ご指摘のとおり、やっぱり国に対して価格保障という制度をもっと充実していただくように、私たちは地方自治体として声を上げていかなければならないと、こういった思いでございます。家畜導入につきましては、市といたしまして畜産農家の皆さん方のお手伝いができますように、これまで以上に積極的に取り組みをしていきたいと、このように思ひます。また、この畜産農家のみならず、つい一昨日は七城メロンドームの生産農家の出荷者の役員会があつて、そちらの方で夜遅くまでお話しをいろいろとさせていただいたんですが、その中でも原油高というのが非常に頭打ちになっているということでおっしゃっていただきました。そのことを踏まえまして、今回の補正予算の中で二重カーテンの導入であつたり、あるいはまた循環扇の導入に係ります補助金だとかといったものを今回補正予算に組みせていただいているわけでありまして、そのことを非常によしとして喜んでいただいているようでありましたけれども、いずれにいたしましてもこの長期的に考えた場合に、その地域地域のひとつの特産と言われるものにつきましては、メロンであればメロン農家は非常にこのハウスリース事業に対する負担の問題も、今なおまだここの中に随分と深く残っているようであります。そういった方々に、例

えばこの七城の地熱というのが50数度ある温泉を抱えているという、そういったお湯がふんだんにあるということからすれば、もっと身近なところで集約したこういった花卉だとか、メロンだとかといったものをテストモデル的にやってみる必要性はあるのではないのかなと、そんなお話もさせていただいたところでございますが、こういった厳しい農業状況というものを十分認識しながら、今後裾野の広い農業に対してどう対応していくかということを実際に考えていかなければならない。そのことが、単にこの裾野を広くして上乘せをしていくとすれば、財政的に到底足し得ないことになってくるわけでありますから、それぞれの農家の方々におかれましても、耕種別、あるいはまた作目ごとのグループ等がたくさんございますので、その中でひとつ提案を大いにさせていただきながら、自分たちはこういったことをやりたい、こういうことを試してみたいというふうなことを提案をいただきながら、そのことを地域の船頭的役割を持っておられる農家の方々にぜひ期待をしていきたいなど。そして、それと同時に行政といたしまして支援できる限りのことについて積極的に支援体制を整えていきたいと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 次に、栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） それでは、時間が大分どんどん早くなってきますので、私も30分ぐらいで終わりたいと思います。

先ほど本田議員の方からも、今、農業問題について質問がございました。私も農業振興についてということで通告をやっておりますが、補助事業の件についても、今ちょっと本田議員も触れられましたので、なぜこれを、第1番目に農家に対する国・県の各種補助事業の周知徹底はどのように図られているか。この問題については、これは確か平成19年度園芸新たな挑戦強化対策事業に対する農家さんが七城の支所に行ったと。そしたら、これはもう農協がしよりますけんということだったということで、実際されとらんわけですね。先ほど本田議員がおっしゃったように、農協がやるとということで、農協さんはやっぱり農家組合、そして出荷されとる方だけにしか周知がなされんですね。だからその他の方、漏れて、個人でされておる方もおるわけです。だから、その周知徹底については、七城の支所にも申し上げておきましたけれども、先ほど部長が区長会あたりにもと、これはもちろん区長会にはしなければならぬでしょう。七城の場合はもうすべて区長会にはつないでございましたし、それから広報ですね。これについて言いに行かれた方は、新聞を見て知ったそうです。だから支所に行ったと。そういうことで、支所と本所のやっぱり連携ももう少しつないでおかんと、本所でやりよるからということで支所の方が詳しくないと。そういうことになって遅れてしまうと。だから、事業主体は任

意組合でもいいわけですし、農協でもよし、この要綱見れば市町村もよかわけですね。それから法人、農業生産法人、ずっとありますから、やっぱりそういうのが末端までつながらんとということは、この農業に対してもう少し、振興に対して、ただ申請された方だけをやるというのでは、やっぱり年金問題と同じようになってしまいますよ。だから、農業問題は、農家の方は私が言うときますけれども、誰かしたら、そうすると気づかれるわけですね。だから、説明をしても相手にわからんなら、説明したうちには入らないと私は言っておったわけです。だからそういうところは十分気を付けてやっぱりやってもらわんと、農家の方は余り知られんわけですから。そういうことで、どうなっておるかということが一番目、質問をいたしましたわけです。

それから、2番の各種補助事業を積極的に推進し、農家経営の安定を図る必要があると考えるが、市長はどう考えるか。やっぱり、私は補助事業だけがもういいということでは言いません。何もかにもが補助事業、補助付けではいきませんけれども、やっぱり有利な補助事業があるなら、それを有効に活かして、やっぱり農家につないで、どうせされるのなら補助を、利用されるならそれをどしどし利用してもらおうようなやっぱり推進を図って農業経営の安定を図る、1つのそれも道だと。ほかにも農業の振興を図ることはいっぱいありますが、補助事業だけではございませんけれども、補助事業については、あるならばそういうこともどう考えておられるか。

3番目、本市は農業が基幹産業であり、市独自で農業振興を図る補助金制度を設ける考えはないかということです。先ほども市長、本田議員におっしゃっていただきましたけれども、やっぱり農業は厳しい、厳しい、本田議員もおっしゃったし、皆政治家の方は厳しい、厳しい。30年代までは曲がり角です。40年代の後半から厳しいがずっとまだ今まで続いております、平成まで。踏んだり蹴ったりです、悪い言葉で言えばですね。生かさず殺さずというような農政がずっと今まで続いているわけです。だから、菊池市は農業が基幹産業であるという認識は誰でも持っておられますので、そういうところについては、何か市独自の補助事業にそういうのを取り組む考えはないかということをお尋ねをいたしておるわけでございます。

あとは質問席でさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） それでは、1番目の補助事業等の周知徹底についてということでございますけれども、11月に私は経済委員さん方の研修に同行させていただきました。その中で、花巻市というところにお伺いしたわけですが、その担当

の方が、国・県の補助事業があるならば、すべてその農家の利益になるようにというふうな話をされておりました。それを聞きまして、帰りまして、うちの経済部の課長会の中ですぐそれを話して、1円でも農家のためになるような気概を持って取り組んでいってほしいというようなことを申し上げましたけれども、上の方でおめきよったっちゃ、その末端まで、議員ご意見のとおり総合支所まで、その末端まで届かなければ何なりませんので、さらにその周知徹底を図っていきたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたように、区長会、総合支所との連携をさらに充実してまいりたいというところでお答えをさせていただきたいと思います。

それから、次の各種補助事業を積極的に推進するというようなところですが、農業に係る補助事業、普通作、園芸、畜産といろいろ多種多様ございますけれども、新規事業等の情報についても県ないし他関係機関からの情報収集に努めて、先ほども申し上げましたように一個人農家にも当てはまるような補助事業がございましたら、すべて取りたいというふうな気構えでやってまいりたいと思います。

3番目の補助事業、市独自の農業振興を図る補助金制度というようなことでございますけれども、厳しいというところは議員さんご指摘のとおりでございますし、現在、中山間の農業の振興というようなことから、現在花房北部の圃場整備をやっておりますけれども、完了地区につきまして、あそこの振興をどうするかというふうなことで、高齢者でも取り組めるようなことを考えたらどうかというふうなことで、ただいま花卉を中心とした樹芸等あたりを取り組んだらどうかということで、先般からJAあるいは普及センターあたりの指導を下に、ただいま検討を始めたところでございます。そのことによりまして、農家の堆肥あたりも土壌に還元していったら土づくりにもなりはせんかというふうなことで、その両方からそういうことを進めておりますので、今後新しい年度での事業に取り組む中で、議員のおっしゃられたようなところ参考にしながら頑張ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上、簡単ですがお答えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） いろいろ農業問題は非常に難しい問題がございます。部長さんも一生懸命やっておられるようでございますので。ただ、やっぱり農家がよくなれば商店街も潤うと、こういう地域ではですね、菊池市あたりでは。農家が疲弊すれば商店街も買いに行かないということですから、そういう相乗効果もあるわけですから、いろいろ補助したとしても、それが農家の経営が安定化するならば、そういうことでいくなれば、菊池市の商店街も今よりはまだ活性化が図られるというような

ことも考えるわけです。それで、七城のときも私は申し上げましたが、やっぱり農業というものは、耕種農家については特に土づくりが大切であるということでございますし、それから堆肥あたりもtが4,000円ぐらいだったと思います、農協は。だからそれに少し補助するなら、補助したらどうかということ。それから、土壌分析、このさっき言いました園芸の挑戦のそれにも土壌分析は補助対象となっているようでございます。だからやっぱりそういうのをなるべく進めて、農協にも確かあるだろうと思いますけれども。ただ、いろいろ土づくりだけはみんなが言いますけれども、なかなか実践がされていないと。もうずっと眺めてみますと、特殊な方はもうされておりまして。しかし、二種兼業の方もおられますし、そういうことで、堆肥が一番振りにくうございますので、そういうことでなかなか畜産農家の堆肥も余ると。そういうこともございますので、土づくりをすれば、それはひとつの土づくりの財産として残りますから、農作物にそれだけいい品物が、そしてたくさん取れると、そういうふうには跳ね返ってきますから、決して無駄じゃないということですね。そういうのをどこでも菊池市が農業が基幹産業だからといって、それもこれもこれもやれということじゃございません。1つか2つぐらいは、何か市でやってみてはどうかということをお尋ねをいたします。考えられるなら考えるで、あるならあるということで、お答えを願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 受け売りで申し訳ございません。今、土づくりという話でございまして、農業と言えは特にこの耕種農家においては土づくりそのものだろうと。どんな作物に優しい、あるいはまた安全なベッドであるかどうかということになるのかなと思います。これまで堆肥に頼りがちであったわけでありまして、今、第3セクターの七城特産品センターにおきまして検討を進めておりますのは、化石珊瑚ということで今取り組みをやっております。一部農家が導入をされまして、いい結果が出るかでないかというのは、この春の収穫によってメロンがどういった成果を上げるかどうかと。また、ほかの野菜等についてもその取り組みをやっていこうということでもあります。いろんなこの取り組みをやっていくわけでありまして、これもこれもそのお金もかかりますし、またそれがよく出た場合にはいいんですが、悪い結果になってきた場合には、1年間あるいは1作目というのがだめになってしまうということもないでもありません。しかしながら、余所の先進的なものはまだまだ事例が数少ないようでありまして、年明ければ、ぜひひとつその原産地の方まで行って、沖縄の南の方でございましてけれども、そちらの方まで行って視察をして、そして本当にこの長期的に、安定的にそういったものがこちらの方に納入がで

きるかどうかといったことも工場を含めて視察に行きたいと、このように考えております。農業が先にお答えしておりますように、本田議員にお答えしておりますように、非常に裾野が広いということで、補助事業というのはどういうふうにして使うのかという話ですが、補助事業はありとあらゆるものについて、とにかく掘り起こしてどんなものが県の制度にあるのか、あるいは国の中において地域づくり、活力づくりの中にもってそれぞれの各部、各課におけるものを探し出して、財政財源の効率的運用ということの視点に立って補助事業を探してくるということとは指示をしてあるわけであります。国・県の制度というものに則ってやるというのがこれまでのメニューからお好みを選ぶということでありましたけれども、ご案内のとおり、今地方の時代でありますから、私たちもこれまでこの構造改革特区という中において、農地の取得を20aでOKになってみたりとか、あるいはまたそのほかのことにつきましても、この特区制によって福祉関係についても車の利活用が両方相互にできるようになったとか、そんなことをいくつも取り上げてまいりました。ですから、そういうひとつの国の壁というのが非常に私たちの地方の声によって変えることが法律の改正もできるということを間近に体験しておりますので、農業につきましても、先の本田議員にお答えしておきました中に申し上げますように、地元のそれぞれの耕種の方々において、自分たちの経験の中でこういうものが必要だというひとつの提案をしていただきながら、それをひとつ県や国にアピールをして、そして補助制度をつくってもらおうと、そういうひとつの時代を今は向かえているんじゃないのかなと、このように思っております。ご指摘のとおり、補助事業について真剣にまたこの目を向けながら、農業に限らず、あらゆる産業についても、あるいはまた菊池市のいろんな事業につきましても、補助金の活用というものをもっと進めていかなければいけないと、このように認識を改めてしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 3回目ですね、これで今、市長の方から化石珊瑚ですね、私もハウスに使っております。市長にはその後のメロンの経過は私が報告をいたします、私の方で。そういうことで、打ち合わせのときも申し上げておきましたけれども、課長にはやっぱり村上副市長もおられますけれども、県とやっぱり振興室とか本庁あたり、農政課、いろいろにはやっぱり課長、1週間に1回ぐらいときたま行って、いろいろな補助事業とかあるから、そういうのをやっぱり聞いて、向こうからでもこういうとができとりますよというようなコンタクトが取れるようなやっぱり付き

合いをやっとかんといかんですよ。ただの事務的だけでは、やっぱりどうしても、今は官官接待がございませんからなんですけれども、時たまぐらいはそういう心のうち解けたやっぱり県の職員の方ともつきあっとれば、必ずやっぱりこやんとんあるけんしてみんかいたというような行政の姿にとった方がようはなかかいたということをお願いとききました。そういうことで、いろいろ難しゅうございますが、頑張っていたきたいと思います。

次に、2番目の生活環境整備についてでございますが、これは合併してから私はもうずっと思っておったんですけれども、1番目質問をやっておりますけれども、もう合併したわけですから、今後の下水道事業については書いておりますとおり、市町村型合併浄化槽で実施する計画となっております。これは建設委員会の所掌事務でございますから、委員長にも許可を受けております。もう細部のいろいろについては、また委員会でもお尋ねいたしますけれども、七城町の特定環境保全公共下水道におきましては、大体計画が3,500人ですから、今のところ約800人ぐらいの余裕があるそうでございます。そして流入量は、実際3,500人の半分ぐらいの流入量だということも聞いております。そういうことでございますので、私は旧菊池市については南古閑とか大塚とか、北古閑、それから上長田、下長田ですね、こういうところは全部もう赤星の上にあるあの公共下水道につながるとだろうと、そういう計画だろうと思っただけです。それがもう入っていないということでございますから、もう合併して余裕があるわけですから、大塚あたりはすぐ清水（やけ）の上ですね、もう隣接しておりますし、南古閑についても七城の出水のすぐ側ですし、やっぱりなるだけ早く生活環境の整備を整える必要があるんじゃないでしょうか。2番目にも質問いたしております。菊池市の公共下水道に対する現在までの一般会計の繰入金はどれだけか。そして3番ですが、市全体の下水道事業は何年に完了するかということをお尋ねいたしておりますので、これを聞いた上で2回目の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

七城町の特定環境保全公共下水道につきましては、平成15年10月に供用を開始し、処理面積が135ha、処理計画人口3,500人に対しまして、平成18年度末の処理区域内人口が2,720人となっております。ご指摘のように、処理能力に対しまして約800人程度の余裕がございます。このほか、公共下水道、農業集落排水、小規模、個別排水の集合排水処理事業計画区域外につきましては、浄化槽、市町村整備事業で取り組んでおりますが、合併に伴いまして旧市町村境の隣

接地区の一部につきましては、処理方法の見直しが必要かと考えております。ご質問の旧菊池市隣接地区の流入につきましては、現在進めております菊池市下水道再構築業務におきまして検討するとともに、他の市町村界に隣接する地区につきましても、同様に検討する必要があります。なお、泗水町特定環境保全公共下水道につきましては、平成11年4月に供用を開始しておりますが、現有施設の処理能力に余裕がございます。隣接する他事業処理区域等について、現状を把握し、統廃合を含め総合的に各処理施設を見直す中で、新市下水道等の集合処理区を本年度中に策定したいと考えております。

2点目の公共下水道事業におきましては、昭和53年度から事業を開始しております。昭和53年度から平成18年度までの29年間に一般会計から繰り入れた額の総額は91億2,000万円でございます。なお、この91億2,000万円のうち交付税措置に相当する額が約35億1,000万円でございますので、市の持ち出し分といたしましては約56億1,000万円となっております。

3点目でございますけれども、先の9月の議会で森清孝議員の質問にお答えをいたしております。事業完了の目標年度は、菊池処理区公共下水道事業につきましては、平成27年度を予定しております。泗水処理区特定環境保全公共下水道につきましては、平成23年度を予定しております。現在、泗水処理区は桜山地区の下水道事業を進めておりますが、旧泗水町当時から継続しております私道の寄附による用地取得が難航しております。今後の事業推進に影響が予想され、平成23年度が後年にずれ込む可能性も考えております。農業集落排水事業につきましては、最終の泗水三万田地区が平成20年度の完成、供用開始を予定しております。これによりまして農業集落排水事業は完了いたします。浄化槽市町村整備事業は、平成37年度までの計画でございます。計画どおりの整備が進みますと、平成37年度には菊池市全域の下水道事業が完了することになります。1日も早く議員おっしゃるように、いずれかの下水道処理によって快適な環境を保全していくためのお取り組みが急がれるところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○（栃原茂樹君） 今まで91億円ですかね、一般財源が公共下水道で。そしてまた事業の計画が37年に全体が終わると。私は、今よく格差社会ということが言われますけれども、菊池市は環境整備関係では格差社会が生じると考えるわけです。片や、先ほど松本議員もおっしゃったように53億円ですか、私は55億円とちょっと聞いておりましたけれども53億円、改修に関わる、そこはもう20年か恩恵

を被むってやっているところに改修するために今度は55億円かかる。片やまだそういう計画市町村型等は残つとるのに37年までかかるのに、こういうやっぱり格差があるわけですね。そうすると、一般財源をされだけ使つとるということは、恩恵を被むつとらん方の税金もそこに使われとるということが頭に浮かびますので、やっぱりすぐ全部さっさとしてしまえということはこれはもうできませんけれども、やっぱりそういうことに気づいて、それが私は行政がやる仕事だろうと思うわけです。やっぱり地域地域に任せても反対の方もおられますだろうし、今でも加入されとらん方もおられるだろうし。しかし、それをやっぱり有効に使っていくのが行政の指導であり、そういうところの信頼関係とか。七城において、一番下において上の方ができとらんなら、水はおろよいのが流れてきます。だから、下の方から逆にできておりますので、大体それはもう普通七城の場合でも一番下から出来てきました。末端処理がありますので、そのできたところからということで。だから、なるべく早く環境については文化生活をすべてのものが早く、等しくやっぱり受けようような状態に持っていくのが行政の仕事ではないかというふうに思いますので、今回どうしてもこれは委員会の何でございましたけれども、1人であんまり委員会でやっておりますと出しゃばってばかりおってほかの方が言われないので、ここでお借りして一般質問をさせていただいたわけです。だから、そういうことですから、なるべく早く、そして金額が七城の場合200戸ということで800人だったら4戸平均で200戸ですね。そうすると、七城の使用料金から計算いたしますと1戸が基本料金が1,500円、そして1人当たり500円ですから3,500円ですね、1戸に。1年しますと4万2,000円ですね、1戸が。だからこれは、普通の合併浄化槽でするより6万円かどれだけかかかりますから、それより安くしないと加入が進まないというところでそういう設定をやつとるわけですね。して残存価格等もいろいろ計算して、大体設定をやつとるわけです。そうすると1年間に4万2,000円ということになれば800人、そして200戸、大体200戸ということであれば840万円年間使用料、それだけ七城のは浮いとるということですね、まだ許容があるのに入っていないと。だから、そういうのも利用するというのも非常に大切だと思います。だから、そういう計算もやって。ただ事業費だけやれば、合併浄化槽の方が安いかもしれません。しかし、他方ではそれだけ捨てていきよるという結果にもなりますので、そういうところも十分やっぱり検討して、そしてより早く文化生活をしてもらおうと。非常に今、格差社会の生活環境というところでは、ここだけでは起こっておりますから。もう片や53億円使つて改修しなければならぬ。片やまだ全然できていないと。

そういうことで質問をさせていただきました。それで、また詳しいことについて

は委員会がございますので、そのあたりでまたお尋ねをしたいと思っておりますので、これで終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後3時09分

開議 午後3時17分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 質問させていただきます。先だって遠野市に政務調査費で行きました。遠野の市会議員と交流をしてまいりました。向こうで言われたのが、人と人の交流も必要ですが、物と物の交流も必要だと言われました。商工会や物産館など、物の交流をぜひお願いしたいと思っております。加えて、旧旭志、泗水、七城の人たちとの交流も呼びかけてもらいたいと思っております。

では、質問に入らせていただきます。農業振興区域の解除方針について質問いたします。平成11年に施行された地方分権一括法により、地方自治体の自主的及び自立性が明記され8年になります。一方、市町村合併後、根源及び税財源の移譲は、省益確保に走る官僚の抵抗によりなかなか進まず、地方自治体の財政運営は困難を極めております。最近の新聞紙面においては、地方自治体間の税収格差是正のため、法人事業税の都市部から地方への再配分、地方消費税の拡充、道路特定財源の改革等が、一方地方からは地方交付税の総額確保、地方税財源の拡充と偏在是正暫定税率を含む道路特定財源の維持などなど、財源問題に関しては国と地方、または都市部と地方の考えに違いがあるように思います。農業分野を見ますと、熊本県の2006年の農業生産出額は、米、野菜など耕種部門が28.3%減、畜産部門も14.8%減と、31年ぶりに3,000億円を割り、また農家数も個別には規模拡大が進んでいるようですが、1990年度比で約30%減、農地の壊廃、耕作放棄が進み15%減となっており、担い手不足、輸入食料の拡大などを考えますと、食糧確保の源泉である農業分野の将来性が危惧されます。先日、地方自治行政に携わる我々にとりまして興味を引かれるテレビ番組を見ました。それは、国の補助政策に従い、針葉樹の植林を進めた村と補助政策を断り、その村の特性を活かし、シイタケ、栗、梅などより複合経営を目指すため広葉樹を植林したケースです。国の補助政策に従った村では、雨が降らないのに山が突然崩落したり、林業経営の不況から人口減少、高齢化の進行により限界集落が多い村となり、片や補助政策を断

った村では特産品の売り込みには困難もあったようですが、親の跡を継ぐためUターン者も増え、人口減、高齢化率もともに低率で、限界集落は1つもないそうです。改めて自治体の活性化には補助金があるからと、国・県の意向に従うのではなく、地域の特性を活かし、自治体の自主的で自立性の政策が必要不可欠であると痛感いたしました。そこで菊池市の現状は、県内最大の農産物を産出する農地、菊池水源、鞍岳等の山林、唯一人口が増えている泗水地区の住宅地及び各種商業店舗の進出が見られる国道387、325号線沿いと混在しております。中小企業店舗の進出にあたり、市の農業振興地域解除に対する窓口対応が県の出先機関で、非常に消極的であるように思われます。基盤整備等が実施された優良農地を対象に申し上げているのではありません。店舗の進出、住宅地として見込める地域は、菊池市のように税金と総人件費が逆転している状況では、税金の確保が緊急かつ断続的に取り組むべき課題であると思います。県の出先機関的な対応は現に慎重、市の意向を県に強力に説明、説得していく体制が必要ではないかと思えます。そこで、次の点について質問いたします。市の農業振興地域解除スケジュール、市の個別解除条件また方針、特に国道387号線泗水バイパス沿い、国道325号線沿いについて伺います。また、県の個別条件と市の条件の違いについても、説明をお願いいたします。

また、農業振興地域解除にはいくつかのハードルがあり、それをクリアするためには何ヵ所の事務的手続きへ行かなくてはならないか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 農振の全体見直しスケジュールにつきましては、平成20年度から準備を進めながら、平成21年度から本格的な作業予定にいたしております。見直し確定までには説明会及び要望収集、素案策定、県との素案協議及び事前協議並びに法的協議等の過程が必要となりますので、これまでの経過を見ると平成21年度から約3年程度の期間を要するものと考えております。現在、旧市町村単位で農振計画を策定、管理しており、除外の要件を満たす案件について個別に対応をいたしております。全体見直しにおいては、各計画をまとめて新市一本化した農振計画を策定することになります。

2番目に、国道387号及び国道325号沿線の個別除外につきましては、まず泗水の国道387号沿線については、旧国道387号と国道387号泗水バイパスに挟まれたエリアは、公共施設、病院、観光、商業施設に隣接し、市街化の進んでいる地域のため、旧泗水町においても商業地域的な考え方で個別案件の除外が進められてまいりました。

次に、旭志の国道325号沿線については、旧旭志村においても将来的に沿線を小売業、運送流通業等の施設用地として位置づけております。ただし、当面は無秩序な開発を避けるために菊池森林組合から道の駅旭志までの範囲を沿線サービスを中心に誘致する方針で進められておりました。そこで、伊坂・川辺地区は4車線化に伴い、小売業、運送流通業等の施設を誘導していく予定でおります。ただし、伊坂地区の水田地域におきましては、今後も優良農用地として保全していく予定でございます。このような旧市町村の考え方を引き継いで現在個別案件の除外、申請に対応いたしております。なお、除外につきましては県との事前協議が必要であり、代替性、規模の妥当性、効率的かつ総合的な農業上の支障がないこと、土地改良施設への支障がないこと、農業投資効果の確保といった除外の要件をすべて満たさなければならず、かつ農地転用の許可基準をクリアしなければなりません。その上で、最終的に県の同意が必要となります。その後、公告・縦覧期間、異議申出期間を経て、県との法定協議に進むことになり、この同意を受けた後、計画変更が確定いたします。そのため、個別案件によりましては除外の要件を満たさないために除外できないものもございます。除外につきましては、このように制度上の要件を満たす必要がありますが、これらの点につきましては、県・市とも何ら考え方への違いはございません。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） それでは、再質問をいたします。

私は昨年、企業誘致委員会で活動させていただきました。商工会やあらゆる会合や知人を頼りに、菊池市に企業や商業施設、住宅などできないか相談してきました。泗水の国道387号線、325号線ばかり考えておりましたら、325号線寄りの県道も有力だと聞きました。それは、国道は4車線ということで片方ばかりしか進入できないから不便とのことでありました。特に大型トラックなどを使う運送業で当てはまるそうです。そこで、国道・県道の沿線を見てもらいました。企業の方もホンダに近く、どちらに行くにもアクセスしやすいとのことで、適地と判断され、計画されました。しかし、計画段階で許可されませんでした。非常に残念な結果になりました。私も地域住民の方々、各方面の方々からいろんな意見を交わしました。そこで言われたのが、菊池市は行ったばかりで断られるばいと言われました。菊池市より合志、大津がええばい、ほんと情けありませんでした。私が思っている以上に菊池地域内の地域格差が出ているのを感じました。このままでいいのでしょうか。菊池市の平成17年度の税収48億8,000万円のうち約半額の約27億2,000万円が固定資産税です。市の人件費は約50億円、地方税だけでは

人件費も賄えません。先ほども述べたように、農業情勢も年々厳しくなっています。税収を上げるには企業を誘致し、事業所を増やし、雇用の場が増えることにより住宅が増え、商業施設が増えることが菊池市の目標だったと思います。先ほどの答弁では、平成21年に見直しを始め、見直しに3年、何ですか、これは。経済状況は半年、いや3ヵ月でも変化しています。もうできているから言えませんが、4年前、皆さん方、富士フィルム、ソニーのあれだけの大型工場ができると皆さん思っていたのでしょうか。ホンダの二輪の熊本移譲、今からここ3年がチャンス、どこがチャンスですか。お隣の合志市では、庁舎の横に、あの1級の農地にショッピングセンター25haという情報も流れております。小さな面積は県じゃなく市でもできると聞き、2反ほどの面積に運送業の計画がされました。ところが、これまた県から許可されませんでした。このままなら、農振の事務は県に任せた方がいいのではないのでしょうか。また、企業誘致は本当にできるのでしょうか。再度質問いたします。農振見直しを早急に、また325号線は商業施設限定と先ほど運送業と言われましたが、もっと幅の広い誘致ができないか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 中山議員さんの質問、大変私もその早急に急いでやらなければならないというふうな気持ちは山々でございますけれども、先ほど答弁いたしましたように全体のスケジュールにつきましては、もう来年度、平成20年度から準備を進めるよういたしております。そして、平成21年度から本格的な作業を予定し、ただし見直し確定までには説明会、あるいは要望収集、素案の策定、県との協議、あるいは事前協議、法定協議等がありますので、これまでの経緯を見ると、やはり平成21年度から約3年間程度の期間を要するものと考えております。その間は、個別案件で対応する以外にないために、旭志の国道325号沿線、あるいは泗水の国道387号沿線につきましては、合併前より店舗等の除外を行っておりますが、今後も除外の要求を満たすとともに、市にとって有益と考えられる案件につきましては、積極的に県との協議に臨んでまいりたいと考えております。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 再々質問を行います。これは市長にお伺いいたします。本当に市民の暮らしをよくするためには、税収を上げ、雇用の確保、人口の増加だと思えます。これは、私ども農業をしておりますあまり言いたくはありませんでしたが、農家の中には経営が厳しく、農家同士で保証人になり、多額の負債の整理もあっているのも事実です。しかし、今の農業の状況では、土地を高く買える人はほとんど

いません。道沿いでしたら少しでも高く売りたいのです。共倒れになりたくないのです。からといって、どんな企業でも来ていいわけではありません。そのチェックのために農振の委員会があるのでしょうかから、市長の方から県への申請の後押しと、せめて国道325号線、387号線沿いの見直しを早急にできないか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 農振の見直しにつきましては、ただいままで再質問に対しましても部長が答弁いたしましたように、20年度からスタートして21年度に本格的な作業に入っていくということでございまして、これは厳然たる事実として避けて通れない手続きであるということだと思えます。また、農地につきまして、この何とか手放したい、あるいはまた非常に厳しい経営環境の中で農家が離農されるということ、それと農振というものについては考え方が違う。農振は農業振興という立場に立って農業をどう農地を守っていくかという立場でありますので、全くまた違ったことではないのかなと思えます。ただ言えることはおっしゃりますように、結局自治体、地方行政といたしましての自主財源の確保という意味におきましては、何を言っても住民の所得の向上にあると思えます。そのためには、雇用の場の確保をしなければならない。雇用の場確保そのものが、結果的には企業というものになりますし、企業の誘致と。その中に企業誘致の適地として求められる場所が農地であった場合に、農業の今後の将来というものを考える中において、被農地とすることもやむなしということであれば、これを個別的に除外していこうと。これまでも除外をしてみいました。もちろんこの企業の誘致そのものが387、あるいは325の沿線上ばかりではなくって、できるだけひとつ今の現状といたしましては、今の現在の菊池市が手持ちとなっております蘇崎、林原、それから田島、この工業団地が金額にして約21億円だったと思えますが、幾分企業が立地いたしまして、財産の処分も進んでおりますが、質問等々にありましたように連結決算を組んでいくという中においては、この企業団地の既存のものについて、なるべく早く荷物を軽くしていかなければならないということでもあります。しかし、企業というものは進出において、やはりその選択をして、どこが一番自分の企業に適地かという中において、ご指摘の325号線がいいというふうになってきた場合には、個別案件として、ぜひひとつ行政の方につないでいただきまして、できることはないのかと、どうしたらできるのかといった意味においては、今後もやっぱり積極的に取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

- (中山繁雄君) 次、市の交通網と体系について質問いたします。国道325号線の4車線化が少しずつではありますが進んでいるようです。現在の進捗状況は、いつ菊池市まで4車線化できるかわからないのが現実だと思います。菊池市の発展は道路の整備と企業誘致による就業人口の増にかかっていると思います。しかし、現在の状況はといいますと、朝夕の混雑には驚くばかりです。何回も菊池市までの4車線化を言い続けてきましたが、私たちが生きているうちに菊池市まで4車線化ができるのでしょうか。私たちの旭志の西部、泗水の東部の市民は、北宮、北原付近の信号で混雑しているのを見て、買い物など大津や菊陽に買い物に行く人が増えている状況です。旭志の市職員の通勤状況を聞いてみますと、河原経由での通勤している人がほとんどのようです。現在、今村橋が開通しておりますが、菊池市から旭志に向かう場合、橋から2車線の素晴らしい道が途中までできております。あの道が国道325号線につながれば、わざわざ大津や菊陽に行かなくても菊池に買い物に来られる、来やすくなるのではないのでしょうか。325号線につなぐ考えはないか、質問いたします。

もう1つの質問、交通体系について質問いたします。以前、国鉄の大津山鹿線が廃止になるということで、PTA、老人会の皆さんと陳情し、電鉄・産交バスに引き継がれたと記憶しております。そこでバス会社から、確か条件が出ていたと記憶に残っております。市からの援助は将来的に無理でしょう。そこで、沿線住民との会合の場をつくって下さいと言われたと私は思っております。このままでは近い将来、赤字で廃止せざるを得ないとのことでした。もし廃止になったら、弱者の学生やお年寄りの・・・の確保はどうなるか、質問いたします。

- 議長(北田 彰君) 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

- 建設部長(岡崎俊裕君) ご質問にお答えを申し上げます。

質問の路線は、市道亘甲森線であります。現在森北方面への約1.2kmが未計画未整備であります。国道との接続は、交差点の協議が必要であり、国道325号線4車線化は平成21年度から森北工区の測量設計に着手すると聞き及んでおりますので、国道計画の動向を見据えたところで計画をいたしたいと考えております。

以上、お答えします。

- 議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

- 企画部長(石原公久君) 大津山鹿線の電鉄・産交のバスの対応についてお答えさせていただきますが、この路線はJR九州バス株式会社が自社運行路線として福岡県

のJR瀬高駅と山鹿市、本市を經由してJR肥後大津駅と結ぶ路線として運行されておりました。しかし、平成18年2月末に路線運行を撤退され、翌月から福岡県瀬高町と山鹿市を結ぶ瀬高線、それと山鹿市と大津町を結ぶ山鹿線の2路線に分割して、県内のバス事業社2社により運行が継続されているところでございます。このうち瀬高線は産交バスが路線を引き継ぎましたが、当初から赤字が見込まれまして、国庫補助対象路線として国と県の協調補助を受けながら路線の維持が行われているところでございます。一方、本市を經由する山鹿線は、熊本電鉄と産交バスが共同運行路線として路線を引き継ぎまして、行政からの補助を受けることなく自社運行路線として運行を継続されているところでございます。この山鹿線は、主に国道325号線やその国道325号線に近いルートを通って隣の山鹿市や大津町とを結んでおまして、本市にとりましても交通弱者であります議員さんご指摘のとおり、高校生の・・・として、また高齢者の方々の・・・として大変重要な広域幹線であるというふうに認識をいたしております。しかしバスの利用者は全国的に大幅に減少してきておまして、この行政補助を受けてない山鹿線であっても、今後同じような状況が来ることが予想されまして、利用者が減少してまいりますと、いずれは路線の廃止か存続のための行政補助対象路線となっていくような可能性が高いものと思われまます。議員ご指摘のとおり、以前の会議の中で地域住民との会合の場を設けてほしいというような声も私どもも聞いております。需要の掘り起こしや利用の促進に関しまして路線を維持していくために大変な、重要なことだと認識しております。そういった対策につきましては、今のうちにやっておくことが将来の行政負担をできるだけ先に延ばすことになったり、行政負担を少額に留めるということにつながったりするものと考えております。この対策として、沿線住民との懇談会を開くことなどが考えられますが、何らかの利用促進策をもって望まなければ、なかなか会合にも出席していただけませんし、バスの利用にも結びつかないものと考えております。また路線が菊池市、山鹿市、大津町に跨っておりますので、広域的な取り組みが必要と考えられます。このため、行政や沿線住民ばかりでなく、タクシー業界、商業施設、医療機関、温泉や観光業界など、様々な関係機関と連携していく必要があると考えております。こうした連携には、バス事業者も既定の概念にとらわれないで積極的に関与していただくことが必要でありますし、今後関係する自治体とも協議を重ねながら、存続に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○(中山繁雄君) 今、建設部長の方から国道325号線の設計がようやく始まるようなことを聞きましたので、その設計ができた時点で早急な道路の設計をお願いしたいと思います。旧菊池市を見ていると、ごみ焼却場を利用しなくなってから拡幅したり、つまごめ荘も早くやっておけばいいのに、改築のときに併せて拡幅、後手後手になっているようです。先の議会で二ノ文議員が言っておられた今橋から市役所前への道路の開通の見込みもないなら、4、5年を目途にハローワークの前の拡幅をした方がいいのではないかと思います。本当に前向きな市の政策をお願いいたします。

また、交通体系について行政、バス会社においてもできる限りのことはできることには限度があると思います。関係ある地域住民にも理解してもらうことは、この廃止が止まることになります。バスを残すためにも、パイプ役となって頑張っていたきたいと思います。

これで質問を終わります。

次に、3番目の質問をいたします。熊本県の農業生産額も年々下がる一方です。特に原油の高騰がエサや園芸の暖房など、生産コストに直に響いているのが現状です。このコストは、農業に限って上乗せできません。本当にこれからの農業はどうなるのでしょうか。先ほど農振問題の時に言いましたが、国の言うとおりの政策に任せてばかりで大丈夫でしょうか。最近まで政策においても認定農家をたくさんつくり、土地の集約を進め、外国の農業並みに規模拡大を進め、農家は今までにない多額の金を借りた結果、価格の暴落で本当に困っております。私が思うに、国から補助をもらって大型機械が導入された作物ほど経営が悪くなっているように思います。私は、最近の新菊池市になって、今まで消費者にアピールされてきた七城のメロン、米、旭志の肉、泗水の酪農など、合併したことにより名声の陰が薄くなってきているように思えて仕方ありません。最近では、七城の米のことをテレビタミンでは見ましたが、全国ネットの放送では聞かなくなってきました。食味日本一、どうなったのでしょうか。旭志の肉にしかりです。現在の農業において販売まで行い、少しでも収益を上げなければやっていけないのが現状だと思います。これから質問する内容は、みんな直結していると思います。

まず、庁舎建設がまだ未定であります。未定であるならば、各支所に何名か派遣して、各支所をある作物を名声を高めるような政策を各支所、ライバル意識を持ち、合併前のような隣のまちには負けられないアイデアを出し合うような政策はできないのでしょうか。栃原議員も先に述べられていましたが、補助事業の周知徹底もそれに関係してくると思います。そこで、それに対して質問いたします。

次に、東海大学との提携ができつつあるようですが、研修に行って地域の産物を

見てみますと、よく売れている商品には、その物産には物語や商品に対する大学などの後ろ盾があるように思えます。先ほどから何度も言っているように、いかに農家の品物に余所のない付加価値を付けるかが問題であります。しかし、市職員や大学の先生ばかりで協議するのもいいですが、現場の農家と直に交わり、話し合うことでアイデアが出てくるのではないのでしょうか。最近、農家の後継者と話す機会がありました。話していたら、同じ悩みを持っていました。相談する窓口がないとのことでした。そこで質問ですが、大学の先生や生徒との交流ができないか、質問いたします。

次に、農業者について質問ですが、先ほどから何回も言っております。自分で生産したものは付加価値を付けて自ら販売するのが利益を上げる手段だと思っております。そこで、どうして販売に結びつけるか、購買する客の単価と購買力を調べてみますと、断然福岡のお客だそうです。以前から七城では福岡のお客との交流があると聞きました。どんなにいい品物、めずらしい品物を生産しても売れなくては何物なりません。そこで福岡の購買力のあるお客を招待したらいかがでしょうか。

11月に菊池で菊まつりと万華灯まつりが開かれました。新聞に載ったこともあって、相当のお客さんでした。それはとてもきれいで感動いたしました。商工会、ボランティアで出ておられる人、大変だったでしょう。しかしその祭りがどれだけ経済効果に結びついているか、少し疑問に思いました。本当にもったいないと思えました。そこで思ったのが、農業祭と万華灯のまつりを組み合わせてできないか、ちょうど菊まつりのころは稲の収穫も終わったころでちょうどいいころだと思います。昼は農業祭、菊まつり、夜は万華灯、イベントとしては最高だと思いますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（北田 彰君） ここで企画部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 先ほどの中山議員さんの質問に対しての答弁の中で不適切な発言がありましたので訂正をさせていただきます。市民の・・・の確保というような不適切な表現をいたしました。市民の交通手段の確保ということに訂正をさせていただきます。お詫び申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 本市におきまして、既存ブランドの定着や新たなブランドづくりに向け、各総合支所とも連携を密にしながら、菊池産の各々のそれぞれの生

産振興と消費者への安全・安心な作物の提供が図られるよう取り組みを進めているところでございます。各総合支所産業振興課の増員につきましては、現状では大変厳しい状況であり、現体制の中で創意工夫により業務にあたっていきたいと考えております。今後とも各総合支所をはじめ関係機関と連携を図りながら、地域の特性にあった農業を進めてまいりたいと考えております。

次に、東海大学との連携についてでございますけれども、菊池市と九州東海大学は、本年10月、農業の振興と人材の育成を目的に農業に関する交流協定を締結し、農業の分野において連携を強化しながら農業振興に向け取り組むことといたしております。今後、市と大学で推進会議を設置し、協定に基づく具体的な事業計画の検討や事業評価、成果公表等を行うこととなります。現在、その推進会議の開催に向け、大学側と具体的に協議を行っている状況でございますが、具体的な事業内容につきましては、農業関係団体と大学との意見交換会や新商品の開発、新規作物導入など、農業関係者団体とも協議を重ねながら、産学官連携に基づいた事業計画を作成してまいりたいと考えております。大学と農業者との人的交流につきましては、もちろん大学からも申し出がっておりますし、学生や教授陣、それから生産者との交流なども申し出がっておりますので、今後も計画の中でさらに練り上げていきたいと思っておりますし、大いに交流につきましては望むところでございます。

また万華灯につきましては、万華灯実行委員会主催により今回6回目の実施となりました。これまで各年度における開催時期も夏場、あるいは冬場様々であったものを平成18年度より菊人形菊まつりにあわせて行われております。本年度より宿泊客増加への波及効果も考え、土曜日実施となったものであり、多くの来場者で賑わいを見せたものでございました。議員ご意見の農業まつりと連携につきましては、現在中央グラウンドで万華灯、市民広場で菊人形・菊まつりが行われており、今後実施場所等の問題等も協議しなければなりません。また、それぞれに実行委員会がございますので、菊池の特産品の地産地消、特産品の開発、あるいは販路拡大、PR等、祭りといいたしましても大変こう盛り上がる可能性が大でもありますので、今後同時開催ができるかどうか、それぞれの実行委員会等もございましたので十分協議を重ねていきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 経済部長は、今議会で大変人気者であるようであります。これはやはり農家の生活がいかに、今現在困っているかの象徴だと思っております。経済部の皆さん方の努力に期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後3時58分

第 3 号

1 2 月 1 2 日

平成19年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成19年12月12日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

| | | | | | |
|-----|-----|---|-----|----|---|
| 1番 | 東 | 裕 | 人 | 君 | |
| 2番 | 泉 | 田 | 栄一朗 | 君 | |
| 3番 | 森 | 清 | 孝 | 君 | |
| 4番 | 藤 | 野 | 敏 | 昭 | 君 |
| 5番 | 樋 | 口 | 正 | 博 | 君 |
| 6番 | 二ノ | 文 | 伸 | 元 | 君 |
| 7番 | 中 | 山 | 繁 | 雄 | 君 |
| 8番 | 水 | 上 | 博 | 司 | 君 |
| 9番 | 三 | 池 | 健 | 治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健 | 蓉 | さん | |
| 11番 | 坂 | 本 | 昭 | 信 | 君 |
| 12番 | 隈 | 部 | 忠 | 宗 | 君 |
| 13番 | 奈 | 田 | 臣 | 也 | 君 |
| 14番 | 葛 | 原 | 勇次郎 | 君 | |
| 15番 | 木 | 下 | 雄 | 二 | 君 |
| 16番 | 坂 | 井 | 正 | 次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆 | 博 | 君 | |
| 18番 | 山 | 瀬 | 義 | 也 | 君 |
| 19番 | 本 | 田 | 憲 | 一 | 君 |
| 20番 | 枳 | 原 | 茂 | 樹 | 君 |
| 21番 | 松 | 本 | 登 | 君 | |
| 22番 | 工 | 藤 | 恭 | 一 | 君 |

| | | | | |
|-----|---|---|----|---|
| 23番 | 境 | 和 | 則 | 君 |
| 24番 | 北 | 田 | 彰 | 君 |
| 25番 | 外 | 村 | 國敏 | 君 |
| 26番 | 徳 | 永 | 隆義 | 君 |
| 27番 | 横 | 田 | 輝雄 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|---|
| 市 | 長 | 福 | 村 | 三 | 男 | 君 |
| 副 | 市 | 村 | 上 | 建 | 二 | 君 |
| 収 | 入 | 高 | 本 | 信 | 男 | 君 |
| 総 | 務 | 緒 | 方 | 希 | 八郎 | 君 |
| 企 | 画 | 石 | 原 | 公 | 久 | 君 |
| 市 | 民 | 村 | 山 | | 隆 | 君 |
| 経 | 済 | 稲 | 葉 | 公 | 博 | 君 |
| 建 | 設 | 岡 | 崎 | 俊 | 裕 | 君 |
| 七 | 城 | 平 | 野 | 國 | 臣 | 君 |
| 旭 | 志 | 水 | 上 | | 泉 | 君 |
| 泗 | 水 | 上 | 林 | 正 | 章 | 君 |
| 市 | 民 | 大 | 場 | 美 | 範 | 君 |
| 企 | 画 | 鳥 | 井 | | 修 | 君 |
| 財 | 政 | 川 | 上 | 憲 | 誠 | 君 |
| 教 | 育 | 田 | 中 | 忠 | 彦 | 君 |
| 教 | 育 | 山 | 口 | 正 | 司 | 君 |
| 総 | 務 | 中 | 村 | 鉄 | 男 | 君 |
| 水 | 道 | 後 | 藤 | | 定 | 君 |
| 農 | 業 | 五 | 島 | 千 | 秋 | 君 |
| 代 | 表 | 宮 | 川 | 貞 | 雄 | 君 |
| 監 | 査 | 田 | 島 | 伸 | 正 | 君 |

事務局職員出席者

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 樋 | 口 | 昭 | 彦 | 君 |
| 議 | 事 | 課 | 長 | 永 | 田 | 哲 | 士 | 君 |

議 事 係 長
議 事 係 主 事

上 田 敏 雄 君
本 田 昇 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、経済部長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） おはようございます。昨日の本田議員さんの質問で、原油の高騰対策に対する施設園芸対策についてということで、JA部会員外の作物別面積、また事業費ということで報告をさせていただきます。JA部会員外の作付け面積につきまして、イチゴの市内作付面積が18haに対しJA共販面積が約11ha、共販外が約7ha、メロンが市内作付面積71haに対しJA共販面積が約27ha、共販外が約44ha、花卉、花が市内作付面積55haに対しJA共販面積が約39ha、共販外が16haとなっております。市内作付面積は九州農政局統計情報センター資料、共販面積はJA菊池の資料により算出したしております。共販外の作物に二重カーテンを設置した場合の事業費については、ハウスの企画や形状等により違いがあると思われまじけれども、昨年度のイチゴハウスにおける事業費で10a当たり約19万4,000円程度かかっておりますので、面積に併せて単純計算をいたしますと、イチゴで1,358万円、メロンで8,536万円、花卉で3,104万円、合計1億2,998万円程度となっております。今後、新年度の事業計画に向かって、各総合支所と連携をいたしまして、区長会等を通じながら事業の発掘、事業の取り組みに推進してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） おはようございます。12番、隈部でございます。先般通告をいたしました1番、鞠智城の国営公園化について、2番、中世の菊池城の整備について、

3番、本市の農業の活性化について質問をいたします。

私ども文教厚生常任委員と市の文化協会、菊池神社関係者の皆様方、先日西米良の菊池祭に出席をいたしました。ご承知のように、菊池武夫公の威徳を偲んで行われるもので、今年で52回目でした。西米良で感じましたことは、九州中央山地のほぼ中央で、今回の平成の大合併にも乗せず、わずか1,388人で村政を貫く選択をした西米良の方々の姿勢に感動をしました。日本型ワーキングホリデーの取り組み、西米良温泉ゆた～との活用、民話の里や語りべ、特産品のほおずきを使ったクリスマスツリー等、様々な地域の素材を活用した身の丈にあった村独自の村おこしに、私たちは元気ももらって帰りました。菊池の精神を貫いた子どもたちの凛とした姿勢、カリコボーズの住む豊かな自然、作小屋や8つのしょうづくり等、お聞きをいたしまして、また行きたいという感じを受けました。

それでは、第1番目の鞠智城の公園化について質問をいたします。今から1300年前、大和朝廷が国家の存亡をかけて築いた歴史的に貴重な史跡であります鞠智城を今までより以上により多くの人に知ってもらいたいとともに、内容をさらに充実させるために国営公園化を目指す取り組みがスタートしました。2月には県の期成会が、また3月には山鹿市、菊池市の期成会が設立をされました。本市では、去る11月10日、日韓シンポジウムが開催をされました。基調講演として、県立装飾古墳館長の大田幸博先生の「古代鞠智城から中世菊池城」と4人のパネラーによる「古代より21世紀受け継がれる菊池と韓国」という題によるパネルディスカッションが行われました。私の不注意によります事故で参加できませんでしたが、録音テープを何回も何回も繰り返して聴きました。基調講演、パネルディスカッション、短い時間の中ではありましたが貴重な提言があっていました。そこでまず、この日韓シンポジウムをまちづくりにどう活かされるか、お尋ねをいたします。

2番目に、大田先生の基調講演の中で聞けるかなと思っておりましたが、聞くことができませんでしたが、古代の鞠智城と中世の菊池城について質問をいたします。古代の菊鹿町の「鞠智城」と中世の菊池市の「菊池城」について、観光客や市民の方々からよく質問があります。皆さん、混同されているようです。また、鞠智城と菊池氏との関係をよく聞かれます。先日、熊日に本市の社会教育指導員の堤先生が「くくち城と呼びたい鞠智城、国営公園化に向け修正を期待」という提言がなされておりました。歴史的な経緯から見ると、「きくち城」ではなく「くくち城」ではないかということでございます。また、県で開催されました国営公園化のための講演に来られた加来耕三先生も統一をしていただきたいという話がありました。鞠智城の魅力再発見のためにも、「くくち城」か「きくち城」か、市民の皆さんに知っていただくためにも経過の説明が必要であると思いますが、お伺いをしたいと思

ます。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 本市の期成会の活動の柱といたしましては、鞠智城と朝鮮半島、特に百済文化との関係が深いことから、本市が進めております韓国との交流の実績を活かした推進活動を行っていくこととしておりまして、先の日韓シンポジウムがその活動の1つでございます。このシンポジウムを契機に市民の皆様が鞠智城の歴史的価値や韓国との関係を理解していただき、子どもたちはもとよりすべての市民の皆様の学習の場として、一方新たな観光資源の1つとして、県内はもとより全国から菊池市へ訪れていただける場所となれば、地域の活性化が図られるものと思います。さらに鞠智城を核とした韓国との交流によりまして、今まで以上に観光客の誘致が推進され、日韓交流が盛んになると考えております。

次に、古代鞠智城の呼び方についてでございますが、現在の鞠智城の呼び方、読み方は、熊本県が鞠智城の歴史公園整備を進めるにあたり決定したものでございます。その経緯は、平成6年度学識経験者8名で構成されました熊本県鞠智城跡保存整備基本計画策定検討委員会で歴史公園としての鞠智城の呼び方の検討がなされました。呼び方であります「きくち城」または「くくち城」についての意見として、歴史的見解は様々にあったと思いますが、読みやすさ、親しみやすさなどとともに、今後歴史公園を広く知ってもらうことを重視して、「きくち城」とすることが決定されたものでございます。また平成16年2月27日には、鞠智城として国指定史跡となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） シンポジウムの挨拶の中で、古賀先生は国営公園化は短期決戦が必要であると申されております。鞠智城の国営公園化については、国の関係当局の話では整備の段階で欠けているものはないが、地元の盛り上がりや知名度のアップが必要とのことでございます。市民の皆さん方の鞠智城の国営公園化に対する関心はどうか、まだまだ盛り上がりや理解、知名度のアップが必要と思いますが、今後の対応を伺いたいと思います。今回のシンポジウムには、パネラーとして大韓民国から文学博士でもあります駐福岡大韓民国総領事館教育領事イ・チョンオ先生と佐賀県立名護屋城博物館の国際交流委員のアン・ビヨンさんが出席をされておりました。その中で、別府の例を挙げられまして、別府市は市民が12万人、テープの中では

ちょっと取りにくかったのではございますが、22万人が観光客として訪れたとありますけれども、10万人が韓国から来られて22万人になったのか、22万人の韓国からのお客さんが来られたのか、ちょっと定かではありませんでしたけれども、いずれも相互の交流が地域の活性化につながっていると提案をされております。その中で、別府は温泉のみであるが菊池には温泉と歴史性があると言われております。今後、韓国との交流をどう進めるか、お伺いをいたします。また、国営公園化を目指すには、知名度を上げること、地元の盛り上がりが必要なことも再三言われています。この鞠智城は面積が55haのうち山鹿市が9割、菊池市が1割だそうです。3つの門のうち正門は菊池市にあります。官道は太宰府より九州縦貫道を通り、鹿北、山鹿、隈府を通過して古代の鞠智城に行ったと言われております。官道の標識、また正門であります堀切門の標識、あるいはPR用の標識が今後必要と思っております、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず1点目の韓国との交流を今後どう進めるかということでございますが、韓国からのお客様がお見えになるときに、私ども国際交流課の方に情報が入ってまいります。そういうときには、韓国から来られたお客様に鞠智城を案内し、鞠智城で韓国との関わりについてビデオテープ等を見せながら、韓国との古代のつながりについて説明をいたしているところでございます。そのことを韓国の方々へ理解していただき、またそれを本国に持って帰っていただいて、日本との関わりについて深く理解をして広めてもらうという活動を推進しているところでございます。また、PR用の看板の設置についてでございますが、平成20年度に国道325号線等を中心に387号線も含めまして3つの看板の設置をいたすことにいたしております。そういう看板の設置を行いながら、市民の皆様、県民の皆様へPRを行いながら、鞠智城の歴史的価値について理解していただくように今後ともPRに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 国営公園化による波及効果については、再三言われていますように、平成23年の九州新幹線の全線開通による効果が最大に活かされます。新玉名駅から車で50分、鞠智城を拠点に周辺の歴史遺産を取り組む修学旅行などのコースが設定でき、本市はもとより山鹿市及び熊本県の観光に大いに寄与することが期待をされております。また、しっかりとした国の業務管理の下で復元建設の新設や利便

施設、あるいは瀬戸口の横穴古墳や牧場跡の発掘等、夢は広がるばかりであります。実現のためには、市民の方々が一丸となって活動に取り組み頑張っていく必要があると思います。

次に、2番目の質問をいたします。中世の菊池城の整備について伺います。今回のシンポジウムの中で、菊池市民は古代の鞠智城と中世の菊池城を持っていることを誇りに思っていてほしい、またまちづくりに活かしてほしいことが提言をされました。そこで、鞠智城の国営公園化と同時に、菊池城の整備を行い、訪れる観光客に中世の菊池氏をもっと知ってもらいたいと思います。菊池城の城山周辺はこれまで整備が進められて立派な公園になっていますが、さらに整備を行い、現存する遺構でありますから堀、切落し、土塁等の整備が必要であると思いますが、お伺いをいたします。

2番目に、菊池城とまちづくりについて伺います。私どもは菊池城は菊池神社と城山公園一帯と思っていましたが、江戸時代の文献「菊池温故」によりますと、隈府古城境内のこの項には、左は大柿村の下、ウシクビリ谷というところより、戸豊水村の下境、西は立石村の下半田というところより、深川村の下、今、熊本通う道、南は菊池川、北は迫間川を限り、この分城内というところあります。地域が南北3km、東西4kmの広域に及ぶとしています。このように広域になりますと、まちづくりに夢が広がっています。ちょうど私が一般質問を提出した翌日の熊日に、文献とも一致、土塁や堀の跡、中世隈府城の遺構かということで、菊池市立石で社会教育指導員の堤さん確認という見出しで掲載をされていました。このように広範囲な菊池城をまちづくりにどう活かすか、お伺いをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 中世菊池城の整備とまちづくりについてでございますが、本市は菊池一族で代表されるような歴史文化の町であり、その歴史文化が政治・教育・文化面において現在まで脈々と受け継がれています。市の総合計画におきましても、まちづくりの3つの方向性の1つとして、人々がつなぐ歴史や文化をまちづくりに活用することとして、このための施策として文化財の保護と伝統文化の活用を掲げ、本市に既存する貴重な文化財、文化遺産の整備と利活用を目指しているところでございます。中世菊池城の本城と言われます菊池神社にありました森山城あるいは隈府城の整備につきましては、現在のところ具体的な整備計画はございません。しかしながら、今回の鞠智城の国営公園化に向けた推進活動の中で、本市の貴重な歴史、文化に対する市民の皆様が理解が深まり、文化財の保護や整備に対する気運が盛り上がることで、市民一体のまちづくり活動として整備につながれば非常

にいいことではないかと考えております。そして、古代鞠智城や中世の菊池城など、本市の歴史的遺産をより多くの方に知ってもらい活用してもらうことで、市外からの観光客などとの交流が深まり、本市の活性化につながるものと考えております。また、菊池神社裏の整備につきましては、神社の所有であったり個人の所有地になっておりますので、今後所管課と十分検討をさせていただきたいと思っております。以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） ぜひ積極的にお願いをしたいと思っております。国営公園化に伴いまして、全国から観光客や修学旅行生が訪れることと思っております。菊池一帯は、かつて平安、鎌倉、南北朝、室町の古代後期から中世時代にわたって菊池氏の根拠地でありました。全国に通用する日本の歴史の中に菊池市を位置づける、本当の菊池市像を、九州の中世の研究の成果を十分に取り入れた菊池像を新たに構築する必要があると思っております。地域の特性と独創性のあるテーマ、博物館、あるいは資料館が必要であると思っております。菊池氏の根拠地として、その歴史を正しく全国に紹介する責任があるような気がいたします。国営公園化を祈念し、ぜひ菊池市の市立の九州中世博物館、あるいは資料館をお願いをしたいと思っております。市長の鞠智城国営公園化の早期実現及び百済文化を通じての韓国との交流、菊池城とまちづくりの取り組みについて、所信をお伺いしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 古代鞠智城、中世菊池城、菊池に2つのお城があったということですが、本市にとってはこのいずれをとりましても大変貴重な史跡であると思っております。また、私たち市民が誇れるものであると、このように思っております。

まず、古代の鞠智城についてでございますけれども、現在ご案内のとおり、県や山鹿市と連携いたしまして、国営公園化に向けた活動を積極的に取り組んでおるところでございますが、先ほど企画部長の方がお答えいたしましたように、本市独自の取り組みといたしまして、韓国とのこれまでの交流を活かしながら活動を引き続き実施してまいりたいと、このように思っております。この取り組みの中で、もちろん国に対しまして県と山鹿市と一緒にお願いをするという行動を行っているところでもございますが、韓国政府の方の後押しをぜひお願いしたいということで、福岡総領事館の全面的なバックアップをいただいているところであります。これは、ただいま隈部議員が述べられましたように、百済との関係が非常に深いとい

うことがございます。そこで、この古代におきまして、鞠智城がいかなる経過によって、経緯によってつくられたかということは、ご案内のとおり、この百済と、それから当時の大和朝廷が一緒になって、この唐と新羅の攻め込んできた百済において戦ったと。その後破れて、この鞠智城に兵站と言われているのではないかなと思いますが、太宰府あるいは基肆城、金田城、それぞれのお城を守るための兵站基地としてつくられたと言われておりますが、これは穿った話であります。もしこの白村江の戦いにおいて、大和と百済が勝利を収めていたとしたらどうなっていたんだろうと思います。もしかしたら、今百済と言われる地域、あるいはまた今の韓国がこの大和、日本になっていたのかもしれないし、また逆に攻め込まれておったとした場合に、この百済と大和が結果的に敗れてこの九州に攻め込まれて、そしてもしかしたら今のこの新羅、あるいは唐、そういった国が新たに九州全土を掌握して、私たちはいかなる国人になっていたのかなと、そんな思いもしないわけではありません。そういった意味では、この韓国との交流の中におきまして、国を超えてこの百済の文化の息吹を感じることができると、滅亡した百済で見ることができない歴史的な非常に貴重な資料であると、史跡であるということをしてイ・バング忠清南道の知事がお見えになって、あの場に立ってそんなお話しをされております。全く私も同感でありまして、今、日韓関係というのは本当に人的交流が盛んになっております。しかしながら、何か事あれば、この歴史教科書の問題、あるいは領土の問題、あるいは慰安婦の問題、本当に砕けやすい一面を持っております。そういうことをこの一歴史の1ページだけを開くことなく、古代史においては同じ国のためにこの日本民族と、それから韓国の皆さん方が一緒になって戦ったり破れたりしてきているということの中において、歴史的な共通の認識がこれにはあると。それを整備をすることによって、日韓関係がさらに太く大きくなっていくのではないかと。その中に、次代を担う子どもたちの修学旅行などなどが韓国からこの鞠智城へ、あるいはまた菊池を含めた熊本、日本人の方が日本の修学旅行生が百済に行くといったことが進めば、非常に今後の国際関係にもいい結果をもたらすのではないかなというふうに思って、韓国政府のバックアップをお願いをしているところであります。このことによりまして、国営公園化がより現実的なものに近づいてきているのではないかと思います。市民の皆様をはじめといたしまして、国内やあるいは国外、とりわけこの歴史的なつながりの深い、申し上げます韓国の方々が鞠智城を、現実今、訪れてもおられますけれども、今後さらに整備が進むによりまして訪れられるであろうと思ひまして、市の活性化に大きな役割を果たすものだと思っております。

また、中世の菊池城につきましては、この古代鞠智城から約500年ぐらい後になりますでしょうか、菊池一族を中心として栄えた本地域にとりましては、文化面

はもとより教育の面におきましても菊池精神の1つのよりどころとなってきたものだと思っております。菊池城は菊池一族の象徴として重要な歴史的遺産だと、このように認識をいたしているところではございます。市の総合計画でも先に述べておりますように、人々がつなぐ歴史や文化をまちづくりに活用すると、このように掲げておりますとおり、鞠智城の国営公園化に向けた活動を1つの大きなきっかけといたしまして、本市の歴史、文化をまちづくりに大いに活用していきたいとこのように思います。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 次に、3番目に移りたいと思っておりますけれども、菊池市立の中世の資料館、博物館の検討もよろしくお願いをしたいと思っております。

本市の農業の活性化についてお尋ねを申し上げます。先日の本田議員、栃原議員、中山議員からも危機的状況にあります日本の農業、本市の農業について質問がありました。本市の基幹産業であります農業がこのような危機のときこそ、市独自の支援策を講ずべきだという意見もございました。JA菊池は飼料高騰を受け、畜産農家向けに総額1億円を超える支援策を決め、農家のやる気を引き出すと高く評価をされております。すべての農業者を対象にした経営安定対策を見直して担い手を明確化した上で経営の安定を図る品目横断的経営安定対策が平成19年度より導入されました。県・市・農業団体一体となって推進されましたけれども、この品目横断的経営安定対策と集落営農の現状についてお伺いをいたします。

2番目に、この対象となります認定農業者の現状についてお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 本年度より導入されました品目横断的経営安定対策につきましては、本市の農業者の方々もこの対策に積極的に取り組んでられ、県・市・農業団体が一体となって推進する中で、現在までに認定農業者につきましては38名と3法人、集落営農組織につきましては31組織が本対策に加入されております。とりわけ麦につきましては、作付実績面積と同程度がカバーできる結果となりました。しかしながら、ただいまご指摘ございましたように、生産現場では助成金額など対策の内容が明らかになるにつれ、現行の助成水準で本当に経営に資する政策なのかというような制度そのものに対する疑念が生じております。さらに、麦、大豆の規模拡大に対する支援が手薄なこと、麦・大豆に関わる過去の実績の取り方など、また多すぎる申請書類により膨大な事務量になることや、経営体の経営力強化に際してさらなる支援が必要など、様々な意見や課題が寄せられているところで

ございます。また、中山間地域においては面積緩和要件が適用されても経営面積が不足しており、担い手不足や農業者の高齢化により単一集落での組織設立はなかなか難しいものがあるのが現状でございます。

次に、認定農業者につきましては、経営改善に取り組む意欲のある農業者が農業経営のスペシャリストを目指すための農業経営改善計画を作成し市町村が認定するもので、本市の認定農業者数は現在650名でございます。本市では認定農業者相互の親睦、連携を深め、農業経営の向上につながることを目的に、認定農業者による菊池市認定農業者連絡協議会が平成17年9月26日に設立され、本年10月末現在の会員数が592名でございます。主な活動としては、会員相互の情報交換を通じた個別経営の見直しと改善を図るとともに、国・県などが主催する各種研修会や交流会への参加、また市内の農業関係団体などとの意見交換会、先進地研修等を行いながら、農業の担い手不足が深刻化する中において、地域農業を担うプロの農業者として、個々の農業経営のレベルアップに努めておられるところでございます。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 先日、集落営農を行っている方から13町の麦をつくったけれども300万円の赤字であったということの話を聞きました。また、個人経営の方から3町歩の麦をつくったけれども、非常に今年は豊作だった。しかし、半年かけてつくった麦の収入が22万円であった。息子たちは東京や中京方面に就職しているけれども、これでは帰ってきませんと涙をこぼして話されましたけれども、こういう現場においては本当の経営安定対策に資する政策なのか、制度そのものに対する疑念が湧いております。今後、どう指導されていくか、お伺いをしたいと思います。また、本市の基幹産業であります農業の後継者組織であります認定農業者協議会に対する助成金が昨年に比べて今年は大幅に削減されたということも聞いております。どうしてか、お伺いをしたいと思います。

また、県の認定農業者協議会では女性部が立ち上げられたと聞きました。本市においても女性部の設立は必要であると思いますが、どう指導されるか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 品目横断的経営安定対策につきましては、先ほどお答えしました内容をはじめとした生産現場から様々なご意見があるのも、ただいまご指摘いただきましたとおりでございます。そこで、農林水産省全国キャラバンが国にお

いて実施され、本年9月に熊本県におきましても農林水産省九州農政局、熊本県農業者団体、あるいは農業者代表及び関係市町村を交え、現行対策への要望の取りまとめ、意見交換会が行われました。農業者代表及び市町村から生産現場における生の声を聞き取るほか、熊本県農業会議、熊本県JA中央会より現行制度に対する課題と抜本的な見直しについての提案も併せて行われたところでございます。現在、全国キャラバンの中で聞き取った生産現場からの意見を踏まえ、政府与党による農政改革の改善、見直しに向けての検討が始まり、農林水産省におきましても農政改革三対策緊急検討本部が設置され、改善策や運用見直しの検討が始まったところでございますので、本市といたしましても、その推移を見守っているところでございます。

次に、認定農業者の件でございますが、菊池市認定農業者連絡協議会の補助金につきましては、菊池市補助金等交付規則の改正に伴い、食糧費等の補助対象外経費や団体等への補助率が明確化されたところでございます。協議会にもご理解をいただくよう協議を続けてまいりましたが、結果として補助金の減額という状況になったところでございます。しかしながら、今後とも菊池市認定農業者連絡協議会と十分協議しながら、協議会独自の事業を検討するなど、また市の補助金がこの協議会にとって有益なものとなるよう助言してまいりたいと考えております。

また、認定農業者女性部につきましては、女性認定農業者、認定農業者の女性パートナーの参画や組織活動の活性化を図ることを目的に、本年11月、熊本県認定農業者連絡会議において女性部が設置されました。これを受けて、県内の各地域におきましても女性部の設置が認められているところでございます。本市におきましては、菊池市認定農業者連絡協議会と連携し、今後女性認定農業者の方々のご意見を聞きながら、女性認定農業者の組織化に向けて支援してまいりたいと考えておりますが、現在市では16名の女性認定農業者がおられます。新年明け早々に女性部の組織化に向けての打ち合わせ会議を計画したいということで、ただいま打ち合わせなり計画を協議いたしているところでございます。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） ありがとうございます。今、本当に農家は危機的状況にあります。農家でできることは農家で、農業団体でできることは農業団体で、行政でできることは行政で、お互いが知恵を出し合ってこの難局を乗り切らなければならないと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（北田 彰君） 次に、東裕人君。

[登壇]

- (東 裕人君) おはようございます。日本共産党の東です。通告に従って質問いたします。所管に関わる問題は、総務委員長の許可をいただいておりますので、初めに申し上げます。

1 番目の質問は、保健行政についてであります。医療や介護制度の見直しで、今日健康づくり、予防重視が強調されています。来年4月からは40歳以上の加入者への特定健診実施と保健指導が義務づけられます。地域全体の住民を対象にして、その健康課題を意識し、予防介入し、早期発見対応をする。こうした保健師の役割は高齢化率の高い本市ではますます大きくなります。また、今後の住民サービスの維持向上を考えると、保健師の持つ高い専門性と熟練、このことがこれからますます問われる時代になると思います。そこで、本市の保健師活動の実態などについてお伺いします。

まず、合併して大きくなった本市において、対象である住民も多くなったわけですが、保健師の数はどうなっているのでしょうか。また、業務内容は質と量でどのように変化しているのでしょうか。それから、本市は保健課というのはありませんので、保健師は各課に配置をされています。配置された部署で兼務がある場合、保健師本来の業務は保障されているのでしょうか。今の分散配置では、配置された部署の業務との関係で保健師独自の活動で即断即決できない場面もあるのではないのでしょうか。

以上、まずお聞きします。

- 議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

[登壇]

- 市民部長(村山 隆君) おはようございます。

まず、保健師数についてでございますけれども、合併前は旧菊池市6名、旭志村2名、七城町2名、泗水町4名の合計14名で、合併後におきましても、その数に変動はございません。本年4月1日におきまして健康推進課に7名、福祉課1名、子育て支援課1名、地域包括支援課2名、旭志・七城・泗水の各総合支所の民生課に1名が配置されています。

次に、業務内容についてご説明を申し上げます。健康推進課と各総合支所の保健師活動につきましては、国・県への補助金申請や各種報告書等の対外的な事務、関係機関との連絡調整業務、また予算関係事務は主に本庁健康推進課で担当し、各総合支所は家庭訪問や健康相談等を主体とした活動を基本としまして、各総合支所の事務の軽減を図っています。なお、総合支所の保健師は健康づくり等の保健事業だけではなく、児童や障害者、あるいは高齢者等の福祉関係の相談や指導も多く、多種多様な幅広い活動をしております。現在、乳幼児健診や生活習慣病健診、各種が

ん健診、定例健康相談等は、菊池、旭志、七城、泗水の4会場で実施し、歯科健診は菊池の1会場で実施するなど、その事業内容により会場や回数を調整しながら実施をしております。また、合併して広域になった本市の事業実施にあたりましては、各総合支所保健師のみの対応、健康推進課保健師と合同の対応など、状況に応じまして実施体制の整備を図っております。合併後の変化ですけれども、健康推進課業務につきましては、情報の集約や周知、事業実施の調整に関する事務量が増大をしております。少子高齢化が急速に進展する中で、社会情勢の変化に伴い生活習慣病予防対策や介護予防、児童や高齢者の虐待防止、精神保健福祉対策、新型インフルエンザ等の健康危機管理対策など、健康課題は複雑かつ多様化していきまして、市としましては地域の実態を踏まえた多様な健康施策の推進が求められております。併せまして、個々の状況に合わせた個別支援や継続支援を必要とする事例が増加しまして、1つの対応に時間を要するようになっております。保健師の活動は地域住民の命と生活を守るために市民一人一人の生活を通しまして地域の健康課題を見出し、その課題解決により地域全体の健康づくりを推進することでありまして、地域全体を見据えることだと考えております。その活動を効果的に推進するには、地域全体を把握するための情報の共有化及び一元化が最も重要となっております。現在、保健師は複数の部署に配置されていきまして、それぞれの部署で保健師の専門性を活かした業務の遂行に努めております。まず福祉課では、精神保健福祉における相談や家庭訪問等の保健師業務のほか各種申請や交付事務等、また子育て支援課では児童・女性相談や虐待への対応等のほか、各種申請事務や補助金報告等を担当しております。分散配置の中で健康推進課が主体ですけれども、より効果的に住民の要求に沿う事業が実施できますように、関係課と情報や課題の共有化と内容の協議に努めていきけれども、所属が異なりますと時間調整等の問題もありまして、定期的に協議の機会を設けることは難しい状況にあります。保健師一人一人の能力には限界がございますので、複数あるいは集団での取り組みによりまして、多くの経験と知識や技術等の専門能力をより効率よく発揮できると考えております。また様々な健康課題の解決のためには、家庭、親子、兄弟、さらには地域を含めた対応や支援を必要とする事例も多く、関係各課の連携がますます重要になっております。平成20年4月1日施行の特定健診、特定保健指導の実施をはじめ、今後の複雑多岐にわたる妊婦や乳幼児から高齢者までの様々な健康問題に対しまして、適時に住民に密着したきめ細やかな保健活動を推進するためには、保健師、栄養士等の専門職や事務職の確保をはじめ、業務内容の見直しや各種事業、活動体制の再検討が必要だと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 今の答弁を聞いて、業務量の増大、質の変化などを聞けば、今の14名という体制でこの広大な菊池市をカバーするのはなかなか難しいというふうに私も思います。すべての住民を対象にしているわけですが、特に山間部など本庁や支所から遠いところなどはなかなか手が届かないのではないかと思います。また、今の分散配置の現状の下では、地域全体の健康づくりを進めようと思えば、業務の合理的改善はもちろんです。やはり一定の権限を持って集団で検討対応するような組織横断的なチームなどが少なくとも必要なのではないかと思います。いずれにしても、高齢化、予防重視への転換など、保健師の役割が大きくなる中で、どんどん地域に出ていけるよう保健師の増員できめ細かく、また広域に対応できる機動力が発揮されるような体制が私は必要だと考えますが、どう考えられるでしょうか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、保健師の増員と組織横断的なチームづくりを行う必要があるのではないかとこのようなお尋ねでございますけれども、先ほど市民部長が答弁しましたとおり、合併前後におきます保健師の職員数の増減はありません。各課の配置につきましては、本庁、各総合支所のヒアリングを実施し、実状に応じた必要な職員を配置しております。現在、保健師は14名おります。県下14市の中でも決して少ない職員数ではありません。現在の業務遂行に関しては、本庁、総合支所とも、基本的には十分対応できるものと考えております。

次に、保健業務の組織体制の見直しについてでございますが、本市では現在保健師の各課分散配置を行っております。この分散配置につきましては、ご提案の1課集中配置に比べ、1つに各課の実状に応じた保健業務態勢が即座に取りやすい。2つ目に、担当の保健師が決まっており、相談する住民の安心感を得やすい等の多くのメリットがある反面、業務の効率化、保健指導師の意思疎通、あるいは利用する市民側にとってわかりにくい等の多少のデメリットがあるのも事実でございますが、現在の各課分散体制でも十分細やかな住民サービスの提供ができるものと考えております。いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、今後の少子化の状況や保健福祉業務のますますの多様化を考えた場合、保健師を必要とする保健業務の増大は必然的なものと考えられますので、今後は市内全体をカバーできるための保健業務の体制整備、あるいは資質を高める職員研修等を行う等、地域全体の健康づくりと効率的な住民サービスができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 私は、今の体制では、来年度以降、業務量も増大するなど、結局パンクをしてしまいやしないかなというふうに思うんです。そうならないように、私は増員すべきだと思います。予防重視の体制確立が進めば、長い目で見れば医療給付費の節減にもつながるわけですから、いろんな角度から検討していただきたい。そして体制確立を強くお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。次は、国民健康保険の窓口負担の問題についてお聞きします。私はこれまで国保の問題について、6月議会では高すぎて払えない、これ以上の負担は耐えられない、こういう市民の皆さんの声を紹介し、低所得者、高齢者の負担能力を超えている国保税の引き下げを求めました。また9月議会では、国保のそもそもについてお聞きし、高すぎて払えない国保税、保険証を取り上げ、医療費負担増による受診抑制、国保の制度そのものが今、崩壊しようとしていることを述べました。この菊池市は国保加入世帯の平均所得は約145万円です。国保税の支払いで苦勞している中で、お金がなくて病院にかかれない、受診を手控えている、こうした声もよく聞きます。今回は、病院に行った際の窓口での支払いの減免制度、一部負担金減免制度についてお聞きします。国民健康保険法第44条は、一部負担金、窓口払いの減免について、特別の理由がある被保険者で一部負担金、窓口払いを支払うことが困難であると認められる者に対して窓口払いを減額、免除、徴収猶予ができるとしています。これまで菊池市では、規則や要綱などがなかったために活用ができませんでした。今年要綱が作成をされて、4月1日から施行されています。お恥ずかしい話ですが、私自身、この要綱が作成されたことも知りませんでした。例規集にも、市のホームページにも載っていません。また、施行後この8ヵ月間、この間にこの制度を活用した人、申請した人は0であるということもお聞きしました。結局、この制度自体つくられたものの知られていないというのが今の状況だと思います。お金がなくて病院に行くのをためらっている人にとっては、これは健康上非常に大きなマイナスではないかと思うわけです。そこでお聞きします。この窓口減免の制度ができたわけですが、これを具体的にどうするのか。例えば申請書はどこにあって、どうすればいいのか。また、知られていないわけですから周知をどうするのか。これらについてご説明いただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○**市民部長（村山 隆君）** 国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱につきましては、本年4月1日より施行をいたしております。制度の内容としましては、議員おっしゃったとおりでありまして、該当要件ですけれども、災害関係とは水害、爆発、盗難等をいいまして、重大損害とは世帯主またはその世帯に属する被保険者が所有する財産の被害金額が財産価格の3分の1以上の損害をいいます。収入が著しく減少したときといいますのは、収入は前年の同期間と比較しまして3分の1以上減少したときをいいます。具体的な申請方法についてでございますけれども、担当していますのが本庁健康推進課または総合支所の方にあります。その方に所定様式がございますので、添付書類を添えまして申請のご相談をいただきたいと思います。また制度の周知方法でございますけれども、広報紙や市のホームページはもちろんですけれども、今後国民健康保険の特集号等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○**議長（北田 彰君）** 東裕人君。

[登壇]

○**（東 裕人君）** お金がない、貧しさゆえに病院にかかれなくて重症化してしまうような事態が起こらないようにしっかり目配りして、そして手立てを講じていただくよう強くお願いをして、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、同和行政についてです。私は、これまで同和行政について、昨年12月の一般質問をはじめ予算決算の審議においても問題にしてきました。9月議会の決算審議では、団体の決算書に計上されていない委託料の問題を取り上げました。私が同和行政の問題を取り上げるのは、この問題の早期解決を願う立場からであります。これまでの同和行政、これまでのような同和行政を続けていけば、部落差別は固定化され、拡大再生産されてしまう、そう思います。また市民の税金の使い方、行政のあり方をチェックするという議員の役割からも、私はこの問題は聖域にせずメスを入れるべきであると考えています。こうした立場で行った昨年12月の一般質問の後、市民の方々からいくつか投書をいただきました。同和事業について、市民として納税者として疑問に感じる。公平公正、これが一番です。正すべきは正すことが大事ではないでしょうか。こういう投書です。私は、この正すべきは正す立場でこれから質問を行います。昨年、補助金交付は適正かどうか、補助事業の公益性を尺度に質問をいたしました。代表監査員は答弁で、政治的行動は公益性のある支出とは言えないこと。裁判闘争への支出は、今後よく調査していく事項であること。日当の支出は基準が必要であること。主管関係への香典支出は本来望ましくないこと。補助金の繰り越しは本来困難であること。この5つの問題点を指

摘されました。また、本年2月、行政改革推進室が公表した行政評価報告書では、すべての補助金の改善として、原則、交際費、慶弔費、食糧費は補助対象経費として認めない。決算書には領収書の写しを必ず添付させるなど、7点にわたる改善の方向を示しています。さらに本年4月1日より、新たな補助金交付規則が施行されています。そこでお聞きしますが、決算書で明らかになった問題点について、昨年の代表監査委員の指摘、そして行政評価報告書や新しい補助金交付規則を受けてこの1年、同和行政、特に補助金支出について行政としてどういう検証がなされ、どう指導、反映させてきたのか、初めに説明を求めます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 部落解放同盟各支部補助金の使途についてでございますが、昨年の代表監査委員の指摘等に基づきまして検証されたかどうかということでございますけれども、1点目の政治的行動への支出及び2点目の裁判闘争への支出につきましては、昨年の12月議会、東議員へ答弁申し上げましたとおり、補助金からの支出ではなく、各会員から集められた会費を原資として支出されたものであるということでございます。また補助金からの支出としては、市としては認めておりません。

3点目の日当の支出でございますが、指針・基準が必要であることにつきましては、各支部で決められている規則、基準によって支出されているところではありますけれども、補助金交付者であります本市といたしましても、指針基準が必要であると考え、現在検討しているところでございます。

4点目の慶弔費関係につきましては、以前から補助金からの支出は認めておりません。

5点目の補助金の繰り越しにつきましては、平成19年度決算から認められない旨を各支部に通知しているところでございます。また行政評価報告書での改善方向を受けての取り組みについては、平成19年4月の部落解放同盟各支部の役員にお集まりいただき、改善内容を周知するための説明会を実施し、平成19年度の決算から領収書の写しの添付等を周知したところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 平成19年度から反映させるということでした。なぜ空白を設けるのか。昨年指摘を受けて、なぜ直ちに改善しないのか、私は疑問です。代表監査委員の答弁を受けて決算を組むのに3ヵ月ありました。来年度からだからと今回まで

黙認していいのかどうか、私はこれは行政の指導責任が問われる問題だと思うんです。さらに言えば、平成19年度からといいながら補助金の繰り越しはだめ、この指摘だけは平成18年度の決算では反映をさせています。例えば、菊池支部などは平成17年度の補助金繰り越し41万6,761円が平成18年度は5,073円、41万円使って繰越金を減らしているわけです。しかも平成18年度は本来の活動である研修費用や組織活動は減っているのに、事務費、雑費でそれぞれ20万円ずつ増えている。結局、繰越金は事務費、雑費に使われただけです。こうした問題がありながらも、なにはともあれ補助金の繰り越しだけは指摘を受けて減らした。だったら、ほかにも指摘どおりするのは難しいことではないと私は思います。また、この指摘の内容についていろいろ言われましたが、平成18年度決算書を調べてみると、昨年と変化はほとんどありません。例えば、慶弔費についても、以前から認めていない、答弁されましたが、今回も計上されています。また、いわゆる日当については減るどころか増えている。しかも昨年指摘しましたが、県連旗開きという、いわゆる新年会や団体の内部集会への参加にも日当が支出をされています。旭志で150万円、泗水で170万円、市民の税金を原資とする補助金の半分前後が日当として支出されている実態は、依然変わりません。また昨年検討を要すると指摘された狭山裁判闘争への支出も、今回計上されています。さらに見てみると、5月12日に人事異動に伴う研修会というものが事業実績で出てきます。これは、毎年出てくる事業であります。この中身は、調べてみると県の担当職員、本市の担当職員との研修会、そして懇親会であります。研修はよしとしても、問題は懇親会です。この懇親会、研修会への支出として旭志支部では日当が1万2,000円、車借上料1,000円、泗水支部は3万2,000円の支出があります。そして、旭志支部はこの懇親会に御樽代を計上している。補助金から日当はおろか、御樽代まで出しているのも問題ですが、そうした会合に県も市も担当職員が参加する、こういうことはあってはならないのではないですか。御樽代まで補助金から出ているような飲み会に職員が参加していれば、正しい会計指導などできるわけがない、私はそう思います。今回は、以上問題点を指摘するに留めますが、これらの実態、言ってしまうえば代表監査委員の昨年の意見が反映されていないことの表れではないでしょうか。このことを代表監査委員はどう受け止めるのか、率直なご意見をお聞かせいただきたいと思います。また、決算書には委託料が計上されていません。西部市民センター管理業務委託料125万7,000円、同センターの1回の清掃業務委託料150万6,000円、2回の清掃業務委託料150万6,000円。1回、2回別々です。これら委託料が決算書にはないわけです。この決算書は、補助金の使い道リストではなく、団体の年間の収支報告書です。すべての取り引きを計上するのは、会

計処理上当然のことです。それがない。こっちは計上して、こっちは別の科目で出す。こういうことでは、対象団体に一体どれだけ市民の税金が投入されているのか、市民が見てもわからないのではないのでしょうか。これは透明性の問題だと思います。こういう決算書を認めてきた行政のあり方に、私は問題があると思いますが、この点も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） ご質問の部落解放同盟各地支部への補助金へ留意すべき点としては、昨年答弁いたしましたとおりでございます。18年度ということで年度の途中でもありましたけれども、実際の面では平成18年度の決算審査についても地方自治法及び本市補助金交付規則に則りまして、より厳格な運用が執り行われているのかという観点から監査を実施いたしまして、先の議会へも決算審査意見書を提出させていただいたところでございます。また、先般の定期監査で確認しましたところ、財政面の配慮からの補助金の一律カットということ、それから昨年のご質問の点もありまして、補助金対象経費の位置づけを明確化させるため、各種の補助金交付要綱の改正の運びともなり、今後補助金を活用した補助金交付対象団体の自立性、自主性を促すように努力されているというのが実状でございます。そういうことで、補助金行政の充実が図られているという、土壌にあるというようなことを確認しております。これと併せまして、これまでも監査報告しておりますけれども、各補助金交付対象団体の構成や事業内容にはどうしても相違は歴然としております。ですので、今後はこれまでの補助金額を土台にしての一律カットという確定方法に加えまして、事業内容に対する客観的な視点と合理的な基準の確立によりまして、公正な補助金行政の確立が求められているといえると思います。

2番目の委託料について、補助対象団体の収支決算書に計上されていないということでございますけれども、部落解放同盟菊池支部としても、社会的団体としてはもとより、公益性のある支出の受け皿となっている補助金交付対象団体でもあります。その団体の収支決算書としては、会計原則の面もありますが、社会通念上でもすべての収支内容そのものが網羅されているというのが当然だと思っております。この点では、受託している委託料が収支決算書に計上されていないままに受け入れてきた行政ということでご指摘を受ければ問題とまでは言えないにしても、団体の主体性を重視する観点から、確かに指導不足の面もあったと言えると思います。反面、市当局といたしましても、委託契約で委託完了報告書の提出が義務づけられているものの、団体の収支決算書への掲載と、提出というようなことが必須条件ではないということ。また、施設の夜間管理委託や清掃委託が当初は個人との契約とい

うようなことでしたけれども、部落解放同盟との委託契約へと当事者が変更された経緯を直視する必要もあると思います。実際、委託料の支出では、部落解放同盟菊池支部から直接委託料が個人へすべて支払われているという内容でございまして、団体としても収支決算書まで計上することはないという点での事務処理に至って、行政としてもそのまま受け入れてきたというのが実状だと推察されると思います。

以上のことから、今後においてですけれども、行政としましても団体としての運営上の自主性も尊重しつつ、団体関係者の理解を得ながらすべての収支内容を掲載されていく収支決算書の確立に向けた行政指導というものが進められていると、進めていくべきだと期待するというようなところでございます。

以上です。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） かなり踏み込んで方向性も示していただきました。非常に大事な指摘だったと思います。私はこの指摘も受けて、行政もしっかり改善・指導をしていただきたいと思います。私は、おかしいことはおかしいと言えない、こういう行政のあり方は問題であるというふうに思います。国の同和対策が終了して5年経った今日、同和行政の終結を図る自治体が広がって、部落解放同盟自身も行政依存からの脱却、依存から自立、こういうスローガンを掲げざるを得なくなっています。私はこの機会に総点検して、疑問が次々と出てくるようなこんな補助金行政はやめるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 全国的に見ましても、部落差別の事象等が発生している現実がございまして。特に昨今、インターネットによる差別落書き等が多く発生しているのも事実でございまして。また県内、菊池市内、郡市内におきましても、差別落書き等が発生している現状がございまして。このような中、差別のない明るいまちづくりを市の施策の中で位置付け、部落差別をはじめあらゆる差別の解消のために市といたしましても様々な取り組みを展開しております。また部落解放同盟の各支部におかれましても、部落差別の完全解決とあらゆる人権問題の解決のために、日々活動されております。このように、行政と支部が一体となり推進する必要性から、部落解放同盟各支部への補助金交付は必要であると考えております。しかし、厳しい財政状況と行政改革の中ですので、毎年減額していることも事実でございまして。また、部落解放同盟各支部への補助金のみならず、すべての補助金の支出について内容を詳細に検証しまして、真に必要とされる経費であるかどうかを今後判断して

いきたいと考えております。以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 次に、奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） こんにちは。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、市民税の滞納についてお伺いします。市民税は、地方自治を支える根幹でありまして、また市民サービスの維持向上を実現する上での最も重要な財源でもあります。その市民税の滞納が市民の間で心配されている声も聞きます。そこで、まず次の2点について質問をいたします。

まず第1点は、市税の滞納状況を合併時、平成17年3月22日と現在、19年3月31日と比較した滞納額を教えてください。

第2点目は、過去2年間の不納欠損額を教えてください。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、第1点目の市税の滞納状況についてご説明申し上げます。新菊池市が誕生しました平成17年3月22日現在の市税総額につきましては、調定で52億6,788万円、収入済額は46億3,852万円となっており、収入未済額、つまり滞納額になりますが6億2,936万円でございます。

次に、平成18年度決算による市税の調定額は56億260万円、収入済額は48億8,716万円、収入未済額は6億9,664万円となっております。16年度末合併直後と平成18年度末の市税総額の収入未済額を比較しますと、滞納額として6,728万円、伸び率に直しますと10.69%の増となっております。

第2点目の過去の2年間の市税の不納欠損額ということでございますが、平成17年度末で1,041万円、平成18年度末で1,879万円、2年度分あわせまして2,920万円となります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） そういたしますと、合併後のわずか2年間の間に6,700万円も滞納額が増えている結果となります。また不納欠損額は、今の説明によりますと過去2年間で2,900万円ということですので、実際の滞納額は7億2,500万円になるのではないかと、そのように考えております。したがって、不納欠損額を差し引かない2年間の実際の増加額は9,600万円となります。また、この2年間の実際の滞納額の増加率は15.26%増加しております。年間に直しますと7.

6%の増加率となります。私がこのような市税の滞納額が今後とも引き続いて増加していくなれば、まじめに市民税を納められた方々が当然に受けられるであろう市民のサービスの権利が侵される結果となりまして、ひいては市政に対する、市民の市行政に対する信頼をなくし、健全な主要行政が成り行かなくなる可能性が出てくるのではないかと大変心配をしております。

そこで、次の2点について質問いたします。市当局は市税の滞納額が7億数千万円もあるということも非常に大きな重要な問題であります。それと併せまして今申し上げましたように、年間に4,800万円という滞納額が増加しているこの現実、またその伸び率が毎年毎年7.6%増えている。このようなことが将来も起こるわけですから、このように滞納額が増えている現実をどのように認識され、考えられておりますか、伺います。

第2点目は、本年4月には税務課に収納対策係が新たに設置されました。つきましては、その設置されました目的と伺いますか、理由、根拠、必要性等について教えていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 滞納額の増加につきましては、その縮減に向けて積極的に滞納整理に取り組んでおりますが、特に悪質、高額な滞納者が菊池市の財政に大きく影響を与えていることも事実でございます。その悪質、高額滞納者対策を最重要課題として、税の公平性を保ち、市民の福祉向上、市民サービスの向上のために努力しているところでございます。税務課収納対策係の設置につきましては、国の行財政改革に伴う税源移譲による収納率低下が懸念される中で、市税等の滞納額の縮減、収納率の向上は、市の財政健全化の最重要課題となっております。そのような中で、市税の長期滞納や高額滞納など悪質なケースが増えております。そのような特定高額滞納者に対する措置として、差し押さえなどの法的手段を行う必要がございます。その対策については、職員による情報収集と高度な専門知識による機動力が求められており、このようなことから平成19年4月に収納対策係を設置したところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 重複するような質問になるかとも思いますけれども、再々質問をさせていただきます。

収納対策係が設置されました根拠、目的、必要性等につきましては、私の期待し

たとりの回答をいただきまして、大変安心をいたしております。そこで、質問が重なると思いますけれども、現在の滞納額は7億数千万円ですが、6億円ですね、あれは引いてありますから。その7億円近い金額で固定資産税関係が4億8,400万円もあるわけですが、実にこの金額は全滞納額の70%であります。しかも、十分認識されていると思いますけれども、この滞納額、固定資産税の滞納額4億8,400万円のうち高額滞納者、私が知っているのは5名ですが5名の方の1人平均は3,700万円も滞納している結果となっております。私はこのように菊池市の滞納額が7億円にも達するような非常に憂慮すべき事態になったのは、このような高額納税者に対する対策が甘かったのではないかなと考えております。そして、今そこに的が絞られまして、収納対策係ができたわけですから、期待しております。また、税務課の職員の皆様には、税の徴収について地方税、それから国税徴収法には民事訴訟法等の同等の強い権限が与えられております。例えば、土地や建物、預金、保健、生命保険等の使用状況を調査することのできる調査権でありまして、2つ目には自力執行権、つまり民事裁判所によらず職員の皆さん方が裁量で差し押さえ等ができるような強力な権限であります。税務課の皆さん方には、このような手段、権力を勇気を持って、書いてありましたように確実に適正していくなれば、本市の収納対策は大幅に解決されるものと信じております。そこであえて伺いますけれども、税務課の仕事は大変苦勞の多い割りに報われない面が多々あるような気がしますが、それでも菊池市の財政に健全化のため、それから税の公平・公正化を確保するため、税務課の職員の皆様方には大変なご苦勞をおかけするかと思いますけれども、収納対策係の目的にしたがいまして、さらなるご精進を期待しているところでございます。つきましては、税務課としてその辺の決意、それから秘策等がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ただいま議員仰せのとおり、本市税収の歳入の約20%を占めておりまして、地方交付税に次ぐ貴重な一般財源となっております。自主財源の確保は至上命題であると思っております。平成17年3月合併によりまして5万2,000人を超える都市となりましたが、同時に滞納者数も増加して、特に悪質高額滞納者が増え、本市の財政を圧迫しているのも事実でございます。このまま滞納者が増加してまいりますと、市民の福祉向上並びに市民のサービスに使える財源が制限されてくるということになります。このため、納税の公平性の確保及び自主財源の確保のために積極的に納税交渉、滞納整理に取り組んで、預貯金、不動産等の差し押さえなどを実施してまいりましたが、これまで以上の効果を上げるた

めには、平成19年4月より収納対策係を新たに設置しております。その係によります自動車のタイヤロック、強制捜査による動産の差し押さえ等を現在実施しているところでございます。捜索により差し押さえた動産は、インターネット公売、または公売会等で取り組んで、徐々にではありますけれどもその成果が現れているということでございます。納税は国民の義務であります。地方自治の根幹をなすものであります。今後とも自主財源の確保の見地から、さらに徴収体制の強化を図り、納税の公平性の確保のため毅然として収納対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） ありがとうございます。大いに期待をしておりますので、目的ができますように、なお一層のご精進を心からお願いをしておきます。

続きまして、市営住宅の運営の実態等についてお伺いをいたします。まず最初の質問は、市営住宅の入居者の公募と申しますか、その内容について質問をいたします。菊池市では、19年度の市営住宅の入居者の募集を本年の3月発行されました市の広報の中で募集をされております。その募集の中身についてお伺いをいたしますが、まず公営住宅に入居するためには、公営住宅法に基づくところの入居者資格に該当することが条件でございます。この入居者の資格要件は、公営住宅法により4つの条件が付けられております。まだこのことは、もちろん菊池市の市営住宅管理条例でも定められております。そこで4つの要件であります、その1つは現に住宅に困窮していること（持ち家がないこと）。2番目に、同居親族があること、1人はだめですよということですが。それから問題はここですけれども、収入金額が身体障害者や生活保護の世帯におきましては26万8,000円以下、それから災害等で、特に家が消滅した方におきましては20万円以上から26万8,000円以下、以上、今の2つに該当しない方は20万円以下、この方は健常者と思えますけれども、健常者は20万円以下となっております。4番目に税金などの滞納がないこと。この4つが資格要件になっておりますが、しかし問題となりますのは、入居資格の最も重要な要件であります月々の収入金額を本来ですと収入金額20万円と明記するところを市の公募では税法に基づくところの所得金額を採用され、その所得金額が20万円以下ということで公募をしております。そこで私が今問題視しておりますのは、公営住宅法で定められております収入金額は税法上で算定されました所得金額からそれぞれに与えられております控除額を差し引いた金額を12で除した金額が月の収入金額と定められております。市が募集している募集要項で

は、今申し上げましたように公営住宅法に基づく収入金額ではなく、所得税法で算定された所得金額20万円以下をそのまま入居基準の収入金額として公募をされております。したがって、問題なのは市の公募では、本来それぞれに与えられている控除額が差し引かれる前の金額で募集されているため、本来入居できる資格のある人が、その資格を剥奪されている現状となる結果になっております。またもう1つは、入居者資格の要件の中で公営住宅法では、ただいま申し上げましたように身体障害者生活保護の方は26万8,000円、健常者は20万円以下、その2つに該当しない人はその間ということになっておりますけれども、市が公募している公募内容を見ますとも健常者の20万円しかできないような公募になっておりますので、身体障害者の方や生活保護者が現在入居できないような公募ですので、そのような方々が対策を今後、どうこのような問題点にどのように市当局は対応されるのか、市当局の見解をまず伺います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。ご質問にお答えを申し上げます。

この件につきましては、先の9月定例議会で水上議員にご答弁を申し上げた部分と重複する部分がございますので、ご容赦を願いたいと思います。まず、市営住宅の管理戸数でございますけれども、平成19年11月末現在で、旧菊池市が10団地711戸、旧七城町が7団地123戸、旧旭志村が8団地128戸、旧泗水町が6団地239戸、合計で31団地1,201戸となっております。住宅に困窮する低所得者に対し、市営住宅の供給を行っております。入居者の公募につきましては、本庁舎及び各総合支所掲示板、市の広報紙やホームページで公示し、年1回年度末、3月中旬から3月末まで、市営住宅補充入居者を募集いたしております。募集内容につきましては、入居資格の条件、申し込み方法、補充入居団地、補充入居募集団地、受付期間、受付場所、申請に必要な添付書類を記載し、補充入居の受付を実施いたしております。受付期間内に申し込みをした人は、4月中旬の補充入居順位の選考会を開催し、希望の団地ごとに抽選で入居順位を決定し、年度内に空き部屋が生じた場合は紹介を行っております。入居資格条件の記載事項で、収入基準につきまして議員からご指摘がありまして、収入基準内ということで公募をしております。但し書き部分を除いた一般世帯の例を記載していただきましたので、平成20年度の公募につきましては、募集内容につきましては、市民の皆様方にできるだけわかりやすく正確に記載していきたいと考えております。なお、公営住宅の補充入居につきましては、年間を通して申し込み受付をいたしております。その際につきましては、すべての要件につきまして詳しく説明をいたしておるところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） ありがとうございます。入居募集は非常に大事だと思いますので、どうかすべての人に、なるべく多くの人が入れますようにご配慮方いただきたいと思っております。

次に、空き家対策について伺います。今さっき部長が申されましたように、私は市営住宅が市営住宅の目的を立派に果たし、真に住宅に苦しんでいる市民の皆さんが安心して、健康的で文化的な生活を営むために、この公営住宅は非常に重要、公営住宅政策は重要であると考えております。したがって、この公営住宅を公平公正に運営するためには、まず2つが必要かと思っております。まず第1点は、住宅に入居する方々がきちんと家賃を支払う、この義務を果たすことが第1点。次、2つ目には公営住宅の事業主体、運営主体であります市当局がきちっと公営住宅の法に基づいた業務、行政を果たすことが重要であろうかと思っております。現在、菊池市には1,201戸の公営住宅がありますが、その待機者は現在91名だそうです。私は今申し上げましたように、入居者は入居者の義務を果たす。市当局は公営住宅法の法に従い、法の下に責務を果たしていく、そのようなことをお互いがぴしっといくならば、現在の91名の待機者は自ずからすぐ解消できるものと考えております。そこで、現在市当局が住宅をきちっと守られて対策を、目的を果たされているか、次の3点からお伺いをいたしたいと思っております。

まず第1点は、住宅法の第28条によりまして、収入超過者に対する措置等の実践がございまして、公営住宅法第28条の第1項では、公営住宅に引き続き3年以上入居している場合においては、政令で定める入居基準を超える収入があるときは、住宅の明け渡しを市当局は努めなければならないと定めております。そこで、その政令で定める入居者の収入金額は身体障害者の場合は26万8,000円、健常者の場合は20万円でございます。そしてさらに第2項で前項の規定にかかわらず、引き続き入居しているときは、毎月の家賃は近傍同種の住宅の家賃以下で政令で定めるところにより事業主体が新たに定めることになっております。そこで質問ですが、まず第1点目は市営住宅に引き続き入居している人が入居基準額を超えている世帯は何世帯あるかを教えていただきたいと思っております。

2つ目には、この方々は従来の家賃では入らずに、新たに設定された家賃で入居することになりますので、新たに市が設定された入居家賃を徴収をされているのか、まず第1点目はその2点について伺います。それから第2点目は、また毎年の家賃は住宅法第16条で毎年入居者からの収入申告に基づき決定するようになっており

ます。そして、市からの収入申告の請求にもかかわらず収入の申告がない場合の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とするというふうに決められております。そこで伺いますけれども、全入居者のうち収入の申告請求にもかかわらず申告がなかった世帯の件数を過去2ヵ年間にわたって教えていただきたいと思います。またこの世帯については法に定められたとおり近傍同種の家賃で使用料を徴収されているか、併せて伺います。

第3点目は、法第29条公営住宅法に5年以上入居している場合において、最近の2年間の収入金額、この収入金額はその人の所得金額から控除経費を引いた残りですが、その残りが月の39万7,000円を超えるときは、明け渡しを市はすることになっております。そこで質問ですが、この収入金額以上に該当する入居者は何名おられますか。また、その人には明け渡しを実際行われておりますか。併せて伺います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えをしたいと思います。

1点目の市営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居基準を超えている世帯は115世帯となっております。その家賃につきましては、収入超過者の家賃の算定方法により算出した家賃で入居されております。

2点目につきましては、毎年入居者から収入告知書を提出いただき決定していますが、再度の催告にもかかわらず未提出者がおられますが、平成18年度30世帯、平成19年度38世帯が未提出となっております。その世帯につきましては、近傍同種の家賃を徴収しております。

次に、3点目の5年以上入居の高額所得者が11世帯となっております。明け渡し請求につきましては、現在のところ行っていない状況であります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） どうも答弁、ありがとうございました。再々質問に移りますが、今まで私の質問に対する見解をいただきましたが、私の勉強した範囲内では、すべてが間違いなく公営住宅法に従って実務をなさっていないという部分も少しはあるんじゃないかなというふうに私は考えております。今後、もし法に合致した事務処理を適正に行い、その中で問題が発覚した場合は改善すべきところは改善していただいて、住宅法の確実な適正執行に全力を尽くしていただくように強く希望するわけですが、市当局の見解をお伺いしたいと思います。

それから次に、家賃の滞納対策について、次の2点についてお伺いをいたします。第1点目ですが、現在、住宅の家賃の滞納額は、私は合併時を知りたかったわけですが、合併時がなかったですから、17年度と18年度の滞納額を教えてくださいました。それによりますと、17年度の滞納額は4,314万円、1年後の18年度は4,882万円と1年間になんと567万円増加しております。それから、滞納世帯も合併時はわかりませんが、17年度の150世帯から18年度は154世帯と、またこれも増加をいたしております。また、市当局はこの本当に住宅に苦しんでいる人たちが安心して文化的な生活をしてもらうために、市は公債費や維持費を毎年2億円支払っております。それから建設に要した一般財源や、また人件費などを今の中には建設時に要した一般財源や人件費は含まれておりませんので、この辺を含みますと私は3億5,000万円以上の予算を住宅に恵まれた方々に充てられているというふうに考えております。こういう手厚い対策にも関わらず、平成18年度の家賃の滞納者は154名おられるようであります。そこで次の2点について質問いたしますが、この154名の滞納者は、収入所得の区分であります。この区分は、下は12万3,000円から上は32万3,000円の8段階に区分されておるわけですが、この区分ごとに滞納者の人数を教えてくださいたいと思います。

また併せまして、今回の12月議会で議案第17号で専決処分をしておられます。それは5名の方が482万円を取るというようなことで専決処分されておりますけれども、この専決処分に当たった人たちは、平成18年度の150名の中に含まれているのか、いないのか。含まれておりましたら、どの段階で、大事なことはどの段階で含まれているかを教えてくださいたいと思います。

それから、第2点目ですが、家賃の累計滞納額の収納対策について質問をいたしますが、平成18年度の滞納額は6,380万円であります。先ほどお聞きしたとおりでございます。実に認定額の23.2%の滞納額であります。それにも関わらず、滞納額は年々大幅に増加をいたしております。市営住宅の明け渡しは住宅法、あるいは菊池市営住宅管理条例でも明け渡しはできるようになっております。しかしながら、滞納額の徴収、これは公営住宅法や市の管理条例ではできないようになっておるようでございます。

そこで質問ですが、今後この高額な家賃の滞納額の徴収や整理についてどのように進められていく考えがあるのか、市当局の見解をお伺いします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。平成18年度の過年度

分滞納者150名の8段階に区分された収入区分の状況につきましては、第1分位に76名、第2分位に3名、第3分位に3名、第4分位に2名、第5分位に3名、近傍家賃に13名と、既に退去している滞納者は54名となっています。そのうち住宅の明け渡し訴訟をいたしました5名の滞納者につきましては、第1分位に1名と、他の4名は近傍家賃となっています。

次に、家賃滞納者の収納対策といたしましては、督促状や催告状の送付と併せ、納付相談の実施や個別訪問により滞納整理を実施しております。また、連帯保証人に対しましては家賃完納指導依頼書を送付し、家賃の完納を依頼しているところでございます。なお、本年度は10月、11月及び2月、3月を滞納整理月間として位置づけ、班編制による個別訪問等を行い、収納強化を図っております。また、悪質な滞納者及び無断退去し行方がわからない方等につきましては、顧問弁護士と相談の上、法的手続きを取っておりますが、今後も滞納額の早期収納に努めてまいるとともに、公営住宅法及び菊池市の住宅管理条例に基づき、適正な事務の執行及び管理運営を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

○

休憩 午前11時59分

開議 午後 零時58分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 3番目の項目であります学校給食について質問をいたします。まず初めに、学校給食の現状についてであります。教育委員会からお聞きしますと、学校給食の歴史は昭和29年に制定され、施行されているそうでございます。そして給食開始の当初は脱脂粉乳であったそうですが、昭和33年に牛乳に変わったそうです。また、学校給食の主食は当初パンだけだったものが、米の生産過剰等の食糧事情の変化によりまして、昭和51年から米飯給食が始められたそうでございます。そこで質問ですけれども、現在、菊池市で週3回米飯給食が実施されておると聞きますが、週3回の学校給食が市全体で定着されたのは何年ごろでありますか。まずお聞きいたします。

また2番目には、米の供給ルート及びその購入価格及び年間の消費量及びその生産地、購入等についてお聞きいたします。

それから、米飯の副食であります肉、野菜、魚などの調達状況ですね、どこから、地元からなのか。

それから、4番目に1日当たりの米飯給食とパン給食の食材にかかる代金を教えていただきたいと思います。

それから、5番目にパン給食に使う小麦の生産地であります。これはもう外国ということでどうでもいいかとも思います。本来は地産地消を言いたかったわけですが、外国じゃ、それはもう。

6番目に、栄養学から見ましたところのパン給食と米飯給食の違いですね、特長とか評価について教えていただきたいと思います。

それから、今は栄養学ですが、7番目に食育といいますか、食育学から見たところの米飯給食の評価について。

以上、7点についてお教えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まずお尋ねの米飯給食の実施時期でございますけれども、市全域での定着につきましては、昭和52年ごろと聞いております。

次に、米の供給ルートと価格、年間消費量でございますが、学校給食用の精米は、県で設立しております財団法人熊本県学校給食会から各学校に供給されており、精米、袋詰め及び搬送料を含めましてkg当たり278円50銭となっております。また市内の19校の学校では、年間43tのお米を消費しており、これらはすべて地元の菊池産米を使用しています。

次に、肉、野菜、魚等の食材は、地産地消の観点から、ほぼ地元の業者、あるいは直接生産者から調達されております。

次に、パン給食と米飯給食との食材に係る代金につきましては、小学校の平均でパン給食の場合約210円、米飯給食で約190円と聞いております。ただし米飯給食の場合は人件費及び燃料費等で若干の経費増となります。

次に、どうでもいいということでしたけれども、パン用小麦粉の生産地につきましては、パンの原料になります強力粉は10%が県産のミナミノカオリで、そのほか90%は外国産のブレンドが使われているとのこと。

次に、栄養学から見たパン給食と米飯給食の違い、評価についてでございますが、単に炭水化物ですので栄養学的には変わりありません。ただし、米飯給食とパン給食を併用することによりまして、副食に麺類を取り入れるなどメニューに広がりができることとなります。

最後に食育の観点からの米飯給食の評価のことですが、昨今の欧米型の食事によ

る成人病など、生活習慣病の予防の観点から、お米を中心とした日本型食事が見直されているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 7点についてわかりやすく教えていただきまして、ありがとうございました。安心をした点は、米飯給食は20円ほど安いということを知りまして、安心いたしました。

それから、3番目の副食につきましては、学校給食会に頼らず、その学校学校が肉・野菜・魚などを調達しているということを知りましてありがとうございました。米だけが学校給食会を通じて購入しとることが確認できまして、ありがたく思っております。

それから、7番目の食育から見た米飯給食ですけれども、この前食育学の勉強会というのが中学校で開催されましたので、私は聞きにいきましたけれども、食育学から見ますと米飯というのが日本人においては腸の問題、嘔むこと、そういう、それから低カロリー、パン給食の効果に対してその持続性のある米飯給食ということで、食育から見たやつは米飯給食の評価が非常に高かったような記憶をしております。ありがとうございました。

再質問いたしますけれども、今、ご説明ありましたように学校給食は従来のパン給食から米飯給食に移りまして、昭和52年には3回になったそうですけれども、昭和52年に3回になったのも、これもその教育委員会の皆様のご理解はもとよりでありますけれども、市役所の皆さん、とりわけ農業振興課の皆さん方が米消費量への拡大のため国や県、あるいは農協と一緒にあって、その先頭になって大米消費拡大運動を展開された成果であろうと思っております。そこで、市当局、特に農林振興課にお尋ねいたしますけれども、今後とも引き続き米飯給食の推進に米消費拡大の一環として強力に取り組んでいただきたいと思うわけですが、市当局の見解をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） まずもって、米消費拡大に対するご答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。議員ご指摘のとおり、米の消費につきましては、現在少子高齢化、あるいは国民の米離れという中で、大変減退をしております。しかし米作農家、あるいはJA等関係団体等におきましては、大変厳しい中でございますけれども国民の米受給率の確保という観点からも大変頑張っている中

でございます。そういう中にありまして、学校の米飯給食の取り組みには、先ほどありましたように昭和51年ごろから確か始まったということ聞いておりますけれども、米の消費拡大、大変意義あるものでありまして、今日まで大変ご理解、ご協力をいただいております。今後の取り組みといたしましては、学校給食における米飯給食のさらなる拡大がもし可能であるとするならば、大変これはありがたいこととありますし、農政サイドとしても地産地消、先ほどありましたように、地元産の推進という観点からも積極的に協力してまいりたいと思っておりますし、またぜひともお願いを申し上げます。また、今後学校給食もあわせて一般市民の米の消費拡大に向けて、ご理解・ご協力をいただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 本当に経済部長の前向きな回答、ありがとうございました。心から期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、再々質問に移りますが、まず現在、パン給食は学校で週2回実施されておりますが、そのパン給食についてお尋ねをいたします。まず第1点は、現在熊本県以外で米パンを導入している県が多くあると聞いていますが、どれぐらいの県で実施されているか、お伺いします。

もう1つは、現在の給食用の小麦粉パンの値段と米パンの値段の1食分の違いを教えてくださいたいと思います。

第3点目ですが、現在、米飯給食は週に3回行われておりますが、いろんな事情をもし今後ともパン給食の推進に向かって事情が許すかぎり回数を増やしてと思うわけですが、回数を増やすことに前向きにご検討していただくか、お伺いいたします。また米パン給食の評価がよくなり、小麦パンとの値段の格差等が解消されるならば、米パンの導入についても前向きにご検討いただけるのか、以上3点について見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、米の粉パンの状況についてですが、給食用のパンを供給しております県の学校給食会に問い合わせましたところ、米の粉パンは現在県内では製造・供給はなされていないとのことでありました。お尋ねの全国での状況については、各県の学校給食会の全国組織であります全国学校給食会連合会に問い合わせましたところ、全国ではおおよそ20の県で米の粉パンが導入されているとのことでした。

米の粉パンの単価をとのことですが、県の学校給食会では米の粉パンは製造供給はしておりませんので、近隣の製造供給している県に尋ねましたところ、60gの小麦粉基準パンが38円19銭円に対しまして、米の粉パンは同じく60gで65円56銭から70円5銭との回答で、1個につき約30円高となります。

次に、3点目の今後値段の格差等の問題が解消されるなら米の粉パンの導入も考えるかということですが、米の粉パンについて近隣の状況を聞いてみましたが、宮崎県では平成15年から米の粉の購入費用の半額を県が補助して、米の粉パンが導入されております。また大分県におきましても平成16年の1月からコッペパンとの差額を同じく県が補助するという条件で学校給食に米の粉パンが導入されているようですが、この補助も現在なくなっているそうです。評価につきましては、両県におきましても好評とのことでした。熊本県におきましてはそのような補助等については議論もなかったようですが、現在、学校給食会におきましては、いわゆる基準パン以外に、カボチャパン、ニンジンパン、クロワッサンなど15種類の多様化パンが製造供給されております。そのことと、先ほど申し上げました製造コストの理由から米の粉パンの導入についての予定は現在ないとの回答でございました。議員ご案内のとおり、学校給食の食材費は保護者の負担であります。したがって、現在の状況ではコストの面及び製造供給体制の面から、米の粉パンの導入は難しいと考えます。なお、米飯給食の回数増や米の粉パンの導入につきましては、これらの問題が解消されましたならば、関係者や関係機関と相談していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 次に、森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 私は、最初に市道についてお伺いをいたします。3月の定例会で50の路線の市道の追加認定がなされました。旧町村でいいますと、菊池4、旭志28、泗水18、七城0でございました。起点、終点、長さ、認定理由等の一覧がありました。短いものは100m、長い路線で1,600m、トータルで2万1,300mほどであったと思っております。このことを基にお尋ねをいたします。

1つ、市道の総延長は18年4月1日で92.5kmとなっておりますが、旧市町ごとに何路線ほどありますか、お尋ねをいたします。

2つ目、現在は認定の基準はありますか。あればその概要をお尋ねをいたします。また、今後の認定の追加はいかがになるか、お尋ねをいたします。

3点目、管理台帳がありますけれども、その中身と修正の委託業務についてどんなものであるか、お尋ねをいたします。

4番目、市道を地図上に落として広く市民に公表すれば、改修や舗装の優先順位を決める上でも非常に説明が付きやすいと、このように私は思いますがいかがでしょうか。

以上、最初の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

現在、市道として認定し、供用開始をしております路線数は平成19年12月現在で旧菊池市管内が395本、旧七城町管内が218本、旧旭志村管内が99本、旧泗水町管内で304本であり、市全体として1,016本でございます。路線延長は、重複区間を含まない実延長で約935kmでございます。

2点目の市道認定基準につきましては、合併前は旧市町村で内容に差異がございましたので、現在新たに統一した市道の認定要綱及び認定要領を策定中であり、以後の市道認定の際はこれを適用したいと考えております。新たに追加認定路線が出た時点で、議会に上程させていただきたいと考えております。

道路台帳は道路法に基づきまして延長、幅員、起点、終点、道路上の構造物などの詳細を記したものと実地測量によります作成した図面を路線ごとに完備しております。また道路改良や維持工事、災害復旧工事などにより変更が生じた場合、もしくは市道を新たに認定した際は、これらを修正または作成する必要があるでございますので、専門の測量設計業者に委託を行い、的確に把握し、適正な道路台帳の保全に努めております。

なお、市道路線の市民への公表についてでございますが、現在航空写真を基に全市的な地理情報システムの構築を計画しております。これができれば、旧市町村間に跨る道路の状況も明確になりますので、市民に道路情報をわかりやすく伝えるための資料づくりに取り組みたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 一口に市道といいましても、1,000本を超えとなりますと、その現況も多様であろうというふうに思われます。維持管理も大変だろうと思えます。そこでお尋ねをいたします。1,000本を超える市道の中で未舗装路線はどのくらいありますでしょうか、お尋ねをします。

2つ目、策定中の認定要領の中で、砂利道の扱いはどういうふうにお考えですか。お尋ねをします。砂利道の中にも旭志泗水町村境あたりには市が舗装して市道とし

て管理した方がよいように思える路線がいくつかあるというふうには思っております。そのことについて、砂利道のことについて、ひとつ伺いをいたします。

また、市長の専決事案としまして時々管理瑕疵による事故の損害賠償の報告があります。そのことについて伺います。1つ、事故から瑕疵決定までの流れについてお尋ねをいたします。2つ目、ドライバーの運転状況の確認や警察の介在があることがございますか、お尋ねをいたします。3つ目、申請はあったけれども認めなかったというようなことはありますか。

以上、2つ目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

市道の未舗装路線につきましては、本年度の道路台帳修正業務委託の成果による数値データによりますと、旧菊池市管内の実延長約453kmに対し未舗装延長22km、未舗装率が4.9%、旧七城町管内の実延長約163kmに対し未舗装延長13km、未舗装率が約8%、旧旭志村管内の実延長約114kmに対し未舗装延長7km、未舗装率が約6.1%、旧泗水町管内の実延長約204kmに対し未舗装延長23km、未舗装率が約11.3%となっております。

次に、砂利道の取扱いにつきましては、新たに策定をする認定要綱、要領に定める基準に合えば砂利道であっても認定は可能だろうと考えております。

次に、道路の瑕疵による事故の対応でございますか、市道は社団法人市有物件災害共済会と道路賠償責任保険契約を締結をいたしております。道路の陥没等で車両を破損された場合は、被害者の申し出により道路の状況、車両破損箇所の状態などを確認し、場合によっては警察の立ち会い、及び事故証明を求めます。道路の瑕疵による事故と判断された場合は、示談により前方不注意など相手方の過失割合が仮に2割、もしくは3割などと決まれば、市は残りの部分を道路賠償責任保険で対応することになります。事故が道路の瑕疵に起因するものであると特定できない場合は認められませんが、現在までにこのような事例はあっておりません。道路の維持管理については、原則として毎月10日に本庁と各総合支所の担当課において危険箇所及び補修箇所のパトロールを実施しています。また、通常の業務の際に必要な応じて道路の巡視を行っております。また、区長さんや職員にも呼びかけて、地元道路の情報提供をお願いしているところでございます。路面陥没などの補修は、現在臨時作業員及び職員で即時に対応いたしております。今後とも市民の皆さんの生活基盤である道路が安全に維持できますように、管理体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） ありがとうございます。市道につきまして3回目の質問をいたします。18年度20本、19年度30本程度の舗装の改修がなされていますが、市道の数や痛み具合からみて追いつかないような気もいたします。そこで、市の総合計画に照らして維持管理の長期的な基本計画があればお示しをいただきたいと思えます。また、改修工事等の過半は、工事費の過半は市債で充てられておりますけれども、今のままのペースでやられるのか、あるいは何年分かまとまったような大きなことをやられることもあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えをします。

市道の維持事業につきましては、現在新市建設計画に基づき、毎年度20ないし30路線程度舗装改修、強化舗装、側溝改修などを行い、道路環境の保全と交通の安全に努めているところでございます。

次に、今後の改修計画でございますが、平成26年度までは新市建設計画に基づき緊急性及び必要性の高い路線については主に合併特例債により順次整備し、安全で快適な道路の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） ありがとうございます。

2番目の項目に入ります。情報通信の高度化の推進ということについてお尋ねをいたします。電話帳にはインターネット関連サービスの説明のページがございます。簡単に言いますと、フレッツADSL、高速インターネットについてが1つ。今ひとつはBフレッツ超高速光ブロードバンドサービスというものでございます。横文字が多くて分かりにくい訳でございますが、この2つのことを併せまして高速大容量通信、すなわちブロードバンドと言っているそうでございます。私もこの方面のことは全く素人でございますけれども、先月インターネット接続を申し込んでみました。ところがADSLは回線が満杯で対応できないと。もう1つの光回線は、そもそもケーブルが未整備でだめだということでもございました。この一月ほどの体験を基に以下の質問をしたいと思えます。

市のホームページへの18年度のアクセス数はどれほどでしたか。また市内にお

けるインターネット利用者数はどのくらいかわかりますか。わかったらその数字をお願いします。

2つ目、産業振興の面からも、市民生活の面からも、光回線の整備の推進は必要と考えますが、現況はどうなっていますか。通信事業者の考え方もありまじょうが、市として現況とどうお考えかお尋ねをいたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず1点目の菊池市のホームページの平成18年度アクセス数は、月平均約3万件、年間36万4,000件のアクセスがっております。本市のインターネット利用者数につきましては把握いたしておりませんでしたので、通信事業者に問い合わせましたが、個人情報のため公表できないということでございます。把握できておりません。

2点目の取り組みでございしますが、菊池市における光回線の敷設状況につきましては、旧菊池市の市街地とその周辺地域及び旧七城町の工業団地を含む一部、また旭志の工業団地が敷設されております。その他の地域は光回線が未整備となっております、ADSL区域となっております。このADSL区域も旧菊池市の山間地域、泗水町の大字住吉地域等の一部において回線が使えない状況がございします。昨年度末には、泗水町企業連絡協議会から光回線提供の早急な実現に向けた取り組みの要望書や住民からの光回線敷設の要望がなされております。これらを受けて通信事業者と協議を行いましたところ、市全体に光回線の敷設を行いますと概算ではございしますけれども数十億円規模の事業費となりますために、現時点では光回線の拡張は行っていないという回答でございしました。総務省は平成18年8月に次世代ブロードバンド戦略2010を発表いたしまして、2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消等の目標を掲げまして、国・地方公共団体、電気通信事業者の役割分担や関係者による推進体制を構築しながら、ブロードバンド整備の促進を図ることが示されました。これを踏まえまして、本年2月及び7月に熊本県ブロードバンド整備促進会議が開催され、九州総合通信局、熊本県、県内市町村及び電気通信事業者で光ブロードバンドサービスの現状及びブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた協議を行っているところでございします。本市の取り組みといたしましては、独自に通信事業者に光回線敷設の要望を行うとともに、平成18年10月には熊本県内14市の共同提案で国に対し光回線の敷設について強く要望を行ったところでございします。今後も通信事業者への要望及び国・県・市町村と協議を継続しながら、光回線の敷設に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 今、お答えにありました戦略2010では、ロードマップにより地域の通信インフラの整備状況を明確にし、民間主導を原則としながらも、関係者である市町村あるいは地域住民が連携し適切な役割を果たすことが必要であると述べてあります。私は、企業誘致の面からも農業や地場産業支援の面からも、光回線の整備を急ぐべきだと考えます。そして、その推進には市としても力を入れるべきと思いを改めて伺います。域内住民の需要の内容や規模の実態把握はされていますか、ひとつ質問をいたします。

2つ目、事業者、県の連携による本市域内の整備計画の策定はつくってありますか、お尋ねをいたします。

3番目、ブロードバンドの需要の喚起、利活用推進はなされていますか、お尋ねをいたします。

4点目、菊池市の商工会内には電電ユーザー協会というものがあり、200法人ほどが加入されています。そこから市への要望等がっておりますか、お尋ねし、再質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず1点目の光通信回線の需要の内容及び規模の実態把握はできていないのが現状でございます。しかしながら、企業誘致の面及び住民の方々の光通信回線の需要は今後ますます高まってくることは確実と考えておりますので、今後とも通信事業者へ働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、整備計画の策定及びブロードバンドの需要喚起等につきましては、熊本県ブロードバンド整備促進会議の中で必要性を訴えながら、九州総合通信局、熊本県、県内市町村及び通信事業者等と協議を重ねていきたいと考えております。

また、日本電信電話ユーザー協会菊池地区協議会からの要望は、あっておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 私は、この年になって初めて通信ということに関心を持ち、電話ケーブルを追いかけたり情報通信分野のわか勉強もしてみました。そして、多くの市民や企業がインターネットに代表される通信技術を活用していることや多くの自治体が村おこしや地域の活性化に活用しているということを知りました。そして最

も感じたのは、その高度化に対する要望の深さでございました、多さでございました。民間主導が原則と言いながらも、市としても推進役となってほしい気持ちから質問したわけでありますけれども、通り一遍の肩すかしを食ったような気がいたします。そこまで手が回らないお立場もわかりますけれども、角度を変えてお尋ねをいたします。市の行政ネットワーク専用回線には光ケーブルが張られていると聞きましたがそうですか。その経過や内容、コストについてお尋ねします。これが1点目でございます。

2つ目、将来計画の中で電子自治体とか電子入札とか書いてございますけれども、それらと市民の関わりはどうなりますか、お尋ねをいたします。

3番目、ユーザー協会の菊池市ポータルサイト作成事業の取り組みに対する市の支援はありますか、ありませんか、お尋ねをいたします。

4番目、合併前の旧七城町南部地区へのADSL整備について、当時の役場の取り組みの経過とその結果についてお尋ねをいたします。

そして最後に5点目ですけれども、国際交流で韓国より表彰されました市長は、自治体が国を動かすことのできる時代と、その先取りをされているようでございます。情報通信分野の高度化推進には、やはり行政のトップの情熱や熱意が大きく関わると思います。質問の趣旨をご理解いただき、市長の答弁を求めます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず第1点目の行政ネットワーク光回線敷設の時期につきましては、本庁、総合支所及び各出先機関等を光回線で結び、電算システムの安定稼動を行うために、合併時より接続をいたしております。契約につきましては、西日本電子電話株式会社熊本支店と契約をしております。このコスト負担につきましては、回線敷設は通信事業者が行っております。私どもは、専用回線使用料として月額約100万円を支払っているところでございます。

2点目の電子入札関係でございますが、これにつきましては県内では現在熊本県と熊本市のみが一部導入いたしております。このうち熊本県は平成20年度から全面導入となっております。このシステムは、熊本県と熊本市が構築いたしました共同利用によるシステムでありまして、県は県内の全市町村に平成23年度までに加入するよう要請してきております。本市はその期限を1年前倒しいたしまして、平成22年度には加入すべく準備を進めていくことといたしております。電子自治体の将来計画と市民との関係につきましては、現在開発運用中の電子申請受付システムの拡張及び利便性の向上を図りながら、ホームページ及び広報紙等を通じて住民の皆様への周知利用を促進していきたいと考えております。

次に、菊池ポータルサイトの取り組みに対する市の支援についてでございますが、作成事業のジャンルの1つでございます暮らしと生活部会というものがございしますが、それを情報企画課が窓口として受け持っております。庁内関係各課より委員を選定するとともに、ポータルサイト上に情報提供できるシステムづくりを行っております。また、事業の趣旨がITによる地域づくりでございますので、菊池市地域づくり推進補助金を活用した支援について検討いたしているところでございます。

4点目の七城地区のADSL回線につきましては、旧七城町の南地区、菊池川よりも南側になります。大字林原、亀尾、蘇崎、小野崎、橋田地区に通信事業者が高速通信回線サービスを行っておりませんでしたので、平成14年から該地区の住民、それから地区長さんたちから町に要望が上がってまいりました。旧七城町では通信事業者と協議を行い、平成16年度に西日本電子電話株式会社へ高速インターネット設備負担金として788万円を支払い、ADSL回線のサービスを開始したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 現在のブロードバンドをはじめといたしましてIT関連、光通信、あるいは電子自治体、電子入札などなどの進歩というものは、大変めざましいものがあります。特に高速通信回線は、市民あるいはまた企業の皆さん方にとりまして、高度情報化のメリットを享受するための重要な基盤であると、このように認識をいたしております。しかしながら先ほど来、部長がお答えいたしておりますように、市内には通信インフラが高度化した地域もあれば、また高速でのインターネットの利用ができない地域もあることが現実であります。国が進めておりますこのu-japan推進計画では、2010年までにブロードバンドのゼロ地域の解消ということで掲げられております。大変急務であろうと思っております。本市におきましても、市内全域において市民やこういった、特に今からの企業誘致関係もございしますし、現存する企業の方々の利便性を向上していくためにも、国・県に対しまして通信事業者などと連携を図りながら格差の解消ということを進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 市政の中で道路に対して掛ける人やお金の幾分かを情報の通る道の整備に使って下さいという声や、デジタルディバイドという言葉のとおり地域間の格差、今市長も答弁なさいましたけれども、そのことを心配する向きもあります。

市内全域の光回線の早期整備に向けて、なお一層努力されるよう申し上げ、次の質問にまいりたいと思います。

ごみの処理計画についてお尋ねいたします。焼却施設や最終処分場等は計画から稼動まで手順を踏みますとおおよそ10年近くの期間がかかると言われております。今、旧泗水地域が加入しています菊池環境保全組合では、10年後を目指し新たな施設計画がスタートしつつあります。そのことを踏まえてお尋ねをします。本市の課題は、最終処分場やリサイクルセンターの不備にあり、解決のためにはそれらの建設が必要と課題を整理されていますが、計画の先送りの理由についてお尋ねをします。これが1つ目でございます。

2つ目、現状では最終処分は業者にも委託していると聴きますが、その割合はどれほどでございますか、お尋ねをいたします。

3点目、18年と19年度で不燃物ごみ処理費が1,300万円から2,600万円と倍増していますが、その理由についてお尋ねをいたします。

以上、よろしくお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず1点目のリサイクルセンターの建設計画が遅れた理由につきましては、本年度旧クリーンセンターを解体し、来年度跡地にリサイクルセンターを建設する計画で、地元への説明会等を行ってまいりましたが、地元からの要望書に対する対応や焼却施設を解体する資格等を有する業者の指名停止等がございまして、本年度内に解体作業が終了することができなくなりましたので、本議会で繰越明許をお願いしているところでございます。また、本市の最終処分場の建設につきましては、新市建設計画に掲載していますけれども、議員ご案内のとおり、菊池環境保全組合との関係がございまして、慎重に対応してまいりたいと考えております。

2点目の現在ある処分場は満杯になっておりますので、埋め立てごみにつきましては泗水地区以外の埋め立てごみは全量全部を民間業者に処理を委託しております。

3点目の処理費関係ですけれども、不燃物ごみ処理費についてでございますが、最終処分場が満杯になっておりますので、既存の埋め立てごみの掘り起こしとその処理を民間業者に委託していますけれども、平成18年度では掘り起こす量よりも埋め立てる量が多かったために、平成19年において増額をお願いしたものでございます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） いずれにしましても、今後10年間の最終処分は民間委託でということのようでございます。そうしますと、民間の方で適切な処理がなされるか、心配の向きもありますけれども、市の指導なり監督はいかがか、お尋ねをいたします。

2つ目、新リサイクルセンターの建設になった場合、その運営の方法はどう考えておられるか、お尋ねをいたします。

3点目、課題となっております分別収集についてはいかがなされますか、お考えをお聞かせ下さい。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 最終処分の民間委託につきましては、現在ある最終処分場に埋め立てられているごみには、小型家電や廃プラスチック等が含まれておりますので、これを掘り起こし、リサイクルできるものと埋め立てるごみとに選別し、適正に処理するよう指示をしております。市としましては、適正に分別して処分するよう随時現場で指導監督をしておりますので、今後も引き続き指導監督を徹底してまいりたいと考えております。

2点目のリサイクルセンターの建設後の運転管理につきましては、本市ではストックヤード的なリサイクルセンターを考えており、少人数で管理することができま。現時点におきましては、市直営で行った方が費用対効果があるのではないかと考えております。

3点目の分別等の統一につきましては、リサイクルセンターが稼動するまでには統一したいと考えておりますけれども、菊池環境保全組合に市全域が加入すればごみの出し方、上げ方等は現在の泗水地区の方式を継承するものと考えられます。本市の今後のごみ処理につきましては、菊池環境保全組合との関係を見据えて慎重に対応してまいらなければならないと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○（森 清孝君） 焼却施設の新設、あるいは改修、解体等につきましては、その施設の特性から入札に関する問題が県の内外で多発をしております。市民の関心も高うございますので、クリーンセンター解体やリサイクルセンター建設には心して対応されますよう申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 次に、坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） それでは、一般質問を行います。私は3点、県道菊池赤水線について、教育について、新市建設計画について、3点通告をしておきましたので、それにしがいまして質問いたします。

まず初めに県道菊池赤水線について質問いたします。本年1月に沿線の4区長さんと一緒に県に要望したわけですが、その後の県・市の対応はどのようになっているか、お伺いいたします。

あとは質問席で質問させていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 県道菊池赤水線の改良につきましては、議員ご指摘のとおり平成19年1月31日付けで沿線の4区長さんの連名で要望が出されております。その中で、ご質問の箇所はグリーンロードから片川瀬区をとおり大津町に至る区間でございますが、市では県とともに現地調査を行い、現状把握と改良の必要性は十分に認識いたしております。毎年行われる県の事業要望にも整備区間として強く要望をしているところでございます。現在、菊池赤水線では、道路整備事業としてJ A菊池旭志支所前の交差点改良と大津町片俣地区の改良事業が進められておりました、少なくともこのいずれかの事業が終わりませんと新規箇所への取り組みは厳しいということでもございました。また県によりますと、現在の財政状況から新規路線あるいは新規工区の事業採択は原則認められないという厳しい状況にあるということでもございました。今後は現事業の早期完成を目指し、市も県とともに努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） 県道赤水線は、現地調査を行ってもらっているわけですが、現道の拡幅は不可能な状態に近いと思います。しがいまして、バイパス的な考えはないか。また、県の財政面から見ましても費用対効果から見ましても、バイパスの方が安くつくように思いますがいかがお考えですか。質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。本路線は県道であり、県が事業主体であり、また未採択箇所でございますので、現道拡幅かバイパス化の判

断は、費用対効果、環境面への影響、土地利用などを考慮した総合的な判断になるかと思っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） 県道であり事業主体が県であることは承知しております。しかし、住民にとりましては長年の悲願でございます。やはり住民の悲願でございますので、できるだけ私たちも住民の方々と一緒に県議会の先生方に要望を行う考えでございますが、市としても強く県の方に要望していただきたいと思っております。その点について、お答えをお願いします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えします。

今後は、現在着工しております事業の早期完成に向け努力しますとともに、継続して県に要望してまいりたいと考えております。また、山鹿市、菊池市、大津町、阿蘇市で組織しております鹿北菊池赤水線改修促進期成会からも要望活動が行ってまいりたいと、以上のように考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） よろしくお願いいたしておきます。

次に、教育問題についてお伺いいたします。学期末になってきますと、中学生にとりまして初めての試練である入試が控えてあるわけでございますが、行きたい学校から行ける学校へとだんだん規模が小さくなっていくような気がいたしております。そのことを踏まえまして、今春行われました全国学力学習状況調査の結果、その分析はどのように行われているか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 今回の全国学力学習状況調査の内容ですが、小学校6年生では国語と算数、中学校3年生では国語と数学で、共に基本的な知識を聞く問題と知識を使って文章や資料を読み解く活用の問題に分かれております。併せて児童生徒の生活習慣調査が行われました。なお、この本調査は、学力の特定の一部分でありまして、学校における教育活動の一側面に過ぎないので、序列化や競争をあおるものではありません。そこで、本市の結果について報告しますと、まず学力につきま

しては小学校では国語の知識、活用、算数の知識につきましては、県平均とほぼ同様で全国よりやや高い状況であります。算数の活用につきましては、県全国よりやや低いという結果になりました。また、中学校では国語の知識、活用、数学の活用につきましては、県平均には少し及びませんが、全国とほぼ同様の状況です。ただし、数学の知識についてはかなり低いとの結果が出たところでございます。

次に、全国の結果から見た正答率と児童生徒の生活習慣の関係を見てみますと、家庭学習の時間が多く、テレビを見たりゲームをしたりする時間が少ないほど正答率が高い。家庭学習の時間やテレビを見る時間、ゲームをする時間を自分で決めて実行する児童生徒ほど正答率が高いという結果です。また、自分にはいいところがあると思っていたり、将来への夢や希望を持っている児童生徒ほど正答率が高いとの傾向が明らかになりました。菊池市の児童生徒の場合において、これらの項目で特に低い傾向にありました。今後の教育委員会としての対策としましては、学力の充実を図るには学校での教育活動の創意工夫とともに、家庭と連携して自分のことは自分でする自主性、自らを律する自立性、自ら学ぶ自学の心の習慣づくりが必要であると思っております。その観点から、まず学校においては指導内容や指導方法の改善等のための校内研修の充実、2つ目に一人一人に基礎的、基本的な学力の定着のために、子に応じた指導の徹底、3番目に自尊感情や将来への夢、希望の状況をすべての教育活動を通しての推進、4番目に家庭学習の課題の与え方や学習の仕方などの指導、5番目に夏季休業中に学習生活習慣が崩れやすいことから、2学期制への実施で夏季休業が前期の中間となる利点を活かして、保護者や児童生徒の面談等を行い、自主、自立、自学の習慣育成を指導してまいりたいと思います。

次に、家庭におきましては平成18年度に市教育委員会で作成しました家庭学習の手引きを活用し、家庭学習習慣や基本的な生活習慣の改善を図るよう啓発を進めます。さらに、現在各中学校校区ごとに実施している幼・保・小・中連携事業をさらに充実し、幼児期から児童生徒まで一貫した基本的な生活、学習週間の育成をはじめとして、人権を大切に作る心、職業観、勤労観を育み、ふるさと感の育成を目指します。また、各学校におきましては、それぞれの結果を分析し、その対策を図っていることを申し添えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） それでは、続けて質問いたします。

調査の結果、その菊池市内における学校間の格差ですね、それがあったかなかったか、よかったらお知らせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この調査は、結果は熊本県におきましては県全体のが県に報告されます。私どもに入ってきました結果は、菊池市全体の調査結果のみでございます。したがって、各学校の調査結果等は私どもには入ってきませんので、学校の実態は把握しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） 教育長、最後におっしゃいました。各学校においてはそれぞれの結果が分析し、その対策を図っているところでございます。ということは、各学校には結果が分かっているわけですし、教育委員会には分かっていないということですか。分かっていたらですよ、分かっていたら結構です。ということで、やっぱり非常に教育は難しい面、人間づくり、苗木で言えば枝づくりとか、今、子どもの間は樹木を太くするぐらいの教育でございますけれども、大変大変と思えますけれども、やはりその学校間の格差があるならばですね、教育委員会として改めなければいけない点もあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 今、申されましたように、各学校のことについては各学校で結果を分析してその対策を講じておりますが、各学校ごとに私どもが1つ1つそれを比較しながら見ることは、今はしませんので、そういう意味で、もし各学校の状況がわかりましたら、それぞれその対策について講じてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） よろしく願いしておきます。

それでは、最後の3番目の質問に入らせていただきます。新市建設計画についてお伺いいたします。合併時に旧市町村単位で合併特例債が配分されております。配分されていますけれども、それは事業によってされているわけでございますので、その後出てきました事業、例えば新しい道を広げたいとか、公共性のあるところはどうするかとか問題が出てきていると思えますけれども、その点についてどのように今後執り行っていくか、お伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 新市建設計画におきます予算配分につきましては、財政計画策定時に市町村ごとに事業計画を出し合いまして調整を図ったものでございます。財政計画の中の普通建設事業費になっております。この普通建設事業費の配分につきましては、ご存じのとおり共通事業、旧市町村ごとの事業に分けて管理をいたしております。その配分につきましては合併前の各市町村の標準財政規模の割合により決定されております。新たな事業が発生した場合、例えば旧旭志地区に新たな事業が発生した場合、その旧旭志村の枠配分内において調整を行うことを原則といたしております。ただし、市全体に係る事業として考えられるものにつきましては、共通事業として捉え、旧市町村ごとの枠から外して計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） それでは、お伺いいたします。旭志と泗水の間にミライアルという会社があるわけですね。そこに行く道が赤迫線という線がございますけれども、そこを拡幅してもらいたいという要望が出ているわけがございます。やはり企業になりますと企業のアクセス、そのあたりも考えなければなりません。また化血研あたりの川辺工業団地内の道路につきましても、そのやはり団地がありますので、化血研あたりからは製品が壊れやすい、道が悪いから壊れやすいというような苦情も上がっておりますし、要望も上がっておるわけがございます。したがって、そのような事業は、やはり市の財政を豊かにする事業でありますので、やっぱり共通でやっていただきたい。やはり旭志のような予算規模が小さいところは配分も少ないですから、やはりそこまではこの前の計画に入らなかった点もあると思っておりますけれども、やはりその格差を付けないためにも、やはりある程度は公共共通でやっていただきたいという思いもありますけれども、その点につきましてはいかがでございましょうか。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 泗水の住吉工業団地への旭志側からの道路の整備につきましては、確かに旭志地区の方々の生活に即した道路ではございませんで、ミライアル等がございます工業団地への通勤道路としての役割が大きいことも考えられます。今後取り扱いにつきましては、調整会議の中で協議を行っていきたいと思います。また川辺工業団地の話もございましたけれども、これらのものをすべて共通事業と

していきますと、それぞれの合併前の自治体ごとに標準財政規模で割り振りました標財規模の割合が崩れてしまいまして、何が何かわからんごとなってしまうので、これは新市建設計画の10ヵ年の約束事項でございますので、約束事項は原則として守るべきだと考えております。また、お互い市の発展のために必要なものでございますれば、共通事業として協議を重ねながら取り上げることもございます。

以上、申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） やはり財政面から考えましてもそうでございますけれども、やはり住民の立場に立って計画を行っていただきたいと思っております。したがって今後どのようなか見守っていくところでございますけれども、何分にも共通事業でできるようにお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時09分
開議 午後2時19分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） こんにちは。16番の坂井正次でございます。私は、10年後の菊池市の姿というのは、この議場におられる福村市長をはじめ執行部、そして前に座っておられる有能な議員の皆様方にかかっていると思っております。大変責任重大であることを肝に銘じているところでございます。話は変わりますけれども、海外農業研修生受入制度がありまして、3年前に中国のチンタオに面接に行きまして、受け入れてまいりましたけれども、中国の高度成長、給料など、3年前の2.5倍上昇しております。元の値上げ等で日本への研修意欲が落ち、今はフィリピンの方がいいということでフィリピンの方に先月面接に行つてまいりました。2人受け入れることになりましたが、なぜフィリピンになったかといいますと、中国の都市部は高層ビル、高速道路、立体交差、整然とした街なみ、道路、福岡市も負けるなと思ったぐらいの社会資本の整備が進んでおりました。中国人から見て日本の円の価値がなくなっているのもわかります。しかし、フィリピンは首都マニラでさえ信号もまばらでございますし、交通渋滞、のろのろ運転で割り込み割り込み運転で、その間を人が横断している、交通ルールがあるのかなといったぐらい道路網の整備が、

また社会資本の整備が遅れておりました。これはフィリピンはあと10年、15年は発展しないとつくづく思ったわけでございます。先ほど言いました中国のチンタオは、将来を見据えた整備をやっていたので今では相当発展し、フィリピンはいわゆる行き渡りばったりの整備で、先ほども言いましたように10年先もあまり変わりはないだろうと思います。これを九州の中で比較しますと、福岡が熊本でございます。福岡はトヨタ、日産が進出し、立体交差、都市高速、道路網の整備等、皆様をご存じのとおりでございます。熊本市との差を痛感しているところでございます。熊本内では、大津、菊陽町と我が菊池市の差、大津、菊陽町は整然と4車線が通り、優良企業の本田、ソニー、富士フィルム等が進出しておりますし、光の森も大変賑わっております。隣の町でありますので残念でありませんが、我が菊池市も整然と10年先を見つめ、前向きにチャレンジしなければならない覚悟で質問に移ります。

企業誘致について。近隣市町村へ進出している本田技研、ソニー、東京エレクトロニクス等の優良企業の誘致は、皆さんもご承知のとおり、私たちの子、孫の就職、そしてまた市の活性化にも影響を与える重大な関心事であります。また、10年先、20年先の菊池の将来を考えた場合でも企業誘致推進にはもっとも力を入れて取り組まなければならない至上命題なのであります。市長を筆頭に企画部、企業誘致推進課、議会の企業誘致特別委員会の皆さんも、日夜頑張っておられるところであります。

そこで質問ですけれども、企業誘致について今までの成果と現在の取り組みについてお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 今までの成果でございますが、19年度を申し上げます。

19年度11月末現在の熊本県内の立地件数は、新設が12件、増設13件、計の25件でございます。そのうち菊池郡市内の状況を見ますと新設が3件、増設7件、合計の10件となっております。この中で菊池市の状況は、先般の議会でも報告をいたしましたとおりでございます。新設が3件、増設2件、計5件となっております。その総投資額は29億円、新規雇用予定者数が約120名となっております。また、現在も企業との直接具体的折衝中が2件ございまして、そのうちの1件につきましては、この12月中に立地協定調印の予定で進んでいるところでございます。今後ともこれまで以上に力を入れて企業誘致に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 菊池市で5件、29億円、120人の雇用が生まれるということでございました。確かに一生懸命に頑張っておられるのも認めます。しかしながら、欲を出せば優良企業、1,000人以上の優良企業を望んでいるところでございます。私は今までバカではないかと言われるぐらい企業誘致について質問をしてまいりましたが、なかなか受け入れられてもらえない部分もたくさんございました。唐突な質問もあったかもしれませんが、ただ企業誘致係が企業誘致課になったこと、そしてまた進出企業に対しましていろんな優遇措置が取られた点では、一步、二歩前進かなと思っているところでございます。以前に唐突な質問を2ついたしました。1つは、この菊池市が積極的に企業の誘致を行っている熱意を見せるために、アピールするために空港からの235号線に大きな看板を立ててアピールし、その熱意をわかっていただいたらどうかという質問、そしてまたあと1つ、唐突な質問は、企業請負人制度をつくり、立地企業の雇用人数で出来高払いで、例えば雇用2,000人なら請負人に2億円払うというようなとてつもない質問をしたのを覚えております。市長もあまり頭の中に、いや隅に入れておられたかどうかわかりませんが、どうでしょうか。しかし、雇用を1,000人でも1億円で済むなら安いもんだと思っているところです。でも、今になってまんざらでもなかった質問だと思っております。この前、11月の経済常任委員会の研修で熊本から羽田で下りて新幹線に乗り継ぐモノレールの中で真っ先に目に飛び込んできたのが島根県松江市がモノレールの壁に出していました企業誘致の広告でした。このモノレールには、日本各地に飛び交う日本を代表するような大企業の幹部、霞ヶ関の大物、大学の学者、エコノミスト等、日本を動かしているような方々がたくさん利用されていると思います。市長も多分利用されておられると思います。その方々が真っ先に目に見るような場所に企業誘致の広告、内容は企業進出を望む、企業進出優遇措置、電気料8年間半額、用地奨励金、立地奨励金、雇用促進奨励金、各種優遇措置、島根県松江市企業誘致推進課、0852-55-5216というふうに書いてありました。また、ある雑誌を読んでいましたところ、全国の市町村の中で北海道北見市、人口12万8,000人は、企業誘致報償金制度を創設。目的、企業誘致に関する情報提供や交渉など、仲介を基に企業誘致に結びついた場合、その実務者に対して報償金を支払うことにより、企業誘致の実現性を高めるとあります。ただし上限は1,000万円とあります。また、岐阜県飛騨市、人口3万人は、企業誘致交渉人制度があり、雇用の創出と産業の振興並びに人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるた

めに、企業誘致交渉人による優良企業を誘致する制度を創設とあります。飛騨市が交渉人と認知した個人もしくは法人による企業誘致の仲介人、企業誘致交渉人が自らの交渉活動によって企業誘致が実現した場合、審査確認の上、企業誘致交渉人に対して誘致企業の規模により最高1億円の報償金を支払うものとあります。問題点といたしまして、この制度を周知、PRが少し足りないというようなことが書いてありました。また、私が思いますに市の情熱を、その誘致に対しての熱意を表すものとして、例えば企業誘致に力を入れるならば、いま企画部でございますけれども、企業誘致企画部、名刺、PRをする広告、看板等には企業誘致部と書かれます。また、企業誘致部と名刺などに載っていましたが、現在ほとんどが企業誘致係か企業誘致課ですので、誘致部となれば熱意の重みが違います。また、企業誘致企画部兼任ですので、業務には差しつかえないと思います。つまり極論を言いますが、我が菊池市にとりまして最も重要な施策ですが、企業誘致活動において他市町村も頑張っている。我が菊池市だけではないわけです。いわゆる誘致合戦なわけでございますから、やるべきことはすべてやるというぐらいに全精力をかけてやらなければ優良企業の誘致はできない。私に言わせれば、まず誘致部の肩書きで熱意を表し、日本を代表するような方々が行き来をするモノレール、また東京駅とかに菊池市の自然、歴史、特長、企業誘致優遇措置等を、そして何より菊池市企業誘致報償金制度を創設しまして、企業立地に対して交渉人に2,000人の企業で2億円、500人で5,000万円、出来高払いをやると。交渉人に半分、進出企業に半分でもいいですけれども。そしてその最後に企業誘致部と書いてあれば、もっとよろしゅうございます。人間である以上、無償よりも有償の方がいいはずであります。欲もあります。まして夢のような話でございますけれども、2億円ならば天降りて談合で捕まるよりいいはずであります。相手の側から連絡があれば、こちらから何度でも出向いて成立するよう努力すべきであります。現実可能なその道に精通している人、有能な人物、企業であったら、ひよっとしたら考えてくれるものと思います。

以上、こういうのは質問に出しておりませんでしたけれども、以上、誘致部、そしてモノレール広告、企業誘致報償金制度の件、併せて市のお考えをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。全然想定外でございますけれども。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） いろんなところを研修されてのご意見で、非常にありがたく思っております。島根県の松江市の取り組み、北海道北見市の取り組み、それから岐阜県の飛騨市の取り組みということで、それぞれ具体的に取り組みをご紹介いただきました。私どもの取り組みでございますけれども、今年度だけでも企業訪問

26社いたしております。企業との直接打ち合わせ述べ件数69件、それからダイレクトメール発送144社、これは自動車関連会社、トヨタ、ホンダ、ダイハツ等でございます。それから半導体関連メーカー、そういったところにダイレクトメールで新しいパンフレットをまた発送いたしております。そのほか、東京や大阪、福岡で行われます各種自動車関連や半導体関連セミナーに参加して、1回当たり100社程度の名刺交換やパンフレットによるPRを積極的に進めております。先般も副市長も一緒に東京まで行っていただきまして、パーティーの中での取り組みでしたけれども、食べるものを食べずに名刺交換を行っていただいたところでございます。独自の取り組みといたしましては、私ども企画部の中に企業誘致対策室ができて、その室の1人が大阪事務所に出向いたしております。これは企業誘致専門でございます、熊本県ではうちだけでございます。企業誘致に向けての専門職ということで、毎月報告も上がってきておりますが、毎日県と一緒に大阪で頑張っております。そういういろんな取り組みもご紹介いただきましたが、それぞれ素晴らしい取り組みでございますので、今後の私どもの取り組みの中で参考にさせていただいて、できるものからやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 本当にいろいろ頑張っておられるようでございます。100社に名刺交換をされる場合、企業誘致部と書いてあれば非常にまた重みがあると思います。いろんな会社を訪問しながら頑張っておられますけれども、やはりその道にたけた、精通した方、また公務員と違った人脈があるし、そういう方もぜひ利用していただきたいと思います。企業進出も気運があるときは進出しますが、景気社会情勢等で時期を逃せば進出しなくなります。市長としてですね、企画部長、いろいろ頑張っておられますけれども、市長さんとして待つばかりではだめでございます。後手後手に回ってもだめでございます。市長自ら、自らもっと積極的に、頑張っておられますけれども、もっと積極的に働いてほしいと思います。企業誘致部、企業誘致企画部に関しましては、金はかかりません。モノレール広告に関しましては、金はいくらかかかると思います。企業誘致報償金制度に関しましては、企業立地が実現しなければ使わなくて済む金でございます。もし使うことがあれば、これは素晴らしいことで2,000人の企業がくれば2億円、安いものであります。そういう観点ですと、金も使わずにきゃー引っかければ儲けもんだと私は思います。やってみる価値は十分にあると思います。固定資産税、法人税、所得税、市民税、まして地元雇用等々、メリットは非常に大であります。そうなれば、1,000人以上

の会社が来れば、市長、3期は世話なしでございます。事前の打ち合わせなしに質問をいたしまして非常にご迷惑をお掛けしました。あまりにも唐突な質問をしましたが、初めに言いましたようにここにおられる方が10年、15年先の菊池の姿を担っているわけでございます。目先のことではなく、10年先の菊池のために企業誘致企画部の話、そしてまたモノレール広告の話、そして報償金の話、やるべきことはすべてやるというふうな観点からしましても、考えるに値すると思いますが、市長、お考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 企業誘致に対します熱意のことだろうと思います。これは先ほど部長の方から答弁いたしましたように、県が25件のうち我が菊池市は5件ということで、非常にみんな頑張ってくれているなというのが実感であります。郡市におきましても、半分は菊池市に立地し、新設はすべて菊池市であるということですから、企業の大小を言えば、どこが大きくてどこが小さいのかということでありまして、地道にそういった企業が立地してくることが、いわゆるその下請け、あるいはそういった関連企業が素地をつくらなければ大企業は立地できないということにもなるので、そういった意味でご理解いただきたいなと思います。

また、報償金制度とか、あるいはまたそういったお世話をしていただく人をといたお話しでございますが、前回そういったご質問がありまして、内部的にはちょっと検討した経緯はあります。しかしながら、この地域の中において馴染むのかなといったものもあります。菊池市のいわゆる名刺といいましょうか、菊池市の看板を背負った人が、いわゆるその不動産、あるいは企業というものにおいて、特に不動産関係になると思いますが、菊池市のイメージというものを抱いていかなければならないということにおいて、相当なやはりこの知識人、あるいは識見のある人、そして何といいましょうか信頼性のある人でなければ菊池市の看板を委ねるわけにはいかないと。そういった意味で、地味ではありますけれども、今の業績が専門的な係を置き、そして大阪事務所の方にも派遣をしているという状況の中において、この取り組みというものを直ちにできるような状況下にはないのではないのかなと思います。また、私の心の中に留めておいていたかなと話ですが、お話しを承りまして、心の片隅の方にはちゃんと置いておきまして、確かにいろんな手を打ってみるべきであるという、その中の1つであるということだけは認識をいたしております。今後ともひとつ企業誘致につきましては、本当にこの我々のこの財政というものも含めまして新しい税源になると、財源になるということ、あるいはまた今抱えている問題につきましても軽減ができるということも含めまして、積極的にまた頑

張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） どうも市長、覚えていただいておりますありがとうございます。やはり誘致するならばですね、やはりある程度の規模の企業を望みたいところがあります。そしてまた、餅屋は餅屋という言葉もございますけれども、それに精通した方が、そういうこともございますので、多少ご考慮いただきましてよろしくお願ひいたします。

続きまして、主要道路の整備について質問いたします。菊池市に4車線が1本も今のところ通っておりません。また325号線の4車線化が進まない理由、また今まで進まなかった理由について質問をいたします。わかる範囲で結構でございます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答え申し上げます。

国道325号線の4車線化につきましては、現在旭志工区の延伸約700mを事業実施しており、平成21年度で完了する計画であります。それに引き続き森北工区の測量設計に着手すると聞いております。道路整備にあたりましては、まず用地買収が重要でありますので、県・市一体となり用地買収をはじめ事業の推進に努めてまいりたいと思ひます。また菊池市の幹線市道において4車線道路の整備ができないかでしょうか。公共道路整備における道路構造令によりますと、日量で交通量が9,000台以上の交通量が必要であり、現在の幹線市道におきましてそれだけの交通量が見込める路線がなく、市道の4車線化は非常に困難であろうと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） いろんな状況でなかなか難しいということでございます。しかし、今から道路を拡張するであろうグリーンロードですね、このグリーンロードの拡幅工事で道路幅はどれぐらいを考えているのか。また4車線は考えているのかを質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答え申し上げます。

グリーンロード、市道花房森北線の道路改良事業につきましては、国道325号

から国道387号までの約3,300mを平成20年度で測量設計業務委託を計画いたしております。市の基本的な考えとしましては、現在の12時間交通量、朝7時から夜の7時まででございますが、両方向で約4,200台でありますので、計画、交通量を日量4,000台以上といたしまして、2車線片側歩道、一部両側歩道で計画したいと考えております。現在の道路敷地の幅が畦畔を含めて約9m程度でございますが、花房中部地区の経営畑地帯総合整備事業の創設換地の中で必要な道路用地の確保をいたしたいと考えておりますので、2車線の場合で畦畔等も含めて約17m、両側歩道の場合につきましては約21mぐらいになるかと計画をいたしております。詳細設計が終わらないと確定はできませんけれども、そういう形で進めたらと考えているところです。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 大体お聞きしましてわかりました。今のところ考えていないというような答弁だったと思います。植木インター菊池線というのがありまして、スーパーユウから野間口の方に抜けている、大琳寺を通っているバイパスといいますか、道でございますけれども、この道ができるときはあまり店とか家も建っていなかったと思います。しかし、2車線で歩道があって立派な道ができました途端、いろんなお店や事業所ができました。菊池市内を4車線抜けるためには、今になって思いますけれども、あの道を4車線の道路幅を買収していれば、菊池市内の4車線の通過は以外と簡単ではなかったかと私は思っているところであります。今になってみますと、やはり店が並んでおりますし、県の財政が厳しく、立ち退き等で非常に大変な状況だと思えます。また325号線の4車線がこの隈府内を通っていくのは10年先のことだというふうにも聞いております。先ほども言いましたように、菊陽バイパス、大津バイパス等は、あの都市区画整理の中でやったんだと思えますけれども、田園地帯を車の量も少なかったと思えますが4車線を事前に通して、今やその4車線を中心に大変発展をしているところであります。交通量が増えてから4車線にするというようなことは、ほとんど不可能に近いことではないでしょうか。私は七城ですけれども、あえて七城に商店街とか分譲住宅をたくさんつくりたいとかいう要望は出しません。やはりこの菊池市も発展すべきところが発展しなければ、発展するところはないわけでございます。私は花房地区、そして富の原地区が特に菊池市で発展しやすい地域ではないかと思っているところです。その場所にあつて、今後基盤整備がなされますし、現在人家もございません。来年設計にも入ることですので、今言っておかなければ間に合わないということで質問しているわけ

でございますけれども、いろんな補助とかいろんな難しいことかもしれませんが、一応2車線で歩道を付けながら、私に言わせれば市の金を使ってでも農道という形で道路幅だけでも確保しておけば、いずれ拡幅するときには簡単にできはしないかと思っているところであります。熊本に近く、本田技研、ソニーを有する大津、菊陽からも近い、通勤圏ということですね、そしてまた325号線、387号線の間にある花房台地というのは、またさっき言いました富の原台地というのは通勤圏でもありますし、住宅、そして商業、工業、事業所、いろんな面を考えても菊池の発展すべき場所ではないかと思っております。県道は県が、そして国道は国が関係しますから簡単にはできません。グリーンロードは市の判断でできはしないか私は思いますけれども、企業誘致、定住促進、産業発展など、いろんな面からも4車線が必要だと思います。そういう面からいたしまして、グリーンロードの4車線の拡幅に関しまして、その点を踏まえてどのように考えていかれるか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えを申し上げます。

グリーンロードの4車線化につきましては、先ほどもお答えしたとおりでございます。非常に困難であろうかと思っております。そのことは畑地帯総合整備事業が現在進行中でありまして、その中で道路の両側に側面として農道整備をという計画にいたしますには、花房中部は既に事前換地も済み工事着手している部分がございます。新たに道路拡張のために減歩対象となる土地の取扱いの再検討は、換地委員さん、あるいは受益者の皆さんと度重なる協議を行った経緯がございますので、それを了解を得るといことは非常に困難であろうと考えておりますので、以上のお答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） それでは、次に移らせていただきます。次に、人築につきまして質問をいたします。市として人築をどのように位置づけておられるのか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 人築についての定義ということだろうと思っておりますけれども、現在それぞれの区で対応されております人築につきましては、道路及び河川の草切り、側溝、廃土処理などをはじめ、農道、里道の整備、それと台風など災害時

の片付けなど多種多様なものになっており、一部には市からお願いしている部分もございますけれども、そのほとんどが地域の環境維持や保全、また災害防止等のために菊池市連絡事務嘱託員としての業務と切り離して、いわゆる地域独自の活動の1つとして区長さんが招集され行われているものと認識いたしております。またこの人築が区の維持管理につながり、地域の活性化につながっているものと思っております。ご存じのように、区長の皆様には菊池市連絡事務嘱託員設置規則に定められました業務、具体的に主なものを申し上げますと広報その他印刷物の配布及び掲示に関する事、2つに行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底に関する事、3つに風水害、その他災害情報の収集報告に関する事、4つに各種調査、要望の取りまとめに関する事、5つに転出入、その他証明の起訴事実認定に関する事などを行っていただいております。このことは、区の環境維持につながる人築と直接関係するものではないと考えております。しかしながら、先ほど申しましたように、人築をされるのが地域の活性化の一環であるという観点から、市といたしましても万が一のケガ等に備えてコミュニティ活動災害補償保険に加入している現状でございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 市としては、多少利用もされているような面もあると思います。前の一般質問で人築に対して質問をいたしました。市民課から答えが出ましたけれども、その後の対応はどのようになっておりますか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 一般質問後の市の対応ですけれども、人築で発生しましたごみ処理につきましては、近年の環境保全上の施策としまして、簡単に燃やすことができなくなりまして、地域の皆様に大変ご迷惑を掛けておりますが、枝木などはエコビレッジ旭に搬入することができますので、定められた大きさに切断して搬入していただきたいと考えております。また井手さらい等で発生しました土砂の処理についても、他の市町の状況を調査をしましたが、どこの市町も本市と同じような状況で苦慮しているのが現状でございます。人築で出た処理な困難な土砂については廃棄物ではございませんので、本市としましては何かできることはないか、一応関係各課と協議を行ってまいりました。まず市有林等の公共用地に搬入できないか検討しましたが、現在のところ適地はございません。今後公共工事等の覆土等に使えるような土砂であるならば、必要な時期にその情報を区長にお伝えできないかとい

うことを検討しています。土砂捨て場の確保につきましては、一時的にできても恒久的な確保につきましては大変難しい状況でございますけれども、今後も関係各課と協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） いろいろ検討をされたようでございます。私が言いたいのは、各集落で行われている人築に執行部は参加されておられますか。多分参加されているとは思いますが、非常に大変でございます。20年ぐらい前は、さっき市民部長もおっしゃいましたとおり、川へ持っていけば木々は燃やされました。そしてまた、排水などの土砂なども川に捨てておりました。だから区長さんも簡単に、はい、川へ持って行って下さいというようなことでありましたけれども、しかし今は、先ほど言われましたとおり、木々は燃やされませんし、また排水路などへはいろんな土木工事の後には必ず雨で斜面の土石が排水に流れ、その土石を人築で取るのはいいが川には捨てられず、仕方なく主に区長さんの空き地、山林などに処分しているところでございます。お勤めの区長さんは土地も持っておらず、大変苦労されております。捨てる場所を探すのに他の人をお願いするのに四苦八苦されておられます。つまりは人築で集めた土石、木々等を処理する場所等がないような状況でございます。消防もボランティアでございますけれども、最大のボランティアは人築だと私は思っております。この環境美化、環境整備、この人築の仕事を市として予算立てすれば相当な額になると思います。先ほど木々を持っていけばどうにかなるとおっしゃいましたけれども、現実可能なのでございましょうか。一遍に持っていけば大変パンクするかもしれませんし、またそういった周知徹底もできているとは思いません。最大のボランティア、人築を市として真剣に考え、対処していただきたいと思っておりますけれども、もっと突っ込んでいかががお考えでございますか。よろしく願いします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 人築等から発生しましたごみ処理の基本的な考え方につきましては、各区で処理できるごみは今までどおり各区で処理していただきたいと考えておりますが、人築で発生したごみ処理につきましては、不燃物ごみは泥をよく落としまして埋め立てごみとして通常のごみ出し日に出していただくこともございます。枝葉につきましては、定められた大きさ内であればエコビレッジ旭に搬入することができます。また井手さらい等で出た土砂につきましては、基本的には廃棄

物ではございませんので各区内で処理をお願いしたいと思っておりますけれども、先ほど答弁しましたとおり、どうしても各区で処理ができない土砂の処理につきましては、引き続き市で処理するような方策を検討してまいりたいと考えております。人築作業につきましては、高齢化やごみ処理問題等がある中、市道、農道、用水路等の公共的な用地の維持管理を地域の皆様のボランティアで支えていただいているものでございまして、市としましては今後も地域との協力体制を創り上げていかなければならないと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） どうもありがとうございます。

続きまして、学校教育につきまして質問したいと思います。市長は文教菊池と言っておられます。また、教育長も学業成績アップに日夜努力されておられます。しかしながら、東大、早稲田等名門大学に多数受かって、その優秀な生徒が郷土に菊池に帰らず海外もしくは首都圏に住み着けば、菊池のためにはならないわけで、少子高齢化のこの菊池に郷土愛を持って、俺が地元で頑張る、俺が地元を興してやるといった若者を育てることが大変大事ではないでしょうか。そういう意味で、市長、教育長、どちらでも結構でございます。郷土のことを理解し、郷土愛を持って郷土に残ってくれるような教育はどのようになさっているのか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 郷土に残るようなということでございますが、1つに私たちの市の教育方針を申し上げたいと思います。菊池市の教育方針ですけれども、市民の理解と協力の下、人間尊重の精神を基底として、菊池伝来の文化を継承するとともに、市民としての誇りを持ち、明るく平和な郷土の建設を目指す、心身共に健全な市民の育成に努めるとしております。この中に5つ方針を出しておりますが、特に3番目に郷土を愛する心と日本人としての自覚及び国際意識の高揚というのを掲げながら、この教育に取り組んでいるところでございます。また学校教育におきましては、文武両道、廉恥礼節たる子どもの育成を目標に掲げ、知・徳・体のバランスの取れた教育活動を推進しております。特に重点努力目標として、学力の向上とか、あるいは特色ある学校、開かれた学校づくりを推進しているところでございます。

以上、取り組みの状況をお知らせいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○(坂井正次君) 七城は、幼・保・小・中学校連携推進高校に指定されていますし、何よりも小・中学校で米を植えて育て収穫をする農業体験学習をし、またその餅を4Hクラブとか青年部の方々が七城の若者が幼稚園とか保育園で餅をついているというような七城の教育の根幹をなす大事な体験学習なのであります。そのおかげで、その体験学習で父兄の方、地域の、特に農家の方々、4Hクラブ、農協青年部等の協力によって貴重な体験ができていくわけで、おかげで食物の大切さ、食育、地域の素晴らしさ、郷土愛、きつくて汚れて大変な農作業経験できつくてつらい掃除や作業も積極的にやり、地元父兄や若者たちの交流で地域との連帯感もでき、非行も少なくなり、また学業もよくなっていると聞いております。またこの体験学習を経験した若者が最近、市長もご存じのとおり4Hクラブ、農協青年部の発表で全国ナンバー1になったり、県の発表では最近でも4、5人が最優秀賞で九州大会参加など、何らかの関連があるのかもしれないと思っているところでもあります。七城での勤労生産学習事業等の芽を摘むのではなく、少しでも伸ばしてやる、郷土愛を育てるような学習に関して、他の学校でもバックアップしてやるということは今後大変大事なことと思いますが、市としての考えをお伺いいたします。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 今、学校では市の基幹産業であります農業に関しましては、すべての小中学校で何らかの農業体験学習をしています。特に中学校では職場体験やファームステイ及び勤労体験学習等で農業の体験学習をしております。七城中学校におきましても、平成4年、5年に文科省の勤労生産学習研究校の指定を受けまして、また平成16、17年度の教育開発研修指定校の中で、この農業体験に取り組んだところであります。議員ご指摘のとおり、小中学校の農業体験学習に対する予算というのは、補助金見直しの中で平準化されておりますが、教育委員会としましては農業を誇りに思う後継者を育てると同時に、農業を理解する多くの子どもを育て、将来的に地域に根ざし、豊かな心を持つ地域を担う人材の育成は重要であると考えております。児童生徒にとりましても、実際に農家へ出掛け作物を育てたり、家畜の世話をしたり、農業体験活動を通して農業の喜び、素晴らしさ、また働くことの厳しさ、楽しさを自分の体で受け止めることも重要と考えます。また、さっき話に出ましたけれども、市内中学校5校区で設置しています幼・保・小・中連携の中で各学校でも発達段階に応じた組織的・体系的な指導計画を立てて、常に子どもたちが未来に対して夢やあこがれを育む、そして働く楽しさ、充実感、苦勞、喜びなどを学ぶなど、キャリア教育を推進することにより、その成果は計り知れない大

きな力になると期待しています。今後も学校の特色を活かした体験学習に積極的に取り組みながら、それぞれの創意工夫や充実を図りながら、他の学校と均衡の取れた体験学習に必要な経費を可能な限り確保していきたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 時間もございませんので、次の質問は1回で終わりたいと思います。人づくり、市づくりについてでございます。会社におきましては優秀な、特にやる気のある社員のある会社が競争に利益を上げていると思います。市におきましても、500人強の職員の方が菊池市に対する熱い熱意とやる気なくて将来の菊池の理想像はないと思います。私は養豚業を営んでいますが、よく全国的に優秀な経営をされている農場を視察に行き、その養豚場の考え、その施設、その技術を勉強して我が家の経営に活かしてまいりました。市として財政的に大変厳しい折ではありますが、井の中の蛙ではなく、全国的に成功した市町村の事例などを吸収し菊池に活かしたら、より結果が出はしないかと思えます。希望者があればレポートの提出等を義務づけて、職員の先進地研修、視察等、必要に応じて派遣すべきと私は思いますが、職員の人づくり、やる気づくりをどのように考えるかという点と一緒に伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員のやる気をどうやって引き出すかということではないかと思えますけれども、地方分権の進展によりまして、地方自治体自身の本質が問われている中で、市の将来像や行政のあり方などを踏まえながら、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、活力あるまちづくりを推進するためには、職員の高い政策能力と資質の向上が急務であることは申すまでもありません。このためには、職員の能力開発の機会拡充と職員自ら能力を主体的に高める、いわゆるやる気を引き出す環境をいかに整備するかが大切であり、現在いろんな施策利用に取り組んでおります。また職員が自分の職務に対し自信と誇りを持って取り組む姿勢を持つことが最も重要であることから、職務に対する知識の向上を目指した専門研修、職責に応じて実施される階層別研修、将来の幹部候補生を対象にしたアカデミー研修や自治大学研修などへ毎年職員を参加させ、職員の職務遂行能力の向上に支援をいたしております。

次に、職員に対して本市の行政事務に対する提案を奨励することによりまして、職員の政策形成能力及び事務事業の改革改善意識を高め、もって市政の効率的な運

営の向上に資することを目的に、菊池市職員提案規定を設けており、提案を促しているところでございます。

次に、職場環境に対する意見、やりたい職務の要望を聞くために、毎年今時期に自己申告書を提出させ、職員の職務に対する意識の高揚に努めてまいっております。また従来年功序列の横並び等の人事から個々の職員の意識改革や能力開発を積極的に進めるとともに、職場の活性化を図ることを目的として、職員一人一人の能力が最大限に発揮できる適正配置や処遇を行うため、言い換えますと頑張る人のやる気を高め、努力と成果が報われる人事評価制度の構築と導入並びに人材育成基本方針の策定作業にも取り組んでいるところでございます。

以上が現在取り組んでいる主な施策事業でございますが、こういったものを利用しながら今後職員のやる気をさらに高揚させていきたいというふうに思っております。

また先ほども申されました他の自治体の状況につきましても、率先して職員研修の中に折り込んでいくならがというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） 午後も3時を過ぎましたが、もうしばらくおつきあい下さい。

通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1番目に、総合体育館の空調設備について、早期設置による夏季の市民利用増、また大会誘致を望む声をどのように考えるか。この件に関しましては、私のみならず多くの議員の方々が質問を重ねられております。昨年も6月議会において二ノ文議員が、そして9月議会では私が質問をさせていただきました。その間、執行部の努力もあり、徐々にではありますが進展を感じているところであります。先に述べました昨年9月議会で教育長のご答弁は、空調設備だけでなく、1つは現在ある換気扇や窓等の有効な活用を行う方法、2つ目に屋根のトップライトを合板などで覆って直射日光による暑さを直接遮断する方法、また3つ目に機械による空調、この対策をいろいろ講じてみたいと。最後に今後とも少しでも使いやすい体育施設、体育館になるように努めていきたいというふうにご答弁をいただいております。また、市長におかれましては、費用の方は約3億8,000万円ということでご答弁いただいております。市長の方はこの財政的なことの中で、何かいい方法はないかということ考えていかなければならないと。レンタルまたはリースなどのいろんな制度もあり、そういうことを含めながら検討して、果たしてなんとかできないものかというところで思っております。今、しばらく時間をお貸ししていただきたいとい

うご答弁でした。早いもので1年が経ちました。その後の経過と執行部のお考えをお答え下さい。

1回目の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 総合体育館の空調設備の設置につきましては、これまでもその必要性は十分認識しているところでございます。夏季の利用につきましては、夏場の利用ですが、体育館内の温度がほかの体育館と比較しましてかなり上昇することから、利用者は大幅に減少する傾向にあります。全国規模の大会も、空調施設がないということもあり、敬遠され誘致ができない状況にあります。そのようなことから、本年度に総合体育館空調設備調査業務を委託したところでございます。その結果、体育館メインアリーナ、サブアリーナ及びエントランスホールの個々に空調設備の設置工事を行う場合において、その主な熱源としてA重油方式、電気方式、LPガス方式の3つの方式で試算してあります。また屋根のトップライト、いわゆる天窗からの直射日光による温度上昇対策としまして、現況のガラスを遮光・遮熱対策のパネルに入れ替える方法、内部から電動ルーバーを取り付けて開閉する方法、トップライトの外側を屋根材で防ぐ方式の3つの案が示されました。現在、その内容を基に教育委員会内部で十分に検討を行っているところでございます。

以上、1回目のお答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、教育長の方からいろいろ方法を検討している最中だというふうにお伺いをしました。ただ現時点においてそれを方針としてやっていくのかどうかというところがわかればお答えをいただきたいと思うんですが。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 先ほどの調査委託の結果からですね、工事費の概算としましては先に示した工法から最低でも約3億円が必要になります。財源につきましては事業費の95%が合併特例債で充当されまして、残り5%が一般財源となります。また元利償還金の70%は普通交付税での措置がございまして、工事につきましては、今のところ平成20年度の当初予算で要求しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

- (樋口正博君) ありがとうございます。正直、びっくりいたしました。20年度に出されるということですよ、要求としてはですね。長年の懸案にご英断をいただいて、誠にありがとうございます。あとは市長が勇気を持って予算に要求をされて議会の議決を経れば、無事通るといことだろうと思います。ちょっとまだ未だに狐につままれたような状態で、かなり長い間この問題をずっと皆さん、体協の会長もおいでですが、いろんなところで論議をかもしましたものですから、平成20年に出されますまで方針転換がないように、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

1点気になりますのが、約3億円の工事費用で財源は合併特例債ということですね。3億円ということで5%の1,500万円が頭金、残り95%起債したとして、その70%の交付措置があったとしても、ちょっと逆算していくと自己財源が約1億円いるということになります。先ほどいろんなA重油、LPガス、いろんなことを言われましたが、全体的に工事費ができるだけやっばり安くつくように十分配慮をされて取り掛かっていただきたいというふうに思います。あとは、結局空調が付けば現在の利用料金のプラスアルファでまた利用料が多分上乘せになると思います。ただ市民のための施設ですし、いろんな意味で大会等の誘致もありますので、できるだけその市民の皆様方が使いやすい料金形態を配慮して設定していただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。2番目の競技大会等出場児童生徒派遣費についてということでもありますね。社会状況の変化による規約の改正は考えられないか。この件に関しましても、旧議会を含めて3回目の質問となります。おりしも前回の質問後、合併後の統一規約を定めるということで、今年4月に改正をしていただいたばかりであることは承知をいたしております。しかしながら、その規約の中で主催団体や後援により対象外の競技に関しては一律2万円の補助ということになっております。いろいろ規約、ここにもあるんですが、実はこの件も私が一番最初議員になって質問させていただく前までは補助額は0円でした。2回目の質問が終わっていろいろ検討をしていただきながら2万円と。本当に少額ではあるんですが、いろんな意味で成果を感じているところではあります。しかしながら、主催後援については、スポーツのみならず様々な大会を通じて個々の可能性への挑戦と啓発という意味においてはいろんな大会がありますし、また種目についても、特に文化系等新しいものがかかなり出てきているように感じます。一律方式による補助ということになりますと、開催地への距離、または期間がバラバラで不公平感が否めないというところもあると思うんですが、できますれば大変ではあると思うん

ですが、教育委員会の方々に都度検討委員会を開催していただきながら、議論の上細やかな配慮ができないかというふうに感じます。要綱の中にも文化系クラブ、そのた事項ということで、その他必要に応じて主管課と財政課で協議をするというふうになっているんですが、教育を含めた本来の目的で言えば、教育委員さん等が集まっていたいて、その大会の中身等を学校側、本人からでも聞き取りをしながら一律2万円というのではなくて、やっぱり熊本で例えば全国大会がある、北海道であるということになると距離も違いますし期間も1泊なのか、2泊なのか、3泊なのかでかなり違ってくると思いますので、そこら辺の検討委員会等を開いていただけないかということでご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 派遣補助につきまして、まず現状を少し説明させていただきますが、この制度は児童生徒が学校教育活動の中で各種競技大会等へ出場する際に交通費や宿泊費を補助し、保護者の負担を軽減する目的で設けられています。それで、平成19年4月1日から施行の菊池市小中学校各種競技等出場派遣補助金交付要綱に基づき、該当する大会には補助を出すことになっております。この要綱は、合併を機会にそれぞれの旧市町村の制度を見直し、それぞれ共通に対応できる要綱として作成されたもので、可能な限り多様な場面に対応できるように工夫されたものです。当然、社会状況の変化により需要や要望内容が変化することも考えられますので、状況を見ながら適時に見直しをしていきたいと考えております。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） ありがとうございます。4月に制定をしたばかりですぐに変えるというのは無理な話ではあるかもしれませんが、今、教育長より様々な状況を見ながら適時変えていくというご答弁をいただきました。できるだけいろんな状況の変化、今、社会変化早いものですから、保護者の方、学校の先生等とお話し合いを重ねながら、その都度対応していただければというふうに考えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3番目の各教育基金についてということで、今後の具体的な活用法をどのように考えているかということでもあります。教育基金の場合は、菊池市奨学基金と菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金と、あと打出教育基金、この3つですかね、現在は、菊池奨学基金というのは、既にずっと動いているところなんだろうが、不動裕理さんのゆうり基金の場合は、しばらく積み立てて様子を見ようということで、積み立てのみでありました。打出さんの打出教育基金は昨年いただいたばかりですので、どのようになるかということな

んですが、これらの教育基金を有意義に使いながら、子どもさんの育成に利用していくというところであると思います。この2つの基金に対しましては、不動裕理さん、打出さん、本当に菊池市に対し浄財を賜り感謝の気持ちでいっぱいでありまして、本当に大事なものはこれからではないかと考えます。本来的に言えば、バブル当時であれば基金の金利運用によって様々な施策を行うことが通例ではありましたが、現在の低金利の状況では、それも難しいであろうと思います。ですが、その状況下においても手を拱いて金利上昇をじっと待つのか、それともお二人の行為に感謝しながら何らかの形でプランニングをし、実践をしていくのか。今後の方針をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 教育基金につきましては、先ほどありましたように菊池市奨学基金条例、それから菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金、それから本年度故打出五月氏の寄付金がございます、改めて菊池市教育振興基金を新設いたしました。この基金の用途及び運用につきましては、菊池市教育振興発展のために活用することを目的としております。学校教育の振興、生涯学習の振興、文化振興及び社会体育の振興としております。この菊池市教育振興基金条例につきましては、平成20年度では奨学資金貸付事業、万句のふるさと菊池事業、児童生徒サマースクール事業、文教菊池再生事業、拓志ゼミナール事業、学校問題解決支援事業及び打出文庫図書購入事業、放課後子ども育成事業の8項目を現在検討しているところでございます。

次に、菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金につきましては、プロゴルファーの不動裕理さんのご寄附いただいた基金が現在320万円の積み立てがございます。その用途につきましては、不動裕理さんのご希望も含めまして、ジュニアスポーツの育成のために運用したいと考えております。具体的には、市内の小中学生を対象に活動しているスポーツクラブへの補助や小中学生を対象に行うスポーツ講習会の講師への謝礼などを考えております。ゆうり基金補助金交付要綱を制定して、平成20年度から基金の運用を考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） ありがとうございます。事前の打ち合わせでもちょっと資料をいただいたんですが、今の話では打出教育基金の場合は、打出文庫を含め7施策の初年度が500万円、別枠で打出奨学資金の貸付事業で5年間で3,000万円とい

うところですね。それと、不動裕理さんのジュニアスポーツ育成ゆうり基金は、スポーツの講師等に資するというので、本当に安心をしております。どうかお二人のお気持ちを代理して、教育長、頑張ってくださいたいというふうに思います。

そこで質問なんですが、基金の活用は地域の宝、しいては国の宝である子どもさんたちのために大いにやっていただきたいというところではあります。しかしお金ですので、使った場合にはその分減っていくわけですね。その部分でその基金の補填を一般会計等から行うのか、行わないのか。そこらの辺の方針が決まっていればお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 菊池市教育振興基金と菊池市ジュニアスポーツ育成ゆうり基金につきましては、一般会計からの基金繰入は行いませんけれども、基金を取り崩して利用する場合、一般会計とあわせて活用することは考えております。

以上です。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） わかりました。一般会計からは繰り入れはしないと。ただし基金から出したのと一般会計繰り出しと同時に使うことはできるということですね。前回の質問のときも実は申し上げたと思うんですが、できれば菊池広報等を通じながら、不動裕理さんのジュニア育成の趣旨にご賛同される方とか、故打出五月さんの趣旨にご賛同される方がおられれば、その浄財を募りながら、その打出基金、ゆうり基金に積み上げていくこともできなくはないのではないかと思いますので、そこら辺の民意での導入ということも、できればお考えをいただければありがたいと思っております。また、財政調整基金等と違って使う額が決まっていますので、財政運用の部分でも財政課長おいでですか、有価証券等とは書いてありますが、なかなかそうリスクあるものはできないと思うんですけれども、その故人の想いを考えながら少しでも有利な利回りの運用をしていただくことで、その分子どもたちに跳ね返ると思いますので、その点、財政の方もご一緒になってお考えをいただければというふうに思います。本当にこの基金が長くその方々の思いが反映されることを望みます。

それともう1点なんですが、教育長、打出五月さんの場合は、実は子どもさんがおられなかったということをお聞きをしております。親戚はおいでとは思いますが、故人の遺産をすべてこの菊池市に寄附をされたと、非常にありがたいことでもあります。故人の功績を忘れることなく、できればですよ、まじめな話なん

ですが、職員さんで年に1回もしくは2回、墓前というかお墓掃除でもしながらですね、本当に感謝の意を表すというのも、もう子どもさんがおられなければ、もしお墓があるのであれば見る方もおいでじゃないでしょうから、そこら辺までちょっと考えていただければというふうに思います。

もうこの基金に関しては、教育長、執行部一丸となって有意義に使われることをお願いいたします。

次に、4番目の質問に移らせていただきます。4番目の質問は、本庁総合受付デスクについてということですね、今後の取り組みをどのように考えるかということでもあります。この質問についても、ほかの議員さんから受付はどうにかならんかというご質問があったように記憶をしております。確か答弁ではやめないと、このままでやっていく、続けるという内容であったと思います。私も本質的には賛成なんです。賛成なんです、しかしそれはあくまでも市役所職員の方々の本来あるべき姿というか、サービス業の研修という意識付けですよね。それと市民との直接対話、これが成り立ってやるべきではないかというふうに考えております。私もいろいろちょっとお話を聞きますと、私自身はいいと思っているんですが、市民の方はなぜか依然として今ひとつあまり受けがよろしくないというのが現状みたいなんです。私なりにいろいろちょっとお話を聞いてみますと、どうも1つはデスクにあるパソコンが原因じゃないかということをお聞きをしています。なぜかといいますと、何か聞こうと思っても、受付をしながらパソコンを扱っているものですから、やっぱりパソコンを扱うときは集中するものですからね、なかなかやっぱり声が掛けづらいとか、声が小さい人は呼んだばってん答えらっさんと、大体がにこっともさっさんもんとかいう意見が非常に多くて、これではちょっと問題ではないかなと。まず受付のデスクにいながら、受付以外の通常の自分の仕事をするということですから、そうすると1人で2つの仕事を同時に行っているということですから、それは当然どちらかが疎かになりますし、市民の目からすれば評判は悪くなるのではないかと思います。私自身は民間企業出身ですが、受付のことではっきり言わせていただきますと、受付は民間企業では企業の顔なんです。特に本社受付というのは、見た目はすごく華やかそうに見えるんですけども、その職務の教育というか、言葉遣いであるとか、笑顔のつくの方とか、応対マナーですね、これは徹底的に仕込まれるんです。ある意味、受付がいい加減なところにあんまり一流企業はないというところも言えているところなんです。そのことを考えますと、やっぱり専門化するべきじゃないかなというふうに私は思います。そこで提案なんです、受付を行うのは半日ですから、できればその間はデスク上からパソコンを取り除いて、まず通常業務は行わないと、受付の専門化ですね。それと、今ある机は正面玄関に

対して正対して顔を上げて市民の方にちゃんと笑顔で挨拶をするというところからまず始めるべきではないかなと思いますが、受付の対応は半日は本当に専門員として、市民との対話に努めてはいかがと思いますが、執行部のご見解をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 現在の職員による総合案内は、旧菊池市から継続して実施しているものでございます。設置の目的は、ただいま議員仰せのとおり庁舎を訪問される方々に対して各課の案内、行事の開催の問い合わせなどに対応するとともに、市民との対話や挨拶を行うことで行政職員として市民の方との良好な人間関係を築くことを目的に実施しており、その対応については接遇心得を基本に清潔な服装、明るい笑顔ではっきりと挨拶や受け答えをすることを心掛け行っております。しかしながら、来庁された市民の方から業務中に下を向いてパソコンを操作したり、挨拶が悪かったり、あるいは気軽にお尋ねすることができなかつたなども、今、議員仰せのとおり指摘があったことにつきましては、ただいま申し上げました本来の設置目的から逸脱しているといえますか、目的が達成できていないということでございますので、ご意見を真摯に受け止めたいというふうに思います。今後は私たち一人一人が市役所の代表であり顔であることを念頭に、いかに来庁者のお役に立てるのか、言葉遣いや態度など接遇にかかってくることを自覚し、受付業務中は受付業務に専念し、市民の方と向き合い、気持ちよい対応ができるよう行ってまいりたいと考えております。なお、提案のパソコンのことでございますけれども、パソコンにつきましては、ただいま設置目的にありますように、各課の案内とか、行事関係のものに活用いたしております。ただし今仰せのとおり、それを十分活用しているかというところも見受けられますし、その今後受付業務に支障がないか、パソコンをなくすことによって支障がないかななどを検証しながら判断してまいりたいというふうに思いますし、時間を少々いただきたいというふうに思いますし、また機の配置につきましても、ほかのところに行きますと、やはり正面から見えるところというのが配置場所になっているということで、本市の場合は入って右側になりますけれども、それを正面にということでございますが、ご存じのようにあの場所には市民の方が証明等を取られるソファ等が配置されておりまして、そのレイアウト上、正面に配置できるのかなというのも一考させていただきたいと思いますので、これにつきましても、併せて時間をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○(樋口正博君) ありがとうございます。まずは、できれば専門化して、来庁のお客様におはようございます、こんにちはと、これから始まるのではないかと思います。ある意味では、本当受付と侮る無かれということで、受付は企業の顔、市役所の顔であると思います。中途半端な気持ちでは務まらないし、その第一印象、対応、教育のレベルで、その自治体のレベルが図られることもあるということを念頭においていただいて、菊池市役所職員皆様の能力の高さを市民の方々に大いに発揮していただき、菊池市民5万3,000人へのサービス向上と信頼できる行政マンとして市民へ認知されることを願いまして、質問を終わります。

○議長(北田 彰君) 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後3時49分

第 4 号

1 2 月 1 3 日

平成19年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成19年12月13日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(27名)

| | | | | | |
|-----|-----|---|-----|----|---|
| 1番 | 東 | 裕 | 人 | 君 | |
| 2番 | 泉 | 田 | 栄一朗 | 君 | |
| 3番 | 森 | 清 | 孝 | 君 | |
| 4番 | 藤 | 野 | 敏 | 昭 | 君 |
| 5番 | 樋 | 口 | 正 | 博 | 君 |
| 6番 | 二ノ | 文 | 伸 | 元 | 君 |
| 7番 | 中 | 山 | 繁 | 雄 | 君 |
| 8番 | 水 | 上 | 博 | 司 | 君 |
| 9番 | 三 | 池 | 健 | 治 | 君 |
| 10番 | 怒留湯 | 健 | 蓉 | さん | |
| 11番 | 坂 | 本 | 昭 | 信 | 君 |
| 12番 | 隈 | 部 | 忠 | 宗 | 君 |
| 13番 | 奈 | 田 | 臣 | 也 | 君 |
| 14番 | 葛 | 原 | 勇次郎 | 君 | |
| 15番 | 木 | 下 | 雄 | 二 | 君 |
| 16番 | 坂 | 井 | 正 | 次 | 君 |
| 17番 | 森 | 隆 | 博 | 君 | |
| 18番 | 山 | 瀬 | 義 | 也 | 君 |
| 19番 | 本 | 田 | 憲 | 一 | 君 |
| 20番 | 枳 | 原 | 茂 | 樹 | 君 |
| 21番 | 松 | 本 | 登 | 君 | |
| 22番 | 工 | 藤 | 恭 | 一 | 君 |

| | | | | |
|-----|---|---|----|---|
| 23番 | 境 | 和 | 則 | 君 |
| 24番 | 北 | 田 | 彰 | 君 |
| 25番 | 外 | 村 | 國敏 | 君 |
| 26番 | 徳 | 永 | 隆義 | 君 |
| 27番 | 横 | 田 | 輝雄 | 君 |

○

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|---|
| 市 | 長 | 福 | 村 | 三 | 男 | 君 |
| 副 | 市 | 村 | 上 | 建 | 二 | 君 |
| 収 | 入 | 高 | 本 | 信 | 男 | 君 |
| 総 | 務 | 緒 | 方 | 希 | 八郎 | 君 |
| 企 | 画 | 石 | 原 | 公 | 久 | 君 |
| 市 | 民 | 村 | 山 | | 隆 | 君 |
| 経 | 済 | 稲 | 葉 | 公 | 博 | 君 |
| 建 | 設 | 岡 | 崎 | 俊 | 裕 | 君 |
| 七 | 城 | 平 | 野 | 國 | 臣 | 君 |
| 旭 | 志 | 水 | 上 | | 泉 | 君 |
| 泗 | 水 | 上 | 林 | 正 | 章 | 君 |
| 市 | 民 | 大 | 場 | 美 | 範 | 君 |
| 企 | 画 | 鳥 | 井 | | 修 | 君 |
| 財 | 政 | 川 | 上 | 憲 | 誠 | 君 |
| 教 | 育 | 田 | 中 | 忠 | 彦 | 君 |
| 教 | 育 | 山 | 口 | 正 | 司 | 君 |
| 総 | 務 | 中 | 村 | 鉄 | 男 | 君 |
| 管 | 理 | | | | | |
| 水 | 道 | 後 | 藤 | | 定 | 君 |
| 農 | 業 | 五 | 島 | 千 | 秋 | 君 |
| 監 | 査 | 田 | 島 | 伸 | 正 | 君 |

○

事務局職員出席者

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 樋 | 口 | 昭 | 彦 | 君 |
| 議 | 事 | 課 | 長 | 永 | 田 | 哲 | 士 | 君 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | 上 | 田 | 敏 | 雄 | 君 |

議事係主事

本田昇君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） おはようございます。本日のトップバッターを務めさせていただきます。先頭打者ホームランを狙っていきたいと思いますので、答弁の方をよろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問をいたします。今回は、3点ほど質問させていただきます。

まず1点目は隈府小学校における放課後の学童保育の現状についてお尋ねをいたします。私が小学校低学年のころは、学校から帰ると家には祖母がいて、優しく迎えてくれたのを覚えております。なにも余所に預けられることはなかったわけですが、現在は核家族化が進み、親はほとんど共稼ぎと、ましてや隣に預けるなどの向こう三軒両隣といったコミュニティも希薄化したりと、そのようなことが背景になり、この学童保育が始まったものだろうとっております。ここで質問ですが、隈府小学校の現在の学童保育の利用者数、そして指導のお世話を下さる先生の配置数、さらに場所、どこで保育が行われているのか、併せて時間帯についてお示しを下さい。

以上、1回目の質問です。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） おはようございます。

学童保育の現状の隈府小学校関係ですけれども、現在指導員数は常時3名、それから利用者数につきましては67名、場所は隈府小学校内です。時間帯ですけれども、平日におきましては14時から18時、土曜につきましては8時半から12

時、夏季、夏休み期間中ですけれども、これは8時半から18時までとなっております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 再質問をさせていただきます。

第一幼稚園の延長保育というのは、現在7時までになっておるといいます。ほとんど第一幼稚園の卒園者は半分ぐらいは隈府小学校に行くと、こう思うわけですがけれども、子どもが小学校に上がったら保護者は残業は6時以前に終わっていいということはないと思うわけですね。何かこう整合性というものが小学校と保育園では取れていないようなそんな気がするわけですがけれども、そこら辺の整合性を今後図っていかれるか。これは要望が実際私のところにも来ております。これははっきりと対処をお願いしたいというふうに思います。そのことをまずお尋ねします。

また場所ということは、隈府小学校の教室と聞いております。学校も教室でやはり授業も教室で行われるわけですがけれども、終わってからまた教室で保育をやるというようなことは、子どもにとっては何かかわいそうな気も私は感じるわけですね。できればですね、菊之池小学校の児童育成クラブは、やはり木のぬくもりのあるとても素晴らしい施設が建っております。できれば隈府小学校の方にもそういう施設を今後考えていかれるおつもりがあるとありがたいんですが、そこら辺のご見解を併せてお聞きをいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 議員ご質問の保育時間の延長の件につきましては、当該校区学童保育所と話し合っているところですがけれども、現在は隈府小学校の管理運営上の問題、また保育時間の延長に伴いましての指導員及び賃金の確保等による保育料の引き上げなどの問題が生じることもありまして、現段階では午後6時まででお願いしたいと思っております。ただ他の支援策といたしましては、子育てのお手伝いを頼みたい保護者の方には子育てのお手伝いをして下さる方を紹介しますところの菊池市子育てサポートセンター制度がございますので、ここにおきましては午後8時までお預かりができますので、どうしてもお困りの際はこの制度をご利用いただきたいと思っております。また、隈府小学校の施設の件ですがけれども、この点につきまして、今後上司と共に協議をしたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

- (二ノ文伸元君) 今、子どもサポートセンター、私も知ってはおりますけれども、やはり一般のその保護者の方にはあまり周知ができていないんじゃないかなというふうに思うわけです。そこら辺の周知ですね、啓発といいますか、啓蒙といいますか、そういうところをしっかりとやっていただければ、そういうシステムについては市民の方々はわかるわけですから利用されると思います。場所等の問題もあると思います。遠く離れたところに、第一幼稚園に向かえにいかんやん、今度はあっちの方にまた向かえにいかんやんというようなことでは、市民の方も少し不便を強いられると思うわけです。そこら辺を、やはり子どもの支援という立場に立ってしっかり考えていただきたいと私は思っています。

それと場所ですね、場所については本当に新しい場所をこう確保していただいて、今、陳情書で青果市場跡地が出ていると思いますけれども、あそこを借りるなり、取得するなりして駐車場ばかりではなくて、奥の方にでもこういったような施設をつくれば、将来私は使い勝手のいい、本当に素晴らしい環境の下でやれるのではないかなというふうにも思っております。昨日樋口議員の一般質問の中で、打出五月さん教育基金だったですか、教育長のお答えの中に、子どもを支援、学童クラブにも何か使えるというようなことを昨日お聞きしたように思っておりますけれども、そういうのを使ってできないものか。しっかり内部の方で検討をしていただければありがたいというふうに思います。その辺のところをもう1回、教育長と市民部長のお立場から、ちょっとご見解をお聞きしたいと思います。

- 議長(北田 彰君) 市民部長、村山隆君。

[登壇]

- 市民部長(村山 隆君) まず、周知啓発の徹底というご指摘ですけれども、これにつきましては今後議員のご意見を参考にしまして徹底していきたいと考えております。

また、施設関係等につきましては、議員ご指摘のとおり、今後教育委員会とも協議を重ねていきたいと思っております。

以上、お答えします。

- 議長(北田 彰君) 二ノ文伸元君。

[登壇]

- (二ノ文伸元君) ちょっと教育長におかれましては、やはり全然通告をしておりましたので、しっかりご検討していただきたいと思っております。

次に、スクールバスの民間委託について質問をさせていただきます。本市におきましても例外なく行財政の改革が押し進められております。民間にできることは民

間という思いから、このスクールバスも民間に委託されるものと考えます。

そこで質問ですが、まず試算で1年間でどれぐらいの経費節減ができるのか。また、現在運転をされている方々の処遇はどうなるのか。さらに、委託先はどのようなところになるのか。また、子どもたちや保護者との話し合いはやっておられるのか、お伺いをいたします。それから、私、民営化と書いておりましたけれども、これは民間委託の間違いですので、そのことを訂正させていただきます。分かる範囲で結構ですので。

○議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

○
休憩 午前10時11分

開議 午前10時13分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 失礼いたしました。お答えしたいと思います。

まず1点目のどれだけの財政的に利益があるかということですが、単年度で200万円から300万円の経済効果があります。

それから、2番目の運転手さんの処遇ですが、この運転手さんとの話し合いにより、今後再雇用をできるよう今協議をしているところです。

それから、業者につきましては、地元のバス業者及びタクシー業者にお願いしているところでございます。

4点目の保護者との話し合いですが、これまでも十分何度も話し合いをしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 再質問いたします。

大分話が進んでいるように私には聞こえますが、実は私がこのスクールバスの民間委託について知らされた、知らされたというか、はっきりいってまだ私は知らされたような気がしておりません。知りましたのが、ちょうど9月議会の9月11日一般質問ぐらいのときだったと思いますけれども、今現在私は隈府小学校のPTAの副会長をしているわけですけれども、会長代理ということで市Pの会議に出席をさせていただきました。その中で、恐らく旧菊池市の中学校か小学校かのPTA

の会長さんだろうと思いますけれども、何か市の方ではスクールバスが民間委託になるそうですけど、それはどうなっていますかというような話がある場であったわけですよ。私はそのことは何も知らなかったわけですね。ある中学校か小学校かちょっとわかりませんが、今度は会長さんが詳しく説明をされたわけですよ。私に振られたら、これはもう決まっていることだからというような趣旨でその中で申し上げられてですね、私は知らない。もし私に振られたらどう答えていいかもわからない。こんなにやはり議員をしていて恥ずかしいということはなからうと私は思ったわけですよ。なぜそこまで話が進んでいることが、今までほかのところから私の耳に入ってくるということは、何かこう議会に対してちょっと軽視かなというふうにも私には受け取れるわけです。何か意図的に説明がなされなかったように私には聞こえてくるわけですが、なぜその説明が私たち、もちろん委員会にはあったかもしれませんが、やはり議員は委員会の委員さんだけが議員じゃありません。やはり委員会の説明をした後にはですね、全協でも開いていただいて、みんなにやはり諮って知らせることが私は大事じゃないかなというふうに思っておりますけれども、経過、経緯についてですね、説明をお願いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） それでは、これまでの経過についてお答えいたします。現在までこのスクールバスの運行というのは、その運行計画に基づいて児童生徒の安全を最優先に考えながら、龍門小学校で2台、迫水小学校で3台、旭志小学校で1台、菊池北中学校で3台、計9台で運転を嘱託職員9名の方をお願いしております。このスクールバスの運行につきましては、先ほども述べられましたように、行政改革の一環として民間でできる業務は民間へ委託することを基本に、平成19年4月から移行する計画を進めてまいりました。しかしながら嘱託職員であります運転手の方々と協議が難航したことから、平成19年4月からの計画を9月からの実施へと時期の延長案を提示し、個別に運転手の方々と協議を行い、今年9月からの民間委託実施への理解とご協力をお願いしたところであります。こうした状況の中で、今年の5月8日、スクールバス運転手の方々と教育委員会との協議の中に市長を交え、9月からの民間委託の実施時期を平成20年4月から行うところで合意を行い、その後、5月21日の文教厚生常任委員会におきまして今までの経過及び今後の教育委員会の取り組みをお話したところです。その1つが、各学校との調整を図り、安全面及びサービス面を含めた基本的なガイドラインの設定を行うこと、2つ目に民間業者に対し運転手の再雇用の調整を行うこと、3番目に関係保護者への説明会の開催等を積極的に取り組むこと等をこれからの民間委託に向けてさらな

る努力をしていく旨を報告させていただきました。さらに11月13日の文教厚生常任委員会の協議会では、龍門小学校、迫水小学校、旭志小学校、菊池北中学校のPTA役員及び関係保護者への説明会を開催し、平成20年4月から民間委託を移行することについてのご理解を得たこと、また民間委託の実施に係る予算につきましては12月議会に債務負担行為補正予算でお願いすること、さらにスクールタクシー等の許認可の件について、市長と議長のお二人で国土交通省へ相談に行かれたことについても併せてご報告をいたしております。いずれにしましても、そういうことで全員協議会までは報告が至らなかったことをご報告申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 今年の大体9月ぐらいから始める予定が今あったということをお聞きしましたけれども、どう考えてもですね、9月から始めようというお考えのときに、それ以前にやはり全議員にですね、これはもう当たり前のことだろうと思うんですよ。なぜ、未だに教育長のご答弁を聞きましても、何かこう不信感を抱いて仕方がありません。なぜ全員協議会で、ましてや議長も知らなかったということを知っています。やはり、せめて議長ぐらいには知らせる義務が私はあると思うんですよ。何かこう理由があると思います。再度その理由をお聞きをしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この民間委託につきましては、昨年からの準備をはじめ、それぞれ関係者に話しをしてきたところですが、なかなかその中で話し合いが進まず、きちっとした形ができないまま来ておりましたので、こういう結果になったと思います。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 私はこの民間委託に対して反対をしているわけでも何でもありません。やはりこのことは議長、全員協議会でしっかり諮っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。入札制度について質問をいたします。この入札制度については、これまで、私もですが、他議議員さんからも何度となく質問があつてお

と思いますが、なかなかベストな方法が見つからないのが現状ではないかと考えます。そのようなことから、今回は1点だけに集中して質問をいたします。現在、本市においては入札時に予定価格を公表されているように聞いておりますが、これは何のために公表されるのか、お尋ねをいたします。入札価格を知ってしまえば、それこそ談合はやりやすいというふうにも私は考えますので、その辺の理由をお聞かせいただければと思います。このことについてのメリット、デメリットについてお示し下さい。さらに、近隣の自治体の状況についてもお示し下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、入札制度について、なぜ事前公表なのかということと、近隣の市の状況、メリット、デメリットと3点お尋ねということでございますが、ご存じのように予定価格とは地方自治法に基づき工事等の競争入札、随意契約を行う際の落札金額の上限値でございます。業務発注課の担当者が積算基準や各種価格資料に基づき積算を行ったものを参考に決裁権を持つものが予定価格を決定しております。本来、予定価格はそれを漏洩すると公正な入札を阻害することになりますことから秘密にしなければならないものであります。このため、かつては事前に探ろうとする不正な動きや予定価格の漏洩をめぐる汚職事件等が耐えませんでした。が、平成10年の入札手続きの透明化を促す中央建設業審議会の建議を受けて以来、全国で事前に公表する自治体の割合が増えてきたところでございます。近年も予定価格漏洩で逮捕など等の見出しで新聞テレビ等を賑わす汚職事件が続いておりますが、これは会計法の規定により予定価格を公表しない国や非公表としている自治体等で多く発生しているものでございます。なお、10月に発生いたしました熊本市発注の下水道工事を巡る汚職事件は、予定価格ではなく最低制限価格でしたが、職員が非公表の価格を漏洩し逮捕されたものでございます。本市におきましては、合併前の旧市町村とも平成13年前後に事前公表に移行しておりますし、新市発足後も予定価格を探ろうとする不正な動きを防止し、公平公正な入札を実施するため、引き続き事前公表をいたしております。

次に、県内の状況でございますけれども、現在県内の14市におきましては、本市を含めた12市が予定価格の事前公表を行っており、行っておりませんのは人吉市と合志市の2市で、事後公表となっております。人吉市は事前事後とも以前は公表しておりませんでしたけれども、新市長就任の際の公約にございまして、入札制度の改革の一環として、本年7月から事後公表となりました。

次に、予定価格の事前公表のメリット・デメリットでございますが、メリットと

いたしましては、先にただいま答弁申し上げましたように予定価格を探ろうとする不正な動きを防止し、汚職事件が発生する要因を断つことが上げられます。また、予定価格を非公表とした場合、入札に参加した全社が予定価格に達しないことがあります。再入札、再々入札を行います、それでも落札額に至らなかった場合は入札のやり直しをせざるを得ないことになり、これを入札の不調といいます、そうなりますと当初予定しておりました工期を延長するなど事業計画に少なからず影響を与えることとなります。しかしながら、予定価格を事前に公表すると、先ほど議員仰せのとおり入札の不調が発生する確立は極めて低くなりまして、事務の簡素化、効率化に結びついているものと思います。デメリットといたしましては、予定価格の目安になって競争が制限され、落札価格が高止まりになる、建設業者の見積もり努力が損なわれる、談合が容易になるのではないかなど、あくまで可能性でございますけれども、このようなことが指摘されているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 他の自治体では、少数ですけども事前公表をやっていないところもあるようです。これを考えてみますと、本市においても不可能ではないというふうに今感じたところです。要するに、予定価格を探ろうとする不届き者がいると、そういうことだろうと思います。結局は市の職員さんの仕事に対する情熱といいますか、誇りと信念を持ってその漏洩というものを防げば、熊本市内でも起きましたようなことがなければ、これは十分可能になることだろうと思います。そこが私は一番大事なことではなかろうかと思っております。何か聞いておりますと、自分たちの都合で予定価格を公表しているふうにも思えますので、やはり職員の方が外圧に負けない信念を持っておられるならば、価格の公表はしなくてもいいはずですよ。もっと職員としての誇りと自信をもって予定価格の公表をやめる考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ただいま申しましたように、デメリット、メリット、いづれもあるわけでございまして、1つの県内にも2市がただいま申し上げましたように事後公表という形を取っております。可能性はないわけではございますが、その多くがいろんな今までの入札制度の問題の到達点としてやはり事前公表というような形の1つの方法を取ったものと思っております。ひとつ今後もいろんな、今までも入札制度に対していろんな議員からのご意見等を伺っておりますので、併せま

して今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 検討課題ということで、検討ということは、前の誰か議員さんおっしゃいましたけれども、あんまり使ってほしくないなという気もしますけれども、本当に業者の方は積算機を導入したり、技術者を雇用し、まじめにやっておられるところがあるわけですよ。やはり積算機を買ってローンも残っておられると。本当にまじめにやっておられる方がばかばかしいというような声も聞こえてくるわけですよ、この予定価格を公表すれば。ローンには追われる、本当に馬鹿を見るばかりで、正直者が馬鹿を見るとはこのことではまいというようにこともですね、やはり聞こえてくるわけですよ。そういう方々たちのためにも、やはりもっとしっかり考えていただいて、そういうことが業者の方に不公平が生まれないようにしてほしいなというふうにも思います。

そして、これもちょっと聞いた話ですけども、極端に言うなら、二ノ文さん、おたくだって業者に参入でくっつてですよ、名義だけ貸してもらって、予定価格がわかるとなればそれよかちょっと低めに出せば談合だってでくっけんですな。そういうことですよということを聞くわけですよ。極端に言うなら暴力団の資金源にだってなりかねないわけですから。そこら辺をやはり入れていただいて、外圧に負けない自信と誇りをもってやっていただきたいというふうに思います。そのことの決意を総務部長の方から最後にお聞きしたいと思います。

それから、本当にしっかり頑張っておられる職員さんもいらっしゃいます。総務部長の今度の議案説明の中で、議案その2の中で一般管理費の委託料で法令等の検索システムですか、850万円がこれは浮いているわけですよ。こんな素晴らしいことはないと思います。名前を公表してほしいぐらいです。いいことは公表してもいいんですよ。そして報償金だってやってもいいんじゃないかというふうにも、それぐらい素晴らしいことだろうと私は思っておりますので、その辺も併せて聞かせていただければありがたいことですけども。

以上です。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 入札制度については、今後とも適正、公平公正に実施していきたいと思っておりますし、議員ご指摘のことにつきましても、先ほど申しましたように今後の検討課題とさせていただきますと思います。職員は常々公平公正、市民のためということを念頭に行っておるわけでございます。事前公表制というの

も、いわゆる社会現象の中でいろんな要因があったためにこのような制度にならざるを得なかった部分もあるのかなというふうに思っておりますので、その辺もご理解をいただきたいと思います。

また最後に、職員の件が出ましたけれども、それにつきましては早速報償規定等を設けて対応しているところでございます。名前までは、いいことですから公表してもよろしゅうございますが、いろんな形でこれを起爆剤にしていろんな部門で職員の英知を出していただければというふうに願うわけでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 次に、森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。私も早く終わりたいので、明確な答弁をいただきたいと思えます。

初めに、総合支所の機能及び事務分担についてお尋ねをいたします。基本方針では、地理的事情及び住民サービス等へ十分な配慮をすることと、事務処理にあたりましては住民の福祉増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるということでありました。住民の福祉増進というのが、やはり合併の基本でもあります。常にその組織及び運営の合理化に努めることの確認を行いながら、機能及び事務、住民生活に密接に関連した行政サービスの提供を行うのが総合支所というふうに思っております。そういうことで、総合支所の今の現状をお尋ねいたします。

2点目に、総合支所は事務の分担を分掌するというところで、地域住民の維持及び向上へ貢献するというものでありました。事務の分担というか、分掌は理解できませんけれども、総合支所に1円の金も与えてありません。権限も与えてないというのが現状でありますので、総合支所長の役割というのはどこまであるかということをお示しいただきたいと思えます。

1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 各総合支所の機能と権限ということでございますけれども、現在の各総合支所の機能につきましては、合併前の市民サービスが低下しないことが条件となっておりますので、各総合支所については合併当初から適正な事務分掌と職員の配置に努めているところでございますし、また総合支所長の業務につきましては、総合支所全業務の決定権者であります。また、総合支所全職員の管理者でもございます。重要な業務を担っております。このほか市長に代わりまして会

議等に出席をしたり、地域の問題を行政への先頭に立って解決するなど、地域に密着した問題について総合支所長が解決を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 再質問をさせていただきます。

住民の福祉の増進というのが本当に合併の基本でありまして、福祉サービス、健康推進事業の担当者についてお尋ねしますけれども、総合支所に健康推進の担当者の配置がなくなっております。泗水町では、特に合併後の健康推進事業が一度も行われておられないような状況でありまして、泗水町以外は温泉を利用した体操とか、そういったものを実施されております。

そういうようなことで、1点目ではありますが、基本方針で住民サービス等に十分配慮するという約束でありましたので、今後の施策といいますか、担当職員の配置についてどのように考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

2点目に、栃原議員の方からも出ましたが、周知の徹底という質問も出されましたように、総務部長は職員のトップとして職員の研修、そういった管理体制の現状についてどのようなことをやっておられるか、2点目にお尋ねいたします。

3点目に、総合支所の管理の強化状態ではありますが、やはり三役さんのトップであります福村市長にお尋ねをしたいと思います。合併をいたしまして3年を向かえようとしております。隅々の声が聞こえていないのではないかという不安もあります。さらにまた現状が見えておるのかと。今回の一般質問におきましても、本当にこう七城の本田議員の方から畜産対策問題、また施設園芸等の補助事業等についての質問もありました。また旭志の中山議員の方から総合支所において特産品開発に向けた職員の配置はできないかという質問もありましたし、泗水の森清孝議員の方から環境問題に対して質問があったと。こういうことは、不平不満の表れではないかと思っております。月に、期間的でもいいですから、副市長及び収入役が総合支所を定期的に巡回し、総合支所の管理体制の強化を図るということはどういうこととお尋ねしたいと思います。

4点目に、総合支所におきましては、美化作業等を行っております。泗水の場合は、ちょうど総合支所の前の河原約200mほどでありますけど、年に3回ないし4回、これはほとんど職員さんがボランティアでやっております。特に総合支所には女性の方が多くて、機械等は使えないということで、相当な苦労もあっておるようであります。そういったときに、そういったジュースを買うというか、そういったお金もないというような現状でありますし、本当に職員さんのボランティアで夏

まつりからいろんな今までのイベントをお手伝いをお願いをしておりますが、そういったときに総合支所長あたりが金も権限ない状態で本当に厳しい状態ではなかろうかというふうに思いますので、ぜひとも総合支所長あたりに権限と金を与えていただきたい。総合支所に必要な予算を認めるべきではなかろうかと思っておりますので、その点についてどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず1点目でございますけれども、組織の事務分掌について申し上げますが、現在総合支所にはご存じのように総務振興課をはじめ4課がありますし、そのほか教育委員会事務局の分室、農業委員会分室があり、職員を配置しているところでございます。その事務分掌でございますが、総務振興課は合併前の総務・企画・税務の業務、民生課は合併前の住民・民生・環境の業務、産業振興課は商工観光課を除く合併前の産業振興の業務、建設課は合併前の建設と上下水道の業務を行っております。また教育委員会事務局分室と農業委員会分室を設けております。合併前に旧市町村で実施した業務については、引き続き実施しているところでございます。総合支所業務を把握するためには、本年度も10月と11月に各総合支所の課長さん、また総合支所長さんと事務打ち合わせという形で協議を行っております。この打ち合わせの中で、組織体制に何ら問題があるかということも当然協議の中にあっておりますけれども、多少のやはり事務の問題があることは支所長さんあたりもあっておりますけれども、住民サービスに係るような問題までには至っておらないというようなことで、その中では話が出ております。

また2点目の管理体制についての問題でございますが、それと研修関係でございますけれども、月に2回庁議を総合支所長を含めたところで庁議メンバーで行っておりますし、その中でやはり職員の管理体制についても細かいところまで指示をいたしておるところでございます。また、研修につきましても、平成19年度の研修計画を立てております。これは、当然部内、トップまで協議した中の研修計画でございますので、それに沿ったところで研修計画を行っておりますし、研修につきましても本庁、総合支所関わらず、すべて公募により参加者を募っております。本年も自治大学等におきましては総合支所の職員が行っておりますし、またいろんな派遣にいても積極的に総合支所の方も、本庁職員もそうですけれども、応募があっているということでございますので、研修機会についても公募によってやっているということでございます。本庁、総合支所区別なくやっているということでございます。

また、総合支所の権限ということでございますけれども、予算面につきまして

は、当然、本庁、総合支所あわせて同じ予算費目で計上いたしております。予算化につきましては、本庁一括管理というような形を取っておりますが、執行の段階で本庁、各総合支所で事務の配分について協議しております、その配分によって執行をいたしておるところでございます。より流動的で効果的な予算活用ができるよう工夫してまいりたいというふうに思いますし、ちなみに例示を申し上げますと、建設工事関係でございますが、七城総合支所を例に申し上げますと、平成19年度現在まで31本の工事があります。その中の28本は総合支所の方で対応しているということで、本庁の方は3本ということで、そういう建設部門におきましては非常に総合支所の方に事務が多くなっているということが結果として現れているということでございます。

また、旧市町村でこれまで実施していた様々な事業につきましては、各総合支所の意見を取り入れながら、また支所長と意見を交換しながら予算要求等には十分配慮していただくとし、配慮しているところでございます。予算の決裁等についても権限の中に入りますけれども、規定によりまして決裁を行い、総合支所長は本庁の部長と同じ権限を持っております。またその他の職員につきましても、本庁、総合支所とも全く変わらない権限、決裁権を持っております。ただ事業によりましては、当然3総合支所がございまして、やはり公平性をするためにやっぱり一括管理をしなければならない。その管理は本庁でする部分があるのも事実でございますが、総合支所で決裁が済むというのは、それもその多くあるということでございますので、全く総合支所長は部長と全く同じ権限を付与しているということでございます。我々も何か問題があるときには他の部の部長さんあたりと協議しますし、当然上司、いわゆる三役の方にも意見をお伺いするというような決裁の道筋を取っておりますので、全くその点は変わりはないというふうに理解いたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 総合支所の組織の管理といたしまして、そのことにつきまして、現状の組織のあり方、そして管理の状況については、ただいま部長が申し述べたとおりであります。合併当時におきまして、組織機構について十分な検討をされまして組織機構がつくられたわけではありますが、合併の後に実態に沿わない部分というのがあって見直しをかけたところもございまして、現状といたしまして、それぞれの3総合支所については十分な機能を果たしているんじゃないかなと思っております。ただ森議員ご指摘のように、この出城であるということで、やはりこの私なり副市長がこの職員の皆さん方に親しくお会いしてお話しをするという機会になか

なか恵まれていないということで、それはやっぱり出向いて行って職員の皆さん方に叱咤激励をし、そしてやる気を引き出す、そういった思いでご質問があったのではないかなと思います。やはりそれぞれの支所において会合がありますので、その際出向いて声掛けをしたりはしますけれども、特段取り立ててこの職員の方をすべてを集めてというチャンスには恵まれておりません。ただ言えるのは、今年度も、いよいよ今年も終わろうとしておりまして、年度末の御用納めあるいは年始ということで年の初めということで各支所巡ったりまいります。また、副市長も時折会合においてそちらの方に出向いて各支所で話をすると、話を聞くということは数多くあります。また先ほどこの支所長につきましては部長権限でということになって合併協議で打ち合わせあっておりまして、この部長職として総合支所長を配置してありますが、中においては、やはりこの人事の関係において部長職にまだ届かない総合支所長にならざるを得ない、そういった場合も時には出てくるのかもしれませんが、いずれにいたしましても、そういった総合支所長さんが人事的な管理、組織機構の、または見直しの必要性、いろいろと感じられるわけでありますから、時折に触れて、この庁議等にお見えになった総合支所長さんなどなどから話を聞かせていただきながら参考にして取り組みをしていきたいと。そしてご指摘のように、各総合支所に極力また、直接そのためだけのひとつ出向いていきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 今、総務部長の方から形的なちゃんと職員の配置、説明をいただきましたが、現状としましては、やはり合併して3年を向かえようとしておりますが、まだいろんな地域の声の不満の声もあります。そういうことで、やはり管理の強化の面も含めまして、やはりその地域をいち早くこう把握をしていただいでやっていただかないと、やはり総合支所の中にいろんなその美化作業等もありますけれども、不法投棄とかいろんな問題もあります。環境問題も出てきますし、そういったことを精算するにしましても、やはり人件費あたりがいるというようなことでありますので、できるだけそういったところに対しては前向きに今後検討していただきたいと思います。市長におかれましては、そういった管理体制の強化にできるだけ尽くしていただくように今後ともよろしくお願いを申し上げまして、2番目の質問に入らせていただきます。

地域審議会の現状についてお尋ねをいたします。地域審議会の設置期間と期限について、合併後に地域審議회를年に何回ほど開催をなされてきたかということと、新市建設の変更に関する報告、新市建設計画の執行状況等の説明を地域審議会に行

ってこられたかということについて、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まず地域審議会の設置に関する事項について申し上げたいと思います。地域審議会は、合併特例法第5条の4、第1項の規定に基づきまして、合併前の旧4市町村に設置されております。設置の期間は、平成27年3月31日までの10年間となっております。委員の任期は2年間であり、再任を妨げないということとなっております。地域審議会の設置に関する事項の中で、その役割は2つございまして、第1に関係区域毎の新市建設計画の変更やその執行状況に関する事項等について、市長の諮問に答えること。第2に、地域審議会が必要と認める事項に関し、市長に意見を述べるができる。この2点のみとなっております。開催状況につきましては、合併後の平成17年4月に委員を委嘱いたしまして、平成17年度2回、主な議題は地域審議会の目的、役割等の説明と新市建設計画の説明を行っております。18年度の1回目は、一部委員さんの交代があり、地域審議会の概要説明及び新市建設計画の説明を行っております。2回目は新庁舎建設の一時凍結に関しまして、七城・旭志の地域審議会から理由等について説明を求められましたので、また意見を述べたいというような申し出がございまして開催をされております。本年度におきましては、5月から6月において開催いたしまして、合併後の財政状況の変化により全体事業をおおよそ8割に押さえて見通した新市建設計画の説明を行い、意見を伺ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 再質問させていただきます。

地域審議会は年に2回というような規則であります。審議会の方々が新市建設計画を執行部から説明を受けても、何名の方がそういった中身の理解をされておるかということが一番の疑問であります。合併後3年を目途に調整するというような項目、さらには各総合支所管内において見直しの事業、またそれに伴いますいろんな道路の整備事業、環境整備等審議を行いながら、やはり持ち寄りで4町村の持ち寄りの合同会議といった、そういった地域審議会への声というのがやってこられたかというところに不安を抱いております。現状では、区長会と比較しましても説明の方が却って審議会の方が遅れておるんじゃないかなろうかと、区長さんの方からかえって詳しいような状況であるということも思われます。そういうことで、本当にこう年に2回のときもあったし、1回のときもあったように聞いておりますが、ま

た今年がちょうど役員の交代というようなことをお聞きしました。その中にメンバーを見てみますと、やはり合併の協議のときに参加されていた方が数名はおられますけど、本当に詳しいといえますか、そういう人たちが入っていないのがもう残念であります。やはり新市建設計画といえますのは、やはり合併のときの基本的な計画でありますので、やはり詳しい方が入って審議いただかんと、なかなかその説明だけで終わってしまうような審議会であるならば、先ほど申されましたように市長に意見述べるといことは全くできないような状況でありますので、そういったことに対しまして、やはりこうピシッとした説明といえますか、そういったものをするためには、やはり各総合支所内で総合支所長あたりが部長と、先ほど言われましたように同じ権限があるならば、そういった詳しい説明を総合支所内で何回となく行っていくというのも、これは当然10年間の審議会の期間でありますので、10年以内にやはり合併特例の期間中だと思いますので、そういった中でやはり格差のないような取扱いを行っていただきたい。そういうようなことを思いますので、今後その地域審議会の開催というのをやはりこう一体性を持ったような審議会にしていきたいと思います。そのためには、やはりその審議회를年に2回ということではなくてですね、何度か開催できないかということについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地域審議会の役割というのが、先ほど申しましたように新市建設計画を監視していくというようなものがございまして。合併前におきまして標準財政規模に応じて新市建設計画がそれぞれの旧市町村ごとに立てられました。10ヵ年の計画でございまして。これがどのように進められているのか、変更が生じたときには必ずかけなければならないという規定がございまして。その事業費を見守っていくというのが地域審議会の大きな役割でございまして。個別個別の事業等の中身についての審議は、今のところ行われておりません。全体を見計らって調整をしていくというのが大きな役割でございまして。その開催回数でございまして、今のところ概ね2回ということで予算化をして計上いたしておりますが、どうしても必要であるということが生じてきた場合には、その回数に制限はございませんので開催していくこともやぶさかではございません。ただ議会と地域審議会との役割分担というのをきちんと定めておきませんと、地域審議会があんまり権限を持ってきますと議会の役割がどうなるのかというようなものもございまして、そこらあたりは慎重に行うべきだと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

- (森 隆博君) その中身については、私も合併協議の中で確認しております。けれどもやはりもう3年経ってですね、なかなかそういった方向性がちょっとはっきりしていないというところがありますので、今後はやはりそういった市民の不安のような声といいますか、そういったものが出てきた場合は、やはりこうきちっとした審議会、総合支所内で取り上げて、そしてやはり一体性のあるような取り組みというのをやっていただきたいということを要望しておきます。

それでは、3番目の国道325号線の改良に伴います道路の沿線の見直しについてであります。これにつきましては中山議員の質問で部長の方から説明がありましたけれども、再度確認をしたいと思います。平成19年度で旭志は地籍調査等は完了いたしました。地籍調査により、やはり農地の15%程度が面積が増えたのではなかろうかと思えます。4車線沿いには規定で大体道路から500mが除外対象というようなことになっておりますけれども、川辺地区の開発等を考え早急な対応が必要なきときと思えます。あくまでも県の考えを優先するというようなこの前の説明でありましたけれども、地方分権による地域のやはりその権限というのが優先するものではなかろうかと思えます。年ごとの事業計画を示しながら、その地域の発展を目指すのがこの合併の目的と私は思っております。川辺地区周辺の工業用地を視察に来られるのは、やはり企業の方々であります。道路沿線の開発で、やはりこの地域の活性化状況を判断されるのではなかろうかというふうに思えますので、何のための4車線であったのかと、車社会に対応するためか、それとも地域発展のためかというふうに思えます。県の方に1回お聞きしたときには、やはり見直しは可能ではないか、やればできますよというような意見を聞いておりますので、やはりそういった計画性というのを、から破りと思えますけど先に示しながら、という考えがなければですね、いつまで経ってもできないというような状態になりますので、やはり何と言いましてもやはりこの菊池の財源といいますか、将来を担う道路沿線というふうに思っております。本当にこう大変なことと思えますけど、命がけで努力をしていただきたい。執行部の今までのような自治法とか規則とか、そういったものを優先したような考えでいきますと、やはり抜け出すことはできないんじゃないかというふうに考えます。地図上での判断ではなくてですね、やはり上から見た場合にどこが発展していくのかというのをピシッと確認していただきながら、行政判断をピシッとした方向で示しながら、今後菊池市の発展に向けてできる方向で努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、再度その取り組みをお聞かせいただきたいと思えます。

- 議長(北田 彰君) 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○**経済部長（稲葉公博君）** おはようございます。

ただいまのご質問ですけれども、先に中山議員さんの質問にお答えしました内容と重複するかとも思いますけれども。まず農振協議会につきましては、農政サイドから申し上げさせていただきますと、優良農地を確保していくというのが前提でございますので、そういう観点に立って仕事を進めておるわけですけれども、農振の全体の見直しスケジュールにつきましては、先刻ご答弁申し上げましたとおり、来年度、平成20年度から準備を進めながら平成21年度から本格的な作業を予定しております。これは、合併前の旧市町村時代に5年ごとの見直しを進めておりましたけれども、泗水町は若干早うございましたが、後の3市町村につきましては平成16年に向かえておりましたからちょうど5年ぐらいの期間になるわけですけれども、そういうことで来年度から準備作業に入るわけですけれども、しかしただいまご意見をいただきました325号線沿い、あるいは387号線沿い、沿線につきましては、優良農地もありますけれども、やはり開発地域であるということはもう誰しも承知しているところでありますし、本市にとって有益だと考えられる案件につきましては、積極的に県の方に協議を進めてまいりたいと考えております。

○**議長（北田 彰君）** 森隆博君。

[登壇]

○**（森 隆博君）** 今、経済部長の方から答弁されましたが、やはりどうしても今までの熊本県の経緯を見ましても、基盤整備をやったところでもバイパスを通したりとやってきておりますし、やればできないことではなかろうと思います。ですから、いち早くやっぱり計画を策定して、4車線というその道を活かすような考えをやっていただきたいと。本当に4車線沿いに電気が灯りますと、やはり上から見ても確かに開けたような感じもしてきます。確かに今、前回ありましたように、森林組合から道の駅まではという話もありましたが、部分的な問題ではなかろうと思いますので、また4車線が菊池の赤星方面までの要望を出すにしましても、やはりこういったものを踏まえて今後道路整備というのを、またそれに伴います環境等も考えながらやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に挙げておりましたグリーンロードの件でございます。これをちょっとお尋ねしたいと思いますが、これも坂井議員と中山議員がお尋ねされておりますが、平成20年度に設計に入り、21年度に着工の予定というふうにお聞きしました。また車の台数が4,000台を超えないために4車線はできないというようなことと、17mの道路を考えているような説明を受けました。けれども基盤整備の今、1工区はもう工事に入っておりますので、1.2kmですかね、この部分は間違いなく測

量をやろうとしてもできると思いますけれども、2工区の2.1kmになりますと、まだそういった計画年度内に本当にできるかなと、説明の中では3.3kmというような説明でありましたが、そういうことがありますので、本当にできるかということを確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。ご答弁申し上げます。

先日の坂井正次議員に答弁しました内容と重複をいたしますけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。

市道花房森北線、通称グリーンロードであります。国道の325号線から国道の387号線までの約3,300mを平成20年度の事業において測量設計業務の委託を計画いたしております。ご承知のとおり、現在県営の畑地帯総合整備事業、花房中部が施工中であり、道路計画以前の事業着手であったために、道路用地の確保を依頼し、創設換地として内諾を得ている状況であります。また、2期地区につきましては、当初から創設換地として事業計画の中に取り入れていただくよう依頼をいたしております。今後は、県営畑地帯総合整備事業、花房中部地区及び2期地区の動向を見据えながら、道路改良事業を推進していく計画であります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 説明どおりできるということで安心しました。合併時点の中に、あのグリーンロードの改良というのはもう要望でもありましたし、道路なくして発展なしということでもあります。花房地区のあのグリーンロード沿いができますと、あそこは自然と栄えるところであるというふうに思っておりますし、部長も地元であります。早急な対応をお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時09分

開議 午前11時19分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていた

できます。

まず都市間交流について、岩手県遠野市、宮崎県西米良村との交流の状況と今後の事業計画についてお尋ねをいたします。遠野市は、平成5年度の旧菊池市議会の視察研修をきっかけに、平成7年度から菊池一族の歴史を基調とした都市間交流事業として、スポーツ、文化などを中心に親睦を積み重ねて、平成10年8月に旧菊池市と遠野市は、さらに連携協力しあっていくことを合意し、将来にわたる固い絆を結び、友好都市を締結しました。その後は市民を中心とした都市間交流の会などによる人的交流が盛んに行われているようであります。また、西米良村は1501年の隈府城主菊池氏が入山し、その後400年にわたり菊池氏によって統治されてきました。貧しさに耐えながらも文武を怠らず、礼節を重んじ、国家社会に尽くすとした教えは、現在も郷土を愛する菊池精神として大切にされ、村民の心に受け継がれています。このことを縁に、昭和58年西米良村と旧菊池市で姉妹都市提携の盟約を締結し、平成15年には締結20周年を迎え、菊池祭やイベントなどに毎年訪問するなど交流が遠野市と同じく行われているようですが、これまでの交流の状況を具体的に示していただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） これまでの西米良村と遠野市の関係につきましては、議員さんの方から今経過が報告されましたので割愛をさせていただきます。平成17年3月の合併によりまして新菊池市がスタートいたしましたけれども、これまでの交流をさらに深めるために西米良村と姉妹都市を遠野市と友好都市の調印、締結を改めまして平成18年4月に行ったところでございます。なお、西米良村と遠野市の間でも昨年10月に友好都市としての締結がなされ、現在トライアングルの形で市民レベルでの人的交流が進んでおります。交流の内容につきましては、毎年10月15日に開催されます菊池神社秋季大祭には、遠野市と西米良村の方々が菊池市に来られ、三都市合同の研修と交流会を実施いたしております。ほかに奉賛会の方々による年2回の参拝や行政及び学校間の相互訪問をはじめ、昨年は遠野市から講師2名を派遣していただき、サッカー教室等の開催も行ってきたところでございます。菊池市からも西米良村のメラリンピックや菊池祭に参加したり、今年は都市間交流の楽習大学講座にも西米良研修を行ったところでございます。また2月に行われます遠野市の遠野物語ファンタジーには市民の方々を募集し、西米良村と合同で訪問しているところでございます。なお訪問された方々は、都市間交流の会員として、さらに両都市との交流発展に寄与していただいているところでございます。

今後は都市間交流の会を中心とした市民交流の輪を大事にしたいと考えておりますが、さらに市民一人一人が気軽に交流できるような関係の構築に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。いろいろトライアングルの交流が進んでいるようであります。人的な交流は推進ができていますので安心をしたところであります。今回、改めて都市間交流について質問をさせていただきましたのは、先日政務調査費による議長をはじめとする議員15名の遠野市への行政視察において、遠野市白井副市長をはじめ執行部の方々、河野議長をはじめとする16名の議員の皆様より心温まる歓迎を受け、感銘をいたしたところでございます。研修の中で、先日中山議員からもお話しがありましたように、今後は互いに経済的な交流を推進していかなねばならないとの意見が多数出され、あらためて人的交流はもとより経済交流の必要性を再認識したところであります。実は、私が旧菊池市議会の経済委員長をさせていただいておったときに、遠野市を委員会で訪問したんですが、そのときに本田市長にお互いに経済交流を推進していきましようとお話をした経緯がございます。改めてその後の経済交流の推進ができていないことを反省したところであります。個人的には遠野市にもヤーコンがジュースに加工され道の駅等で販売されていましたので、私も異業種交流会でヤーコンの焼酎を製造販売しておりますので、経済交流の一環としてヤーコンジュースを菊池物産館に仕入れてもらったり、また私たちの異業種交流会で購入した経緯があります。しかしながら個人的な経済交流では限界があり、続けていくことも大変であります。今後は市としても民間の人的交流はもちろんですが、改めて都市間交流に行政として経済交流を推進する事業を計画していただきたいと思っておりますが、市の考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 経済交流につきましては、確かに必要であることは認識いたしております。現在では一部加工品等について双方の第3セクターの間で交流が行われているところでございます。また以前、きくち観光物産館と連携し、菊池市の特産市として西米良村で開催されるメラリンピックで実施いたしております。西米良村にない梨等が好評を得ていたところでございます。それぞれの特色のある3地域ですので、農畜産物等も含め、ほかにない特産物をそれぞれが持ち寄っ

ています。それをお互いにPRしながら物的交流を発展させることは大変有意義なことだと考えます。そのためには、第3セクター等を活用することが考えられますけれども、消費者のニーズと輸送費等の経費が問題となります。今後は関係する各課と協議を行い、コストや量等の問題を含め経済交流の実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。一部では、もう経済交流が進んでいるようでしたので、安心したところでございます。私どもも先般、議員団で行きましたときには、風の丘ですか、道の駅で皆さんリンゴをそこに朝準備してあった分は全部買い占めて帰ったような状況でもあります。人的交流の次は、もう基本的には経済交流だと思いますので、市としても予算を組むなりしてお互いに予算を組んで、お互いに物々交換的な感覚でもいいと思いますので、推進をしていただきたいと思います。これにはやっぱり市長の考えが必要だと思いますので、市長の考えも一言いただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 人的交流が活発化してまいりました。併せまして、この物的な販売を通じた経済交流は必要であると、このように考えております。昨年は奄美大島の龍郷町と西郷隆盛・菊池源吾と、こういったことにつながりによりまして交流がスタートいたしました。その際に、この奄美特産品であります物産展をメロンドームをはじめといたしましてそれぞれの物産館が連携をいたしまして販売をさせていただきました。ちょうど確か2月から3月半ばまでぐらいはやったと思いますが、この期間は特に、例えばメロンドームにいたしましてもメロンのシーズンをもう超えているということで、店に並べる品物が非常に品薄になっている時期であります。こういった時期であるために非常に好都合であるということもあって、奄美フェアを開催いたしました。その時の取扱高はおおよそ550万円程度だと、このように聞いております。これは、これ以外に奄美大島の紬等についてはお店を一部貸与いたしまして、現地の方から売り子の方が経営者がお見えになって販売をされておりまして、いくつかの着物が売れたということを知っておりますので、少なくとも600万円以上の取扱いがなされたらと、このように思います。このことを受けまして、今年度も黒砂糖やキビ、奄美大島特産の加工品とか大島紬等について展示販売を考えているところであります。先月、第3セクター連絡協議会の方が店長あ

るいはまた店長に次ぐナンバー2の職員等が十数名奄美大島龍郷町を訪れまして、町長さんをはじめ本当のたくさんの方々から歓迎を受けたということで、昨年引き続き2度目の、いわば物の仕入れのための交渉に行ったということでございまして、今年は20%増しということで仕入れをするという計画が進められております。遠野市と西米良の特産品についても今後検討すべきものだと考えていますが、先ほど企画部長の方が答弁いたしましたように、このいろんな消費者のニーズと同時に、この輸送コストが非常に遠いために、特にこの遠野になりましたときは遠いということでございますので、このコストをどうするかと。トラックの少なくとも4t車1台、最低そのぐらいの物を仕入れを興さなければコスト高になってしまうということでございます。そして、共通するものは非常に水がきれいだと、自然がきれいだという意味におきまして、お米の産地であるということが相通じ、またお酒もあります。似通ったものが、ヤーコンも当地共にありますといったことであります。そういった中で、何かこの地に消費者が求められるようなものを、品物を選択しながら取扱いができるようにお互いに連絡をしていかなければならないと思います。今後第3セクターが中心にならなければ、一般民間の企業、お店には少々無理なところがあるのかなと。前回のことを考えました場合も、物を並べる場合に菊池市のこの食品、特にお菓子類に似たような黒砂糖のお菓子などが並べば、地元のお菓子の売上に影響を与えるのではないかと、そういった懸念もあって取扱いに幾分慎重な向きもないではなかったかなと思っておりますので、どのような品物がこの地元菊池で販売可能か、また遠野、西米良についてはどういったものが菊池市として売り込みが可能であるかと。また価格的な問題も含めまして、消費者のニーズに応えるようなもので進めていくべきではないかなと、その辺の検討をすべきだというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） それでは、次に市民の安全対策について、今回は防犯灯、防火水槽、消火栓等の要望の現在の状況と対応について質問させていただきます。地域住民の生活環境の改善、地域の犯罪防止と安全なまちづくりのために、防犯灯の設置や火災時のための防火水槽、消火栓等の整備は最も大事な行政の仕事であります。早急に取り組むべき事業として市としても認識しておられると思いますが、改めて現在の行政区からの要望の状況と対応についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○**総務部長（緒方希八郎君）** 防犯灯につきましては、行政区からの申請書を提出していただき、本市の設置基準に適合したものを施工することといたしております。本年度は87カ所の要望があつておりました、既に81カ所を設置しております。未施工が6カ所ございますけれども、これにつきましては予算の執行残という形の範囲内で年度内に対応できるものかと考えております。

防火水槽につきましても、緊急度合いが高い方から優先順位を設け、年次計画によりまして順次設置するようにはいたしております。現在10カ所の要望が上がっております。本年度はそのうち3カ所を施工するようにはいたしております。平成20年度も引き続き3カ所を予定しております。

消火栓の設置につきましても、水道局と協議しながら順次対応しておりますけれども、現在のところ消火栓の設置の要望は2カ所でございます。

以上、お答え申し上げます。

○**議長（北田 彰君）** 木下雄二君。

[登壇]

○**（木下雄二君）** ありがとうございます。答弁によりますと、防犯灯につきましては行政区からの申請については概ね対応ができています。現在は特に不審者の出没等が頻繁に起こっておりますので、防犯灯については早急に対応が望まれると思います。

防火水槽については緊急度合いが高い方からということでありましたが、各地域とも必要性があるから要望をされているのでありますので、市民の生命・財産に関わる施設として再認識していただき、早急な対応をお願いしておきます

消火栓設置につきましては、迫間地区、私どもの地元でございますが、特にこれまで要望してまいりましたので、順次対応はしていただいております。今回、雪野区より消火栓の側に設置するホース格納箱の要望がありましたので、改めて状況をお尋ねしたいと思います。

また防犯灯につきましては、現在すべての電気製品が、いろんな電気製品、全部省エネタイプとなっております。市としてもその街灯についても省エネタイプ等への切り替え等を検討していく必要があるのではないかとと思いますが、お尋ねをしたいと思います。

○**議長（北田 彰君）** 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○**総務部長（緒方希八郎君）** 消火栓の側に設置してありますホース格納庫につきましては、現在6カ所とボックスの取り替え6カ所の要望が上がっております。本年度は新設3カ所と取り替え2カ所を施工することといたしております。

また防犯灯省エネタイプの件でございますけれども、蛍光灯タイプの防犯灯を対象に省エネタイプの製品につきまして九州電力の方に確認しましたところ、特に省エネタイプというのはございませんで、以前の機材に比べすべてが省エネタイプになっているということでございます。ちなみに電気料金が20wから40wの契約で1基当たり月額213円15銭でありまして、現在設置しております20w蛍光灯タイプが最も経済的であり、ランプ交換経費も比較的少額でできるということでございました。維持管理は当然行政区の方をお願いしておりますので、今後とも省エネタイプの蛍光灯等が出ましたならば、優先的にそういうのを採用していきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。消火栓の側に設置する格納箱ですか、それについては順次設置をしていただくということでございますので、早い対応をお願いしておきます。

省エネタイプの切り替えについては、特別そういうのはないということでございますけれども、市内全域を見回してみますと、器具自体がもう古くなって、カバーが古くなって照度低下になっているところなどがたくさんあるように見受けられますので、そういうのについては交換のお願いをいたしたいと思っております。

今回、改めてちょっとお願いも含めて最後にちょっとお尋ねなんですけれども、私ども地元の区長から先般区長会の役員会の研修に行かれて、山口県の長門市ですか、総務の方は十分存じておられると思っておりますけれども、その地区は公設公営防犯灯設置というあれで、言うなれば主要道路上で付近に民家が少なく、かつその受益範囲が複数の自治会住民に及ぶため、当該自治会等が管理負担する防犯灯を設置することが困難な位置にあり、市長が必要と認める箇所については、市が設置管理すると。いうなれば、後の電気代とかそういうのも全部見ていただけるといことだろうと思っております。私ども地元は、とにかく鯛生菊池線沿いは部落集落間に、もうほとんど防犯灯が付いておりません。そういうところのためのこの長門市の助成制度だと思っておりますけれども、菊池市の方でも今後こういう、多分区長会と一緒に研修に行かれとると思っておりますので、十分そのことも認識して帰っていただいていると思っておりますから、もしよろしければそのことについても答弁をいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 仰せのとおり、先般の菊池区長会の研修の中で長門市を訪問して、この公設公営の防犯灯設置についての、向こうの長門市の方から紹介があったということを昨日電話で長門市の方へ電話しまして確認したところでございます。状況的には、菊池市と同じく平成17年3月22日に市町村合併が行われまして、その一町であります三隅町で施行されておった制度を昨年9月に条例化され、本年1月から執行されたということでございます。今、この条例につきましては木下議員仰せのと通りの目的で設置されたものでございますし、現在のところ確認しますと十数件の申請実績があるということでございます。以前も防犯灯について内部協議をしている中で、新市のところにどういうところが防犯灯といえますか、暗い道があるか、これはあくまで児童生徒の通学路を対象に安全対策課の方で回って確認しておりますが、かなりの防犯灯の設置箇所があるのも事実であります。設置するまでには多くの課題もあるということでございます。1つの自治体の取り組みの事例ということで参考にさせていただくならばというふうに思います。

以上。お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に菊人形・菊まつりについて、今後の考えについてお尋ねをいたします。菊まつりは、皆様もご存じのように旧菊池市の最大のイベントとして、荒木市長の時代に始められ、今年で18回目となり、15日間で毎年約10万人の観光客が県内外から訪れ、市の観光振興にも大きく寄与しています。今年も出品者の会員の方々のお陰で素晴らしい作品が出品され、多くの観光客の目を楽しませていただき、無事終了することができました。私も毎年開会式には出席させていただき、期間中も何回か訪れていますが、近年、会員の方々からは、私たちも高齢となり、いつまで続けられるか心配と言われ、後継者が菊づくりの技術的な面、また1年中管理をしていかなければならないこともあり、なかなか後継者が育たないと。継続していくことが困難になってきていることを実感させられているところであります。その上、合併後予算も大幅にカットされており、出品者の代表をはじめ会員の方々より予算をカットされるということは、私たちの努力が認められていないということであり、来年はもう止めてもよいとまで言われております。大変な事態であります。早急に対応策を考え、出品者の会員の方々あつてのイベントでありますので、菊まつりに対する認識も含め、今後の考えについてお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 菊人形まつりについての今後の考え方等についてお答えを申し上げます。先ほどございましたように、菊人形・菊まつりにつきましては、旧菊池市の市花が菊であり、合併後も菊であります。この菊にスポットをあて、南北朝時代、菊池一族が奮戦した大刀洗いの場や袖ヶ浦の別れなどの場面を武者姿で再現し、勇壮で華麗な時代を広くアピールすることで、菊池一族の歴史を通して菊池市のイメージアップを図るために先ほどありましたように毎年菊人形・菊まつりを11月1日から15日間開催し、本年度で18回目を向かえさせていただいております。この開催期間中、菊まつり推進委員の皆さんには、菊の植え付けから栽培管理、また展示まで行っていただいて、大変なご苦勞をおかけいたしております。特に本年は気候が変動いたしまして、いろんな花の開花時期が遅れるということで、またさらにご苦勞をおかけしたこととっております。平成2年に菊まつり推進委員会が設立され、現在26名の会員の方で1年を掛けて丹誠を込めて菊の栽培管理を行い、菊人形・菊まつりに色とりどりの大輪菊の鉢植え、懸崖、盆栽などが約3,000鉢出品させていただいております。まさに錦秋の菊池公園を彩る花々として圧巻でもありますし、私も感動すら覚えたものでございます。来場されるお客様にも大変満足をしていただいておりますし、まつり期間中の観覧者は18年度で9万8,000人、本年度が9万5,000人と、約10万人の市内外からの多くの来場者があっておるところでございます。お客様に感動と思い出を与える菊池の一大イベントとして定着しておりますし、菊の育成管理も大変な作業であり、推進委員会の皆さんもご意見のとおり大半が高齢化となり、健康面と後継者の育成がただいま一番の課題となっておりますけれども、今後ともぜひとも継続実施をお願いしたいとっております。したがって、今後会の育成と後継者の育成を併せて支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。部長の答弁にもありましたように、十分その必要性和認識していただいております。菊人形・菊まつりは、費用対効果の観点からも予算を増やすといえますか、価値があると思います。今年のおきくち物産館の菊人形まつり開催中の11月1日から15日までの売上が、これは経常でしょうけど1,684万5,000円。その前の月、10月1日から15日までの売上が821万5,000円となっており、単純に計算しても倍の売上が菊人形

効果ということで上がっておるようでございます。経済波及効果はきくち物産館だけではないと思います。温泉街、商店街、ほかの物産館にも10万人の方々が菊池に来られていますので大変な経済波及効果があると思います。それと、花でございますので市のイメージアップにどれだけ貢献しているかわかられると思います。本当に菊の出品者の方々がやる気をなくして継続なくなれば、これまで18回の連続開催の歴史が台無しになってしまいます。ただでさえ観光客の激減で、一時期のピークからしますと観光客も4割ぐらい減っているということでございますので、菊人形まつりがなくなれば、また大変なことになるのではないのでしょうか。予算もただ一律カットでは、先般二ノ文議員も何かおっしゃったと思いますけど、一律カットではあまりにも能がありません。市民がやる気、やりがいを興すようなメリハリのある予算をお願いしたいと思います。

そこで、これは市長にお尋ねいたしますが、菊人形まつりの新年度の予算において、ちゃんとされるかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。これは来年度の準備の都合もありますもんですから、はっきりしたお答えをいただかないと準備が始められないということもございますので、お願いをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊人形・菊まつりの出展者が大変高齢化になっているということに危惧の念を持っております。そのために、これまで若い人が、特に後継者となり得るような方に加わっていただく、それは非常に至難の業ということではありましたが、私は菊池農業高校に出向きまして、菊池農業高校の方でぜひひとつ菊池菊花展の方に出展をしてほしいというものを数年前にお願いして、現在農高生徒の出展がなされております。そういった意味で、それぞれの団体等についても菊の花に興味を持つような方々をお願いして、皆さん方と一緒に後継者づくりを目指していくものが1つの方法ではないのかなと。そしてまた出展するに留まらず、願わくばこの菊池農業高校の出展の背景にあって学校の方の生徒さん方が菊人形展、菊まつり展の方に参加していただくというような、そういうことも要請していけばどうかなと思ったところであります。すべてのまつり、あるいはイベントについて、全体的に整理統合をしていこうということで、個別イベント予算についても削減の方向に進んでおります。少ない予算の中で大変ご苦勞を掛けておりますが、その効果をぜひ最大限にできますように、全体的に足並みを揃えて改善を実施していただきたいと、このように思っております。ただいま議員の意見はいただきましたが、個別のまつりにもそれぞれの事情がありますように、必要経費にもまた違いがありますので、一律の削減というものは能がないことだと言われますが、

そのようなことで一律削減は考慮する必要があるということは言えると思います。

1月に予算の本格的な予算編成に入っておりますけれども、関係する補助金の交付団体の皆様方につきましては、全体的なことは到底できませんけれども、今年であればこのスポット的に各種団体の皆さん方と懇談をしながら、なぜこの補助金をカットさせていただきたいのかと、どういったところが無駄なものがあると我々行政は見ているのかといったものを指摘をして、そしてご理解をいただけるようお願いをしたい。また逆に言えば、これだけの経済的効果を上げ、そして発展的になっているということからすれば、もっと予算を増額することこそあれ減額はおかしいんじゃないかと、そういったことをまた我々行政も感じれば増額をしていくということをやらなければいけないと。そういうことを試的に新年度の20年度の予算の中には反映していきたいなど、このように思っております。菊人形・菊まつりは、本当に菊池の秋を彩って、菊池の観光と歴史、そして文化、この振興に大きく寄与しているイベントであります。またこの地域に与える経済効果も、ただいま述べられましたけれども、十分あるというふうに認識をいたしております。この会を存続して運営する経費というのが、今申し上げますようにどういった状況になっているのかということをもたさらにつぶさに検討させていただきたいし、会員の高齢化ということも併せまして、実働の面で応援をさせていただきたいと。予算についてはちゃんとはっきり今この場でとおっしゃいましたけれども、今申し上げますように内容を十分検討させていただいて、そして加えるものは加える、そして現状維持は現状維持、またこの辺は削減してほしいと、協力して下さいとって内部的にそういった協力をする体制になれば協力をさせていただきたいと思っております。十分その辺の予算編成にあたっては、心を細やかにして対応をしていきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。先ほどから述べましたように、費用対効果の面から言えば、十分予算を増やす価値のある菊人形まつりだと思いますので、そのところは十分話し合いをしていただいて対応をしていただきたいと思います。

それでは、次に地籍調査の進捗状況と今後の計画についてお尋ねいたします。地籍調査は、1筆ごとの土地について、その土地の所有者、地番及び地目を調査するとともに、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍簿及び地積図に取りまとめるもので、土地に関する戸籍にあたるものであり、市の発展にとっても必要不可欠な事業であります。先日、戸崎校区ですか、森北区の区長より、森北区は計

画では20年度に実施することとなっているが、実状はどうなっているかとの問い合わせがありました。執行部に確認しますと計画より大幅に遅れており、担当部署の人員も予算も足りないので、このままでは計画どおり調査ができないとのことでした。そこで、今回改めて一般質問により確認しておく必要があると思われましたのでお尋ねをしたいと思います。現在の地籍調査の進捗状況と今後の計画を詳しくお示しいただきたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） それでは、地籍調査の推進状況と今後の計画についてでございますけれども、ただいまご意見ございましたように、地籍調査事業につきましては土地に関する基礎資料として、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るものでございます。その成果は、行政各分野にわたって広く総合的に利活用していかなければなりません。現在の推進状況と現状につきましては、旧七城町は昭和47年度、旧洒水町が平成9年度完了しておりますし、旧旭志村も本年度で一筆地測量までの工程が完了いたします。残りは旧菊池市のみでございますけれども、旧菊池市は調査対象面積が154km²あり、平成元年度より事業を着手し、現在平成12年度策定の第5次国土調査事業10ヵ年計画に基づき実施してきてまいりました。本年度末の計画面積に対する実施率が40%であり、全体的には39km²が終了し、25.3%の進捗率となっております。残りの残面積が115km²となっておりますが、旧菊池市は大字が37ありますけれども、うち完了が10大字、一部調査が7、未着手の大字が20となっている状況でございます。これまで、地形的、社会的諸条件から市街化地域、平坦地域、あるいは中山間地域、山間部地域ということで大別して大字ごとにその地域の現状と将来を分析して実施計画を樹立し調査してきたところでございます。そういう中で、市街化地域につきましては、一筆地調査から測量までを外委託し、外注方式で実施しておりますけれども、家屋の密集地でもあり、現地調査等が困難なことや面積に対して筆数が多く、権利関係の複雑さなどからも、確かに長い年月を要してまいりました。一方、中山間地域も所有者の高齢化と山林の荒廃、さらには起伏の激しい地域でもあり、現地調査も時間を要し、全体的に年間の調査面積が限られる状況となっておりますが、今後は未調査地面積115km²の早期完了に向けて努力してまいりたいと思えます。ただいま、その計画を策定中でございます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、やはり大分遅れてい

るようであります。市民に対して計画を示した以上は、その計画に基づいて実施していただくのが行政の仕事だと思います。地籍調査は、何か国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の補助事業であり、早急に予算を増額して取り組む価値がある事業であると思われます。国の財政、県の財政も厳しい状況下でもありますので、今後は補助率も変わってくる可能性もあり、先を見据えた市の取り組みが必要であると思います。市民に対しても、せめて1年か2年ぐらいの遅れまでは許せると思いますけれども、それが5年も6年も先延ばしになると、行政に対する信頼関係もなくなってくると思います。改めて今後の考えと、それと近隣の市町村の進捗状況もお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 先ほどお答えいたしましたとおり、今後長期化すれば、さらに土地の所有者の高齢化、あるいは不在化が進み、ますます現地調査の困難性が危惧されるところでございます。今後の計画につきましては、未調査面積115km²の早期完了を目標に、1筆地調査から測量までを委託する外注方式等も増やしながら検討しながら業務の内容の充実を図りたいと思っておりますし、平成22年度から実施予定の第6次国土調査事業計画10ヵ年計画に早期完了はもちろん、地域の現状を十分考慮した計画を策定したいと思います。その中で、計画達成に向けた調査体制といいますか、組織体制の強化を図り、本年9月の定例会の経済委員長報告でもありましたように、平成35年ごろには目鼻が付くよう計画の充実達成を目指したいと考えております。そのためには、現在の年間3km²の実施面積あたりを約2倍から3倍程度年間実施していかなければならないということでただいま計画中でございますが、近隣の状況でございますけれども、お隣の合志町が昭和57年度完了で14ヵ年間を経過しておりますし、大津町は平成2年、これは25ヵ年、菊陽町が昭和47年に完了で9ヵ年を要している。鹿本町が平成9年で10ヵ年を要しておりますし、大体15年から20年の間ぐらいに、町村の面積、あるいは山間部等の諸条件によって異なるようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。近隣は、もうほとんど終わっているというこの状況のようであります。今のところ旧菊池市だけが、ちょっと今、部長の答弁でもありましたように大分先の話のようでございますので、早急にこのことは再検討をしていただきたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

○
休憩 午後零時04分

開議 午後1時13分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） いよいよ今年度最後の一般質問になりました。簡単明瞭にいきたいと思いますが、執行部の皆さんはよく質問を聞かれてご回答をお願いしたいと思います。

まずはじめに、民間委託についてでございます。民間委託、民営化は職種によれば経営的により効果が上がり、サービスも向上するというのが周知の事実となっております。経営のやり方で破綻し、民営化した例もたくさんございます。古くは旧国鉄、今はJRとして生まれ変わって大きく発展しております。前回の衆議院選挙小泉前首相が提案した郵政民営化、これには国民の大半の皆さんが賛同し、小泉チルドレンというような議員もたくさん誕生しました。また、今一番大きな問題となっている年金問題、ここ数日担当大臣が全部できるかわからんとか、そぎゃんこと言うた覚えはないとか言い出して、今大変紛糾しております。しかし、これは社会保険庁、この年金問題にしては、その職員の自覚が足りなかったと大きく指摘されたこともあります。確かに自分の職種をまともにしなくて、そしてあとはどうかなるということは絶対あり得ません。しかし、これが多かれ少なかれ、公務員の体質かと世間に言わしめたような感じがいます。私が言いたいのは、この民間委託のことについてであります。つい先日、私の友人が元国家公務員で定年退職し、世間で言う天下りで4年間関連会社の社長をしておりました。しかし先日、市役所に住民票か戸籍謄本か取りに来たそうです。しかし以前より本人は公務員のOBでありますし、公務員の仕事はゆっくりしているとの感覚で、どっちゃんして20分ぐらい待っとうとうというような感じで覚悟の上待っていたそうです。ところが、2分もせんうちに名前を呼ばれてできましたと言われた。それにびっくりしたといって、市役所はこんなに以前とは変わったのかというように感心しておられました。私に市役所に行ったとき、この係の人にそのことを話してほしいと言われました。対応とサービス面では、昨日の樋口議員も企業の対応のことを話して、市役所職員の態度を指摘しておられました。私も同じようなことが何回もありました。例えば、廊

下で挨拶しても挨拶したかせんかわからんような職員もおりましたし、こんにちはとって返ってくるかなんかわからん、そういうのが度々ありました。私は以前何度か委員会等でそのようなことを、職員の皆さんは企業感覚を持たにゃいかんということを申し上げたことを思い出しました。現在、昨日の総務部長の答弁でも接遇の講習会もやっていると聞いておりますが、私は民間企業、例えば銀行等に何日か研修にやれば、緊張感も自ずと生まれて、そして自然と応対もよくなりませんか。市民の皆さんが来たときに、こんにちは、何の御用で来られましたか、挨拶が出てくるのが、これが当然であります。しかし今までこのような当たり前のことが市役所でなかなかできなかったことが実状でありました。しかし、私は久しぶりに市民課の皆さんの応対、サービスの向上を褒められたとき、我が家のこと、我が子のごとく嬉しく思いました。このように一人一人がその気になったとき、市役所を訪れる人たちから喜ばれ、私たちが他市に行ったとき胸を張って菊池市の職員はこうだと誇れるようになります。今後、職員の皆さんの自覚を望むところであります。

問題に入りますが、経済面を考えた場合、民間でできることは民間に委託とあります。以前から問題となっておりましたスクールバス、学校給食、保育園等の委託の場合のメリット及びデメリットについてお聞かせ願いたいと思います。これは1回目の質問でございます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 私の方からスクールバス、学校給食のメリット、デメリットについてお答えしたいと思います。

まず、スクールバスの民間委託についてお答えいたします。これは先ほどの二ノ文議員にお答えしたと重複することもあるかと思いますが、まずメリットですが、その主なるものが経費削減、軽減ができるということでございます。現在、4校の小中学校が所有していますスクールバスの現状といたしまして、龍門小学校に2台、使用年数が14年から16年、迫水小学校に3台、使用年数が11年から18年、旭志小学校に1台ですが、これは最も古く20年を経過しております。また菊池北中学校に3台所有してございまして、それぞれ使用年数が9年でございます。菊池北中を除くほとんどの車両が14年から20年を経過しており、更新の時期を迎えております。また本市の児童生徒数の将来見込みとしまして、平成19年度に4,621名が平成22年度、3年後281名の減少となり4,340名となります。また、平成25年度には550名の減となり4,071名となる見込みでございます。このことから、児童生徒の減少に伴いスクールバスの必要台数も民間委

託を行うことにより、その年の児童生徒にあわせ効率的な運行が期待でき、運行経費の削減が図られ、財政健全化に努められるものと考えております。デメリットと申しますか、課題というのが、1つ目に現在学校ごとにスクールバス利用者の連絡網が整備されておりますが、委託後は運転手が変わる可能性もありますので、業者決定後は綿密な協議を重ね、さらに確実な連絡網を整備する必要があります。2つ目に、登下校以外にスクールバスを校外活動等で利用する場合がありますが、これも計画的な利用が求められると思いますので、その対応が必要となります。このほか、民間委託とは直接関係ございませんが、1つに路線バスの廃止に伴う通学手段の確保の問題があります。2つ目に、スクールバスの利用基準を満たす遠距離通学生であっても、現在対応できていない地域への通学手段の確保の問題がございます。3番目に、これは仮定の話ですが、今後新たな路線バスの廃止があった場合、新規で通学手段を確保する必要があるということです。この2番目と3番目については、民間委託をしない場合、新規車両購入や運転手の雇用を行わなければならない等、財政負担が生じるため、市としましては大きな課題になると考えております。

次に、学校給食についてでございますが、メリットは、さっきもありましたように経費削減及び民間のノウハウの導入ということでございます。学校給食の現状ですが、本市においては旧菊池市及び旭志村の13校では自校方式により実施され、また旧七城町2校、泗水町の4校においては、それぞれセンター方式により実施されており、全体で約5,400食の給食がつけられております。自校方式の給食調理場では、大きい施設で約700食、小さい施設で約80食がつけられており、センターでは七城給食センターで約570食、泗水給食センターで約1,570食がつけられております。ご承知のとおり、現在菊池市では行政改革に取り組んでおります。学校給食業務も菊池市行政改革大綱の実施項目であります民間委託の推進の1つとして検討を行っているところです。学校給食は、保護者が負担されている食材費用分である給食費を除き市が負担する運営経費で賄われていますが、市の負担の経費は毎年約2億9,000万円程度となっております。給食業務のうち献立の作成や食材の発注、検収を除き、調理や配送などの一部の業務の民間委託を考えておりますが、その場合の利点として、先ほども申しましたけれども、経費の多くを占める人的経費の削減が見込まれます。運営経費を削減することで、その一部を教育予算の充実など何らかの形で還元することができないかと考えております。

次に、民間委託を行った場合の課題として、児童生徒及び保護者の方々が安全面等の不安を感じられる部分があるかと思われませんが、これに対しましては十分な説明や意見交換等を行うとともに、委託先との契約においても、それらを反映させる

など、保護者の不安を解消し、ご理解を得ながら進めていくべきと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 保育園の件についてお答えします。認可保育所におきましては、厚生労働省の保育所保育指針に基づいた保育を行うこととされていますけれども、公立・私立の保育所に基本的な保育の内容の違いはございませんが、基本的な部分を踏まえた上で公立では市の保育計画に基づいた保育を実施しておりますけれども、私立におきましては社会福祉法人等独自の方針に基づく特色のある保育を実践しているという点に特長がございます。また、公立・私立ともに基本的には各保育所ごとに国が定める保育所運営費の枠内で運営することとされていますけれども、公立におきましては保育所運営費の枠を超えた一般財源からの持ち出しが発生しております。さらに本市におきましても、様々な施策を通じまして少子化対策を行っているところではございますけれども、子どもの人口の減少に伴いまして、保育所に就園する園児についても引き続き減少することが予測されるため、私立の運営に影響を及ぼす前に今後の市全体の保育施設のあり方を検討する必要がございます。

以上のことを踏まえまして、民営化のメリットとしましては、私立においては施設長の判断で多様な保育事業を展開することができるため、特色ある保育サービスや長時間の延長保育、一時保育、乳児保育、休日保育、バスの送迎など、より地域や保護者のニーズに沿った事業拡大やサービスの提供が可能となります。また経費面におきましても、私立につきましては国が定める保育所運営費の枠内で賄われますので、公立に生じているような保育所運営費の枠を超えた一般財源からの持ち出しが発生しません。少子化の影響につきましては、公立の民営化、または統廃合などを行うことで、少子化による園児数の減少や私立の運営への影響を緩和する効果があるものと考えています。民間でできる部分は極力民間に委ねまして、その経費削減効果を財源として、公共でしか行えない事業を充実することで、市全体の子育て支援の充実につながると考えております。

次に、デメリットとしましては、民営化直後につきましては保育職員が市職員から社会福祉法人等への職員に代わりますので、子どもが負担を感じないように配慮することが必要となります。そのために、一定期間の引き継ぎ保育期間を設け、移管先法人に民営化前の保育内容を踏まえた保育を行うことを求めるなど、保育所の方の意見をお聞きしながら十分な対策を講じていかなければならないと考えており

ます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 再質問いたします。

二ノ文議員の方からもスクールバスのことでの質問がありましたが、そのときにメリットの方で単年度200万円から300万円安くなるというような話でございましたが、企業は公営と違って同じような金額でもより努力されれば安くあがるというのか当たり前であります。今まで公営の場合、私たちはこのようにやってくれとってなかなかできなかったとも民間になった場合は、無理矢理とっては変なふうになりますが、ある程度のことは委託した場合できるんじゃないかというふうに私は考えておりますが、1つはですね、2回ほど質問しましたが旭志の川辺南だったですかね、あそこの今バス通学であります、バス通学で県道を横断する場合大変危ないと。ちょうど朝のラッシュ時に子どもたちがそこを渡らなければ停留所に行けない、そのことを大変苦心しているということを知って、そこもよければその住宅内までスクールバスを回してほしいということ、その近所の方たちからの、PTAの方たちからの要望で質問しました。しかし、教育長は旭志小の場合、大型でスクールバスは1台、これ以上増やさないと。また1台を回す場合は時間が大変早朝から遅くまで、8時ごろまでかかるから子どもたちには無理だということで、それは無理だということでありましたが、それならば父兄たちと話ながら、そこに手押し式の信号機でも付けたらどうかということで次は質問しました。それならよかろうと。子どもたちの安全のためには、赤になって車が止まったときに渡ればいいと、こういうことを提案しまして、警察の方にもそのことで何回か足を運ばれたと思いますが、なかなかもう2年ぐらいになりますかね、できません。そのことで、ああ、今度民間委託になればそこまでできはせんかと。今、旭志小の場合、大型である。小型2台に増やせんかと。単年度に2、300万円のことが浮く。それは、あくまでも今までどおりのことだろうと思います。しかし、企業はすれば、小さい車に変えれば2ヵ所にできるわけですね。そういうことはできないかということで質問するわけでございますが、そういう話し合いは今後できないかということです。そうすることによって、子どもたちの不安の解消もできます。また、先ほどの答弁の中には、子どもたちが毎年毎年減っていく。だから民間委託するともありましたので、車を小型化して、その地域地域で連れて行くような方法はないかということでお答え願いたいと思います。

次は、給食の状況でございますが、給食、確かに七城と泗水はセンター方式でや

っている。しかし旭志と菊池市の場合自校式の給食だそうです。私はいつもこの給食の問題では自校式は大変いいですねということをお願いしておりましたが、中山間地域の場合、学校の中に園があります、菜園するところがあります。子どもたちと一緒にそこで野菜をつくったり大根をつくったり、その収穫をする、それが子どもたちの情操教育にもなりましょうし、一緒にそこで作業をしながら自然を親しむ、これは確かに小規模校の場合は、私は、ここの中の自校式の給食はいいと思います。これが私はメリットだろうと思います。しかし方針として委託とする場合は、その委託の場合は、ただ業者さんだけそこでつくりに来ればセンター方式にしないで自校式になれば私は関係ないと思いますが、そのことのご答弁は今後考えておられるか、お聞きしたいと思います。

次に保育園であります。保育園も子どもたちが少なくなる、そのことによって民間の保育園に困らないようにするためだろうと思います。確かに保育園のやり方が特長があって少し違うといいましたが、今、私立の保育園は大変評判がいいんです。遅くまで預かってくれる、その面倒を見てやるとか、いろいろなことを聞くことがあります。私はできますならばそういうような民営化にいつごろから、もしも民営化するならばいつごろから持っていくのか、そのことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お尋ねのスクールバスの停車箇所についてでございますが、これからのことになるかと思えますけれども、通学のための児童の安全対策をやっぴり十分講じるとか、あるいは今後予想されます路線バスの廃止、あるいはもちろん存続もありますけれども、そういう問題。それから、交通量などの交通条件の動向を見ながら、さらにしっかり協議していきたいと考えます。

次に、学校給食についてですけれども、これは先ほど述べましたように行政改革の必要性から、今後も民間委託の検討を行っていかねばなりません。その中で現在自校方式での施設で築年数が30年以上の施設があります。また、今後も少子化が進むことも予想されること、また自校方式の運営経費がセンター方式と比較して高額であることを考慮いたしまして、現行の自校方式分をまとめてグループ化し、拠点校において複数校を調理する拠点校方式や、あるいはセンター方式等も選択肢の1つとして捉えておるところです。学校給食は、学校教育の一環として行政が行うものであり、安全性の責任は民間委託を導入した場合でも変わることはございません。このことを理解していただけるよう今後は関係者の意見を聞き、また十分な説明を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 保育園の民営化は、限られた財源や人員の中でいろいろな施策の拡充を図ることや、私立保育園で行う事業を支援するための財源を生み出すことをごさいますして、最小の経費で最大の効果を上げるために民間の活力を導入し、増加及び多様化する保育ニーズへの対応と保育園運営の効率化を進めることにあると思います。民営化の時期ということをごさいますけれども、まだ確定的なことを答える段階に至っていませんけれども、菊池市の行政改革大綱に示されておりますように、一応平成21年度を目標に、今後多くの方々のご意見を拝聴しながら、様々な角度から精査をしまして、先進事例の研修なども含めて市民の皆様に十分ご理解が得られるよう検討を重ねながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 再々質問になります。民間委託については、今後の課題として定期バスの廃止とか、そのこともおっしゃいましたが、旭志の場合、そのことはどうでしょうかね、先ほど申しましたように、そのことまで2台ぐらい、いうならば小型化にしてですよ、2台ぐらいに、無理というとは何ですけどできないだろうか。そのくらい条件にしてできないかとお願ひしたいと思いますが、どうせなら、もうバスなんか民間の路線バスがあるなしに関わらずですよ、スクールタクシーというような感じでも、今日、教育長おっしゃいました。スクールタクシー、どのようなタクシーなのか。これはスクールだから学校生徒を運ぶタクシーでしょうね。そういうことが確か、これは二ノ文議員のだったかな、の質問だったかな、スクールタクシーのは、そういう答弁があったとここに書いておりますが、もしも民間のスクールバス、またはスクールタクシーというのがあるならばどのようなものか。そしてスクールバスができないというならば、そこに10人乗りとか、そういうようなタクシーができるかできないか。小さな遠距離の場合に5人だったり3人だったりするにはスクールタクシーというのをするのか。そのようなことを、今後の方針をお聞かせ願ひたいと思います。

それに、給食の問題は、それは私たちも専門ではありませんし、どのようにされるか、そのPTAの方たちと相談しながら、皆さんが満足いくような拠点校方式という感じでもしもできるとするならば、皆さんたちがそれからまとめてきよっとし

やが冷えるばいたとかなんとかならないようにですよ、そのようなことでご努力をお願いしたいと思います。保育園の場合は、今の計画どおりにできますならば進めてほしいと思います。

次に、認知症のことです。認知症地域支援体制構築等推進事業というのが平成19年度5億4,026万5,000円ですか、20年度5億3,702万2,000円というような一応の予算を立てておられます。この方式は、目的としまして地域において認知症高齢者と家族を支えるためには、認知度への対応、予防、早期発見、ケア等を行うマンパワーや拠点などの地域資源をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要であることから、各都道府県内にモデル地域を設定して先駆的に支援体制を構築し、都道府県内の地域にその成果を普及させることを目的とするとあります。このような推進事業、本市としてこのようなことがあるということで、手を挙げていたのかどうか。アンテナを張って、今、国はどのように思っているのか、都道府県の中でモデル地域を指定しようとしたときに、菊池としてはどのように感じられていたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 県は地域をモデルとして指定したけれども、その本市の対応はということでございますけれども、県が指定するモデル事業につきましては、地域における認知症高齢者や家族を支えるための予防や早期発見、介護ケアを行う医療機関や介護施設などをネットワーク化するためのコーディネーターを配置する事業でございました。県からの調査があった時点では、本市におきましてはこれからコーディネーターを養成する段階でございまして、県からの委託事業の条件には該当しませんでしたので、一応今回は申請を見送っております。今後におきましては、本市の高齢者環境整備に必要な補助事業に対しましては、積極的に県の方へ申請していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 今のご答弁では、地域支援体制構築推進事業には、菊池市は該当しなかったということですね、このことには。11月1日の新聞で、熊日新聞であります。県は山鹿市と上益城郡益城町をモデル地域に指定した。認知度についての地域支援体制の構築事業に乗り出す。福祉施設など地域資源マップの作成や徘徊、SOSのネットワークづくりなどに取り組み、住み慣れた地域で長く安心して生活

できる地域づくりを進めるというようなことで新聞に載っております。このことは、31日に熊本市であった県高齢者権利要望推進会議で説明があったそうです。同事業は来年度まで2ヵ年で実施、モデル地域は委託先としては県内の地域特性を考え、中山間地域として山鹿市、都市部均衡地域として益城町を選んだとあります。予算は1,000万円ですね。だから、今答弁がありましたように、このモデル地域、山鹿と益城町は該当しとったつですよね、2ヵ所だけは。そのような県下の多いような市、町の中で、私は今言われたように菊池市は該当せんすばいとそれで済むならそれで仕方ないと思いますが、他市がやるときに同じようなことでできないものか。手を挙げて、そして県が、いやいやことここてなった場合は仕方ないと思います。しかし山鹿と菊池はあまり変わらんとするんすよね。どれだけ差があるか知りませんが、人口が少し向こうが多いだろうし、合併したときの町が多い、そういうことはありますが、中山間地域で言うならば、菊池の方がかえって中山間の多い内容かと思いますが。そのようなことを考えたときに、私は市に該当することならどんどん手を挙げていくというような部長の答弁でございましたので安心しますが、このようなことで今から認知症というのは、私たちがなりたくない、なってはいけない、しかしだんだん高齢者になったときにこの認知症になったときのその苦しみ、悲しみ、そして家族のそれにに対する態度といいますか、本当に厳しいものがあります。今、安心メールですか、市が出している安心メール、人捜しなんかでよくメールに入ってきます。私も登録しておりますが、今日はどのいくつぐらい方たちがどのような格好をしておらんどりましたけんというようなメールが入ってきます。このようなことが、こんなことはあってはいけない。しかし、それを支えている家族の方たちは大変だと。ならば、私のところはありまっせんばいじゃなくてですね、そらやっぱり職員の皆さんたちももう少しその気になってほしいと思うところです。面倒なことはやっぱりしたくないすよね、なんでん。しかし、余所の市が手を挙げたならば、私は本市も手挙げてほしい、そのように思いますが、ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 先ほど県からの調査があった時点におきましては、本市には該当しないということで一応申請をいたしませんでしたけれども、現在、本市におきましては議員ご指摘のとおりですけれども、認知症対策におきましては重要な施策となっております。本市では介護予防や高齢者事業の一環としまして、認知症に関する予防やその対策を講じております。その1つに、本年10月に菊池市高齢者地域見守りネットワーク会議要綱を制定しまして、医療、介護福祉関係、官公

庁、民間企業及び店舗など、市内の各機関、団体の協力によりまして、高齢者の徘徊や認知症にみられる行動を見かけたときには地域包括支援センターへの連絡や相談、あるいは気軽にできるネットワークシステムを構築中でございます。このネットワークでの連携によりまして、地域包括支援センターが支援の必要な高齢者の状況等を把握しまして、的確なサービス利用につなぐため、迅速な支援体制で対応してまいりたいと考えております。また厚生労働省が提起しました認知症への理解と支援を行うための技術を要する認知症100万人キャラバンのサポーター養成講座を本年度から実施をしております。さらに本市におきましては、市民団体の1つであります認知症の人と共に暮らす会菊池が発足をしております。一応、この団体には医療、介護、福祉関係者を中心に130名の会員が登録され、地域包括支援センターと共同で、現在認知症の諸問題に取り組んでいるところです。このように本市におきましても、市民が認知症に対する正しい知識を得て、認知症の人への理解を深め、その人の状況に対応した支援を行う事業を展開しております。一応先ほども申しましたとおり、必要な補助事業に対しましては積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 認知症について再々でございますが、部長のご答弁で、やりよらんじゃなかばいというようなことであったと思っております。確かにいろいろな施策があると思っておりますが、1つのことを、新聞に載ったことを調べながら、そして何でできなかったかと言いましたが、それと同じようなことがいろいろあるから、やっているということでもありますので、できますならば、このこういうような問題、やっぱり私は、言うなればアンテナを張っていたときに本当にこれが必要かどうか、そして必要ならばただ手だけを挙げて、そしてできんならできんでよかと思うんですよ。ただその気持ちがほしいとですよ。だから、あとのことでいろいろやるということをおっしゃったので、同じような認知症のことだと思っておりますが、できますならばご努力をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は12月20日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



散会 午後1時53分

第 5 号

1 2 月 2 0 日

平成19年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成19年12月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第5号の追加1）

- 第1 意見書案第4号 企業誘致促進に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
第2 意見書案第5号 原油及び飼料価格高騰に伴う農業への対策強化並びに品目横断的
経営安定対策に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 意見書案第6号 森林・林業木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意
見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
第4 意見書案第7号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第3 意見書案第5号 原油及び飼料価格高騰に伴う農業への対策強化並びに品目横
断的経営安定対策に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第4 意見書案第6号 森林・林業木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求め
る意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第4 意見書案第7号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（26名）

- 1 番 東 裕 人 君
- 2 番 泉 田 栄一朗 君
- 3 番 森 清 孝 君
- 4 番 藤 野 敏 昭 君
- 5 番 樋 口 正 博 君
- 6 番 二ノ文 伸 元 君
- 7 番 中 山 繁 雄 君
- 8 番 水 上 博 司 君
- 9 番 三 池 健 治 君
- 10番 怒留湯 健 蓉 さん
- 11番 坂 本 昭 信 君
- 12番 隈 部 忠 宗 君
- 13番 奈 田 臣 也 君
- 14番 葛 原 勇次郎 君
- 15番 木 下 雄 二 君
- 16番 坂 井 正 次 君
- 17番 森 隆 博 君
- 18番 山 瀬 義 也 君
- 19番 本 田 憲 一 君
- 20番 栃 原 茂 樹 君
- 21番 松 本 登 君
- 22番 工 藤 恭 一 君
- 23番 境 和 則 君
- 24番 北 田 彰 君
- 25番 外 村 國 敏 君
- 27番 横 田 輝 雄 君

欠席議員（1名）

- 26番 徳 永 隆 義 君

説明のため出席した者

- 市 長 福 村 三 男 君
- 副 市 長 村 上 建 二 君

| | |
|----------------------|-------------|
| 収 入 役 | 高 本 信 男 君 |
| 総 務 部 長 | 緒 方 希 八 郎 君 |
| 企 画 部 長 | 石 原 公 久 君 |
| 市 民 部 長 | 村 山 隆 君 |
| 経 済 部 長 | 稲 葉 公 博 君 |
| 建 設 部 長 | 岡 崎 俊 裕 君 |
| 七城総合支所長 | 平 野 國 臣 君 |
| 旭志総合支所長 | 水 上 泉 君 |
| 泗水総合支所長 | 上 林 正 章 君 |
| 市民部総括審議員 | 大 場 美 範 君 |
| 企画部首席審議員 | 鳥 井 修 君 |
| 財 政 課 長 | 川 上 憲 誠 君 |
| 教 育 長 | 田 中 忠 彦 君 |
| 教 育 次 長 | 山 口 正 司 君 |
| 総務課長兼選挙 管理委員会事務局長 | 中 村 鉄 男 君 |
| 水 道 局 長 | 後 藤 定 君 |
| 農業委員会事務局長 | 五 島 千 秋 君 |
| 監査委員事務局長 | 田 島 伸 正 君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 樋 口 昭 彦 君 |
| 議 事 課 長 | 永 田 哲 士 君 |
| 議 事 係 長 | 上 田 敏 雄 君 |
| 議 事 係 主 事 | 本 田 昇 君 |

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月11日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第127号から議案第145号まで、及び請願第3号から請願第5号まで、陳情第5号の23案件、並びに継続審査案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

○総務常任委員長（工藤恭一君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会の報告を申し上げます。

今定例会において総務常任委員会に付託されました案件は、条例2件、予算1件でありました。審査の都合上、現地視察も行い慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第128号、特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本件は、行政評価の中で、既存の委員会・協議会の設置目的や必要性を総合的に検証し、非常勤特別職の名称や報酬等の金額など非常勤の職員すべてを明確に位置付けして、透明性の確保を図るものであり、審査の結果、原案のとおり異議ないものと決しました。

次に、議案第129号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本件は、法改正に伴い平成20年度から納付方法が変わり、これまでは普通徴収のみでしたが、世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯については、年金から天引きする特別徴収を新たに開始するために改正するものとの説明を受けました。委員から「年金からなぜ天引きするのか。その目的は」との質問に、

「収納率の向上を図るため」との答弁でありました。討論では、「少ない年金から天引きすることは反対である」との討論があり、審議の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第134号、平成19年度菊池市一般会計補正予算(第8号)の付託分で歳出の主なものは、各項目の給与・職員手当等・共済費の増減額は職員の4月異動に伴い補正するものです。款・総務費中、項・総務管理費、目・一般管理費、節・委託料の850万円の減額は、職員が法令等検索システムを開発したことによる減額であり、委員からはその業績は評価に値するものであり、今後も多くの職員に期待するとの意見が出されました。

次に、款・消防費、項・消防費、目・防災管理費、節・職員手当等の時間外手当220万7,000円の増額は、災害待機に伴うものであるが、待機した月が6月であることから、早期に計上し支払うべきではないかとの意見が出されました。

次に、公債費の中の、元金2,021万6,000円の増については、金利が7%以上と高い長期債を繰上げ償還するためのものであることと、利子3,197万円の減は、利子の確定により起債時に入札を行い、当初予定の利率2%が1.4ないし1.5%に下がったことによるものとの説明を受けました。

次に、歳入面では、財産収入の1,594万7,000円は基金利子が確定したことによる補正であり、当初普通預金利子0.1%に対し0.25%、定期で0.25%が0.4%に引き上げられたとの説明を受け、審議の結果、原案のとおり異議ないものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長(北田 彰君) 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長(木下雄二君) おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4件、議案条例関係3件、陳情・請願2件であります。

はじめに、議案第127号、菊池市老人福祉施設福祉サービス相談委員会条例の制定についてであります。老人福祉施設入所者・サービス利用者からの苦情に対応し、福祉サービスを適切に受けることを目的に委員会を設置する条例であります。委員より、家族会の委員の選任についての質問については、「つまごめ荘は家族会があるが、こすもす荘、ふじのわ荘は家族がおられないので、自治会が組織されている」とのこ

とであります。また、県の指導もあり、早急に設置するものであります。

次に、議案第130号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第131号、菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例の制定については、それぞれつまごめ荘の改築に伴い、入所者の利用負担額について居住区分に応じた金額を改定するための条例であります。この件につきましては質疑もありませんように、ユニット型によってホテルコストがかかるもので、委員より、低所得者の方々の状況と対応についての質疑が多数あり、改定によって負担増となるので、これまでも家族会には十分説明はしてあると思うが、より丁寧な対応をされるようお願いいたしました。また、収入も6,000万程度増えるが、人件費の増、設備コスト増が考えられるので独立採算のさらなる努力をお願いしたところでありませぬ。

次に、議案第134号、平成19年度菊池市一般会計補正予算ですが、議案の審査の過程で論議されました主なものを要約してご報告いたします。はじめに、質疑もありませんでしたが、障害者福祉費の各事業費の減について、委員より「利用者の負担が上がったためではないのか」との質疑に対して、「当初予算で多めにみていたが利用者が少なかった」とのことであり、今後は結果の分析と周知をお願いいたしました。

次に、児童福祉費、地域子育て支援センター事業補助金の減は、「ひかり・北合志保育園が事業を廃止したためとのことであるが、なぜ廃止になったのか」との質疑に対して、「これまで週2回でよかった事業が週5回となったために、保育園よりやむなく廃止にした」との説明でありました。委員より、目的が地域の子育て支援であるので今後、再検討を含め保護者の立場にたった対応をお願いいたしました。

次に、衛生費、塵芥処理施設建設費の原材料費は、エコヴィレッジ旭の部品購入については、委員より区長会や環境委員の方々のエコヴィレッジ見学等を実施して、さらに分別収集の徹底をお願いし破損事故の防止に努めるようお願いしました。

次に、債務負担行為のスクールバス・タクシー運行業務委託については、委員より「これまでの経緯については保護者、運転手との合意がされていないのでは」との質疑に対して、執行部としては合意していただいているとのことでありましたが、関係者に対して今後も十分な説明責任を指摘いたしました。委託の内容については、現在の嘱託の方の今後の問題、安全の補償の問題、経済面の問題、地元業者が委託しなかった場合のデメリット、PTAからの要望の問題等の質疑があり、再雇用については9名のうち5名が希望があるので、条件面が問題だと思うが積極的に対応すること、安全面については慎重にあたっていく。デメリットとしては車検費・燃料代・タイヤ交換等で約390万円程になるとのことです。各PTAからの要望書については、検討委員会を設置して協議をしていくとの報告がありました。いずれにしても委託を

したからといって任せきりになるのではなく、しっかりと監督をして、特に安全面については注意するよう委員会として強く要望いたしました。

次に、議案第135号、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてですが、主に団塊の世代を迎えた退職者の国保加入が約250名増えたことにより医療費が増加したための補正であります。

次に、議案第136号、平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算についてですが、主に介護給付準備基金利子の確定による補正であります。

次に、議案第142号、平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算については、つまごめ荘改築に伴いユニットケアになることから、あらたに介護職10名、看護職2名の嘱託職員の雇用に対する補正であります。

以上が論議されました主な点であります。本委員会に付託されました議案につきましては、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第3号、後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願については、請願の趣旨を踏まえ慎重に審議いたしました。各委員より陳情の趣旨は充分理解できるが、国の政策であり、また広域連合にて審議されている内容でもあることから、本委員会にはなじまないとして不採択といたしました。

次に、陳情第5号、学校・幼稚園の駐車場設置に関する陳情書についてであります。隈府小学校及び第一幼稚園の専用の駐車場が無いと、菊池警察署横の青果市場跡地を駐車場として有効活用との陳情内容でしたので、実際現地を調査し審議いたしました。委員より「隈府小学校の駐車場設置は確かに必要である。駐車場設置の以前に、青果市場跡地は非常に老朽化が激しく、児童たちの登下校の際に非常に危険な状態にあるため、青果市場の買収利用と併せて安全指導や通学路の管理については万全を期すように」との意見がありました。特に第一幼稚園の駐車場については、職員駐車場を別のところに移し送迎等のスペースを確保すること、また青果市場横のロープでの現在の対応については、あらためて簡易フェンスを設置し、安全対策の改善を早急に行うよう要望し、全会一致で採択いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

○経済常任委員長（坂井正次君） それでは、経済常任委員長報告をいたします。

本定例会で経済常任委員会に付託されました案件は、予算案件1件、議決案件2件、請願2件、そして前定例会から継続審査となっていた陳情1件であります。現地調査も行い、慎重に審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について

ご報告いたします。

まず、議案第134号、平成19年度菊池市一般会計補正予算案中付託分について申し上げます。款5農林水産業費、目3農業振興費の生産総合対策補助金756万円のうち451万5,000円は、花卉・トルコギキョウ育成施設を導入し、現行の苗購入から自家育苗へ移行することにより苗代のコスト低減を図ることを目的とする事業であり、事業主体のJA菊池花卉部会への補助金であります。また残りの304万5,000円は原油高騰対策事業補助金であり、二重カーテンの導入による暖房効率の向上により生産コストの低減を図ることも目的とする事業であり、事業主体のJA菊池イチゴ部会への補助金であります。委員より、「JA部会に入られていない方への周知はどのように行っているか」との問いに、「本庁・支所の担当課ならびに区長会を通して周知している」とのことでした。また委員より、「国・県からの補助金については、1円でも農家の為になる補助金は、職員一丸となり全力で獲得してほしい」との意見が今回も出ました。款5農林水産業費、目2林業総務費の原材料費120万円は、中山間地域における林道・農道のグレーチングが盗難被害にあった為に、その購入費であります。委員より、「今後の盗難被害への対策は」との問いに、「番線等でグレーチングを連結させるなどの対策を行っており、他にも職員がパトロールしたり、また警察や区長等にも注意をお願いしている」とのことでした。

次に、議案第144号、財産の取得については、七城町土地改良区より雑種地を取得するものであり、土地取得後、JA全農とJA経済連が共同出資しております組合飼料へ売却し、農業関連施設を整備する計画とのことであります。本議案は、市を省き七城町土地改良区から組合飼料へ直接売却ができないことにより、市を経由した手続きを行うものであります。

次に、議案第145号、字の区域の変更につきましては、花房北部地区の圃場整備の完了に伴い変更するものであります。

次に、請願第4号、第5号については、別段質疑はありませんでした。

最後に、前定例会から継続審査となっていた陳情第4号について、この陳情書は龍龍館の再開に向け、議会にも協力・指導を求める陳情書であります。陳情者より執行部へ提出された龍龍館の今後の事業計画について執行部より説明を受け、審議しました。委員からは、この事業計画では書類が不十分であり、財政計画や組織体制、約款等を付けていただきたかったという意見や、この事業計画では再開しても続けていけるのだろうかという不安に思う意見もありました。しかし執行部より、竜門ダムの観光について、今後は企画部と連携し、積極的に取り組んでいくとのことでしたし、龍龍館の再開に向けては、執行部も最大限の努力をしていくとのこと

でした。また、龍龍館の運営については、第3セクター連絡協議会からも指導いただけるようお願いしていくとのことでありました。そうった執行部からの意見も受け、委員より、「今後は執行部も龍龍館の運営には、積極的に対応していただきたい」との意見がありました。

以上、付託されました議案につきまして、慎重審議しました結果、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また請願2件及び前定例会から継続審査となっていた陳情1件についても、採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げ、経済常任委員長報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

○建設常任委員長（樋口正博君） おはようございます。ご報告いたします。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、予算案7件であり、去る14日、17日の2日間議案審議とともに主な事業箇所につきましては、現地調査を行い、慎重なる審議をいたしました。

まず、議案第132号、菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定については、泗水町にある合志川河川公園を都市公園として供用するためであります。今後、維持管理は面積に応じて交付税措置がなされます。

次に、議案第133号、菊池市住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、菊池市宮戸城団地の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。9月議会補正予算の成立を受け解体が完了したため改正を行うものであります。

次に、議案第134号、平成19年度一般会計補正予算の主な内容は、款7土木費、目2道路橋りょう新設改良費、節15工事請負費2,167万8,000円の減額は、泗水中央線の事業確定による1,993万1,000円、出分線の入札残174万7,000円です。目3道路橋りょう維持費、節13委託料763万円の減額は、花房台雨水・排水計画及び北原袈裟尾線であり、節15工事請負費1,600万円は、花房台雨水・排水工事500万円及び北原袈裟尾線1,100万円であります。目19負担金補助および交付金15万円の減額は、わかさぎ稚魚放流中止によるものであります。目6まちづくり交付金事業、節13委託料591万2,000円は、旭志老人憩いの家耐震診断費用及び改修設計であります。節15工事請負費1,207万9,000円は、まちづくり総合支援事業上町線工事によるものです。目1住宅管理費、節11需用費700万円は、市営住宅入退居に伴う修繕費及び老朽化による修繕費であります。また繰越明許費の主なものは、岩瀬三万田線道路改

良事業4,786万5,000円、債務負担行為の主なものとして、街区公園及び区画取り付け道路用地取得1,300万円であります。委員より、「わかさぎ釣り大会は今後開催する予定があるのか」との問いに、「卵の入手が困難であり単年魚であることを考えれば開催は難しい」との答弁がなされました。また、岩瀬三万田線道路改良事業について「早期の完成を望むが現状は」との問いに、「無縁墓地等の移転に時間を要したが、用地買収は完了しており、今後周辺の樹木の伐採を森林組合に委託しており、終了次第に迅速に着工、早期の開通を目指す」との答弁がなされました。

次に、議案第137号、平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算についてですが、主なものは、目2事業費、節11需用費771万4,000円であり、水源迫間簡易水道木佐木配水地流量計等取替え、旭志簡易水道ポンプ修理等であります。

次に、議案第138号、平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算、については、主なものは、節13の委託料1,090万円の減額は、実施設計の内容変更と下水道台帳作成業務委託の低入札等によるものです。節15工事請負費1,270万円の減は事業確定によるものであります。公債費8億1,770万3,000円は金利7%以上の企業債13件の借り換えであり、約5,500万円の金利負担減になります。

次に、議案第139号、平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、雑入として消費税の課税誤りによる還付金251万円と平成18年度分の還付金111万6,000円の歳入増、歳出の主なものは、節13委託料330万円の低入札による減額を節15工事請負費に組み替えるものであります。

次に、議案第140号、平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算につきましては、雑入として平成18年度分の消費税還付金94万1,000円の歳入増であります。

議案第141号、菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、雑入として消費税の課税誤りによる還付金818万9,000円と平成18年度分の還付金9万2,000円等の合計833万9,000円の歳入増、歳出のうち節13委託料1,520万円の減は、富の原西地区の機能強化実施設計業務委託の減によるもので、節15工事請負費5,130万円の減は三万田地区の低入札によるものと富の原西地区、永・住吉地区の20年度への延期が主なものであります。

次に、議案第143号、平成19年度菊池市水道事業会計補正予算については、人事異動による人件費の減額が主なものであります。また、水道事業民間委託の債

務負担行為として、平成20年度から平成22年度までの3年間で1億5,000万円の予算措置がなされました。これは、水道法の改正及び行政改革集中改革プランに基づき水道事業の一部業務を民間に委託するものであり、中長期的な経営の健全化とお客さま満足度の向上を目指すものであります。

最後に12月議会において公共下水道、水道、簡易水道において借り換えおよび繰上償還による金利の負担減はそれぞれ約5,500万円、4,100万円、750万円と合計1億350万円となっており、引き続き、さらなる効率化を図るようにとの意見が出されました。

以上が建設常任委員会に付託されました議案審査の内容であります。慎重に審査いたしました結果、委員全員一致で異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、慎重審議のうえ、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。
二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） おはようございます。

文教厚生常任委員長にお伺いをいたします。議案第134号、一般会計補正予算の中の債務負担行為、スクールバスの民間委託について質問をいたします。このことは、私も一般質問でいろいろと執行部の方にお尋ねをして、いろんな経緯経過は大分納得してわかっているつもりですが、どうしても1点だけ、まだ解せない部分といたしますか、そういうことがありますので、委員会の中でどのような審議があったのか、ご説明をいただきたいと思っております。そのことは、なぜこの予算が出た後に全協の中でいろいろと経過経緯は説明されたんですけれども、なぜ報告が議会の中に提出の後に全協でも開いた、そのような中で行われたのか。そのような審議がどのように委員会の中であったのかをご説明をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 二ノ文議員の質疑にお答えしたいと思います。

二ノ文議員おっしゃるように、私も全協のときにお話しを申し上げましたように、とにかく運転手の方々とまたPTAの方々への報告というのが、何かちょっと私個人的に考えましてちょっと後手後手になっていたような思いがあります。委員長報告の中でも申しましたように、執行部の方は理解を、合意を得ているということでございますけれども、委員の中の意見としては、まだ十分な理解を得ていないと、

そういうことの基本的にはまだ平行線の状態であると思います。しかしながら行政改革大綱の中でやっていくということと、またあと私どもが申しましたように問題についての解決は、また協議会ですか、そういうのを開いてきちんと解決をしていくということでございますので、全会一致で認めたところでございます。二ノ文議員おっしゃるような意見は、いろいろと出ておりました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） ありがとうございます。私、この間全協の話をずっと聞いていたんですけれども、いろんな話の中で、委員長は少なくとも2月か3月にはご存じだったというふうにこの間の全協の中で認識をしたわけなんですけれども、私も北中校区のスクールバスをやっているところの一議員としてですね、少しでも早く知りたいという思いが今、本当にしております。その中で、2月か3月に委員長としては知っておられたということは、やはり報告が、委員会報告が11月だったということは、何か、よかったですもう少し早くに、せめて北中校区の議員さんに耳打ちぐらいはしていただきたいなというふうに感じたところです。そういうところを委員長の方からやはり執行部の方にも少しでも早く報告をなさいたいということを言っていたいただきたいというふうに思っておりましたので、そのことをお願いをいたして質疑を終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） おはようございます。

私は、建設委員長にお尋ねいたします。議案第134号のワカサギ釣り大会で卵の購入費で15万円の減額と言われました。片方では、龍龍館の開館が来年度からまた再開されるようになっております。卵の入手が難しいということで委員長から報告を受けましたが、やっぱり竜門ダムに何かの形で執行部の方々がそういう形で卵の入手が難しいと言われたんですけど、漁協あたりに連絡とって何かの方法で卵の放流をしないと、ワカサギ釣り大会にも来られんし、その龍龍館のお客の方も増えてこないと思いますが、その点についてどういう形で、減額するだけじゃなくてそういう意見は出なかったのかですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

○建設常任委員長（樋口正博君） 本田議員の質疑にお答えいたします。

委員会の審議の中で、やはり本田議員と同じような意見が出てまいりました。実

は、文厚委員会さんの方に付託された漁協との取り決めの中で、金額も含めて、その中で今回はどうしても漁協が一端、手をワカサギ釣りから引くということで卵の入手が困難であるという説明がありました。しかし、委員の審議の中では、できるだけやはりこういうものは続けていった方がいいというところで、その努力をお願いするというところは委員会として執行部に伝えました。またさらに、予算が文厚付託とか建設付託と非常に分かれていますので、できれば一本化をして、その中でやっていただきたいという意見は執行部に対して委員会として申し述べたところであります。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） ぜひとも卵の放流あたりはお願いしておきます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 文教厚生常任委員長に4点ほどお伺いいたします。

まず、第1点は、議案第142号、菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてですが、まず第1点は、介護職の増員の内容についてでございますが、現在は介護につきましては54名でなっております。正職員が29名、嘱託が25名、これが今回のユニット型によりまして介護職が64名に増えております。この増え方が嘱託だけが10名増えまして、64名のうち54.7%が嘱託が行うというようなこの実態についてどのような審議をなされたのか伺います。

第2点目は、介護の嘱託職員と介護の正職員との仕事の内容の差についてご審議されたのかお伺いします。

それから、介護職と嘱託の給料の差についてですが、嘱託の場合には夜勤のない人は月額13万5,600円、夜勤のある人、これは16万2,000円ですが、正規の職員の方は、これは40歳代だと思いますけども給与が29万1,000円、それから給料が27万1,000円、これをもってボーナスが80万円から100万円ぐらい付くと思います。ここ非常に嘱託の方と正職員の方に大きな差が出てまいります。この差額がどのように、仕事に影響するか、この辺についてもご審議されたら教えていただきたいと思っております。

第4点は、県内でも県外でも結構でございますけれども、ユニット型の施設を導入された地域について、何らか勉強されたことがありましたら教えていただきたいと思っております。

以上4点について、よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 奈田議員の質疑にお答えしたいと思います。

たくさんございましたので、1点は議案第142号の介護職と看護師の増に対する審議のあれですね、この件につきましては、来年度からユニットケアの形になりますので、それに対する増ということでございます。こういった募集のチラシもいただきまして、今回看護職が10名、介護職が2名ということでございます。そのことについては、2ヵ月間というか、短期間の新しく始まるまでのその期間についての補正ということで、特別それ以上の質疑はいただいておりません。

それと、もう1点は給料の差だったですかね、給料の差についても委員からは、これに示してありますように昼間勤務が13万5,000円、夜間勤務があれば介護職の場合は16万4,200円と、少し安いなど、そういう意見はありましたけれども、このことに対して特別な他の質疑はあっておりません。

それと、正職員とのバランスの問題だったですね。先ほども委員長報告で申しましたように、基本的には今度ユニットケアになることによって収入も6,000万円ぐらい増えるということでございますけれども、設備を大きくした点もありますので、水道光熱費が大幅に上がると。それと、ユニットケアにすることによって、ユニットの10人のあれでやりますもんですから、その分だけ人件費が増えてくると。そのことに対して、基本的にはもう正職員を雇えるような状況ではないと思います。それで、嘱託で対応するというところで執行部の方からの報告がありました。

それともう1点は、仕事の職種に対しての状況というか、その正職員と嘱託についてのその仕事の差というか、格差ですか、基本的には質疑はございませんでしたけれども、正職員も嘱託の職員も同じ仕事をすると思います。私もホームヘルパーの資格を取りに行きまして、研修をいたしましたけれども、嘱託の方も正職員の方も基本的には同じような仕事をされておりました。特に質疑はございませんでした、その仕事の差についてのですね。

そういった研修は、広域の議会的时候は、私は個人的に行きましたけれども、委員会としてユニットケアの施設を見に行ったことはありません。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

初めに、継続審査案件の陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第4号について、委員長の報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第3号を除き議案第127号から議案第145号まで及び請願第4号から請願第5号まで並びに陳情第5号を含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 議案第129号、第130号、第131号に反対の討論を行います。

まず、議案第129号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。今回の改正は、収納率向上のためのとのことでした。しかし対象となる65歳から74歳の層は、収納率97%、ほかと比較しても高いわけですから、特別徴収する必要性はないと考えます。また、国が年金問題で揺れている中で、天引きだけを義務づけるというのは到底認めるところはできません。少なくとも年金問題の解決の方向が見え、国民の年金不安が解消するまでは天引きすべきではありません。なによりも、ぎりぎりの生活をしている高齢者にとっては、これ以上天引きされればやりくりできなくなります。少ない年金から次から次に天引きするような高齢者に過酷な制度は反対です。よって、本議案に反対いたします。

次に、議案第130号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。つまごめ荘の利用者負担額の改定についてですが、11日の森隆博議員の質疑に対して、執行部より利用者負担が全体的に増額となること、入居者の年金所得で賄えない人が倍増すること、こうした答弁がありました。私は、今回の改定による高額な負担増は、本人と家族にとって介護の負担がますます重くのしかかるものであり、賛成できません。また、現段階では理解いただいているとの答弁もありましたが、今回の改定では現在だけでなく将来の利用者にとって介護の選択肢がお金を理由に制限される、お金がなければ入れない施設になる。そうすると、本条例設置の土台である老人福祉法の目的や基本理念が揺らぎかねません。よって反対します。

次に、議案第131号、これも議案第130号と同様の趣旨により反対いたします。

○議長（北田 彰君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

ほかにありませんか。原案に反対の発言を許します。

奈田臣也君。

[登壇]

○(奈田臣也君) 議案第142号について、反対の討論を行います。

まず、つまごめ荘は、市の直営事業でございます。その中で、嘱託の介護の人も正職員の人も同じ仕事をしとる中で、このように労働の対価がこのように格差があるということは、私に言わせれば市がそういうパート労働者を、いっちゃ悪いですけども錯視しているんじゃないかなという思いにかられますので、これが第1点の反対の理由であります。

第2点は、先ほども申しましたように、64名の介護の方がおられて、その中で嘱託は35名、54.7%がパートの人をしよる。これは私に言わせれば、もう誠に卑劣な介護事業そのものであり、健全な介護事業ではとても言えないと思います。ましてやこのたびは高負担になって個人の負担も多くなる。そのような理由で、サービスも低下するような今回の議案の提出はですね、私は容認することはできません。先ほどの中で、今回は補正だからそのような問題は審議したけれども、新年度において考えるとかなんとかあったならですね、それは反対いたしませんでしたけれども、そのような審議がないなかでのこの法案に賛成することはできませんので、反対を表明します。

○議長(北田 彰君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

これより議案127号から議案第145号まで及び請願第4号から請願第5号並びに陳情第5号について採決します。ただいま討論がありました議案第129号、議案第130号、議案第131号、議案第142号を除き一括採決します。議案第127号、議案第128号、議案第132号、議案第133号、議案第134号、議案第135号、議案第136号、議案第137号、議案第138号、議案第139号、議案第140号、議案第141号、議案第143号、議案第144号、議案第145号、請願第4号、請願第5号、陳情第5号、以上の18案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、以上の18案件について

は、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第129号、議案第130号、議案第131号、議案第142号については、起立により採決します。

まず、議案第129号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第129号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第130号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第130号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第131号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第131号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第142号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第142号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○(東 裕人君) 私は、請願第3号、後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願に賛成の立場で討論を行います。確かに国の政策、制度ではありますが、この制度の影響を受けるのは7,400人を超える75歳以上の菊池市民であり、高齢化率の高い本市では大変重大な問題です。国の政策だから馴染まないという結論に、私は疑問を持っています。制度の問題は、請願に書いてあるとおりですが、厚生労働省大臣官房総括審議官ですら制度は5年で行き詰まる、こう明言しています。そんな制度は、全面見直しが私は当然であると思います。75歳以上の高齢者

が亡くなるまで保険料を取られ、医療さえ制限される、これは菊池の7,400人の命に直結する問題であり、本請願は採択されるべきであると考えますので、皆さんの賛同をお願いして、賛成討論とします。

- 議長（北田 彰君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。したがって、可を諮る原則により原案について採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。請願第3号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

- 議長（北田 彰君） 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配布の閉会中の継続審査・調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ここで、全員協議会開催のため暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時59分

開議 午前11時07分

—————○—————

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 意見書案第4号 企業誘致促進に関する意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、意見書案第4号、企業誘致促進に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

企業誘致促進特別委員長、水上博司君。

[登壇]

○企業誘致促進特別委員長（水上博司君） 意見書案第4号について、案文を読み上げて提案理由に代えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

企業誘致促進に関する意見書。企業誘致は、新たな地域雇用の創出、U・Iターン等を含め定住者の促進、さらには税収面における自主財源の確保など、今日の疲弊した地域経済の活性化に大きく寄与することが期待され、本市においても早急に取組むべき最重要課題である。現在、本市においては既に造成が完了している田島工業団地及び蘇崎工業団地を有し、いずれも交通アクセス等を含めた優良な工業団地であり即時受入れが可能な状況にある。また、国道325号線に隣接する川辺地区は県の企業誘致の有力な候補地として、おおいに期待される場所である。誘致策においては、進出企業に対する市独自の各種補助制度等の整備や、議会においても企業誘致促進特別委員会を設置、議会・執行部一丸となって企業誘致に鋭意取り組んでいるところである。しかし、期待する成果が上がらず、造成費等が大きな財政負担となっているのが現状である。よって、県におかれては本市の企業誘致への取組み状況、その姿勢・熱意をお汲み取りいただき、特段のご配慮を宜しくお願ひ致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月20日、菊池市議会議長、北田彰。提出先、熊本県知事、潮谷義子様。

議員各位の全会一致のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 意見書案第5号 原油及び飼料価格高騰に伴う農業への対策強化並びに品目横断的経営安定対策に関する意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、意見書案第5号、原油及び飼料価格高騰に伴う農業への対策強化並びに品目横断的経営安定対策に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

○経済常任委員長（坂井正次君） 意見書案第5号について、案文を読み上げて提案理由に代えさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

原油及び飼料価格高騰に伴う農業への対策強化並びに品目横断的経営安定対策に関する意見書。1、原油及び飼料価格高騰に伴う対策強化について。昨今の原油価格の高騰や地球温暖化の対策として、世界的にバイオエタノール製造が急増し、配合飼料原料であるトウモロコシ価格の大幅な上昇は、改善の兆しも見えないまま、今後もこの状況は継続することが予想されています。この影響により、国内における主要な食糧供給県である熊本県内の本市におきましても、A重油等の燃油や石油関連商品と配合飼料価格の高騰はとどまることを知らず、コスト上昇を価格に転嫁することが困難な農業の経営は深刻な状況となっています。施設園芸農業に関しては、費用に占める燃料費等の割合が他の産業と比較して、非常に高いことから、原油価格高騰による経営の圧迫は著しく、輸送コストの増加と併せて、自助努力により解決できる範囲を遙かに超える、危機的な局面に立たされています。畜産・酪農経営に関しては、飼料価格高騰の影響を緩和し、経営安定を図るための配合飼料価格安定制度が発動されていますが、この制度は配合飼料価格の高止まりが続けば、基金発動ができなくなり、一時的な救済制度にとどまり、恒久的な救済制度にはなりません。そのため継続的に経営安定が図れる、新たな基金制度の創設と、十分な予

算の確保が望まれています。

2、品目横断的経営安定対策について。米・麦・大豆における土地利用型農業に関しては、我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策が平成19年度より導入されましたが、生産現場では、助成金額など対象の内容が明らかになるにつれ、現行の助成水準で本当に経営安定に資する政策なのかという、制度そのものに対する疑念が生じているとともに、中山間地など土地条件の厳しい地域では、加入要件がクリアできず、加入したくても加入できない農業者の存在があります。このままでは、これまでの農業者や関係者の努力が水泡に帰し、農業の将来のみならず、地域経済にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

これらの事から、国におかれましては、原油価格及び飼料価格高騰により、深刻な影響を受けている農業の現状を十分に考慮いただき、その対策を強化するとともに、品目横断的経営安定対策が、現場実態に沿った真の実効ある対策となるための見直しを早急に実施されるよう、下記の事項について要望をいたします。記。

1、原油及び飼料価格高騰に伴う対策強化について。

- (1) 燃油高騰の影響を受けている農業者に対する支援対策強化を講じること。
- (2) 飼料価格の安定対策と配合飼料価格安定制度の充実強化を講じること。

2、品目横断的経営安定対策について。

- (1) 本対策の助成金額算定基準の見直し、規模拡大助成制度の拡充、資格・規模要件の見直し、申請事務の簡素化並びに助成金仮払い制度の創設等必要な見直しを講じること。
- (2) 本対策に加入した経営体が安定的に維持・発展できるよう、経営体の健全育成や法人化に際しての資本力強化等に資する支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年12月20日、熊本県菊池市議会議長、北田彰。

内閣総理大臣、福田康夫様ほか各大臣に意見書を提出したいと思います。

議員各位、全員一致のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） 経済常任委員長に質疑を申し上げます。

今回、原油及び飼料高騰の部分、あと品目横断的経営安定に関する意見書ということであります。確かに委員長の述べられますとおり、農業は菊池市はおろか日本国の基幹産業であります。現状を踏まえる中で、その中身については誠に委員長述

べられたとおりのことであるとは思いますが。ただ、今回経済委員会として意見書を出されるということで、経済委員会の所管からすれば今回の農業のみに特化しておりますが、経済委員会としては商工業もその所管にあたるということで、商工業におきましても、例えば工業であれば建設業であれば重機の燃料代も上がっておりますし、輸送業の場合は、その燃料高による影響もかなり出ております。また、一般の飲食業に関しても食用油の値上がり等が起きているわけですが、その対応に苦慮している状況の中、今回意見書を出される中で、商工業についての今後の議論というものが委員会においてどのようになされたかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

○経済常任委員長（坂井正次君） 樋口委員長のおっしゃることも十分わかります。委員会としても他産業のことも真剣に協議をしておりますけれども、今回は品目横断的経営安定対策を中心に意見書を提出したいということでございました。せっかく提出するならばそれに肉付けをして、飼料高、原油高の対策を追加するという形で意見書を作成させていただきました。また、焦点がずれないためにもこういう農業一本で意見書を出すということで委員会全員の皆さんで採択したわけでございます。今後委員長のご意見を尊重しながら、農業以外の産業に関しても十分協議をしながら考えていきたいと思っておりますので、どうぞご賛同よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） 坂井委員長から様々な議論があったと理解をさせていただきます。できますれば、今後林業、または商工業者との対話の中に引き続き必要な対策の提案を商工業、林業等を含めてご提案を願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

意見書案第5号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第3 意見書案第6号 森林・林業木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、意見書案第6号、森林・林業木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

○経済常任委員長（坂井正次君） すみません、いくつもございますけれども、意見書第6号につきましては、案文を読み上げ提案理由に代えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

森林・林業木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書。

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林が持つ多面的機能が低迷している実情にあります。また、近年自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安心・安全の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されています。更に、地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書の発効に伴い、国際公約となった温室効果ガス6%削減を履行するための、森林吸収量3.8%確保対策の着実な実行も急務となっています。加えて、この間、我が国の森林行政の中枢を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。こうした中、政府は平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子で

ある、①多様で健全な森林の誘導、②国土保全等の推進、③林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等対策を進めていくこととされ、また、平成19年2月23日に閣議了承された「美しい森林づくり」に係わる国民運動の推進は、地球温暖化防止対策と密接な連携をさらに進めていくものとなっています。したがって、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策の着実な実行、そして、多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するためには、下記施策の実行と、これに要する20年度予算の確保が不可欠であり、貴職におかれましては、特段のご尽力を賜りますようお願いいたします。記。

1、森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業施策実行に向け、平成20年度予算の確保等必要な予算措置を講ずること。

2、国産材利用・安定供給対策ならびに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。

3、森林・林業基本計画に基づく労働力確保に向け、森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」のさらなる充実や各種対策を講ずること。

4、二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。

5、地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策を図ること。

6、国有林野事業については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。また行政改革推進法に基づく平成22年度までの検討にあたっては、今後とも幅広く国民の意見を聞くとともに、国会で十分議論を尽くし対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日、熊本県菊池市議会議長、北田彰。

内閣総理大臣、福田康夫様をはじめ各大臣あてでございます。

議員各位の全員一致のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第6号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第6号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第4 意見書案第7号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出 について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第4、意見書案第7号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

○経済常任委員長（坂井正次君） 意見書案第7号について、案文を読み上げ提案理由に代えさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには多額のクレジット債務に迫られた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生している。こうした被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引き渡しを分化したシステムであり、販売業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにも関わらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられる。そこで、こうしたクレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには、消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、菊池市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たって、次の事項を実現するよう強く要請する。記。

1、クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。

2、クレジット事業者の不適正与信防止義務。契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとする。

3、過剰与信防止義務。クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認める等、同義務が実効性のあるものとする。

4、契約書型クレジットに関する規制強化。契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、且つ契約書面交付義務を明記すること。

5、指定商品（権利・役務）制及び割賦要件の廃止。原則として、指定商品制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストによる対応をするものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年12月20日、菊池市議会議長、北田彰。

内閣総理大臣、福田康夫様をはじめ関係大臣様に提出をいたします。

議員各位の全会一致のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第7号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第7号については、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はす

べて議了しました。

これをもちまして、平成19年第4回菊池市議会定例会を閉会します。
全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。



閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 森 隆 博

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

付 録

平成19年第4回定例会付議事件一覧および審議結果表

(12月4日・12月20日議決)

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|---------|---|------|
| 議案第116号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成19年度菊池市一般会計補正予算(第6号)) | 原案承認 |
| 議案第117号 | 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第118号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第7号) | 原案可決 |
| 議案第119号 | 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第2 号) | 原案可決 |
| 議案第120号 | 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第 2号) | 原案可決 |
| 議案第121号 | 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2号) | 原案可決 |
| 議案第122号 | 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号) | 原案可決 |
| 議案第123号 | 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予 算(第1号) | 原案可決 |
| 議案第124号 | 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) | 原案可決 |
| 議案第125号 | 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第2号) | 原案可決 |
| 議案第126号 | 平成19年度菊池市水道事業会計補正予算(第1号) | 原案可決 |
| 議案第127号 | 菊池市老人福祉施設福祉サービス相談委員会条例の制定に ついて | 原案可決 |
| 議案第128号 | 特別職等の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第129号 | 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて | 原案可決 |
| 議案第130号 | 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する条例の制定 について | 原案可決 |
| 議案第131号 | 菊池市短期入所生活介護事業所条例の一部を改正する条例 の制定について | 原案可決 |
| 議案第132号 | 菊池市公園条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|---------|--|------|
| 議案第133号 | 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第134号 | 平成19年度菊池市一般会計補正予算(第8号) | 原案可決 |
| 議案第135号 | 平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 議案第136号 | 平成19年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第137号 | 平成19年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第138号 | 平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第139号 | 平成19年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 議案第140号 | 平成19年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 議案第141号 | 平成19年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第142号 | 平成19年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 |
| 議案第143号 | 平成19年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
| 議案第144号 | 財産の取得について | 原案可決 |
| 議案第145号 | 字の区域の変更について | 原案可決 |
| 議案第146号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 原案同意 |
| 意見書案 | | |
| 意見書案第4号 | 企業誘致促進に関する意見書 | 原案可決 |
| 意見書案第5号 | 原油及び飼料価格高騰に伴う農業への対策強化並びに品目横断的経営安定対策に関する意見書 | 原案可決 |
| 意見書案第6号 | 森林・林業木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書 | 原案可決 |
| 意見書案第7号 | 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書 | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 審議結果 |
|--------|---|------|
| 報告 | | |
| 報告第18号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 報告第19号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 報告第20号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 報告第21号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 報告第22号 | 専決処分の報告について | 原案報告 |
| 請願 | | |
| 請願第3号 | 後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願 | 不採択 |
| 請願第4号 | 日本の「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願 | 採 択 |
| 請願第5号 | 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願書 | 採 択 |
| 陳情 | | |
| 陳情第4号 | 陳情書 | 採 択 |
| 陳情第5号 | 学校・幼稚園の駐車場設置に関する陳情書 | 採 択 |

菊池市議会会議録
平成19年第4回12月定例会

平成20年2月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話 (096) 372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968) 25-2325